國史叢書

評議員
文學博士 萩野由之
文學博士 黑板勝美
文學博士 松本愛重
文學士 笹川臨風
文學士 菊池謙二郎
文學博士 三宅米吉
（イロハ順）

黑川眞道編

關原軍記大成 三

國史研究會藏版

目次

關原軍記大成 三

目次終

關原軍記大成 巻之二十二

京極高次東軍に應す

大津城攻附和平

爰に江州大津の城主、京極（本氏佐佐木氏）近江守高次は、豫てより内府公へ心を寄する人なるに依つて、上方騷動に及びければども、内府の御味方すべきに相定め、密かに籠城の用意せらる。大老・奉行の面々も、高次の心中覺束なく思ひ、朽木河内守元綱を、大津へ遣し、貴殿は正しく秀頼公の御外戚といひ、太閤の御懇情を請けたる人なれば、定めて二心なかるべし。されども、江戸中納言の内室は、貴方の御奥方の御妹にて、關東へも由緒あるにより、此方隔心なきにもあらず。然れば、幼君熊若（後號二若狹守一）を人質に出して、更に別心なき證據を表はし給へとありけるに、高次件の人質を心憂き事に思はれけれ共、卒爾に敵の色を立てば、如何あるべきと了簡して、返答せられける

高次伴つて質を西軍に納る

に、某何の恨あつて、秀頼公に叛くべき。然るを逆意ある者の様に、人質を出だせと仰せらるゝは、近頃曲もなき御事なれども、とかく申すも無禮なれば、御下知に從ひ申さんとて、八歳になる熊若麿、家人等西左衞門を相添へ、同時に四人の子弟を人質に出されたり。其頃羽柴肥前守利長・同舍弟能登守利政、內府公の御味方として、大軍を引率し、越前へ亂入あるべしと聞えければ、大老・奉行相謀り、高次其外近國の諸利長・利政が押として、此國へ出陣あるべしと下知せらる。高次も、休養を圖るべき爲め、家臣黑田伊與・赤尾伊豆・安養寺門齋・由井少齋等、彼是千餘人居城に殘し、手勢二千人を率して、北國へ出陣あり、此間に石田三成、高次の家人黑田・赤尾が方へ使者を立て、大津は味方の道路なれば、つなぎの爲め、此方より人數を入置くべきに相定む。宰相殿既に御出陣なれども、各〻を留め置かれし上は、〔ハムイ〕不儀の御下知に從ひて、城を明渡すべしとありけれども、黑田・赤尾承引せず。知召す如く、松丸殿・其外宰相の老母・奧方・伊奈侍從の內室、城中に居られ候ひし上は、主人高次の下知なくして、城を渡し申さん事、思ひも寄らずと返答して、使者二三度に及びけれども、

終に同心せざりしとなり。

或說に、黑田伊豫、上方を引く心ありて、城を渡すべしといひけれども、赤尾伊豆同心せざりしといへり。

斯くて高次、北國へ發向せられしが、未だ著陣なき內に、利長・利政、加州大聖寺の城を攻落して、同國細呂木より軍を還へされたりと聞えしかば、高次諸將と參會して、山口父子を敵に討たせ殘念なりと挨拶せられけれども、利長と一戰に及ばざる事を、實は祝著なりしとなり。此時大谷刑部少輔吉隆は、山口父子を救はんため、越州敦賀を出て、同國北庄へ著陣ありて、高次以下の諸將を招き、肥前守重ねて軍を牽し、若し當國へ働くに於ては、各〻一筋に戰功を勵み、利長を討果さるべしといひ含めて、大谷は是より濃州へ赴きけるに、羽柴輝政・羽柴正則・黑田長政・藤堂高虎等の諸將、岐阜の城を攻落し、合渡の合戰に打勝ちて、赤坂へ著陣ありければ、吉隆越前へ飛脚を馳けて、近國より其表へ馳集りたる味方の諸將、中河內へかゝり大坂へ參陣せらるべしとあるにより、各〻越前を打立ちけるとなり。

或說に、大谷吉隆も、八月下旬迄北庄に在陣せしが、輝元・長盛、大坂より飛脚を馳けて、關東勢岐阜の城を攻落して、赤坂表に陣を取る由、秀家・三成より註進あり。是によりて輝元・長盛、兩家の軍勢又は大坂に至る諸將を相加へて、濃州へ差遣はすべきに相定む。貴殿は其表の諸將を語らひ、急ぎ大垣へ參陣せらるべしとあるにより、吉隆越前を打立ちたりといへり。

高次大津に歸る

斯りければ、高次も美濃へ赴くべしとて、諸將より跡に引さがつて、越前を打立ち、今戸より江州へ人數出されしが、すぐに海津へ寄り、海津より二手に相別れて、九月三日の夜半過ぎに、大津に歸陣せらる、然る處に、柳川侍從宗茂・筑紫上野介廣門は、大坂より大垣へ馳下る軍勢の先陣として、其夜淡津に宿陣をせしを、高次家臣を集めて議せられけるは、北國より歸りたる諸勢は休ませ、其餘の面々は淡津に到り、宗茂・廣門が陣を夜懸になし、悉く追散すべしと下知せられしに、黑田伊豫諫めて曰く、宗茂は無雙の勇將といひ、三千に餘る强兵を駈破らん事覺束なし。唯敵を引付けて討取術肝要ならんと、色々利害を論ずる內に、宗茂・廣門相倶に粟津を打立ちたりと

高次、關寺を守る

多賀孫左衛門糧を城內に入る

聞えければ、黒田を譏る輩は、無念なりといひあへり。明れば九月四日の朝、多賀孫左衛門・齋藤庄左衛門・若宮兵助、高次の下知を請けて、關寺に赴き、總門をうたせ、敵の通路を塞ぎ、其後町屋を點檢して、兵糧其外竹木を城內へ運入れさせ、籠城の用意を付く。高次既に越前より軍を返へされたりと聞えければ、秀頼の御母堂甚だ驚き給ひ、宰相の內室へは、尼孝藏主と阿茶の局を遣して、高次の心替を糺明せらるべしと御內語あり。時に輝元・長盛相談して、此度追々美濃國へ馳下る諸將、大津の近邊へ陣を据ゑ、秀頼公の仰を待つて、京極高次が居城を攻落し、其後大垣へ發向すべしと下知せらる。中にも輝元の叔父、毛利大藏大輔元康は、柳川侍從・筑紫上野介に續いて大坂を出馬ありしが、其手の兵士關寺へ込入りければ、門を堅めたる藍原助右衛門防ぎ兼ねて、山の手へ退き、味方を待つて門外へ立出さんとする內に、敵の輕卒、町屋に入りて、火を懸くべしといひあへり。此時多賀孫左衛門は、兵糧を城內へ運ばせて居たりしが、只一人關寺へ馳赴く、彼は其頃浪人にて半俗たるにより、元康が兵士に向つて、我等は三井寺の衆徒なるが、勸進の爲に美濃國へ下り、久しく煩て

漸々只今歸りしに、大坂より御人數向ひ、大津の町を燒拂ひ給はんと聞きて、直に是へ參りたり。此所を恣に燒拂ひ給はんは、近頃卒爾の御計ひたるべし、如何にといふに、大津の町に居住する三井寺・叡山の檀那其數を知らず、彼者共に諸道具を退させ、其後如何んともあれ、さなきうちに放火せらるゝに於ては、園城寺・延暦寺の寺僧も衆徒も、同意して京極殿の味方となり、寄手の妨をなし申さん事必定なり。只々門外へ御出あるべし。又あれに控へたるは、助右衞門といひて、白石町の塗師屋なるが、常々武士だてして、刀・脇差を差す者なり。更に御不審ある人ならず。我等召連れて歸るべしといひければ、敵兵、孫左衞門に計られたるか、又は敵味方の下切なき内に、放火するもいかがとや思ひけん、皆門外へ出でければ、孫左衞門又町屋に歸り、

大津城の警備

齋藤庄左衞門・若宮兵助と相謀り、旣に兵糧竹木を城内へ運入させたる上は、敵の放火せざる先に、町屋を此方より燒くべしとて、京町・鳥町・白石町・中町・濱町・松本邊へ足輕を遣して火を懸くる。此時城內三丸の侍屋敷悉く燒拂ひ、京町口・三井寺・尾花川口を掘切つて柵をつけ、三田村安右衞門後號二出雲一・尼子勝右衞門後號二宮內一・今村掃部・丸茂萬五

郎・赤尾文助・淺見藤右衞門・多賀孫左衞門・伊達左兵衞等は京町口の東西を守り、山田三左衞門・赤尾伊豆・友岡新兵衞・本郷數馬・由井太郎左衞門・鹽津外記等は三井寺・尾花川兩口を堅む。佐々加賀・黑田伊豫・龍崎圖書・安養寺長門等は士卒を勵すべき爲に、この丸口々に控へたり。城兵すべて三千餘人とぞ聞えし。羽柴本氏立花左近將監・筑紫上野介二將は、高次の籠城を聞くと等しく、四日の夜石部より急に引返し、勢田の橋詰に陣を取る。是は敵に勢田の橋を燒落されまじき爲なり。

或說に、久留米侍從・柳川侍從は、大坂京橋口・玉造口を堅む、高次大津に籠城の聞えあるに依つて、輝元・長盛の下知を請けて、秀包・宗茂、大津へ發向せられしといへり。尙古按ずるに、宗茂、醍醐越に勢多より大坂へ飛脚を馳せて、高次の籠城を註進せられたるが正說なりと、老兵の物語なれば、立花宗茂・筑紫廣門は、先達て大坂より發向せられしにや。

去程に、毛利元康以下の諸將、九月七日の朝、大津へ軍勢を進めけるにより、關寺の總門を打たるゝにより、諸勢暫く逢坂邊に控へけるが、孝藏主・阿ちやの局を返すべ

き爲めに、關寺の門を開きければ、毛利家の軍勢押續いて門の內へ亂入。城兵又敵兵を立出すべしとて、數十人城より出でけれども、立花宗茂膳所の高木邊迄推詰めたりと聞えければ、跡を取切られて叶はじと、僉議まち〱なるうちに、寄手城邊に近付きしかば、高次の兵士等敵を追拂はんとせしに、燒殘したる町屋の土藏を楯にとりて、寄手東西へ渡りければ、附入覺束なしとて、城兵引入りて二丸の門を固む。斯かりしかば、輝元の陣代毛利大藏大輔元康・堅田兵部少輔廣澄・增田長盛陣代增田作左衞門安俊・寺田遠江守正滿・秀賴公の御檢儀伊東丹後守長實・同左馬助長孝・速水甲斐守時之・同御目代福住兵庫頭守治・郡主馬首宗保・三輪加左衞門可成・其外、弓・鐵炮の物頭七千餘人、三井寺・尾花川兩口に陣を取つて、久留米侍從秀包・小出大隅守三尹・宗對馬守義智陣代柳川豐前守國信・此外多賀出雲守高賢・石川掃部頭賴明・南條中務少輔忠成・松若越後守・鹽屋隱岐守・木下備中守・同信濃守・荒木伊太夫・橫濱民部少輔・松浦伊豫守等、其兵一萬三千餘人、京町口に陣を取り、柳川侍從宗茂・筑紫上野介廣門、其兵三千餘人、濱松口に陣を取る。同國盧浦の觀音寺は、數十艘の舟をもやひ、

湖水より推寄る。岡手の兵數凡そ三萬七千餘人とぞ聞えし。是より先に、上方騷動の萠し聞えし頃、高次、家臣山田大炊後號二多賀一を以て、我等は一向に内府の味方すべき覺悟なり。暫し時節を圖るべき爲に、人質を出し、近日北國へ出陣あるべきに相定むと雖も、内府へ對して更に別心なし。汝人質として關東へ下り、内府の御本陣に伺公すべしとあるにより、大炊關東へ馳下り、内府公へ高次の存案を具に申入れければ、斜ならず御悅喜あり。宰相豫ての約束を違へず、味方せらるべきとある上は、人質の沙汰に及ぶべからず。幸ひ高次へ仰遣されたき趣あり。其方急ぎ馳上るべしとて、御口上を仰含められ、來國光の御腰物を大炊に給はりければ、大炊馳上りて大津の城に籠る。其後も亦高次飛脚を馳せて、上方騷動を註進ありければ、内府公御書を遣はさる。其趣に曰く、

其表之樣子切々被二仰越一候。就二今度之仕合一、申談筋目一途の御心底難二申謝一候。閣此方急度上洛申候條、以二面上一可二申達一候。伊奈侍從殿具申渡候。猶井伊兵部少輔可申候間令二省略一候。恐々謹言。

七月廿六日　家康

大津宰相殿

淀君、高次の妻を說かしむ

斯くて孝藏主・阿茶局は、高次の內室に逢ひ、淀殿の御文を授けて語りけるは、宰相殿越前より美濃へ御陣立あるべきを、推して御歸城あるにより、大坂にて人々申されしは、定めて內府と一味あるべく、若しさもあらば、縱令上樣へ御筋目ある人にもせよ、情なく城を攻落し、上々の事はいふに及ばず、城中に籠る女童部迄殺害せらるべしとあるに依つて、淀殿殊の外歎かせ給ひ、此上ながら宰相殿關東と御手切なるに於ては、淀殿如何計り御悅びあるべし。其爲に御文をまいらせられしとの趣なり。彼の孝藏主は、女なれども利口才覺ある者なりとて、太閤御側近く召置き給ひ、大老・奉行、其外外樣の諸大名へ、御內々の仰事ある時は、いつも御役に參りたる者なるが、此時高次の內室に向つて、若し宰相殿二心あらば、天下の人口にかゝり給ひ、剩へ御家の亡びも近かるべし。返すぐゝも御思案あれかしと、言葉を巧にいひたりしに、內室返荅ありけるは、宰相殿越前より歸られての後は、ひたすら軍の用意とて、松丸

西軍大津城を攻む

柳川の兵外郭を破る

殿・我等にも未だ對面なき故に、高次の心中曾て知らず、幸ひ兩人參られたる上は、宰相殿に逢て、事のやうを懇に尋ね給へとありければ、兩人やがて高次へ御見參に入り申度といひ入れけるに、高次返荅申されて曰く、兩人我等方へ御使にもあらず。殊更籠城の手つがひに、暫くの暇も惜しければ、對面叶ひ難しと、依つて二女力なく大坂へ還る、又輝元・長盛相談して、木下備中守・荒木伊太夫兩人を以て、色々異見ありけれども、高次承引なかりしかば、此上は急に大津の城を攻落して、其後諸勢大垣へ發向すべしとあるにより、九月九日の申酉刻より、十一日の未刻迄、寄手の諸勢晝夜のさかひもなく城を攻出る、中にも羽柴宗茂の仕寄は、他の手より半町計り出張しが、明日は手の者に休息させ、十三日の早天に城へ乘入るべしと議定せらる。 時に城中にありける伊賀の者、忍の者、十二日の曉、毛利家の陣に忍入り、旗二本奪取つて城に歸る。 城兵彼を立てゝ笑ひけるに、柳川勢旗の紋を見、毛利家に先をせられたりと思ひ、竹牌を押倒し、ひた〳〵土居の下かつぎければ、攻合を備へたる筑紫上野介・多賀出雲・久留米侍從・横濱民部少輔・鹽屋隱岐守・南條中務少輔、其外輝元・長盛

の軍勢、壕を越て塀下に付く。城兵矢石を放しければ、見る内に人だねをつかせけれども、寄手の大軍事ともせず、死人を踏付け〳〵塀際に迫る。今村掃部が旗の者、叶ひ難くや思ひけん、京口の昇旗をしぼると等しく、多賀出雲守高賢が手の者、塀の矢切へ上りしに、今村掃部、爰を破られじと防ぎけれども、組下の兵士二十人の中、十九人迄手負・討死して、塀裏疎らになりければ、多賀雲州遂に外郭を乘破り、柳川の勇士由布大炊・中江新八・河西伊助、先を爭ひて城中へ乘込み、其傍輩立花五右衞門内田監物・由布平兵衞・谷田喜右衞門・伊藤角兵衞・兒玉市助・太田小兵衞・足達彌六・大橋才藏・安部半七等、其場に於て死を致す。此時宗茂の隊長立花善右衞門屬兵を勵し、城内へ駈入りて創を蒙り、手の者共も、死を致す武勇を顯す。又宗茂の家族清田又兵衞は、始め膳所の高木へ城兵物見に出けるを、又兵衞馬を乘付け、延壽の刀を拔いて敵の胸より乳の下へ切割る。彼刀を清田が兜割りといひならはす。又城内へ乘込みて、敵一人突伏せて其首を取る。其被官數輩首を取る。又立花吉右衞門が屬兵長德太兵衞、傍輩に先立て塀を越えけるが、鑓にて突きたるを、神息の名刀三尺餘り

なるを拔いて、敵の鑓を切折り、忽其敵を刀にて突伏せて首を取る。久留米侍從の隊長、竈雅樂は、三丸へ乘込みて命を殞し、同旗奉行野伴源左衞門は、旗を城中へ入れて討死す。其外秀包の兵士十七人命を殞す。又木下の家臣大槻小右衞門も、三丸へ乘込んで武功あり。此時三方の寄手、凱歌を作り駈けて三丸へ亂れ入る、山田三左衞門・山田大炊・赤尾伊豆・本鄕數馬・友岡新兵衞・今村掃部・丸茂萬五郎・鹽津外記・赤尾久助等、溢るゝ敵と相戰ひけれども、寄手大軍なれば防ぎ難く、二丸へ取込みけるに、高次の使、二丸口へ駈來て曰く、面々は何とて三丸を捨置いて、早く二丸へ引入りたるや、城内に仕寄を附けられては、味方の威屈すべし。軍士を進めて敵を追返し給へと下知せらる。此時高次の小姓、山本太郎八・瀨川忠次郎大手へ駈來り、高次の下知を傳へけるが、京口の門司安養寺門齋、彼山本・瀨川に向つて、仰畏りたり。此旨申上げられよといひければ、山本・瀨川が曰く、門齋老とも覺えぬ人かな、いひ捨の御口上といひ、櫓より御覽ある事なれば、突いて出るが御返事なり。我々も諸士共に討つて出づべしといふにより、門齋、兩人の理に於て、山本・瀨川兩人を人數に加へ、

城兵の奮戰

東口の門を開きければ、屈强の兵士三十餘人、鑓先を並べて馳懸り、敵の大勢を突伏せけるに、此時敵味方の死傷する者少からず。中にも銚子五郎兵衞は、栗色の皺革に、金の筋たる羽織を著て、雪の如くなる白熊の兜を上より亂しかけ、十文字の鑓を取のべ、敵を追靡け、其場を去らず討死す。彼が出立の華やかなるを見て、寄手の軍士等、城主高次なるべしといへり。尾間甚右衞門も、五郎兵衞に劣らぬ働なりしが、是れも其場にて討たれたり。寄手彌〻多兵になつて、城兵の後を取切らんとするにより、又引入つて二丸の門を堅む、彼の高次の小姓山本は十八、瀨川は十七才なるが、兩人共に手にあひければ、當座に二百石の領知を與へらる。又山田三衞門・山田大炊・赤尾伊豆・本郷數馬・友岡新兵衞・鹽津外記等も、西の門より突出けるが、山田大炊、十文字の石突を取つて、盔の上にて振廻し、まいるのみと呼懸けて、一番に鑓を合せ、敵二人手の下に突倒す。是を山田大炊が尾花川口の鑓といふなり。兄三左衞門も、大炊と一所に働きけるが、鑓付けられて大炊が鑓の柄に倒かゝり、鎧の袖十文字の横手にかゝりけるを引懸けて、川上に左衞門が燒屋敷の跡を、十四五間引

返し、三左衛門が死體を下人に渡し、又取つて返し防ぎ戰ふ。本郷數馬も其場にて首を取る。赤尾伊豆は、猩々緋の陣羽織を著て、穂長の鑓を振廻し、敵兵數輩突倒す。南條中務が家老、友田左近右衛門は、宮部善祥坊に仕へし時より、隱れなき者なり。此時脚袢の緒のとけたるを結直し、赤尾伊豆を目懸けて突合しが、兩人共に勇力ある者にて、勝負分らざる中に敵味方入亂れければ、赤尾・友田別人に渡り合ひ、嚴しく相働く、友田傍輩朝山越中も、手の者を下知して相戰ひしが、越中が一族植木善之丞は、太刀打して敵の鑓を切折しかば、敵兵力叶はずして其場を退く。寄手多勢なるにより、城兵叶ひ難く、又二丸へ引返しけるが、山田・赤尾迭る〱六度迄返合せ、拂ひのきに引退く。此時山田大炊が郎等、奥村道通は、敵三人突伏せけるに、大炊是を〔見て脫カ〕道通が危を救はん爲めに、引返さんとせしを、赤尾伊豆、大炊が鑓の柄に取付きて、味方を助くるも時によるべし。只々退き給へといひて、兩人二丸へ引返す。此時に奥村道通は終に討たれたり。寄手附入にせんと慕ひけるを、三丸へ引返す門際に於て、赤尾伊豆守踏止り、敵合を□中に城兵門内に入ければ、其日

の門司由井少齋、扉をたて丶鍵をさす。赤尾立出されて氣を屈せず、彼穗長の鑓を側に置きて、敵の方へ足を投出し、草鞋の緒を結び直しけるに、寄手赤尾が働を見て、物蔭に城兵ありと思ひけるにや、暫くためらふうちに、少齋、赤尾を招き入れて、又門を立つる、此時赤尾、少齋に向つて、御邊は我等を捨殺さんとしたるよな、貴殿には似合はぬ事なりといひければ、少齋聞き敢へず、敵兵、味方を追詰ふて、二丸へ入らんするが難儀さに、敵あひを計りて門を打ちたり、御邊一人を救くべき爲めに、城の危きを忘るべきや、其上六條合戰の時、野村越中守武者奉行なりしが、門役明智十兵衛と相謀り、本國寺の門外へ、味方七人立出したれども、野村・明智が越度にはならず、此理を分別せられよといひければ、流石の伊豆守、とかくの返答せざりしとかや。又三田村安右衞門・尼子勝右衞門・淺見藤右衞門・多賀孫左衞門・伊達左兵衞・日本彦右衞門、屛裏を退きしが、多賀孫左衞門に詞を懸けて、淺見藤右衞門も引取るに依つて、我等も引取らんといひけるに、孫左衞門は、猶屛下にありながら、淺見藤右衞門を呼懸け、御邊はきたなくも爰を引退くかといひければ、淺見も强かなる者

なれば、孫左衛門に呼懸けられて踏留り、のくまじき所かといひけるに、孫左衛門西の方を見やりたれば、味方殘らず引拂ひ、敵兵數百人城内へ乘込み、二丸の屏際まで押詰めけるに依つて、此上は引取るべしといひて、多賀・淺見後殿して引退く、敵透間もなく追懸しに、多賀・淺見返し合ひ、淺見は太刀打して敵一人切伏せ、孫左衛門も敵の物頭を突倒す。寄手の軍士しらみければ、淺見は是より長束屋敷の方へ引取り、多賀は二丸の東の門前へ行懸りけるに、敵數十人橋の上へ押詰めければ、爰にて藤右衛門太刀打の働あつて、創を蒙りけるに、增田長盛の家人中村金六、淺見と組打ちして居たりしが、舊友の好みあるに依つて、是より坂本へ相具し、一命を助けし。藤右衛門後に越前に於て五千石の領知を與へられしとなり。斯くて多賀孫左衛門は、二丸の塀に沿ひて引取りしに、敵又急にしたひければ、又引返して鑓を合せたり。是を多賀が二度の一本鑓といひ習はせり。此時傍輩三田村安右衛門・河合庄次郎等十四人、多賀を討たせじと返しけり。道住門より二三十間計りまくり立て、敵七八人突倒す。此時に多賀孫左衛門が、よき武者一人突倒して首を取りけるに、

三田村安右衛門、首は取るまじき所なりといふにより、孫左衛門其首を敵の方へ投返す。然る處に、寄手二三百人多賀・三田村・河合等が後を切取らんとするに依つて、城兵門内へ引入しが、多賀は此時殿して門に入りたる武者振、敵も味方も目を驚しけるとかや。此時敵兵透間もなく門の扉に附きければ、多賀孫左衛門・中井清右衛門けはしきは（脫字アラン）中井清右衛門・長屋新助・由井次郎兵衛（後號民部）・高木半右衛門、水を汲ませければ、多賀は戶板を門の楗にもたせ、さんをふまへて上へ上り、格子より水懸けて火を打消し、堅固に門を拒ぎければ、寄手門前を引退く。去程に、寄手諸將三丸を攻取つて、二丸への口々へ押詰けるに、高次の軍士等弓・鐵炮を放し、石・材木を落しかけて敵を拒ぐ。石河掃部頭、鐵炮に當つて深手を負ひ、其外兵士の死傷する者五六百人に及びければ、寄手攻口を窪、三丸には寄を付けて陣を張る。爰に於て大坂へ註進しければ、輝元・長盛諸將の戰功を犒らひ、多賀出雲には、つぎて本書を授けらる。其趣に曰く、

大津城三丸、昨朝一番被乘崩、首五つ被討捕之段、御手柄無比類候。御褒美の儀、

追而可ㇾ申談ㇾ候。先一筆申入候。恐々謹言。

九月十三日

増田右衛門尉　長盛

安藝中納言　輝元

多賀出雲守殿

御陣所

木食上人高次に和談を勸む

寄手の諸將大坂へ註進ありて後、各、相談せられけるは、急に本城を攻破らんとせば味方の死傷多かるべし、所詮火器を施すにしくはなしとて、又十三日の早天より、長柄山に備へたる火箭・大筒をつるべかけて、塀・櫓等を破りけれども、高次兼ねて武備を好み、賞罰に私なきにより、家中の面々親附せしにや、桂九左衛門といふ者ならで、挾間を潜りたる者一人もなし。足輕・又者に至るまで、身命を捨て堅く守り、同日午の刻計りに、新庄本玉齋と高野山木食興山、解の爲に大坂より來り、高次に逢て語りけるは、正しく天下の御爲とありて、軍勢を催促せらるゝ中に、貴殿、御下知に背給ふて籠城あるに於ては、其罪謀叛に等しかるべし。急ぎ寄手と御和談ありて、御老母、其外御女達、又は人質として出されたる熊若麿の御命を救ひ給へといひけ

れば、高次返答申されて曰く、我等は今度内府へ屬し、寄手の諸將輝元に與して勝負を爭ふ戰なれば、更に秀頼公の御身に繫る事にはあらず、然らば天下の元臣たりし内府の味方なり。今更城の危きを見て、おめ〳〵と城を明渡さんこと、武門の恥とする所ならん。手の者を下知して防ぎ戰ひ、若し叶はずは腹切るべし。此由輝元・長盛にも物語ありて給はるべしとあるにより、兩人重ねていひけるは、宣ふ所然る事なれども、上方の諸將を敵になして、今かく御籠城あらば、秀頼公に弓を引き給ふといふ者ならん。貴殿に限らず此度の兵爭に、關東と一味する輩は、不忠の罪科重かるべしと、理を盡していひけれども、高次一向承引なく、兩人は急ぎ大坂へ歸參せらるべしとあるに依つて、猶異見すべき爲に、其夜は三井寺に逗留して、いよいよ寄手の城攻をとゞむ。其後高次は家老を集め、纔のかきあげに籠つてさへ、運を開きたるためし世に多し。然るを大軍とはいひながら、通りがけの敵に押つめられ、いかでいふ甲斐なく和談すべき、汝等心を一致にして、拒ぎ戰ふべしとありけるを、黒田伊與、高次の下知をおしかえて、御和談然るべからんと、種々諫めけるとか

大津開城

高次、高野に蟄居

や。翌十四日の朝、淀殿より御使者として、又孝藏主と海津の大津へ來り、是非々々寄手と和談ありて然るべからんとの趣なり。本玉齋・木食興山も、三井寺より來て又解の趣を語る。高次は猶も同心なかりけるが、十三日の朝、山の手より打たる石火箭にて、天守の柱を打切、松の丸殿召遣ひ給ひける女房二人、此響にて死しければ、松の丸殿殊の外驚き給ひ、頻に和談の願あるに依つて、高次力なく承引せられしとなり。翌十五日の朝、高次城を出で、三井寺の雲光院に至り、寄手ゝ諸將と對面して、其日和州玉水に至りて、高野山へ蟄居せられける、始め越前より歸城の時、濃州和坂に在陣せられしが、伊奈侍從・井伊掃部少輔方へ飛脚を馳せて、敵の通路を塞ぐべき爲に、越州より領地へ馳退き、城に楯籠りたりと註進せらる、内府公も、此頃江戸を御出馬ありしが、遠州中泉より、高次へ御書を與へらる。其趣に曰く、

切々使札御懇意之段難二申盡一候。去三日大津へ被二打通一、手切之可レ有レ行由、修理殿非伊兵部方より申越之間、一刻も出馬急申候。中納言は中山道罷出候。我等は今七日至二遠州中泉一著陣候。委細修理殿可レ被レ仰之間不レ具候。恐々謹言。

五月七日　家康

大津宰相殿

高次城を退去の後、此御書を拜見ありて、和談を後悔せられしとかや。高次大津を出られけるに、赤尾伊豆、例の猩々緋の羽織を著て、高次の乘輿の側に供しけるを見て、寄手の軍士伊豆に指さして、大膽なる者なりといひあへり。此赤尾伊豆は、淺井長政の家老、赤尾美作が末子なりしが、元來京極の家人なるによつて、淺井長政滅亡の後、高次につかせけるとなり。又關東勢濃州赤坂に著陣の頃、大津籠城の聞えありければ、高次の舍弟伊奈侍從、後詰の望ありけれども、内府著陣なきに依つて、力なく時をうつされしが、九月十四日に、家康公赤坂へ御著座ありて、侍從高知の心中を聞召届けられ、御暇給はりければ、急に江州長濱に至り、相圖の狼煙をあげさせ、高次の安否を伺はれけれども、合圖なし。落城疑なしとて、高知口惜しく思ひしとなり。程なく天下平均となり、内府公大坂の城へ入らせ給ひければ、御味方に參りたる大名・小名、御館へ參向ありけれども、京極高次いまだ伺候なかりければ、井伊

高知兄を救はんとして及ばず

兵部少輔、家康公の御內意を受けて、高次急ぎ罷出らるべきといひ送りけるに、某何の面目ありて、二度內府に謁すべきとあるによりて、山岡道阿彌を御使として、罷出らるべきと仰せられけれども、高次、貴命に從ひ難しとあるにより、又山岡道阿彌と井伊兵部少輔を、高野山へ遣し給ひ、四五度に及ぶ、上方勢關ヶ原へ著陣せざりし事、悉皆高次の武功なり。此一禮を仰せらるべきこと、御懇の仰あるにより、高次に若狹國、舍弟高知に丹後國を與へらる、又是より先に、高次の使者多賀孫左衞門、高野山より大坂へ伺候申しければ、御前へ罷出され、口上を聞かせ給ひて後、京口の昇旗を、早うしぼりし故に、寄手三丸へ乘込みたるやうに、聞召傳へられしとありければ、孫左衞門覺えず落淚して、口惜しき由申したりければ、餘儀なく思召さるとの仰せなり。 孫左衞門御次へ出で、井伊兵部少輔・本多上野介に向ひ、內府公上方へ御出馬なさるべきと聞えながら、下臈の中ならはしたる、木履に雪のつきたる如くなる御出馬なるに、破れ提燈の如くなる瘠せ城に、高次なればこそ數日楯籠りたりといひければ、多賀が座興を笑ひながら、申さるゝ所理なり、といひしとかや。 此說記錄

多賀孫左衞門が事

に見えずと雖も、彼多賀氏が一族なりし長崎御政所牛込重忠の物語なれば、爰に記す。彼の多賀孫左衞門は、予が外祖父なるにより、大津の城に籠りたる故を聞くに、彼は多賀豐後守高忠が孫、多賀彦兵衞が二男なり。兄多賀小傳次伊賀陣に討死して後は、孫左衞門父は、家を相續すべかりしを、父彦兵衞、信長の仰を請けて、織田信澄の家老となりしに、信澄の暴君なるを歎き、度々諫め爭ひて、いつとなく君臣は中疎くなる頃、信澄は在京せられ、彦兵衞は信澄の領地江州大津に居たりしに、信澄明暮〔祕藏脫カ〕にせられし黃鷹あり。彼の鷹俄に煩なく空しく死したりしを、鷹の養生疎略なるは、家老の越度なりといひ付けて、彦兵衞に腹切らせ、剩其子孫左衞門をも殺害せよといはれけれども、父彦兵衞が罪さへ死にあたらざる故、孫左衞門は命を助かり、親類なれば德永法印に養はれて、此時美濃國松本に至りし。曾祖父多賀豐後守は、佐々木の一族なるにより、高次數年孫左衞門に懇意を加へられしかば、大津籠城を聞くと等しく、松本より大津に赴きて籠り、殊更粉骨の働あるにより、高次の近臣等、多賀に感狀を給はるべきかと申しけるに、高次かつて承引なく、此度

我等城を出たるにより、多賀に限らず、身命を捨て働たる輩にも、自判の感狀を得さす事、世間に對して憚あり。然れども、多賀は近年浪人なるに、志といひ、働といひ、彼是無下にすべきやうなし、彼が粉骨の品々、證人を立て書出せよとあるにより、此時始終を書調べて捧げゝれば、其一卷に奥書を加へ、近臣四人に連判させて、手づから給はり、其外の輩は、同時に證文を與へらる。此故に京極の家にて是れを感狀といはず、證文といひ傳へたり、彼の多賀孫左衛門を此時高次家人となし、采祿を與へ物頭にせらる。又大津の城を攻めたる諸將中に、多賀出雲守、孫左衛門親類なり。若し彼れと渡合するならば、組討にして後高次に申請ひて、一命を助くべき物をと、心中に思ひて居たりとかや。彼の多賀孫左衛門が證文左に記す、・

依仰申上候條々　　多賀孫左衛門

一、大津御籠城初中後鐵炮放申候。其段は玉藥御奉行衆被存候事。

一、三丸持口、右は日本彦右衛門、左は伊達左兵衛居申候に付、左兵衛鐵炮に打、其塀裏明申候に付、藤右衛門詰被申候。夫より私は始終持、二度迄詰橋より昼きり

に上り突合申候。其段は右兩人被存候事。

一、屏裏退申候儀、淺見藤右衛門㯮より下り申候を、彦右衛門見申、彦右衛門もといを下り、私に申候は、藤右衛門も退候故、我等も退候とて、彦右衛門も早速退申候。其時私は屏下に罷在、藤右衛門退き候かと言葉を懸申候處、退間敷儀に哉と藤右衛門申候。其時西を見申候得ば、不ㇾ殘味方引拂、敵無ㇾ透二丸屋きり迄つき申樣に見え申候。此上は退可ㇾ申と藤右衛門申合候。此段藤右衛門土居被ㇾ申候間被ㇾ存候事。

一、藤右衛門は南の櫓より長束屋形の方、私は香珠樣塹の方へ退申候。藤右衛門は刀にて、おつ取卷たる敵と切合申候。私は鑓差出候内は敵合三間計り御座候。跡の開簣戸際より安右衛門・少次郎退申候。其競に我等鑓を入、能武者一人突倒申候。藤右衛門は一人切倒、其儘長束屋敷際迄居申候。安右衛門・少次郎・私は道住門より三十間計りまくり付、右の衆として七八人も殺し、其の内私首一つ取候首は、不ㇾ取所と安右衛門申候に付捨申候。此儀重て可ㇾ申上ㇾ事。

一、其後退申候に、次郎兵衛屋鋪より香珠様御門迄は、敵取切二三百も見へ申候。安右衛門・宇兵衛迫り可レ申と申候。くゞりを明けさせ、安右衛門・少次郎何も下々追入、其跡に私入申候事。

一、安右衛門・少次郎は、二丸へ直に取込候。私は香珠様御門へ相詰候はなしより、我等中井清右衛門敵の骸〔髑イ〕をつき申候、敵はや火を懸申候に付て、中井清右衛門・大西・長屋新平〔助カ〕・由井次郎兵衛・高木半右衛門水を汲ませ申候。私は楗に戸板を持たせ、上に上り、水を格子の上より懸消申候。其段尼子清右衛門右西右の衆存候事。

一、七月出入の刻、徳永法印濃州に召置申候。大津の様子承、三代宗恩の御被官に候。未御用に立可レ申と奉レ存罷上候事。

一、九月六日於二逢坂御番所一輝元衆より町へ亂入候。御城より手筈にて候條、燒可申とはや火を懸申候を、私儀元康先勢に才覺仕、御番所追立申候。此段藍原助右衛門被レ存候事。

一松玉町より火をかけ申候儀、齋藤少左衛門・若宮兵助私に被二仰付一候。此段は兩

人の內より念頃に可ㇾ被ㇾ申上ㇾ事。右の次第何も私一番と存候。御吟味無ㇾ御座ㇾ候內は不ㇾ申上ㇾ候。此段被ㇾ仰上ㇾ可ㇾ被ㇾ下候。以上。

九月二十五日

青木扑養
熊谷主水
和田藏人
內藤兵庫

御奏者中

始終無ㇾ比類ㇾ御粉骨之條々、逐一被ㇾ遂ㇾ御披見ㇾ、感思召者也。

多賀孫左衞門殿

彼の多賀孫左衞門が證文に、一番とあるを見て、三田村定右衞門承引せず。遠慮あるべき文言なりといひしに、孫左衞門答へけるは、各〻我等が持口、始終堅固なるは人

人の知る處なり。敵既に城中へ乘入りたる時節を見きり、各〻は本城二丸守るべき爲に持口を退き、我等と淺見藤右衞門・日本彥右衞門は、他の手より敵の乘入りたるさへ口惜しく、若し味方の兵士敵を城外へ追出す事もやと思ひ、猶塀裏に控へ、殊更我等は二度迄詰橋にあがり、敵兵數輩矢切より突落して、持口を堅めけるに、寄手の兵士數百人城内へ渡り、三丸に味方一人も居ざりし頃、淺見と我等として下り、慕ひ來る敵と兩度迄相鬪て、見事に鎗ひたる武者四人、我等鑓下に突伏せたるは、貴殿幢に見屆くべし。其後門前に引來り、御邊其外六具したる面々は勿論の事、下々迄我等が先に立て門内に入れて、くゝりを立てさせたる働、我等に越したる人を知らず、本より宰相殿の御爲に、城を守りたる上は、少しの働を自慢すべきやうなきに依つて、一言も申出さゞりしに、頃日頻りに仰せに依つて、斯くのまゝに書付けたり。若し一番と書付けたる文言、心得難しといふ人あらば、誰にもせよ宰相殿の御前にて、分明に問答すべしといひければ、三田村安右衞門忽閉口せしとかや。此時立花宗茂は、家人立花吉衞門成家に感狀を與へらる。其趣に曰く、

今度江州大津城攻之刻、進二于先鋒一勵二粉骨一、殊貳ヶ所被レ疵候段、乍二毎時一英雄之至、不レ可レ勝レ計候。雖レ然無二時節一萬般心中而已打過候。何樣期二天運一可レ顯二御志一候。當時爲感謝内之御替候如意申并筑紫□進之候。年來祕藏之儀、可レ被レ存二其旨一候。恐々謹言。

九月十三日　　親成（此感書を與へられし頃は、立花宗茂を親成といひしとなり）

立花吉右衞門殿

今度江州城攻之刻、其方手之者分捕・高名・戰死之衆著到、銘々令二披見一、以二袖判一申候。必取鎮、追而一禎可賀之旨、相心得可レ被レ申候。恐々謹言。

十月十日　　親成

立花吉右衞門殿

慶長五年九月十三日、江州大津城攻之刻、立花吉右衞門尉手之者、或分捕或被レ創并戰死の衆、著到令二披見一也。

首壹　森田孫兵衞討取之、

大津城攻に關する諸說

首壹　安部半內討取之、（後號ニ惣左衞門）

被レ創衆

本鄕太郎助（後號ニ六左衞門）　今生十右衞門　安部作右衞門　庄司淸助

竹原小十郎　後藤久內　原長右衞門　川崎勝助

寒田半左衞門　大塚九右衞門　篠原喜介　靑柳淸兵衞

眞鍋十助　中間又右衞門　彌助　孫次郎

金助　久助　彥右衞門

戰死之者

米松久右衞門　重松重右衞門

以上

彼の立花吉右衞門成家が系圖を閱くに、宣化天皇の御子左大臣家憲公、初て丹治の姓を給はり、嵯峨帝の御時、丹治宮內卿家義、大和國瀧田の庄を賜はり、彼里に居住せらる。是家憲公の末孫なり。家義の孫丹治武延、陽成帝の勅に依つて武藏

國へ下り、加治鄕を領す。是武藏七黨の其一人なり。此頃より丹治を略して丹氏となす。家義の子峯延、故ありて九州へ下り、筑前國粕屋郡薦野に住して、又氏を薦野と改む。其嫡裔實景、建久八年賴朝公より御下文を給はる。實景七代の孫丹左衞門家經、將軍尊氏公に仕へて、度々の軍功世に著るし、依つて將軍家經四代の孫正弘、大に軍功あるに依つて、將軍義滿公御旗幷感書を給はる。彼御旗に將軍家の御紋あるに依つて、正弘是を用ひて家の紋とす。但其子孫二引兩を輪ばかりを用ひ、馬印をも輪を用ひ來れり。正弘より十二代の孫、薦野美濃守延家、其子大和守親家、河內守貞家、掃部頭續家、美濃守鎭房、其子三河守增村、其子吉右衞門成家、相續て筑前に住居せしが、增村・成家、大友氏の旗下に屬して、立花丹後守入道道雪の手に付き、九州所々合戰を勤めて軍功あり。其後道雪の家族となつて、又氏を立花と改め、道雪の繼子立花左近將監宗茂に、秀吉公筑後國柳川を給はりし頃、立花三河守父子、秀吉公の仰に依つて、宗茂に屬して筑後國に至り、三潴郡城島の城主となる。如此の由緒ありて、宗茂、吉右衞門に與へられたる文章も、

家人の樣にはなかりしとかや。

又宗茂の一族淸田(後號二岡村一)又兵衛正成・同家人長德太兵衛等、其外武功ある輩に感狀を與へらる。其後宗茂は江戶へ下り、內府公の御宥免を願はれしに、御許容ありて奧州棚倉を給はり、柳川に殘りし諸士多くは浪人となる、彼の淸田氏が居宅出火ありて、大津にて與へられし感狀は燒失するに依つて、棚倉へ書狀を遣し、又御感狀給れたしと願ひければども、再び感狀を出させられたる先例なしとて、家臣由布五兵衛に書狀を給はりしかば、五兵衛又其書狀を淸田が方へ送る。其趣に曰く、

從二岡村又兵衛處一、今度出火にて大津にての感狀失申候間、越候樣にと申越し候由に候。今以調越候儀ゝ事ならず候樣子に直に申分候。於二大津一別而碎レ手、鑓下分捕高名被官共歷々被レ疵粉骨之段無二失念一候。感狀調遣事重而理申分候間、其段可レ被二申越一候。恐々謹言。

十月三日　　左近信正(此書狀を與へられ候時は、宗茂を信正といひしなり、)

由布五兵衛殿

彼の淸田又兵衞正成が家傳を聞くに、大友左近將監能直の嫡子親秀、子息十三人あり。嫡子賴泰大友の本家を繼ぎ、次男重秀戶次氏となれり。重秀二男あり。嫡子直時、淸田氏となりて、豐後國小嶽山淸田の城主と成たり。彼家の重寶、一には重代の太刀一腰。二には親より傳來の甲冑。三には親秀より傳り來る旗大小。四には菱蓉の紋。五には代々の綸旨數通。中にも弘安八年乙酉、鎌倉に於て戰忠あるにより綸旨三通の內、一は從五位下に任ぜられ、一は加領を加へ給はり、一は御劔を給はる。又足利合戰の時、鎌倉に於て分捕或は高名あるに依つて綸旨二つの內には、一は御劔を給はり、一は所領を給はると、鹿毛の名馬を給はるとなり。建武甲戌足利尊氏の旗下に屬し、筑前國多々羅濱にて戰功あるにより、奏聞せられ、綸旨二つを給はる內、一には所領安堵の勅命あり、一は梧桐の御紋を給はる。此故に淸田氏の一族に二紋を顯す。一は菱蓉、一は梧桐なり。其旗淸田氏宗廟に附屬す。此外將軍家代々の御感書彼の家にあり。能直より五代、淸田太郞直時、戰忠に依つて綸旨を給はり、筑前國糟谷郡を領知に加へ給はる。六代淸田丹後守直有

在世の頃、肥後相良・阿蘇・赤星、〔田カ〕小代・合志・有働等大友に叛むく事三年、時に大友・戸次二家の先鋒利を失ひ引退く、清田右直一の手を下知して戰ひ、忽敵を追崩し、合志・赤星が首を斬る。此時將軍家より、御感狀に御劍を添へて給はる。其後また筑前の地頭秋月・宗像・原田・寶滿寺と戰ひて、一度も不覺を取らず、七代清田肥後守直辰、八代清田伊豫守賴久、年廿五歲にして綸旨を拜し、尊氏公より感狀を給はる事度々なり。九代清田刑部大輔氏直、觀應辛卯二年、尊氏公舍弟惠源と合戰の時、尊氏に屬して戰功ありしに依つて、御感書を給はり、歸國の後も御敎書を給はる。十代清田右馬太夫氏可、大友疾病あるに依つて、代參を遣し御番を勤む。十一代清田左馬允長守、大友氏の命を受けて、九州の逆徒を退治す。十二代丹後守長實、筑前國秋月に於て度々相戰ひ、其の度每に利を得たり。長實五十七、肥州菊池に於て戰死す。十三代目同右馬太夫治忠十三年の間、九州の逆徒等と戰ひあり。中に就きて、筑前の地頭秋月・薩摩の旗頭伊集院・肥後の地頭菊池・肥前の地頭筑紫等と、十七度の戰あり、又毛利右馬頭輝元と、豐前國にて三度戰ひて一度も不覺なし。大

友義忠・親治・親長三代の間に、廿一通の感書を得たり。十四代清田紀伊守治任、戰忠ありて大友義長より數通の感書を給はる。十五代清田治部大輔鑑綱九州の逆徒を治む。其感狀數通あり。十六代清田左近將監（後治部大輔と改む）鑑信、母は丹後守鑑述の姉なり。義鑑と相倶に、九州の逆徒を治むる事年久し。其の頃豐後國に角と號する者、大友に叛きしを、鑑信其の弟次郎鑑孝馳向つて退治す。此の時次郎鑑孝、弓を以て角が弟兩人をつなぎに射殺す。十七代清田治部大輔鎭忠、武勇世に隱れなし、此故に大友義統の聟とせらる。其の頃肥前・筑後・肥後の地頭等、大友に叛きければ、清田鎭忠相戰つて武功を顯はす、其の感狀數通あり。天正十四年、筑紫八州の地頭等、島津義久に與力して、秀吉公に叛き、大友の家臣等、島津に與したるまで、皆秀吉公の御陣に參りたりけれ共、清田鎭忠重病なるに依つて、近臣を遣して其の旨を申しけるに、彼の島津に與する輩、鎭忠を讒する故、黑田如水軒を賴み、嫡子左京亮鎭隅を、秀吉公の御家人になすべしとて、清田代々の重寶綸旨・感狀・拜領の御鈫〔釼カ〕を嫡子鎭隅に授け、鎭忠は肥前國に浪居して、程なく病死す。如

水軒彼の清田氏の重寶を見給ひ、其の家の名譽を感じて、秀吉公へ披露すべしと約諾せらる。然る處に、豐前長野に於て一揆發りければ、如水〔鎮隅ノ誤〕彼の一揆を治むべき爲めに、長野へ參り向ひて、力戰して終に死す、郎從の戰死する者若干なり。鎮忠が弟清田又兵衞正成清田氏を繼ぎたり。鎮隅戰死の時、清田代々の重寶紛失すると雖も、相殘りたる三將軍代々の御感狀、大友氏の感書、又兵衞受納せり。是より先、天正十四年丙戌の夏秋、薩州勢豐州を攻めたりしに、清田が守る所の朝日嶽の城終に落城せず。是れ清田又兵衞が武功に依つてなり。兄鎮忠籠居の後、又兵衞も大友の家を去り、其の家族立花宗茂の臣となつて、此の時大津の城を攻めたりとかや。

此時木下信濃守定俊も、家臣大槻小左衞門に感書を給はる。大槻は數代丹波にあつて、何鹿郡を領しけるが、今木下信州の手に附きて武功ありしとなり。彼の定俊の感狀に曰く、

今度於大津其方被盡粉骨、無比類仕合不可勝計候　先年國元にて手柄の

由、常々及レ聞たるより猶以て驚レ目令二感入一候。其故を以、我等此度弓矢、其外聞誠祝着不レ過レ之候。其恩惠には、何時成共、我等知行相定次第に十分一知行指遣可レ申候。先當意之爲レ印、熨斗付之刀脇差大小、猶以恩惠忘間敷候。猶以來兵之忠節所レ仰候。爲レ其一筆遣置者也。

慶長五年十月二十四日　　木下信濃守 定俊

大槻小右衛門殿

一說、大老・奉行相談して、朽木河內守を大津へ遣し、宰相殿は故太閤の御恩を請けたる人なりといはれたる故を聞くに、高次は長門守高吉の子にて、理覺院高宮の孫なり。淺井長政滅亡の時、信長公、京極家を立て給ひ、江州八幡山にて三萬石給はりしに、明智光秀と同意の風聞ありて、秀吉公、高次の采地を沒收せられしが、高次の奥方は、淀殿の御跡といひ、又秀吉公の寵妾松丸殿は、高次の妹なる故、秀吉公高次に懇志を加へ、大津の城主となし、本知三萬石給はり、其後加増ありて、六萬石になし、剩へ宰相に任じ、又別本に、京極高次・六角義鄕は、加州大聖寺の後詰せら

るべしとあるに從つて、高次時節を計るべきため、北國へ出陣なりしが、大聖寺落城の聞えあるに依つて、江北東野といふ所より引返し、垂見峠を打越え、鹽津へ懸り、海津より舟にて大津へ歸り、籠城せられしと記す。尙古按ずるに、加州大聖寺の落城は八月四日なるに、高次の大津へ歸城せられしは、九月三日なれば、時節の相違覺束なし。若し高次は、北國へ發向の時、大聖寺落城の註進、江北東野へ聞えしを、後人誤りて、彼所より馬を返されしにやといひ傳へしか、一本に高次諸將と相俱に越前を打立て、江北木本に宿陣せられしに、安養寺門齋、黑田伊豫に向つて、是より直ちに大垣へ御馬を進められ、石田治部を召寄せて、忽ち擊取つて閑山の味方と一にならむに、何の難き事かあるべきといひけるに、黑田更に承引せず、大垣に大敵あり、足懸りもなき平場にて戰はんに、勝敗計るべからず、赤坂の後詰も覺束なし。其上内府の御登りも分明ならず、兎も角も大津へ引返し、御旗を上げらるべしと爭ひしに、門齋彌〻同意せず、老輩と共に此旨を相談すれ共、大津に妻子を置きける故にや、各〻承引せず、依つて大津へ歸城せられしといへり。尙古按ずる

に、門齋・黑田伊豫兩人、共に高次の留守居して大津に居たりしと聞く、若し門齋が嫡子安養寺長門、別人に此謀を論じたるにや覺束なし。又一本に、栃木河内守元綱は、先陣に打けるが、木本にて高次の本陣へ使者を立て、明日は何時に御出馬あるべきかと伺ひしに、明日未明に出馬すべしと返荅せられしに、河内守一番鷄に木本を打立けるが、高次は是より引別れて鹽津へ懸り、垂見峠を打越えて海津へ出で、海陸二手になつて大津へ歸城あり。陸より馳上る輩、夥しく松明をともしたりと記す。正說なるにや覺束なし。又異本に、宮部兵部少輔長房も、大津の攻手なりと記す、今按ずるに、宮部氏は內府公に隨ひ奉り、關東へ下り、上方御退治の頃諸將と共に馳上りしが、勢州桑名の城主氏家內膳正方へ內々飛脚をのぼせ、某內府の旗下に屬すべき覺悟なし。然れば諸將と引別れて、貴殿の城下に楯籠るべしといひ遣し、池鯉鮒野より海邊へ出で、桑名へ渡海すべき爲に、三州岡崎を夜中に出馬ありしが、京極高次の使者石川太郎左衛門、關東へ下向するに行逢ひ、かれは正しく敵なりとて、石川を切殺させ、其つきたる竹杖を割いて見るに、早く御出馬

し給ひ、上方退治あるべしと、唯一と下り書きて、高次の判形あるにより、扱は高次も內府に心を寄すると見えたり、其妹聟なれば、氏家が心中覺束なしとて、僉議區區なりける內、夜明けゝれば、家老の面々相談して、家を立つるが本意なりとも、本多中務が方へ飛脚を返して、主人兵部大輔亂氣になり、俄に出馬せられしといひ傳へければ、本多聞届けて、家中の面々は此方の手に付きて、軍役を勤めらるべしといひ送りければ、程なく天下治りて、家康公宮部氏が上方への內通聞召しありて、其の領知因州鳥取を沒收せられ、奥州南部へ流罪なり。彼宮部氏隊長上坂淸兵衛といふ者、予が母族にて、件の旨趣を語り傳へたり。然れば宮部氏を、大津の攻手なりといふは誤なるべし。又一說に、伯耆國羽衣石の城主、南條伯耆守元次は、宮部善祥坊の壻なり。伯州死去の時、今の中務幼少なりとて、秀吉領地を減少せられ、二萬石給はりしに、善祥坊隱居領四萬石を、孫の中務に讓り與へて六萬石となし、友田左近右衛門を後見にせられし故、左近右衛門宮部氏を輔佐して、大津の城中へ攻入りて、赤尾伊豆と鑓を合せて、手の者にも功名をさせたりとい

へり。又別本に、友田左近右衛門が成立を記し、彼れは凡下の者なりしが、傍輩田中久兵衛（後號二兵部大輔一又稱二筑後守一）・國友與左衛門は、官祿重きに依つて、彼の兩人に氏の一字を許されて友田となり、後に田中久兵衛・友田左近右衛門、善祥坊の家老を相勤めたりと記す。　倚古按ずるに、田中氏は七石に二人扶持にて善祥坊に仕へ、其後立身して家老に備はり、友田が次に座せられたりと聞く、秀吉公へ召返されし頃、田中氏、秀次に付きて京へ上りし故、太閤の御家人となり、此一亂に內府公へ御忠節あるにより、筑後國を給はり九州へ下向す。　友田左近右衛門、大坂へ出で其賀儀を述べけるに、友田を筑後へ誘ひ、安閑に召置かれんといはれけれども、田中氏の家臣となるべきを無念に思ひ承引せず、兵部大輔此時小姓を呼びて、友田は力量ある人なり、力の程を所望せよとあるにより、彼の小姓大なる白銀を持來り、是を折りて見せ給へといひければ、我等漸く年寄りて、是を折るべき覺なしといひながら、其白銀を手に取るや否や、忽ち押折けるとなり。　田中氏筑後へ下り、在國の內酒宴の戯に、七石とつた久兵衛、一國取た見さいな、と小唄謡ひて舞をまは

れたる由、筑後の國人なべて語り傳へたり。彼是を考へ見るに、友田左近右衛門・田中國友に氏を一字許されたる説は覺束なし。但し友田七石に二人扶持より輕き扶持にて善祥坊に仕へ、後立身して田中氏と同格になりたるも知り難し。彼友田が壯力勇功顯したる中に、元龜の頃、善祥坊は秀吉公の勸にて、信長公の旗下となる、淺井方野村兵庫と相戰ひしに、野村が兵士富岡藤太郎、鐵砲にて善祥坊が膝の頭を打抜き、既に危かりしを、友田左近右衛門馳付け、鎧著たる大の男を、かろがろと肩に懸け、彼の敵を追拂て退きたる武者振世に隱なし。又文祿の頃にや、太閤諸大名に仰せて、伏見の城築き給ひしに、善祥坊も一所を給はり、奉行は友田左近右衛門なり。秀吉公大坂より伏見に出で巡見せられしに、善祥坊が築きたる石垣、殊の外出張りたりとて御氣色惡しく、奉行友田を召して、石垣を崩すべしと仰せけるに、友田承り、善祥坊に申聞かせ、其後築直し申さんといひければ、太閤甚怒り給ひ、我等直に下知する上は、善祥坊が前を憚かるべき樣なし、唯々打崩せと仰せられけれども、友田曾て仰に隨はず、大坂へ飛脚を立て、善祥坊に伺つて彼の石垣

を築直したり、太閤大坂へ歸城ありて、諸將に對面の時、善祥坊に向つて、其方の奉行友田左近右衞門は、憎き奴なりとて、彼の御返苔の趣を宣ひければ、善祥坊驚いて、切腹させよと仰せらるゝか、左なくとも罪科の御沙汰あるべしと思ひ、迷惑せられしに、友田は憎き奴なれども、貴殿は慥なる者を持たれたる人哉と仰せらるるにより、善祥坊も有りがたく、人々も案の外に思ひけるとぞ、此物語を聞く人、友田が言行を疑ひて曰く、主人善祥坊に御咎あるべきを憚り、偏に桒が越度なりと申して、彼の石垣を忽ち築直させたるに於ては、可もなく不可もなく、却つて忠義にあたるべしといひしに、先師長沼淡齋聞きもあへず、今治世より曰はば、友田が此計らひ不審あるに似たり、但し亂世の世は、したがひて其論も異同ありとせんか、昔漢の周亞父、城門を閉ぢて文帝の駕を留めたるに、眞の將軍なりとて褒美せられしとあり、秀吉公も友田が此時の言行、實は御心に叶ひしにやと苔へしを、今思ひ出て爰に書きつく、又一書に、大津の京口にて討死したる銚子五郎兵衞は、弱年より强ひて酒を好み、自分銚子盃之助と名を付けて、關白秀次公に仕へし者な

り、或時五郎兵衞、秀次の御前を退いて傍輩に向つて、御座所に置きたる白熊を見るに、色麗はしくうけながけれ、哀れ是を給はりて、若し事あらば標にして、目に立働をせん物をと戲れけるを、秀次傳へ聞き給ひ、五郎兵衞を召出し、是を肴に酒を一つ給べよとて、件の白熊を給はりければ、先日の戲を、いかにして殿の御耳に入りて此白熊を給はりしにや、然るをかけて戰場に進み、若し見苦しき後れをとらば物笑ならんといひけるが、此時主君はかはれども、例の白熊をかけたりし故、目に立つ働して討死したりと記す。 尙古按ずるに、予が古傍輩草野文左衞門は、京極の家に居たる者なり。 彼の文左衞門語つて曰く、大津籠城の砌、尾關甚右衞門寄手の旗色を見て、一兩日の間に惣攻あらんといひけるを、銚子五郎兵衞さは覺えぬといひ募り、若し一兩日の中に惣攻あらば、某一番に駈入りて討死せんと荒言せしが、寄手三丸へ乘込ければ、五郎兵衞傍輩に先立つて駈出でけるを、尾關甚右衞門は銚子を救はん爲に馳合せ、俱に討死せしといへり、又頃日舊記を見るに、高次北國へ出陣の時、尾關甚右衞門大津に留るべしと聞えしに、尾關無

念の事に思ひけるを、高次、尾關を呼んで、此度の留守大事なれば、態と其方などを殘し置くなりといはれければ、尾關此一言に感激して、其一言の恩を報ずべき爲に、寄手乘込みたる時、討死したりと記す、若し此說の如くならば、尾關甚右衞門、銚子を救はんとて討たれたりとは誤りにや。又別記に、大津二丸茨川口の門役由井少齋は、始め太左衞門といひて、後に伊豆と名を改め、秀次公に仕へて、隱れなき者なりと記す。今按ずるに、此時由井太左衞門と號する者、三井寺山を堅む、若し少齋が子なるにや、又尾花川を、大津の住人も茨川と唱へ來れり。必定誤なるべし。一說に、高次人質として出されたる熊若丸と乳母を磔にかくべしとて、三井寺山に磔柱を二本押立て、城の方を招ぎければ、高次是を悲歎して、終に和談に及ばれしといへり。一本に、高次城を出でられて後、寄手の陣中騷がしく聞えければ、赤尾伊豆・山田大炊等、此の騷を聞きて、扨々高次を騙り出し、暗暗と討取りたりと覺へたり、無二無三に突懸り、討死すべしとて、赤尾・山田二手に分れて突出でけれども、高次無事なるに依つて、兩人手の者を相具して高野山

へ赴きたりと記す、正説なるにや覺束なし。異本に、柳河侍従宗茂は、大老・奉行の下知を請けて、時日を移さず柳河を打立て、播磨路より大坂へ使者を立て、幼君の御爲とある仰せに随ひ、是迄馳參候ひぬ、何方へなりとも御下知に任せて發向すべきといはれけるに、輝元・長盛、彼の使者を途中へ返し、貴殿の陣未だ一決せず、大坂へ參府の上にて定むべしと返答ありければ、宗茂此時十時攝津守を呼びて、彼の口上をいひ聞かせ、我等は卑下もなく、九州又は朝鮮にても、武略を人に許されたる者なり。然れば我等上り來らざる先に議定あつて、手強き方へ差向らるゝに於ては、流石に面目ありとすべし、然るに大坂へ參府の後、陣所の計らひあるべしと、なみ〳〵に申聞けらるゝ事、聊心に叶ひ難し、去りながら、太閤の報恩の爲と思ひて、覺悟を改むべき様もなしとて、大坂へ至り、輝元・長盛に謁見して、彼の地に數日逗留せられしが、美濃國へ出陣あるべしと大老・奉行の差圖にて、九月二日、大坂を出で、近江迄下向ありしが、大津宰相高次、北國より歸城して旗を揚げたり、彼の城を攻落して攝州へ下向せらるべしと、大坂より下知を請けて、石部

より引返し、大津の城下に陣をかけ、九月十三日の朝、多賀出雲守と同時に、三丸へ乘入りて攻戰ひ、其郎從等數十人手を負ひ討死したりといへり。又同本に、宗茂三丸へ乘りて後、十時攝津守と相計り、世戸口十兵衞に矢文を射させ、今日迄の御防戰目を驚かしたり、此上は城を渡されたりとも、更に武門の恥辱あるべからず、我等に御任せ給へ、宜しく計らひ申さんと、神文を添へて其意趣を奧に述べられければ、高次は大坂よりの解を始終承引なく、縱ひ三丸を攻破られたりとも、本城に楯籠り身命を捨て、防戰叶はずば腹切るべしと覺悟せられしが、宗茂の勇義篤實に常々感服ありし故、然らば人質を給はるべし、城を退出申さんとあるに依つて、宗茂の家臣臼杵新助、（後號二立花三郎右衞門一）人質となりて本城に入りければ、高次聞いて城を出で、三井寺の門前にて宗茂又は檢使の輩に一禮をなし、是より高野山に上り、蟄居せられしといへり、尙古按ずるに、凡そ城攻に大功を立てたる輩、其城に在番せし古例あり、高次城を退去の後、立花宗茂城番を勤められしと舊記に出たり。宗茂三丸を嚴しく攻破り、剩へ和平の解を才覺せられし功勞あるに依つて、

輝元・長盛感稱して、大津の城番に定められしにや。又一本に、高次其外家老の面面、若し戰日を知らば、敵を欺き暫く時を移さんに何の難き事あらん、然るに關ヶ原合戰の日に至つて、疎忽に城を退去せられし、是れ偏に兵法の覺悟なき故なり。拙きかな、今一兩日籠城あらば、家康公豫ねて御約束といひ、舊領なれば、高次・高知に近江一國を與へらるべき事をといへり。尙古按ずるに、縱ひ兵法に戰地戰日を知るといふ事ありとも、高次はいふに及はず、寄手の諸將も、關ヶ原に於て十五日に合戰あるべきを、豫て知るべき樣更になし。又高次城を守るべき爲、色々計略せられしとあれば、粗忽に和談ともいひ難し、彼是共に從ひ難き說なるべし。又一書に高次若狹へ初入の時、黑田伊豫に暇給はりしが、兩國に漂泊して覺照寺と名を改めたりといふ。又高野山木食興山は、大津・河野津兩所の籠城を解て、城を渡させたる御咎を憚かり、高野山を出で江州飯道寺に至り、弟子の僧に語らひ、生れながら土中に埋れ死したり。又新庄東國齋は、新庄駿河守が弟にて、太閤御伽の其一人なりしが、大津の解罪ありとて改易せらる。東國齋が子吉兵衞、後に關東

へ召出されて、其子與五右衞門御旗本にありといへり、又蘆浦の觀音寺、大津の城を攻めけれども、心ならぬ罪を御宥免あり。又大津の町人十四屋と號する者、高次籠城の時、兵糧を城に入れたる志を賞し給ひ、觀音寺と十四屋御代官に仰付けられ、十四屋は此時小野宗左衞門と名を改む、然れども、數代の商賈人いかで武道の覺悟あるべき、片腹いたき事なりと世の人小野を譏りけるに、或時旅人大津にて人を切殺し、剰へ市店に取籠りしかば、雜色數輩馳集りけれども、旅人の働に見ごりして、戶を開く者なかりけるに、小野宗左衞門も此事を下知すべき爲に馳來りしが、雜色の猶豫するを見兼て、自身飛入りて、手の下に彼を切伏せければ、人皆小野が働を感じて、眼をつけかへけるとかや。又京都の町人に、茶屋與三右衞門といふ者あり、高次籠城の時、玉藥を吳服の箱に入れて送りしに、高次彼れが志を喜び、常に懇志を加へられしが、其子孫今は讃州丸龜の城下に居けるとかや。

關原軍記大成卷之二十二終

六角義鄕出仕辭退附六角・京極二傳

六角義鄕籠居

爰に、佐々木の嫡流六角少將義鄕は、秀次滅亡の時、其方人なりとて、太閤御在世の時、領地を召放し給ひければ、本國江州に籠居ありしが、增田・石田相謀り、山崎兵右衞門・片田伊之助を、義鄕の方へ使者として、近江の國人を語らひ、羽柴肥前守兄弟の抑として、北國へ出陣せらるべしとありけるを、義鄕更に承引せず。

義鄕、石田の下知に從はず

被官筋の石田が下知には、付くまじとて、北國へ出陣なきのみならず、京極高次の籠城を傳聞き、六角・京極は、一家の分れなれば、見捨て難しとて、後詰の爲め、蒲生郡へ出で、軍勢を催促せらるゝ中に、大津の城、觧になりければ、義鄕本意なく思はれしなり。

然れども、内府公、義鄕の志を聞召し及ばれ、德永法印に仰付けられ、御書を與へら

る。其趣に曰く、

今度、石田治部少輔就二反逆一爲二北國表大將一雖二相賴一、一圓無二御同心一、誠以御神妙之至に候。御本餘之事、可レ隨二御望一候。委細德永式部卿法印に申含候。恐々謹言。

九月廿八日　家康

佐々木少將殿

義鄉出仕を辭退す

此御禮として、義鄉、大坂へ參府あるに於ては、領地を與へらるべしと、內々思召しけるに、義鄉、此時、法師に向つて、某、內府の御味方すべき爲めに、北國へ出陣を止めたるにはあらず。又高次を救はんと、是も一門の筋目ある故に、夫さへ寄手の陣に向つて、矢を一つも射ざりし上は、寸志ありたりと申す計りなり。然れば、何の功ありて、內府の御恩賞を受くべきか。此旨、宜しく御沙汰ありて、給はるべしとあるにより、法師、義鄉は今の世の賢人なりと仰せられて、笑はせ給ひしが、其後、佐佐木の神領を御寄附の時も、義鄉へ、來國行の御腰物と御頭巾を與へ給ひ、御懇の仰ありしとかや。

義郷大坂へ參府せざりしにつきての批判

一本に、義郷、此時、内府の仰を辭退して、大坂へ參向なかりしに、義郷は、今の世の賢人なりとて、甚だ御褒美ありしと記す。尙古按ずるに、義郷、縱ひ秀賴に恨ありて、增田・石田・長束等が下知を違背すとも、家康公は、其頃、内大臣に備はらせ給ひ、さばかり偉大の御身として、御書を與へられし上は、其御一禮、又は天下平治の嘉義として、大坂へ參向あるべき事勿論なり。然るに、德永法師に逢ひて、仰を固辭するのみならず、居ながら御返答せられしは、甚だ無禮なり。此故に、許由は耳を洗ひ、巢父は牛を牽ゐて、返りたりと語り傳へ、又は晉の阮籍・嵇康・山濤等の狂士を、七賢といひ傳へたる例に、倣はせ給ひて、義郷は、今の世の賢人なりと、仰せられしなるべし。實に義郷を御稱美あるに於ては、其一門京極高次を、高野山より召出されし如く、强ひて御招あるべきか。其後、佐々木の宮御造營の時、義郷へ御音物ありけるは、明將の御裁許ならんか。但し義郷利心なきを、殊勝に思召して、本意の儘に召置かれ、其後、御惠の御沙汰ありたるも、更に知り難し。

又別記に、江州信樂の住人多羅尾彥六入道が、娘をまんといひて、隱なき美女な

義鄕の女秀次の妾となる

義鄕に就いての諸說

り。義鄕の寵妾となり、其娘又、美婦の聞えありて、秀次公の晲妾とせらる。義鄕、此緣により、江州より常に聚樂へ上り、秀次自立の謀に同意したりとて、太閤其領地を沒收せられたりといへり。今按ずるに、多羅尾道賀が姬六角義鄕の妾となり、其後、又秀次の宮仕せしと、書きたる異本あれど、義鄕の娘、秀次公に仕へたりとあるが、正說なるにや。或說に、義鄕の娘、其外美女の聞えあるを選出し、秀次妾にせられしが、太閤之を妨げ、秀次滅亡の時、其婦人を殺害せられしといへり。又異本に、秀次の御時、義鄕浪人せられしを、近江の國人、佐々木代々の恩を思ひ、つぎ〳〵して、館を造りて移し、郎徒二十人計り養はせ、又此時、義鄕、大津へ發向すべしといはれしに、近邊の農夫五百人、時の間に集りしが、觀音寺が計らひとして、湖邊の舟を、悉く大津へ乘付け、渡海すべき樣なかりければ、勢田へ廻るべきかと、僉議區々なる中に、大津の城、解になりし時にて、義鄕其外、農夫共手を空しくせしと記す。今按ずるに、佐々木代々の諸君、さまで仁政を行はれたる正說を聞かず。然るに、近江の民人、義鄕の下知を請けて、時日を移さず、

馳集る事心悋し。況んや國郡を知れる君達、實に士民を撫育せらるゝに於ては、其恩義に感服する事、水の下に付くが如くなるべきにや。又或説に、義郷、北國へ出陣承引なかりければ、奉行の輩相計り、他人見懲の爲に、退治せんといひたりしに、石田三成、其旨をつく〴〵と聞きて、義郷は近江の舊主なり。疎忽に誅戮するに於ては、國人、彼に與して、味方の妨をなさんも計り難し。縱ひ卽時に誅するとも、大事の前の小事なれば、暫く時節を計るべしと、論ずるに依り、義郷の危難なかりしといへり。今按ずるに、義郷は近江の舊主なりとて、國人かしづきたりと傳記にあり。此時、義郷を討たんとせば、國人いかでか義郷を救はざらん。石田が此時の遠慮に於ては、智計ありとすべきにや。又一書に、義郷年經て後、本國にて死去せられ、子孫絶えたりと記す。尙古按ずるに、義郷の遺子なりとて、六角中務といひし浪人、天和の頃、洛中に居たりしが、京都の所司稻葉丹後守正則の與力兩人、六角が方へ來り、貴殿、六角中務少輔と號して、常に白小袖を下着せらるゝ事、丹後守不審あり。何時頃、官位昇進せられたるやといひけれ

江源武鑑につきての評

ば、中務、更に驚かず、我等が先祖永附任〔補下同ジ〕を免され、男子出生して、七夜の内より五位の諸大夫となり來れり。丹後守殿、彌〻不審あるに於ては、彼の附任を我等持參して、直に披見させ申さんと答へしが、其後、兎角の沙汰なかりしと、和田氏の浪人物語なり。其頃、中務、京都より予が方へ證據して、東照神君の御書の寫、又は傳記を書拔きて、此旨を軍記に加へ、世に傳へくれよといひおこせたるを、廣く記録を見る人、聊か承引せず。六角義郷と號する人、慶長の頃、更になし。六角氏がいひ送りたる趣、斟酌せよといひけれども、彼の中務、神君の御書を作りて、妄に人を欺くべき様もなきにより、其需に任せて、此書に書きつく。又渡邊推庵が三男渡邊不誰〔推イ〕、予に告げて、今世間に行はるゝ江源武鑑は、六角中務が述作なりと聞く。甚だ巻々に異説あり。此書を見るに於ては、取捨せよといひたり。彼の不誰〔推イ〕がいひけん様に、江源武鑑の巻々に、疑なきにあらず。但し佐々木代々の事跡を知らでは、斯様に書くべき便なかるべし。然れば、彼の六角中務は、義郷の遺子にて、江源武鑑の作者なるにや。又別本に出でたる六角・京極の二傳

六角京極二家の祖先

氏を佐々木と號けし理由

筑前の黑田は佐々木の裔

を見るに、宇多天皇第八の皇子、一品式部卿敦實親王、承平六年、初て源の姓を賜はり、是より宇多源氏と稱す。其御子、一條左大臣從一位雅信の三男、兵庫頭成賴、近江國蒲生郡佐々木の鄕に居住せられ、是より氏を佐々木と號す。成賴五代の孫、佐々木源三義秀、十三歲の時、六條判官爲義の養子となり、代々の太刀・鎧の讓を得らる。其嫡子定綱より、五代の末孫左衞門尉宗滿、江州伊香郡餘湖の海邊黑田の里に住す。是筑前の國君黑田氏の祖なり。彼の義秀、保元・平治の軍には、左馬頭義朝に隨ひ軍功あり。其後、右兵衞佐賴朝、豆州蛭小島に謫居の時、義秀が子定綱・經高・盛綱等を勤仕に下す。壽永三年七月十九日、伊賀國に於て、源平の合戰あり。源三義秀・同五郎義淸、追手に進みて力戰するにより、平氏の魁首富田進士家助・前兵衞尉家能入道・平田太郎家繼・出羽守信兼・忠淸法師等利を失ひ、屈强の者九十餘騎討たれたり。此時、義秀も深手を負ひ、七十三歲にて、此陣中にて終に死す。賴朝卿、此時、義秀に與へられし感狀に曰く、

去十九日平田四郞家繼・富田進士家助・前兵衞尉家能等、平田城令₂蜂起₁之處、早

佐々木定綱の軍功

關東第一の廷尉

經高の軍忠

盛綱は賴朝股肱の臣

速馳向、卽時退治之事、軍忠拔群之高名也。仍如件。

元暦元年八月朔日　賴　朝

佐々木源三殿

治承四年八月十七日、賴朝卿、山木判官兼隆誅戮の時、義秀の一男佐々木左衞門尉定綱、山木兼隆を討ちて、其首を取る。建仁三年六月廿七日、河野法橋全成誅せられ、其子賴全在京す。之を討つべしとあるにより、定綱頓て京へ上り、七月十六日、東山延年寺に於て賴全を誅す。元久元年四月十六日、檢非違使五位尉に進む。關東第一の廷尉となりしが、同二年四月七日病死す。義秀が次男佐々木中務丞經高は、杉山堀江の合戰に、三度まで先陣に進み、高名あり。壽永二年十二月廿二日、右大將家の眼前にて、上總權頭能常と渡り合ひしに、能常、太刀を拔きて切つて懸りしを、經高、引寄せて刺殺す。正治二年故ありて、出家となり、名を經蓮と改む。義秀三男佐々木三郎盛綱、仁安三年十月七日、十六歲にして、父の命に隨ひ、豆州蛭小島に下り、賴朝に仕へしが、同十七日の夜、藤九郎盛長が加

冠にて元服す。賴朝、自ら湔の花を折り、焔燭にさせり。藤九郎盛長・佐々木三郎盛綱は、賴朝の腹心の臣として、傍を離れず。伊東次郎祐親が宅より忍び出でられ候時も、盛長・盛綱兩人供奉して、危を遁れ、山木判官夜討の時は、加藤景康・佐佐木盛綱より働きて、兼隆重代の腹卷を取る。石橋山の合戰に、佐々木兄弟强く働きて、敗軍の時も能く戰ひて、賴朝を落す。元暦元年十二月七日、平氏左馬頭行盛、備前の兒島に居たりしが、東軍攻下ると雖も、舟なくして、藤戸を渡し得ず。然るに盛綱主從六騎にて、海路を渡し莫大の功勞あり。廿三日、賴朝卿感狀を給はる。

自レ昔雖レ有下渡二河水一之類上、未レ聞下以レ馬凌二海浪一之例上。盛綱行跡稀代之勝事也。

壽永三甲辰十二月廿六日　賴　朝

佐々木三郎殿

文治五年八月十日、奥州大木戸の合戰に、盛綱又功勞あり。建仁元年、城小太郎資盛、謀叛を企て、越後國鳥坂城に楯籠りし時、盛綱、討手を承り、卽時に城を攻

高綱の軍功

信綱の軍功

め落し、終に資盛が首を切る。盛綱が息加地太郎信實、永久三年五月、北陸道に赴き、副將軍に昇進して高名あり。義秀の四男佐々木四郎高綱、石橋山の合戰に、兄弟に勝れて高名七度まであり。元暦元年、木曾義仲追罰の時、宇治川の先陣して大功あり。義秀の孫、佐々木近江守信綱、建仁元年五月九日、近江の國の住人柏原孫三郎を討取る。同三年、山門の衆徒追伐の時、魁の高名あり。元久三年閏七月廿六日、武藏左衞門佐朝政誅罰の時、先陣に進み、太股に矢疵を被る。土御門院勅使ありて、寄懸の御紋を下し給はる。是より寄懸を佐々木の家紋となせり。承久三年六月、宇治川の先陣して高名あり。此時、北條泰時より信綱に與へられし感狀に曰く、

今度宇治川先陣の事、叔父高綱以元暦の例信綱先渡之高名、且忠義、且萬代之御名譽令感悅候訖。仍太刀一腰・馬一疋進入候也。

承久三年六月廿八日　泰時

佐々木四郎左衞門殿

泰綱、氏を六角と改む

六角高頼叛く

將軍義尙高頼討伐の爲め進發

信綱の二男壹岐守泰綱、故ありて氏を六角と改む。泰綱其子定頼・其子義賢・其子右衛門督義鄕まで、代々相續せしが、父義賢の時、伯父承禎に、家督を奪はれけれども、義賢弱將といひ、殊更病身なるに依つて、承禎思の儘に押領して、箕作の城に籠り、信長公に叛きければ、終に居城を攻め落され、浪人となりて程なく死す。文祿の頃、義鄕、父の家督を繼ぎ、江州の內僅に領して居られしが、秀次の時、其領地を沒收せられ、又內府公召出されし時も、辭退して其家終に亡びたるは宜なるかな。義鄕の先祖六角四郎高頼、公方に背き、江州に籏を揭げしにより、東山殿の御子將軍義尙公、長享元年九月二十日、坂本へ御進發あり。隨ひ奉る人々には、管領細川武藏守政之・畠山左衛門督政長・細川右馬頭政國・山名宮內少輔豐之・山名右衛門督政豐・一色左京大夫義春・斯波右兵衛佐義敏・細川兵部少輔藤久・同隱岐守成春・同民部大輔政春・大館刑部大輔政信・同伊豫守忠氏・秋庭備中守元重・布施下野守忠正・武田彥太郎親信・赤松孫次郎元祐・同刑部大輔數貞・伊勢守貞宗・同左京亮貞成・同備中守貞隆・伊勢下野守貞春・富樫中務大輔・後藤佐渡守・畠山刑部少輔・

義尙薨去

義植、高賴退治の爲め進發

上野民部大輔・小串下野守・廣戸刑部丞・朝倉左衞門尉子息左衞門太郎・遠山彥太郎等、都合六萬餘人、大津松本に陣を取る。 高賴は甲賀山に隱れて、我が兵の多少を見せざるにより、義尙公も速に攻め討ち難く、延德元年迄、三年の間對陣あり。此陣中に、義尙公、內大臣に昇進して、名を義照と改め給ひしが、延德元年三月廿二日、義照廿五歲にて、此陣中に薨去あり。 是に依つて、今出川左馬頭義親卿の御子義植卿、御年廿四歲なるを、東山義政公の家督とせらる。今出川殿は、義政の御舍弟なるに依つてなり。 延德三年改元ありて、明應と號す。 同年八月三日、高賴退治の爲めに、義植公、又江州へ進發あり。 此時、供奉の人々には、細川左京大夫政元・斯波右兵衞佐義敏・畠山左衞門督政長・同尾張守尙順・大內權佐義與〔興カ〕・朝倉左衞門尉貞景・武田彥太郎親信・山名左衞門尉政豐・畠山彈正少弼義豐・赤松刑部大輔敎貞・同兵部少輔政則・同孫次郎元祐・一色左京大夫義春・大友左馬頭義鎭入道宗玄・尼子四郎經久・河野彈正少弼通直・小笠原民部少輔長朝・小早川備後守詮平・宍戸安藝守元家等十萬人、高賴、唐崎に出でて相戰ひしが、利を失ひて、又甲賀山に

六角氏滅亡に就きての評

引籠りければ、義植公、攻め取るべき樣なくて、同月廿二日歸京せらる。斯くて二代の將軍を惱し、剩へ、義照公、此陣中に逝去ありければ、是に過ぎたる不忠不義はあるべからず。昔より君に背き父に讎なしたる人、永く榮えたるを聞かず。此故に、義鄉の時に至りて、六角の嫡流は絕えたるも、天罰なるべしと記す。今按ずるに、覇者の天下を保ちたる例あれど、再傳して皆亡びたりと、古人の說にあり。況んや君父に敵をなして、其子孫長久すべき道理なし。記者の此說、公論とすべし。但しさばかりの逆臣も、久しく國家を保ちたる例なきにはあらず。是れ幸に罪を免されしならん。彼の高賴も、數代の後、其家絕えたりといへり。然る上は、あながちに天罰なりともいひ難し。只不幸のなせる所にや。又義鄉、人知らぬ故ありて、給祿を請けず、本國に長く蟄居せられしも知り難し。一書に、六角義鄉の母は、右大臣信長の御養女なりと記す。

京極氏の先祖

又京極は、敦實親王十二代、佐佐木近江守義信を祖とす。十三代滿信・十四代京極左衞門佐宗氏の弟、黑田四郎宗滿、正慶元年十一月廿八日、大塔宮・楠正成等、朝敵と合戰の時、軍忠あり。建武

京極高詮は尼子氏の祖

三年六月廿七日、江州の凶徒を追拂ひて功勞あり。同四年四月十一日、江州の信樂に於て、又高名あり。八月三日、院宣を給はり、吉野の敵徒を退治す。同五年十一月廿四日、奥州の國司顯家擧兵の時、又能く働く。曆應二年十一月廿三日、越前の敵兵、江州へ亂入の時、宗滿又高名あり。尊氏感じて内書を授く。同十五代佐渡判官入道々譽、一代の功勞、擧げて數ふべからず。中につきて、建武二年十一月に、新田・足利矢矧川の合戰に、判官入道、一番に川を渡す。又十六代大膳大夫高秀、明德二年十一月、江州堅田に於て討死す。十七代治部大輔高詮、數度高名に依つて、出雲國を領す。是れ尼子氏の祖なり。十八代治部大輔高光・十九代大膳大夫持淸・二十代治部大輔政光・廿一代六郎高淸・廿二代壹岐守高峯・廿三代武藏守高秀・廿四代長門守高吉・廿五代宰相高次・廿六代若狹守忠高迄、相續せられたりと記す。今按ずるに、佐々木氏を改めて、六角・京極といひたる證據を聞かず。但し、佐々木の二氏在京の時、六角・京極兩所に、館を構へて居られし故に、是より氏になりたりと、遺老の物語なり。正說なるにや覺束なし。

石田治部左計

三成、林半介に計を授く

頃日、石田三成は、大垣に在城して、家來林半介を呼びて、汝は當國の案内者なり。此邊の百姓か又は浪人共にいひ聞かせて、西尾が在所、曾根の後なる瀨古村を燒立てよ。西尾野の松下が陣所騷動するを見て、夜込に敵を追立つべし。其謀せよとあるにより、半介聽て、馬淵兵左衞門と號する浪人に、此旨を語る。彼の馬淵は、氏家内膳正家人なりしに、其頃、浪人となりて、呂久村に居たりしが、此謀を承引して、然らば、横山太兵衞・高田甚内といふ者を語らひ、瀨古村に火を放つべしといふにより、半介、其趣を主人三成に告げければ、石田、殊の外悦び、縱ひ彼の輩仕損ずるとも、其子供に於ては、領地を得さすべし。當座の引出物なりとて、黃金三枚、半助に渡しければ、半介、又馬淵・横山・高田を招き、金一枚づゝ與へければ、彼の三人、彌〻請取りて歸宅しけり。其頃、赤坂邊に陣取りたる關東の軍勢、刈田をするにより、彼の三人、刈田する下人に紛れて、瀨古村へ、忍び入るべしと巧みしが、怪み咎めければ、

たまり兼ねて、横山・高田は、川の落合を游ぎ越えて、急難を遁れ、馬淵は曾根へ逃入りて、西尾の家來宇野右近右衛門が家に駈籠り、我等は、西尾豐州の御家來馬淵權左衛門と親類にて、苦しからぬ者なりと陳ずるにより、西尾忠政、此旨を聞きて、家來馬淵權左衛門を、宇野右近右衛門が家來に差遣す。權左衛門、此時、同氏兵左衛門に逢ひて、其方、白狀せざるに於ては、必定拷問をせらるべし。然る時は、我等も諸人に面目を失ひ、御邊も死後にての恥辱とならん。只々我等が爲を思ひ、ありの儘に申すべしと、責めければ、兵左衛門遁れ難くや思ひけん。件の旨趣を語るにより、西尾忠政、井伊・本多と相談の上、馬淵を木曾海道に梟首して、大垣の火付け馬淵兵左衛門と書きて、高札を立てたり。

一本に、西尾豐州の娘を、館野殿といひたり　彼の娘、其頃、宇野右近右衛門が家に居られしに、馬淵兵左衛門、彼を人質にして取籠れり。其親族馬淵權左衛門、謀を廻らし兵左衛門を召具して、豐州の陣所へ來りしと記す。正說なるにや覺束なし。

又三成に、福原直高相談して、一柳監物が籠りたる長松の城に、火を懸けさせ、卽時に攻め入りて、監物が首を刎ね、長松の城を取返さんと相計り、火付の足輕二人づつ、彼の城内へ忍び入りけるに、一柳直盛、彼の火付四人ともに搦捕へて、其首を討ち、是も道の傍に梟並べたり。又三成、思案を廻らし、其頃、秀頼公に仕へたる廣瀨兵庫を招き、其方の故鄕、北山廣瀨谷に籠居する高橋修理は、器量ありと聞く。修理、御味方に參り、廣瀨谷に居て、鳥獸物打馴れたる獵師數百人を語らひ、鐵炮千挺を手分して、合戰の時、味方に合力する樣に、御邊才覺せらるべし。若し鄕民等、足らざるに於ては、今宇谷の者にも、此旨をいひ聞かせ、修理が一手となし、合戰勝利の時は、秀頼公より高橋に美濃半國を與へられ、鄕民共にも、御恩賞重かるべし。是は高橋に當座の音物なりとて、黃金百兩、廣瀨に授く。兵庫聽て、廣瀨谷に至り、高橋に逢ひて、三成が謀を語りしに、高橋、つく〲と聞きて、某は尊氏將軍の御時より、代々此所に住居して、あながちに弓矢の道を心とせず。此故に、秀吉公も出でて仕へよと宣ひけれども、仰をいなみし上は、今更、御下知に任せ難しと答へければ、廣瀨

が曰く、然らば、關東へ一味と號して、天下靜謐の後、貴方の事はいふに及ばず。此谷の輩、迷惑に及ぶべしといへば、修理、之を聞きて、無理の御沙汰なり。弓をも引きて敵をなさばこそ、後難もあるべけれ。天下を知召す御方へ訟へて、本領安堵せしに、妨をなす人あるべからず。とく〳〵歸り給へといひて、音物を受けざるにより、廣瀬兵庫、力なく大垣へ歸參して、石田に其旨を語りしに、高橋が返答、據なきに依つて、石田も件の謀を聞きたりとかや。

或說に、石田、此時甚だ怒り、一兩日の間に、手の者を遣し、高橋の首を切るべしといひしが、如何思ひけん。其下知なかりしといへり。今按ずるに、增田・長束・安國寺、六角義鄉を退治せんといひたりし時も、石田一人同心せず。鄉人の蜂起せん事を、憚りたりと聞く。高橋が方人するに於ては、卽時に誅戮もなり難く、又は、大事の前の小事なりと思ひしにや。又別記に、福島正則の留守に置かれし津田備中信路・大崎玄蕃長行兩人下知して、町家を毀ち、總門を堅固に構へ、鐵砲を狹間配して籠城せしに、石田治部、淸洲の城下を燒拂はん爲に、忍の者を入れ

大崎玄蕃石田の間者十人餘を梟す

けるに、大崎玄蕃、忍の者十人召捕へ、其首を切つて、江戸へ奉りければ、芝の神明町に梟首せられしが、九月朔日、内府公、江戸御出陣の時、首を御覽ありて、津田・大崎が才覺を、甚だ御褒美ありしといへり。同本に、彼の大崎玄蕃、其頃は宇右衞門といひたりしが、正則に安藝・備後を與へられし時、備後國鞆の城代にせられたりと記す。今按ずるに、大崎玄蕃は、木村常陸介に仕へ、豆州山中の城にて、渡邊勘兵衞と一所に、塀つきたる者なり。勘兵衞が傳には、玄蕃とあり。宇右衞門といひたるは、弱年の名なるべし。又大崎は、正則八千石與へて、備後國三原の城代にせられしとかや。鞆の城代とあるも覺束なし。又同本に、備中を因幡と記す。久留米の舊友遠山源兵衞が親戚津田半左衞門も、有馬頼光に仕へ、久留米に居たりしが、城中番所を立去りたる過ちありて、番頭太田次郎左衞門に預けられ、其後、切腹させよとあるに、次郎左衞門、其旨をいひ聞かせけるに、半左衞門、更に驚きたる樣もなく、主命を謹み承りて、由々しく切腹するにより、流石に、津田備中が名を下さず、勇敢の氣象顯れたりとて、人皆、彼を深く惜み、彼の太田治郎

左衞門も、常に憐がりし、思ひ出でて爰に書きつく。

又頃日、京極高次は、大津に籠城せられしが、寄手より解を入れたりと、京都へ聞えければ、北面の何某、高次の安否を聞くべしとて、大津へ人を下しけるに、彼の飛脚の者、石田が大垣へ遣す飛脚を、途中にて搦捕へけるに、石田が大坂への書狀、其懷中にあるに依つて、彼の北面、內府へ捧げ申しければ、御褒美の仰あり。其石田が書狀に曰く、

態申入候。

一、敵至₂今日₁赤坂に何の行も無ㇾ之、延々と居ㇾ陣、物を相待樣に、聢と有ㇾ之體候。不審なりと各〻申候事、私にいふ。此物を待つとあるは、內府公の御事なるべし。石田此時、在軍の形勢を計り、內府の御上りを待つて、赤坂に在陣すると思ひたるは、愚慮あるにや。

一、從₂江州₁被ㇾ出候衆、勢州より被ㇾ出候衆參候半とて、今日たきのかなやと申す所へ、被₂出逢₁候。拙子義者、大垣₁に有ㇾ之事に候。常城へ近邊の人質、伊藤家來の者并町人の質物までも入置候。敵より火付の才覺、伊藤若輩故に、家中の者共、樣

樣才覺仕に付、心ゆるしならず候。殊に拙者子供、先手に在レ之所者、敵相（てきあひ）二三町之間も候條。拙子者、城中にしかと有レ之體に候。今日之談合にて、大方味方中之仕置可二相究一候。乍レ然一昨日、長大（私にいふ、長束大藏少輔なるべし）・安國寺卷頭（私にいふ、この卷頭は所の名なり）之陣所へ、我等參、彼の內存承候分にては、諸事相濟間敷と存候。縱敵、敗軍候とも、中々可二打果一行も無レ之候。兎角味方用心之陣取之積り計にて候ては相濟不レ申。陣所は、垂井の上は高山に候に、（私にいふ、南宮山の事なるべし）山取之用意に候。彼山者、人馬之れも有レ之間敷程の高山にて候。自然の時は、懸合も、人數の上り下りも不レ成程の山にて候。味方中も不審可レ仕候。敵も可レ爲二其分一（私にいふ、九月十二三日の頃、江州・勢州より大垣へ、軍勢の馳集りたる說を聞かず。但し大坂の諸將、追々馳下りしにや。又石田治部事南宮山へ上り、長束・安國寺と相談せしに、彼の兩人、戰の決行なしと書きたるは、吉川廣家・福原廣俊內通の密計か伺ひ知りて、斯くいひたるか。但し長束・安國寺も、吉川・福原にいひ妨げられて、謀を決定したるか。いづれにもあれ。石田が味方の形情をはかりたるは、又思慮あるにや。）

一、爰元刈田仕候得者、兵糧は何程も有レ之事に候得共、敵を大事に懸けられ、刈田にさへ人を不レ被レ出候。兵糧は江戸より可レ出之由に候間、成次第持候樣にと申遣候。近頃味方中ちやみたる體に候事。

一、勢州・江州人數出候者、何卒一行可レ有レ之と存候所に、延々としたる體、依レ之敵もたゆらひ申體に候。拙者存候通を、長大・安國寺へも申候得共、一圓御取〔合〕相無レ之候間、其篇に仕候事。

一、兎角如レ此延々にて候者、味方中も心中難レ計候。御分別之前に候事。

一、敵・味方下々の取沙汰には、妻子人質之義者、増谷（増田右衞門尉事）、内府へ被二仰合一筋候故、妻子など一人も、成敗之義有間敷と申成候。是も黑田を存じたる者、無二餘義一候。既に如レ此打被レ討候得共、其者の妻子御成敗穩便故に候。先書にも如レ申、犬山が勢衆謀叛なども出來候歟。去迚は有間敷義ながら、是も妻子氣遣無レ之故と、下々申候。爰許諸士被レ申候も、敵方之妻子五三人も、御成敗候者、心中替り可レ申と申事に候。爰元承り候通申入候。御分別不レ可レ過候事。

一、大津之義、さりとては此節、根をたやされ候はでは、以來御仕置の滯たるべくと存候事に候。伊奈侍從殿（私にいふ、伊奈侍從は、大津宰相の舍弟なる故に、斯く書けるにや。）當表にて樣々之才覺、御推量之外に候。此分にて、結句味方中不審出來候はん體、眼前に候。能々御分別肝

要に候。羽兵入・小攝（私にいふ、羽柴兵庫入道惟新・小西攝津守なるべし。）抔も、其通被ㇾ申樣に候得共、遠慮有ㇾ之と相見え申候。拙子儀者、存知之たけ不ㇾ殘申候。長大・安國寺存之外、遠慮多く候はん。貴所に當表之儀、一目掛二御目一度候。扨々敵のうつけたる體、家中之不ㇾ殘儀、思召之外に候得共、夫よりは味方中事おかしき體に候事。

一、輝元御出馬無ㇾ之事、拙者體ㇾ者尤と存候。家康不二罷上一には不二申入一事かと存候得共、下々、此儀も不審たて申事に候事。（私にいふ、石田は輝元の出馬を、頻に願ひたりと聞く。思慮ありて爰には斯く書きたるべし。）

一、度々如二申入一金銀米錢可ㇾ被ㇾ遣儀、此節に候。拙者抔（儀イ）も、似合に早手の內、有りたけ此中出し申候。人をも求候故、手前の逼迫可ㇾ有二御推量一候。此節極々と存候間、其元も被ㇾ有二御心得一事。

一、從二江州一被ㇾ出候衆之手前、自然不慮の儀も候得ばと存是耳迷惑に候。輝元御出馬無ㇾ之候者、佐和山下へ中國衆五千人計可ㇾ被二入置一候儀、肝要之御仕置候。兎角、勢州へ被ㇾ出候衆歸り候はゞ、大垣・佐和山之通路にも不ㇾ構、自然之時分は、太田井駒野へ取付、畑通を江州へ御通用之積計とは相見え申候間、長引可ㇾ申と存

候事。私にいふ、此中國衆は、輝元の軍勢なるべし。又勢州より出でられし衆とあるは、宰相秀元侍從・廣家以下の事なるべし。爰にも、廣家の内通を疑ひて、かく書けるにや。

一、備前中納言殿、今度之御覺悟、去迚者御手柄無是非次第に候。此段自諸卿可相聞候間、不及申候。一命を捨、御かせぎの體に候。其御分別御心得可有之候。羽兵入・少攝同前に候事。

一、當分御成敗有之間敷、人質妻子、宮島へ御下し可有之候か。御分別に不可過候事。

一、今度勢州より被働候衆幷御弓・鐵砲衆、長大・安國寺一手に被引廻樣に相見え候間、大人數廻り兼、御人數少々そつに成體に候事。

一、丹後之儀隙明候由、私にいふ、細川幽齋、勅に依つて、和談せられし故に、かく書けるにや。少しにても、外聞にて候間、彼表之衆、當表に被遣候樣に可然候。恐々謹言。

九月十二日　　石田治部少輔

増田左衛門尉殿

今按ずるに、黒田如水・加藤清正、九州より萬の註進せられし使者、飛脚數輩、敵地

を往來せしが、一度も滯なかりしと聞く。但し淸正の使者明石茂兵衞は、浦人の咎めし時、淸正の書狀を火にくべて、忽ち切腹したりとあり。然るに、石田治部、大垣と大坂との間にて、大切の書狀を奪はれたるは、未練の計らひにや。

東西二軍會議

東軍會議

去る程に、內府公は、赤坂へ御著陣ありけるが、織田有樂・有馬法印・德永法印・金森法印・淸洲侍從・吉田侍從・淺野左京大夫・黑田甲斐守・堀尾信濃守・加藤左馬助・藤堂佐渡守・田中兵大部輔・山內對馬守、其外御家人井伊兵部少輔・本多中務大輔・酒井左衞門尉・本多彌八郎等を召し給ひ、攻戰の利害を御相談あり。各〻一同に、內府御著陣ある上は、面々人數を差出し、近邊の敵を追立て、其後、大垣の城を攻め落すべしといはれけるに、內府公、其謀を聞かせ給ひ、申さるゝ所、さもあるべし。去りながら、備前中納言を大將となし、石田以下、大垣の城に楯籠りし上は、縱ひ各〻、軍勢を進めて、稠しく城を攻圍むとも、急には其功なかるべし。面々も知れる如く、石田は

諸將大垣城を攻めんとす

家康の意見

遠慮薄き者なれば、中納言を唆して、人數を出す事あらん。彼を場中へ引出して討取るに、隙は入るべからず。但し各〻此所に二十日計りの對陣なるに、敵より手出せざりし故は、味方の陣所近きに依つて、此方の攻むるを待ちたりと見えたり。然れば、敵を引懸くる爲めに、陣所を移替へ、其間に江戸より供したる輩を休息させて、其後、勝負を決すべしと仰せけるに、誰が申すともなく、竹中丹後守が領地菩提山へ御陣替、然るべからんとありけるに、井伊侍從直政申しけるは、是より菩提山へ、樵夫の通路三筋あれども、皆切所なれば、道を作らせて御馬を進めらるべきかと申しければ、家康公、汝はいつの間に、此邊の地形をば、左樣に知りたるぞと、御褒美ありて、然らば知行百石に鍬一挺、其外の下々は、木か竹か繩十尋づゝ取揃へ、明十五日の寅の刻に、御本陣に馳參り、御下知を待つ樣に觸渡すべしと、井伊・本多に仰聞けられけるとかや。

家康、井伊直政を賞す

別本に、內府公、岡山に御著陣の時、諸將を召し給ひ、筑前中納言、內々、黑田甲斐守に付きて、反忠すべき內通あり。然れば、速に軍を出し、勝負を決すべしと仰

家康、秀秋内通の事を諸將に告げしとの說

秀秋内通披露につきての評

せらる。甲斐守承り、秀秋今度人質を出し、御味方に參る樣にと申送りけれども、其心中、分明には量り難しといはれけるに、重ねて仰せけるは、秀秋縱ひ、裏切の内通相違すとも、何程の事かあるべき。其上軍法に、拙者共馳集りたれば、早々合戰を始むべしと仰せらるるにより、各〻御計略に順ふに、明日の御合戰然るべしと、御挨拶せられたりと記す。今按ずるに、菩提山へ御陣替あるべしとて、其用意を仰出されたりと舊記にあり。但し、此說の如く、直に敵を御退治あるべしと仰出だされたるか。此二說、更に知り難し。又異本に、内府御著陣の時、秀秋の家老平岡石見・稻葉佐渡兩人、井伊・本多兩人の方へ書狀を送り、内々、黑田甲州へ内通申す如く、彌〻裏切すべしと書きたるを、井伊・本多、密に内府の御前へ參り、件の旨趣を申しければ、内府公、諸將に御對面の時、秀秋内通の趣を、ありの儘に仰せられたりと記す。是も亦正說なるにや覺束なし。又同本に、明日は大垣の城を攻むべきか。但し上方へ軍を進むべきか。各〻の了簡如何にと、仰せければ、池田輝政・井伊直政が、大垣の城を攻め落し、秀家・三成に腹切らするに於ては、相殘

る輩、皆御味方に參るべしと申しけるに、福島・本多忠勝兩人は、大坂へ攻め上り、輝元と勝負を決し給ひ、諸將の人質を御取返し、然かるべからんとありけるに、內府公、仰せけるは、各〻の評議、故なきにあらず。去りながら、明日の未明より松尾山へ取懸け、秀秋彌〻味方するに於ては、彼に先手させて、南宮山・栗原山の敵を追落すべし。彼の山に控へたる毛利宰相・吉川廣家等內通して、人質を出したる上は、合戰の最中に裏切して、卽時に敵を討果さん事疑なし。然らば、松尾山・南宮山・栗原山三所に、堅く陣城を築きて、本根となし、其間に、石原峠・藤川・小關の敵を切崩し、直に大坂へ登り、輝元・長束等を退治して、上方一同に治め、郡山・佐和山は、軍を分けて攻め落させ、其後、大坂を攻むるに於ては、必定勝利なるべしと仰せければ、各〻此計略に信服せられたりと記す。尙古按ずるに、南宮山・栗原山は、松尾山の此方なるを、松尾山へ軍を進められ、秀秋を先手として、南宮山・栗原山を攻めらるべしとあるは、聊か疑はし。又石原峠・藤川・小關の敵とあるも、覺束なし。本文に記したる菩提山へ、御陣を移さるべしと仰せられたるが、實事な

田中吉政内應につきての說

るに於ては、別本に記す所は異說なるべし。異本に、石田治部、頃日、大垣に居て、岡山へ密に使者を立て、諸將を語らひけれども、内府に屬する人々、一人も承引せず。其中に、宮部兵部同意して、味方に參るべしと返答す。十四日、内府公御著陣と聞きて、又田中兵部方へ、返忠を勸め、秀賴公の御味方せらるに於ては、三河・遠江を與へらるべしと、書付けたり。田中兵部、其書狀を、内府の御披見に入れられければ、謀の爲めに承引して、我等小身なれば、人數不足なり。此方に反忠の方あるに於ては、御加勢に給はれと、いひ遣すべしと仰せられしに、御謀とは申しながら、石田と内通の返答、御免あれかしといはれけれども、此書狀を、我等に披露せらるゝ上は、其遠慮なく、返書に誓紙を相添へ、使に與へらるべしと仰せらるゝにより、田中、其旨を返答せしに、石田、又密に使をたて、宮部兵部と一手になり、裏切せらるべしといひ送りしが、其使逃失せたるか。又は途中にて討たれたるにや。終に來らず。同時に、宮部兵部方へ書狀を送り、田中兵部と密談して、忠節せらるべし。其旨、田中が方へも、いひ送りたりとあるにより、扨は

田中も反忠するぞと思ひ、其後、密に田中方へ使者を立て、御同意に謀を廻らすべしといひけれども、田中、心得難き事に思ひて、返答もせず、宮部が使者、覺束なく思ひ、馳歸りて事の體疑はしと囁きければ、宮部、案の外に思ひ、近習の者共と、彼是密談する内に、手の者共、聞傳へてひそめきあへり。宮部長房、詮方なさに、近臣二三人召具して、陣中を立退きたり。宮部が郎從、田中吉政の陣所に至り、長房、如何なる故にや。今夜逐電仕り候ひぬと訟へければ、田中、軈て追手を懸け、宮部を手籠にして、松平和泉守に渡すべしとて、吉田の城へ差遣す。斯かりければ、宮部が從兵、騷出で如何すべきといひたりしに、宮部家老友田左近右衛門、御本陣へ參り、宮部兵部亂氣の旨申立て、手の者は誰の手に付き申すべきやと伺ひけるに、藤堂佐渡守に相屬すべしと、仰せらるゝにより、彼の一手、藤堂が手に付きて、十五日の合戰に、武功を顯し、友田を初め、數十人高虎の家人となり、友田が子孫、今も彼の家にありと記す。尙古案ずるに、宮部長房は、是より先に、三州池鯉鮒より引返し、同國吉田の城に蟄居せりと聞く。然るに、赤坂にて

宮部長房につきての說

藤堂高虎は宮部の女壻

宮部氏逐電したるを、田中吉政、一人の計らひにて、吉田の城に籠居させたりとあるは、心得難し。前卷に記す如く、予が母族坂淸兵衞、宮部に仕へしが、其語傳にも、此說を聞かず。其上、友田左近右衞門は、南條中務に隨ひて、大津の城を攻めたりと傳記にあり。又田中吉政、筑後へ誘はんといはれしも、其頃、友田が浪人して居たる故ならんか。彼是不審ありたれども、友田を初、宮部が郎徒等、藤堂高虎に仕へ、其子孫、今も彼の家にあるに於ては、宮部氏、赤坂にて逐電せしとあるが實說にて、友田が大津の城を攻めたるは、異說なるか。但し藤堂高虎は、宮部善祥房の壻なるにより、宮部長房の手の者、關原の合戰に、高虎の手につきて、其後、彼の家臣となりたるを、後人聞誤りて、此說をなせるにや。

西軍會議

又大垣の城中には、備前中納言秀家・石田治部少輔・長束大藏大輔・大谷刑部少輔・織田左衞門佐・同長兵衞尉・羽柴兵庫入道・小西攝津守・長曾我部宮內少輔・鍋島信濃守・毛利豐前守・戶田武藏守・平塚因幡守・福原左馬助・安國寺等が參會して、之も攻守の謀を談合せしに、秀家いはれけるは、內府著陣の聞えあれば、近日、此城を攻め圍む

べし。然れども、數萬の味方、城の内外へ備へし上は、少しも危難あるべからず。其間に、毛利元康・柳川侍從・小野木縫殿助・友野但馬守等、大津・田邊の城を攻め落して、此表へ馳來り、輝元も參陣せらるべし。十四五萬の大軍を下知して、鷹の雀をかるが如く、關東勢を切崩さんに、何の手間どる事かあるべき。各々如何とありければ、石田三成、議論して曰く、御下知に背く樣なれども、某が所存を申すべし。凡そ城に楯籠る事は、大敵を防ぐ一術なるに、味方はさばかりの多兵といひ、殊更關東勢征伐と號して、御出馬ありたる甲斐もなく、一城を守り給ふに於ては、大軍の威猛を失ひ、攻守の差別なしとすべし。天正の中頃、秀吉公、信雄・家康を御退治の爲めに、十萬に餘る大軍にて、尾州犬山に御陣を居ゑられ、同國小牧の城を攻めずして、彼所に數日御對陣あり。其頃、某は古吉と申して、未だ若輩なりしにより、何の辨もなかりしが、つくづくと昔を按ずるに、大軍を一所に集め給ひ、數日犬山に御對陣は、故太閤御一生の御誤ならん。然れば、毛利宰相・吉川侍從・長束政家・安國寺は、一手の軍勢三萬七千人を、青野が原に繰出して、今度の先手を勤められ、中納言

殿・大谷刑部は、四萬人を引纒ひ、二の勝を以て、二陣に備へ給ひ、某は羽柴惟新・小西攝津守、其外、大坂の弓鐵砲彼是二萬餘人を相從へ、關原菩提寺山の麓を、金地越に赤坂虛空藏山に馳上り、相圖を待つて、敵の後より切懸るべし。前後の味方、期約をなし、關原勢をまくり立て、呂久・合渡邊まで追討せんに、何の難き事か候べき。只合戰の上策は、攻むべきを攻め、守るべきを守るにしくはなかるべし。一刻も早く、御出馬ありて、敵を御退治あるべしといけるに、大谷吉隆・長束政家、三成に向つて、中納言殿御年若く御座しませども、只今御出さるゝ御計略に於ては、老功も及び難かるべし。如何となれば、味方の軍勢、既に十萬に餘ると雖も、內府、赤坂へ著陣なれば、彼も又十萬に及ぶべし。敵・味方相當の人數にて、虛實治亂の辨なく、野合の合戰をふむ事は、智將のせざる所なり。中納言殿、此御思慮ありて、重ねて味方馳來る頃まで、當城御守あらんと、仰せらるゝを、治少、御下知を違背して、秀家卿の御出馬を進め申さるゝは、粗忽ならんか。總て此程、我等、御邊と相談して、中納言殿へ申したる趣、多くは治少の心に叶はず。剰へ、敵を大事にかくれとある

は、敵を恐るゝといはん爲めならんか。然れども、天下の御爲めに、死を致すべき各〻、我等が敵を憚るべき樣、更になし。實に勝負を大事にかけて、頃日、思案を廻らす上は、聊か御不審あるべからず。但し武略の善惡は、相談の上に定めらるべし。返す〲、粗忽なる謀は、斟酌あれかしと、政家も同意に論談せしが、三成其外、諸將の中に、大谷が謀を用ひざる議あるにより、秀家も、終に石田と同意して、軍馬を出すべきに定めらる。大谷吉隆、重ねていひけるは、將士必死になり、陣列を亂さず、突懸るに於ては、必定味方利を失はんともいひ難し。若し一將なりとも、身構へせば、勝敗計り難からん。今更申すは、如何なれども、諸將各〻志を一定せらるべしとありければ、戸田武藏守重政、末座より進出でて申しけるは、刑部殿の仰せらるる如く、今度の合戰大事なれば、此の武藏守に於ては、手の者を勵し、差向ひたる敵と相戰ひ、若し利あらずば、一足も去らず、討死すべき所存あり。是に付きて、大身の御方へ申入れたき趣あり。人の一命を惜む習は、貴賤を別たぬ事なるに、武藏守、斯樣の小身者を目の前に捨殺し、大名顏して死を危み、天下の負を取る人あらば、縱

ひ、此度の戰場を遁れ、百年の齡に恙なくとも、生盜の名は、末代まで紛れなかるべし。某、末座にありながら、中納言殿、又は御奉行中の前をもいとはず、憚を申す樣なれども、汚き御覺悟なき御方は、耳に懸けらるべき事にもあらず、若し聊も、二心ある人々は、數ならぬ武藏守が一言に恥ぢて、志を改めらるべし。と憚る所なくいひければ、石田三成、聞きもあへず、武州は未だ弱年の頃より、詞を愼む人なるに、今此荒言をせらるゝは、御忠節の程賴もしく、又自他の勇みともなるべしと挨拶す。

西軍諸將皆退城

秀家卿、又申されけるは、迚も籠城せざる上は、片時も早く此城を出で、勝負を決すべし。諸將、彼所へ立歸り、出陣の用意せらるべしとあるにより、各〻本丸を退出す。其後、大谷吉隆は、秀家の指圖を請けて、筑前中納言秀秋の陣所松尾山へ赴き、長束政家と安國寺は、南宮山の陣所へ歸る。秀家卿は、三成と相談して、大垣の本丸に福原右馬助、備中丸に熊谷內藏允・垣見和泉守・木村宗左衞門・同傳藏、三丸に相良左兵衞・高橋右近大夫・秋月長門守以下、七千餘人柵籠り、靑野が原に於て、合戰の時、福原右馬助は、城內に殘り、其餘の面々は、發向して手を合すべしと下知せらる。斯

西軍の部署

くて、長束・安國寺は、南宮山へ歸り、毛利宰相秀元・吉川侍從廣家に逢ひて、合戰に各〻先手せらるべしと、秀家卿御差圖なりと告ぐるに、吉川侍從、内々、内府公へ内通ある故に、同心せず。宰相我等は、輝元名代なれば、秀家卿と相倶に、先手の諸將を下知すべきを、並々の如く、秀元・我等に先陣を申付けるらるゝ事、武家の面目ある樣なれども、相應せざる事なれば、御下知に任せ難しとあるに依つて、長束・安國寺、色々異見を加へけれども、曾て承引せざる内に、石田三成も、野口村より田中の道を經て、亥の刻計りに、南宮山に上り、秀元・廣家に對面して、今度、中納言殿と宰相殿、前後の主將たる上は、何の御不足あるべきぞと、理を盡しいひけれども、廣家彌〻同心なきに依つて、然らば、中納言殿、大谷刑部某等諸將を下知して、戰を始むべし。其時、宰相殿、一軍を下知して、横合より突懸り給へと、具に語り、夫より牧田通を、關ヶ原へ出で、丑の刻計りに、松尾山に至り、秀秋の家老平岡石見守・稻葉佐渡守を、山下へ呼下し、明日の合戰に、中納言殿御忠節ある樣に、兩人覺悟せらるべしといひ聞かせ、彼所より大谷吉隆の陣所、藤川の臺に至り、大谷と軍事を評議し

諸將大垣城を退出

て、夫より小玉海道を經て、夜の明方に、小關村へ着陣せしとなり。斯かりければ、栗原山に大篝をたかせ、其火を目當に、諸將、大垣を出馬あり。秀家は諸將より引下つて、丑の刻計りに、城中を出馬せられしとかや。

異說に、十四日の夜、石田治部、諸將を招き、內府、明日早天に、關ヶ原へ軍を出すべしとて、諸將に下知せらるゝ由、慥なる方より申越したり。地形を離れ、敵の廣野へ出づるこそ、味方の幸なれ。各〻夜中に軍を出して、敵の寄來るを待つて、秀家卿・秀秋卿、大谷刑部我等諸將を下知して、手痛く相戰ひ、栗原・南宮の味方、橫鑓を入れて突崩さば、縱ひ强敵なりとも、一時に敗北せんといひければ、各〻同意して、一番石田・二番島津入道・三番小西・四番に秀家卿を、戌の刻より、大垣を出でたりと記す。今按ずるに、內府公、菩提山へ御陣移さるべしとて、諸軍に觸れられたるを聞きて、斯くいひたるにや。但し又、別本に出でたる如く、關ヶ原へ御發向あるべしと、仰出されたるを聞きて、此謀をなしたるも、知り難し。又別記に、內府公、赤坂へ御着を聞きて、島津入道、石田に向ひ、我等、野郞の兵を出し、岡

兩軍對陣中戰爭なかりし理由

山の陣所へ火を懸けさせ、一同に切入りて追立つべしといはれけれども、石田承引せず、只今、田中兵部が方より、裏切すべしと申越したり。青野・關ヶ原にて相戰ひ、勝負を決すべしといひけるに、入道は同意なかりしと記す。倚古按ずるに、關東勢と二十日餘り對陣の間に、石田以下、敵の內通を勸めけれども、一將も承引なかりしと聞く。內府公、御着陣の日、田中を味方に引入るべしと、計りたる說も疑なし。縱ひ、田中氏、同意の返答ありたるにもせよ。大身にもなき田中一人をいひ立にして、其夜の戰を止むべき樣もなし。又島津入道の赤坂の敵を攻討つべしと、いはれたるは、東兵、岡山に陣を取りたる一兩日の間なりと、遺老の語りき。但し內府公御著陣ありて、諸將の陣所を移し替へ、騷動するを見て、島津氏攻め入るべしと、いはれたるも知り難し。又一本に、三成、松尾山に至り、秀秋對面して、所存を述べ、秀秋に誓紙を書かせたりと記す。正說なるにや覺束なし。或說に、大垣・赤坂の敵味方、二十日計りの對陣に、終に戰なかりしは、關東勢は內府公の御着陣を待ち、秀家・三成は、輝元の出馬を相待ちけるに、吉川侍從、關東へ

秀吉と永井右近大夫

內通して、輝元の出馬なき樣にと計りしに、秀家・三成等、此事を知らず、徒に日を費しける。九月中旬に至り、石田三成、輝元の出馬あるまじき事を了簡して、關ヶ原の合戰を企て、味方利あらずば、佐和山へ二重引にすべしと、相計りたりと記す。倘古案ずるに、石田以下、兼日より關ヶ原合戰を相計り、東兵、馬を入れざる樣にとす。小關・藤川の邊に、柵木を立てたりと、舊記にあり。縱ひ、三成以下、輝元の出馬なきを知りて、關ヶ原の合戰を計るに、內府公御着陣の上は、大津・田邊の方へ向ひたる數萬の軍勢、濃州へ馳來るを待つべきに、秀家・長束・大谷等も、同心せざるに、强ひて大垣より出でたるは、心得難し。凡そ合戰の勝敗は、將の智勇にありと聞く。三成、此時、長久手合戰の節を語りて、太閤を譏りたるも、又いはれなし。秀吉公は、さばかりの智將なる故に、家康公の御武略を知りて、謀を愼み、合戰を控へられたる證據あり。文祿の頃、肥州名古屋にて、秀吉公一日、家康公の御陣營に入り給ひしに、永井右近太夫、御茶を持ちて出でければ、秀吉公、彼は何者ぞとあるにより、家康公、其姓名を御答ありしに、彼は先年、長久手原にて、

池田勝入を討ちたる手柄者故、其姓名を聞き及びたりと宣ひて、是より小牧御陣の御物語ありしが、四月下旬、貴方の先手小牧山の麓へ下り、終に戰はずして軍を入れたるは、如何なる故ぞとあるにより、某は、貴公の御先手を、一重塹の此方へ引懸け、東野にて戰はんとせしが、御先手進み來らざる故に、軍を入れさせ申したりと、仰ありければ、太閤御笑ありて、我等は、貴方の先手一重塹の此方へ、引付け戰はん爲めに、堅く陣を張り、合戰を控へさせたりと宣ひて、輿を催されたりと、實錄にあり。同月上旬に、秀吉、三州へ中入の軍を出されしに、家康公、竊に小牧山を下り、長久手原にて、池田勝入父子・森武藏守を、卽時に討取り給へり。斯く神速なる御武略故に、秀吉公、合戰を愼みてし給ひしも、智計ありとすべし。然るに、此日、三成、内府の御著陣を聞きて、一時に勝負を決すべしといひたるは、所謂己を知らざるが如し。又佐和山へ、二重引にせんと怒りたるも、勇なきが如し。但し大谷氏、敵味方の形勢を計り、合戰を大事に懸けたるは、流石に彼れ、我を知るに似たり。秀家卿、遂に石田が謀に隨ひて、大垣を出馬せられしは、弱年の

失計なるにや。一本に、秀家の手につきたる織田左衛門佐信高・同長兵衛尉長次は、信長公の七男十一男にて、左衛門佐は、幼名小洞といひ、長兵衛尉は、線丸といひたる人なりといへり。

関原軍記大成巻之二十三終

關原軍記大成　卷之二十四

内府公、岡山御出馬

頃日、大垣樂田の抑として、曾根の城にありける西尾豐後守忠政は、敵の計策を聞くべき爲めに、其邊領家村の處士久世助兵衛を、大垣の城下へ入置きしが、十四日夜半頃に、彼の助兵衛、大垣より曾根へ馳歸り、敵、大垣の城を出で、野口より牧田海道へ赴き候と告げければ、豐州、岡山の御陣へ、使者を馳せて、此旨を申しけるに、續いて羽柴政則も、家人祖父江右衛門入道法齋を使者として、敵、大垣の城を出づると見えたり。明日未明に、軍勢を出し、悉く討取り申すべしと註進せらる。是より先に、遠見の者、望樓より下りて、大垣の城邊に移りしが、松明見え候と申しければ、内府公、聊も駭かせ給はず、他國の敵兵、大垣へ馳集るも知れ難し。物見を出して、

西尾忠政羽柴政則の註進

家康の出馬

事の樣を見屆けさせよと仰せらる。然る所に、西尾豐州・淸洲侍從兩人より、件の註進あるにより、石川主殿頭、其旨を申したりければ、內府公、甚だ御悅喜にて、祖父法齋を御前へ召し、敵、大垣の城を出づる事、願ふ所の幸なり。先鋒の諸將相計り、明日拂曉に出馬して、一戰に敵を打果すべし。內府公も、續いて御馬を出さるべしと仰せらる。法齋、御前を退きければ、御使番を召し給ひ、定置かるゝの次第の如く、諸將、靑野が原へ發向せらるべしと、御下知あり。

家康、諸將を部署す

是に依つて、一番羽柴左衞門太夫正則父子・藤堂佐渡守高虎父子・田中兵部大輔吉政父子・生駒讃岐守正俊・戶川肥後守政利・坂崎出羽守貞盛・桑山伊賀守貞晴・舍弟相摸守一貞・大野修理亮治長。二番羽柴越中守忠興父子・黑田甲斐守長政・加藤左馬助嘉明・織田有樂父子・竹中丹後守重門・羽柴伊賀守定次・松倉豐後守重正。三番下野守殿・井伊兵部少輔直政・本多中務大輔忠勝・關長門守一政・加藤左衞門佐直泰、此外、小身の輩にては、猪子內匠助秋信・天野周防守景俊・岡田勝五郎善長・山城宮內小輔秀宗・野々村三十郎雅成・平野權平長泰・津田長門守信成・中村文藏 行安・舟越五郎右衞門 永景・佐久間久右 衞門安政・

舍弟源六勝元・吉田織部正信勝・石川伊豆守定政・伊丹兵庫入道意頓・村越兵庫頭征直・福原平左衛門直員・能勢宗左衛門頼方・志水小八郎忠仲・柘植平右衛門則明・溝口源太郎政一・赤井五郎忠家・同五郎作忠泰・野間久左衛門秋弘・甲斐庄喜右衛門正直・長谷川甚兵衛一世・森宗兵衛忠盛・落合新八郎顯公・堀田若狹守重氏・別所孫次郎友次・佐藤三河守信元〔友イ〕・佐々淡路守顯政〔行イ〕・三好新右衛門入道道三〔爲行イ〕・同新左衛門慶清・同越後守慶正・堀田權八郎重國・中川半左衛門清一・池田備後守知政・同彌右衛門忠政・兼松又四郎正吉・山岡修理亮兼彌・松波平右衛門秋徳・仙石式部・渡邊筑後・山中參河・佐々喜三郎・大島雲八・加藤平內・河村助左衛門・林丹波・杉原四郎左衛門・庄田小太夫父子・多羅尾・村越・伏屋・野尻・石尾・山口・沼野・長崎・田中・奥山此輩、或諸將の手に付くべしと仰せ出さる。總て、御先鋒廿六隊なりとかや。遊軍は蜂須賀長門守至鎮・稻葉右京亮貞道父子・遠藤左馬助慶隆・小出遠江守吉辰・龜井武藏守政直・寺澤志摩守廣高等なり南宮山・栗原山の抑は、羽柴三左衛門尉輝政父子・淺野左京大夫幸長・山內對馬守一豐・有馬法印父子・金森法印父子・中村彥右衛門一榮・一柳監物直盛・水野河內守淸忠・

旗本の先鋒

鈴木越中守重慶、彼是一萬三千七百六十八、垂井山の東の方に陣を張る。多藝の押には、德永法印父子・市橋下總守・横井伊織・同孫右衞門・同佐左衞門等、金谷河原に陣を取る。大垣の押には、西尾豐後守忠政・水野六左衞門勝成・津輕右京進爲信・松平丹波守康長等は、曾根の近邊に陣を取る。御旗本は、先鋒は酒井左衞門尉家次・奥平美作守信昌・松平下總守忠明・鳥居左京亮忠政・同久五郎成次・內藤左馬助清正・松平內膳正家重・松平玄蕃允家清・松平右衞門太夫康貞（右衞門佐照久ともあり）・松平豐前守・松平和泉守家乘・戸田左門一西・春山常陸介忠成・永井右近大夫直勝・阿部備中守正次・西尾隱岐守吉次・北條美濃守氏規・本多縫殿助康俊・丹羽勘助氏信・山口勘兵衞・遠山民部・岡江雪父子・青山藤七郎忠成・神谷彌五助忠綱・山本帶刀賴重・稻垣平右衞門長重・松平隱岐守殿・松平甲斐守殿・御旗本奉行酒井左衞門尉・村串與左衞門・御長柄奉行近藤石見守・大久保平助（後彦左衞門と號す）・百人組の者頭伊奈圖書・御持筒の番頭渡邊半藏・御鐵砲頭成瀨小吉・安藤彦兵衞・水野太郎助・渡邊彌之助・小栗仁右衞門・森川金右衞門・松平小太夫・山岡主計・加藤源太郎・近藤登助・御弓長布施孫兵衞・米津梅干之助・倉橋內匠

旗本の後隊東軍の兵數

矢代甚三郎・大久保權右衛門・大御番頭松平右左衛門・松平善四郎・水野藤四郎・御差使宮成瀨小吉・安藤彥兵衛・小栗又市・橫田甚右衛門・牧助右衛門・山本新五左衛門・服部權太夫・犬塚平右衛門・阿部八右衛門・小笠原治右衛門・鈴木友之助・初鹿野傳右衛門・堀織部・山上鄕右衛門・加藤喜左衛門・島田治兵衛・西尾藤兵衛・保坂金右衛門・中澤主稅・間宮左衛門・眞田隱岐・小栗忠左衛門・大久保助左衛門・能勢市十郎等なり。但し、成瀨小吉・安藤彥兵衛は、銃頭・差使官二役を相勤め、本多彌八郎・西鄕新太郎と、御馬の前に召置かる。御旗本の後隊は、大須賀出羽守・本多丹下相勤む。前後の兵數總て七萬五千三十餘人なり。岡山の御留守は、堀尾信濃守忠氏勤むべしと仰出さる。此時、奧平監物定勝入道道久が五男、奧平藤兵衛貞治を、筑前中納言秀秋の陣所へ遣さる。是は秀秋裏切の時、戰功を糺し給はん爲めの御目附なり。又、昨日仰出されたる相言葉、山か麾、麾か山と定められけれども、山か山、麾か麾と改むべし。相章は、左の肩に、角取紙を付けさせて、味方討をせぬ樣に、下知をせらるべしと觸遣されける。其後、御朝飯を聞召し給ひ、御鎧を召されけるが、御近習の輩に、長久

兩軍先鋒の衝突

手陣の御物語あり。當時、我等鋒に向つて、勝負を爭はん者は覺えぬ物をと仰せらる。斯くて、先手へ馳赴きたる物見の面々、御本陣へ敵の形勢を申上げけるが、何れも人數十萬計りと申す。中に黑田長政の物見毛尾主水馳歸り、人數二三萬に過ぐべからずと申すによつて、最前物見して、歸りたる田中兵部大輔が物見、階下に控へしが、毛屋が人數の積りを聞きて、凡そ物見は、敵の人數を減少するが古法なればとて、御心得にもなるべきを、近頃相違なる申し樣かなと、つぶやきしに、毛屋主水、聞もあへず、京・大坂の町人共が數量盤(そろばん)の上にて、金銀米錢の算用するとは、遙に差別あるべしと答へしを、內府公、聞かせ給ひ、甲州が物見は、如何樣巧者と見えたり。其所存を申すべしと仰せければ、主水落緣に手を懸けて申しけるは、敵兵大抵十萬計りとは見え候へども、合戰を心に持ちたる敵は、只二三萬なり。扨、備前中納言は、諸將引下つて、大垣を出馬せられしが、秀家の後隊を、羽柴正則の先鋒、十文字に取りきつて備を立てしに、秀家の軍士等、是に驚きたるは、朝霧深くして、敵の多少も計り難し。今少し見切るべしといふもあり。左あらば、此邊に脇道や

あると犇めくもあり。○稻葉助之丞、之を聞きて、談合評定も事にこそよれ。主君は先へ通り給ひ、其中に敵あればとて、危み恐るゝ事やある。爰を突破りて通るべしと、いひもあへず乘出す。不破内匠は、助之丞に先を越されじと驅出づるを見て、殘る輩、鑓先を竝べ、恰も龍の飛ぶが如く、一文字に突懸る。正則の隊長加藤庄之助、馬上より下知する所を、稻葉助之丞、馬を馳寄せ、只一鑓に突落し、其首を落す。突捨て敵の中へ乘込み、味方の士卒を引纒ひ、手も負はず馳通る。此時、正則の家老福島丹波、手の者を勵し、首十餘取つて、道筋に其首を梟したり。彼の稻葉助之丞は、昨日池尻口に於て、勇士の心操を顯し、今又比類なき働ありければ、黃門甚だ賞美せられしとかや。又黑田長政は、內府公の仰を承り、筑前中納言秀秋の家老平岡石見守が方へ、使者を遣して曰く、合戰の最中に、彌〻裏切すべしと下知せらる。此時、長政の使者惠良彌六・南畝源治は、竹中丹後守家來富田市兵衞を、案內者として、松尾山に至り、平岡に逢ひて、長政の口上を述べければ、仰聞けらるゝまでもなく、手を合すべしとて、返狀を授く。彼の使者、山下へ下りしに、敵、早や一面に備

家康、岡山を發す

家康の本陣

を立てゝ、通るべき樣なかりけるに、惠良彌六思ひけるは、大切の返書なるを、遲參すべき樣もなし。縱ひ、敵に討たれて、此返書露顯するとも、味方の爲めに、惡しかるべからず。所詮憚なく馳通り、片時も早く、此書狀を長政に見すべしとて、更に怖るゝ氣色なく、兵士の備の傍を、靜々と通りけるに、止むる者なかりければ、頓て長政の旗本へ來り、平岡が返書を捧げしかば、長政、此返書を、榊傳兵衞に持たせて、內府公の披見に入るゝ。榊傳兵衞に、御羽織を與へらる。去る程に、家康公は、九月十五日の寅の刻に、岡山を御出馬あつて、野上村の西、海道の南、桃配といふ所に、御馬を立てられ、七本骨の扇の御認旗の側にあり。朝霧立込めて、小雨頻に降りけるが、暫くありて、天晴れしかば、又御馬を進めらる。關ヶ原の町口を、東より西の方へ十二町押出して、御陣を居ゑらる。此時、渡邊半藏守綱、地形の利害を說きて、本陣を移替へらるべしと申すにより、又三町計り御本陣を移し、御馬を居ゑらる。御旗本の先手を、酒井左衞門尉家次、十二本の御旗は、御本陣より九町計り御先に進み、諸將は定められし如く、左右に分れて兵を進む。本多彌八郎美作守・同大膳亮・松

平下總守・戸田左門・同采女・松平玄蕃允・青山常陸介・同伯耆守・永井右近大夫・松平和泉守等、段々に備を立つる。此日、後隊を承りたる大須賀出羽守が家臣、久世三四郎・坂部三十郎は、馳廻りて、後陣の行列を改む。既に先手の諸將、關ヶ原へ人數を繰出しけるが、羽柴越中守・加藤左馬助評議して曰く、南宮山栗原山に備へたる毛利宰相・吉川侍從、內府公へ內通ありと雖も、其心中計り難し。其上、長束大藏・安國寺等、彼の山にあり。然るを、朝霧深くして、前後も見分け難きに、粗忽に人數を出して、前後より大敵馳懸るに於ては、勝敗計り難し。內府公、御旗本を寄せらるゝ樣に申すべしと、議定ありて、忠興の家人澤村才八、嘉明の家人田邊彥六に、其旨を申合せられしに、兩人辭退して、今既に戰の時に至りぬ。此折柄、後陣に立歸り申さん事、仰とは申しながら、本意なき御事なりと申しければ、忠興、此旨を聞きて、內府公御出馬なき內に、我々討死して、無益の事なり。然れば、此時の使者は、何よりの忠節ならんとあるにより、兩人、畏つて馳歸りけるに、垂井邊にて、井伊兵部少輔に逢ひ、忠興・嘉明の口上を述べければ、御兩所の御思慮、理なり。御口上は、我等承

りたれば、是より急ぎ本陣へ註進すべし。本多中務と某兩人、御跡を詰申すべしと、申入れられよと挨拶する内に、内府公の御旗先見えければ、澤村才八、田邊彦兵衛、彼所より馳歸りけるとかや。

長久手御陣の物語につきての一説

一説に、内府公、岡山にて長久手御陣の御物語ありたるは、天正の中頃、秀吉公と戰はれけれども、勝利を失ひ給はず。剩へ、池田勝入父子・森武藏等を、忽ち打取り給へり。さばかりの秀吉と戰はれたる勝敗、斯くの如し。況んや、秀家・三成等、縱ひ多兵なりとも、卽時に切崩し給はんと、思召したる御放言なりといへり。又

毛屋主水の素性

或説に、黑田甲斐守の旗奉行毛屋主水が、物見して内府公御本陣へ馳歸り、敵の兵數を申したるは、前日十四日なりといへり。尙古按ずるに、秀家・三成等、大垣の城より關ヶ原へ軍を出したるは、十四日の夜なり。然れば、主水が敵の兵數を積りたるは、十五日なるべし。然れども、未明といひ朝霧深く、敵陣の篝松明を見て、其多少を知りたるか。其時日辨へ難し。又一本に、彼の毛屋主水武久は、近江國神崎郡の産にて、幼名虎千代と名づく。父は田原與次郞といひたり。信

長と佐々木合戰の時、與次郎討死して、虎千代、孤となり、建部氏に養育せられ、十六歳の時、和田和泉守に仕へしが、泉州、一年、信長に攻滅され、虎千代、又金十郎と改名して、江州六角氏に仕へ、又其後、淺井長政の隊長山崎深左衞門に仕へて、二三度手柄を顯し、又山崎氏の家を立退き、柴田勝家の臣となり、長篠合戰の時、人に勝れたる働あり。其後、勝家越前の國主となり、不服の輩を退治の時、金十郎、毛屋畑といふ所にて、敵一人突伏せける。其敵の子、金十郎を父の讐なりとて、討つて懸りしを、彼をも鑓つけて、父子の首を取りければ、勝家、甚だ感賞して、氏を毛屋となし、名を主水と改めて、三千石を與へたり。然るに、主水、傍輩と兩人にて人を殺し、居宅に切籠りければ、頓て討手向ひ切腹に及びしに、勝家、密に內意ありて、主水は死を遁れ、一人は此時誅せらる。是より主水、能登國に赴くに、前田利家に身を寄せて三年なり。其後、池田信輝に仕へ、彼の家にても武功あり。又越中へ下り、佐々成政が臣となりて、手柄あるに付き、物頭となる。其後、成政につきて肥後に下りしが、陸奥守切腹の後、豐前國中津に來り、黑

蒲生氏郷毛屋主水を招く

田長政に仕へたり。然るに、天正十八年、秀吉公、蒲生氏郷に、會津にて百萬石給はりし頃、氏郷より主水が方へ書狀を與へ、此方へ來るに於ては、一萬石得さすべしとありけるに、主水承引せず。頃日、朝鮮征伐の御沙汰あるを、他家に仕へては、武士の本意にあらず。君、存命にて歸朝せば、仰に任すべしと答へたり。氏郷、主水を招かれたる故を聞くに、主水其始め、山崎源左衞門に仕へし時、秀吉公、播州三木の城を攻められしに、城兵突いて出で、味方利を失ひ、氏郷の郎從等離散して、氏郷既に危かりしに、主水馳付けて、近づく敵を追拂ひ、氏郷に向つて、某は山崎源左衞門が郎從田原金十郎と申す者なり。貴公と山崎は、常に不和なれども、只今の危難見捨て難きにより、救ひ奉りたりといひければ、氏郷感悅して、今日の働忘るべからずといはれし故に、斯く招かれけるとなり。長政に隨ひて、朝鮮に渡り、所々の戰功又著し。中にも、平安道の中、何れの城にてかありけん。城下に川あり。先鋒は川上を渡り、二陣長政は、川下を淺瀨と見られし故、長政、主水を呼びて、先鋒は川を渡るべきかといはれしに、主水承り、先方は早や川を

越えたりと申すにより、長政聞きて、今日霧深く、味方の渡したるも知り難きに、何とて左様に申すぞとありければ、主水申すは、川水、殊の外濁り、馬の沓草鞋の切れたるが、流來りし上は、必定味方、川を渡したりと覺え候と申しければ、長政、主水が了簡に隨ひ、川を渡りしに、案の如く、先陣、川を渡したりとぞ。此外、朝鮮にて功勞あるにより、長政、主水に加恩せられけれども、黑田の家を去つて、立身すべき志ありけるを、主水が知音菅和泉・津田長右衞門に仰せて、主水立去るに於ては、兩人に腹切らすべしとあるにより、是非なく、主水も黑田の家に止りたり。長政、筑前入國の後、大身なる者の子を主水となし、毛屋主水、年來相應せぬ名なれば、向後名を替ふべし。若し好（このみ）の名もあるに於ては、其名を書付けて出すべしと、內意ありければ、主水、其使者に逢ひて、龔兵衞と替へ申したき由、申すにより汚き名にて、披露申し難しといひければ、主水聞きて、重ねて又、人に名を取られては、堪忍なるべからず。此故に、人の付けぬ名になる樣にと答へければ、長政、其旨を聞き給ひ、我等名を付け得さすべし。昔の武藏坊は、義經に仕へて、

名の高き者なり。今又武藏國に、將軍の御在城なれば、彼といひ是といひ、武藏と改むべしと下知せられしに、主水甚だ悅び、是より武藏と改む。弱年より諸國を經歷して、妻を持たざる故に嗣子なかりしが、豐前國城井中務が家臣鬼木掃部は、武勇の聞えある者なり。城井氏滅亡の後、彼の鬼木が娘、落人となり、城井谷を出でけり。長政の下知にて、彼を妻となし、男子出生して、後に右衞門といひたり。武藏は、寬永五年、七十五歲にて死去せしといへり。又別本に、高麗陣の時、南無伊織を攻むべしとて、全羅道・慶尙道・忠州三方より兵を進む。一方の道は毛利秀元なり。其先鋒黑田長政なりしが、長政の家老栗山備後利安が一手、味方に離れて、先へ進みしに、解生と號する敵、小勢にて退くを、栗山討取るべしと追駈けしに、楊登山・遊擊牛伯夷二將、數萬人を隨へて馳來るを見て、諸人、案に相違して控へけるに、毛屋主水、栗山に向ひ、其方御下知あれかしといひけるに、備後聞きて、何とすべきか。跡の長政を待つべきかと答へしに、主水申すは、敵の多兵、備を立堅むるに於ては、長政の御手に及ぶべからず。只今見切あるべし。

御思慮に及び難くば、我等計らひ申さんといひけるに、利安聞きて、兎も角も、御邊下知せられよといひ、兵士を召具し、小山へ登り、敵の旗本へ無二無三に切入るにより、敵敗北して、味方勝利となる。長政、此旨を日本へ註進せられけるに、太閤甚だ御感ありて、數萬の敵を切崩したる毛屋が戰功、莫大なりと仰せられたりといへり。又或說に、福島正則の家人祖父江法齋は、彼の家にて、度々武功ある者にて、此日の物見も、御意に叶ひければ、其後、關東へ召出され、青山常陸介忠成が組に、付けられしに、常州、青山氏を與へて、青山石見・山田重太夫・渡邊半四郎三人、御用の事ありて、城中へ至りしに、女房一人、石州に向ひ、睦しく挨拶せしを、山田・渡邊怪しみ思ひ、其旨を申したり。石見も之を迷惑して、色々と陳謝申しければども、內通疑なかりしにより、終に刑罰に行はれたりといへり。又內府公、岡山を御出陣ありしが、御小性を召し給ひ、細き竹二本切りて參れと、仰せらるゝにより、傍なる吳竹を、三尺計りに截つて、參らせけるに、御鼻紙數十枚の角を取り、彼の竹に御手づから結び付けさせ給ひ、是れ眞の采配なり。此庵を振つ

て、今日敵の多勢を追ひ靡けて見すべしと、仰せられたるを、正しく見たりし人の物語とて、牛込時樂軒子に語られたり。正說なるにや覺束なし。又別本に、越前安居の城主戶田武藏守重政、大垣の城にて、石田治部を傍へ招き、我等に鐵炮百挺差添へらるゝに於ては、內府公、岡山を出馬の時、其邊(あたり)なる民家に隱れ居て、無二無三に、旗本へ馳懸り、忽ち內府公を打果さんといひけれども、石田、同意せず。又此時、戶田武州、石田・長束に向つて、筑前中納言二心あるに於ては、勝敗計り難し。某、松尾山へ登り、秀秋と刺違へて、秀賴公に忠義を顯さんといひたりしに、彼の輩、是非承引せざりしと記す。尙古按ずるに、戶田武州、內府公の御出馬を妨ぐべしといひたるは、正說なるべし。但し秀秋は、江州に在番〔留イ〕の時、平塚因州・戶田武州謀を廻して、其陣所に赴きけれども、對面なかりし上は、今又、戶田氏、松尾山に登りて、秀秋を殺害すべしといひたるは覺束なし。又別本に、木曾路へ赴きたる酒井宮內少輔忠勝、此時遊軍の隊長を勸めたりと記し、其外、本多平八郎忠政・高力河內守淸長・酒井河內守重忠・酒井與七郎忠利・安藤對馬守長信、

此輩を、內府公の御陣列の內に記す。今按ずるに、本多平八郎、其頃美濃守なり。酒井與七郎は、備後守といひたり。是皆、秀忠公に隨ひて、木曾路へ赴き、高力河內守は、關東の御留守なりと、傳記にある上は、記者の誤なるべきにや。又同本に、京極修理亮高知・稻葉右京亮貞通・寺澤志摩守廣高・一柳監物直盛等を、一の御先手となす。今按ずるに、彼の輩の兵士、關ヶ原にて功名したる沙汰〔次名イ〕なし。然るを、一の手御先鋒とするは、誤なるべし。又異本に、內府公、桃配に御馬を立てられし時、御馬の上を、靑鷺二翼〔羽飛びイ〕、靜に敵の方へ飛行きけるを、伊奈圖書、仰ぎ見て御吉例の靑鷺參りたり。今日の合戰、必定御勝利なるべしと申せば、勇みたりと記す。今按ずるに、姉川合戰・長久手合戰の御勝利の日、靑鷺飛びたる先例を聞かず。但し伊奈氏、味方を勇むべき爲めに、御吉例といひたるも知り難し。同本に、本多上野介正純、御床几代りとして、御旗本に備へたりと記す。今按ずるに、上野介、其頃彌八郎といひ、御側を去らず、萬づを計らひたりと聞く。然れども、隱岐守殿を擱かれて、本多を御床几代とあるべからず。異說なるにや覺束なし。

結竹の獄門

又或説に、福島正則の家老福島丹後治重は、別所豐後守が子にて、武功ある者なり。此時、討取りたる兜首・平首共に十三級を、五六尺計りの竹三本束ね、一尺計り切つて、繩にて結ひ、竹の元を三方へ分けて、地に突立て、其上に首を梟並べたり。之を結ひ竹の獄門といひて、俄に梟首する古法なりといひならはす。諸卒、彼の獄門を見て、勇をなし、内府公も、御覽じられて、御機嫌能かりしといへり。

一説に、藤堂高虎の內室、大坂に居られしが、盗出す事もやとて、番人を置きて、百々六郎左衞門思ひけるは、斯くては、奥方の行末覺束なし。せめては、高虎公へ此旨を申し度き事なりと、つぶやきしに、七里勘十郎進み出で、我等は紀州育にて、山路は心得候ひぬ。美濃の國へ馳せて赴くべしといひければ、百々悦びて、書狀を授く。七里頓て、屋敷を忍びて、美濃の國近くなりけるに、上方勢、一面に立塞り、道筋に土手を築き、木戸を拵ふ。脇坂中務持口なり。北の山手は、大谷刑部少輔陣を据ゑ、南には小川左馬助・朽木參河守・赤座久兵衞・筑前中納言、陣々嚴密にして、通るべき樣なかりければ、伊吹山へ廻り、十四日の夜、高虎の陣所へ

著きて、百々六郎左衞門が書狀を捧げたりといへり。或說に、一柳監物は、長松の在番せられしが、秀家・三成以下、大垣より出づる時、御旗本へ使者を馳せて、敵大垣を出づると見えたり。追詰めて討果し申すべきかとありけれど、內府公、御許容なかりしといへり。異說なるにや覺束なし。又俗本に、黑田長政、從兵二三十騎召連れて、大物見に出でられしに、敵兵、長政の跡を取切りしが、後藤又兵衞、敵陣を計り、一文字に突破りて、長政を歸されたりと記す。倚古按ずるに、此說黑田家譜になし。大樣異說なるべきにや。

秀家・三成等諸隊分配

斯くて、備前中納言秀家卿は、石原峠を後に當てゝ、巽に向ひ、山の尾崎に陣を居ゑらる。其右の方に、有馬修理大夫・河尻肥前守・石川備前守・布施屋飛驒守・玉置小平次・粕屋內膳正・赤澤山城守・池田伊豫守・戶田武藏守・同內記・平塚因幡守・同庄兵衞一面に陣を取る。其右の方に、大谷刑部少輔・同大學頭・木下山城守・朽木河內守・小川土佐守・

秀秋の本陣

石田の本陣

大谷吉隆の本陣

同左馬助・脇坂中務少輔・同淡路守・赤座久兵衛、此輩松尾山の麓にて、相續きて陣を張る。松尾山には、筑前中納言秀秋陣を居ゑらる。石田治部少輔三成は、小關山に本陣を居ゑ、先手は北國海道小關野へ張出し、小池村の前に柵木二重に立て、島左近・同新吉・同十次郎・大場土佐・大山伯耆・高野越中・舞兵庫・森九兵衛・蒲生備中・同大膳・同大炊・北川平左衛門・同十郎・蒲生監物・近藤縫殿・後藤又助・百々宮内・早崎平藏・分田伊織・淺井新六郎・中島宗左衛門・香〔筑イ〕樂間藏人・三田村織部・町野助之允・馬渡〔外イ〕内記・川崎五郎左衛門等六千餘人は、柵の前に陣列をなす。是より關ヶ原本道へ八町あり。小池村より筑前中納言の陣所松尾山まで三十町なり。大谷吉隆も、石田の如く柵を付けて、嫡子大學・甥の木下山城守、其外家人下河原宇左衛門・湯淺五助・牧村三左衛門・島左近・吉川太郎兵衛・池澤七郎・佐久間勘右衛門等二千八百人、是も柵の外に備へたり。石田・大谷の柵を付けたるは、敵兵馬を入來るべきを相計りたる故とかや。秀家の左の方に、小西攝津守・羽柴兵庫入道・同又八郎・同中務太輔・織田左衛門佐・同長兵衛・伊東丹後守・中島式部・服部土佐守・山田久三郎・荒川助八・山田忠兵衛・長坂三十

秀元以下の本陣

上方の兵數

大谷の本陣

平塚因幡秀秋の異心を告ぐ

郎・伊木半七・井上小左衞門・溝口大炊助・伊藤彥兵衞・寺田播磨守・岸田伯耆守・高田薩摩守・秋田助左衞門・矢部豐後守・三淵大和守等、其外、秀賴公の鐵砲の物頭、石田が陣に相續き備を立つる。毛利宰相秀元、宍戶備前守、天野六郞左衞門、毛利讃岐守、長曾我部宮內少輔・鍋島信濃守、栗原山の嶺に本陣を居ゑ、吉川侍從廣家・福原式部少輔・長束大藏大輔・同伊賀守・安國寺は、南宮山の山頭に備へ、〔道イ〕其外、大坂より下りし弓銃〔鐵砲イ〕の番頭、秀家・廣家に屬して陣を取る。上方の兵數十二萬八千六百餘人なり。大谷刑部は、初は山中の高陵に備へしが、嫡子大學が二千五百人甥山城守に千餘人相添へて、垂井口へ差向け、山の手に付いて備へさせ、若し垂井より寄する敵あらば、防戰ふべしとなり。其の身は、屈强の兵士六百餘人を二つに分け、高陵を下り、大關藤川を前に當て、岸より下に陣を取る。是は松尾山の後陣を心に懸けたるとかや。然る所に、平塚因幡守爲廣、大谷本陣へ來り、筑前中納言異心の事、慥に告ぐる者あり。如何御思慮あるやといひければ、大谷聞きて、豫ねて覺悟の前なりければ、今更驚く樣なし。斯樣の無道人を、味方にして大事を企てたるは、是非なし

といひて、秀秋の裏切を防ぐべしと用意したり。此時、石田治部は、諸將の陣所へ使を立て、敵の旗先近づきたり。粉骨を盡し、秀賴公に忠節せらるべしといひ遣す。石田が差使役渥美孫左衞門は、秀家の陣所に、件の意趣を述べけるに、秀家、身に甲を著て、未だ兜をば被らず、茶筌髮に束ねて、床机に腰を懸け、茶を呑みて居られしが、渥美孫左衞門を近づけ、我等が手先に於ては、治部心遣なき樣に、其方心得て申すべしと、如何にも無禮に返答せられしとかや。

別記に、秀家の陣所も、天滿山なりと記す。正說なるにや覺束なし。又一本に、十五日の未明に、大谷刑部、石田が陣所小關へ赴き、治部に逢ひて、筑前中納言が叛逆疑なし。其外、身構する輩ある上は、今日の合戰に於ては、勝敗更に計り難し。身方利あらずば、忽ち討死すべき覺悟あり。貴殿も、其心得せらるべしといひければ、石田も戰死を請合ひたりと記す。今按ずるに、石田と大谷が陣所遙かに隔ちたり。殊更、關東勢は近づきたるに、大谷、陣所を出でて、小關へ赴くべき樣なし。但し石田・大谷も、弱年より因ある者故、今生の暇乞と思ひて、石田に對面せ

しも知れ難し。

秀家・正則合戰

秀家、正則の先鋒衝突

去る程に、秀家卿・石田・大谷等は、內府公、岡山を出で、南宮山を後になし、本陣を進めらるゝに於ては、前後左右より馳懸り、忽ち內府を討果すべしとて、味方を制し、戰を挑まず。各〻堅く陣を張る。此時羽柴左衞門大夫子息刑部大輔、闇の明神を後に當てゝ備へられしが、合戰を始むべき爲めに、先鋒備を立直す。之を見て、福島は敵になりたりと犇きて、二三の備色めきけるに、赤打五郎忠家が嫡子勝五郎（後兵庫と號す）忠泰は、家康公の御免しを請けて、先鋒へ赴きしが、味方の雜人、なだれ懸りて、通るべき様なかりければ、田の中に馬を乘下し、終に先鋒に至る。父五郎も、一所になりて、黑田甲州の手に屬す。敵味方、未だ勝負せざる內に、藤堂高虎の甥藤堂新七、盔級一つ討取りて、佐渡守に見せければ、高虎、甚だ悅喜して、諸士に先立ちたる高名なり。急ぎ內府公の實檢に備へよとて、家人高橋藤七（後金右衞門と號す）に、彼の首を持

家康、藤堂新七を賞す

井伊兵部直政と本多忠勝との問答

たせて、御本陣へ送り奉る。大塚平右衛門奏者して、彼の首披露ありければ、家康公、新七は今に初ぬ手柄者なり。味方競の首なれば、其使にも御褒美給はるべしとて、高橋藤七に金錢を下し置かる。然る所に、井伊兵部少輔は、松平下總守殿を伴ひ奉るべしと、內府公御出さるゝに依つて、忠吉朝臣を誘ひ申して、先手へ進む。爰に、尾州犬山の降人關長門守は、先鋒へ馳赴くべき爲めに、馬を進めけるが、途中にて井伊兵部を見懸け、某は誰の御手に付き申すべきやといひければ、我等同道申さんといふによつて、長州も打連れて進みけるが、本多中務大輔、横合より馳來り、井伊兵部少輔に向ひ、御邊と我等兩先鋒を承りたるに、何とて拔懸せらるゝや。第一に主君の御爲めといひ、次には我等を出し拔かるゝ事、去りとては心得難しと、荒けなく咎めければ、井伊侍從、此旨を聞きて、我等下野守殿御後見申す故に、御邊と申合す事もなり難しといふにより、中務、彌〻忿を顯はし、口論に及びけるを、關長門守、兩人を制し、各〻は內府公の御家に於て、專ら忠義を盡し給はん人々なり。今此大事を前に置きて、兩人口論せらるゝ事、恐らく不忠の計らひなるべし。下野守

直政と正則との問答

可兒才藏

殿後見の爲めならば、侍從も先へ進み給へ。某は忠勝と御同道申すべしといひければ、中務然らば兎も角も、心に任せられよといふにより、井伊兵部少輔は、忠吉朝臣を伴ひ、先鋒へ赴きけるに、正則、之を見て遠山長右衞門を遣して、是へ人數を進めらるゝは、誰人ぞと問はれけるに、井伊兵部なりといひ捨て、下野守殿に近づき、御人數は兩御家老小笠原和泉・富永丹後に預置かれ、御手廻計りにて、御馬を進め給ひ、御後見の爲めに、敵の形勢を御覽ある樣に、某御供申さんとて、弓・鐵砲殘し、二三百計り正則の備へられし前を通りしに、正則の家人可兒才藏、兵部に立向ひ、今日の先鋒は左衞門大夫なり。誰殿にもあれ。先へは通すべからずといふにより、直政が曰く、御邊がいふ所は去る事なり。我等、世良田野州を同道して、大物見に出でたれば、必ず合戰を始むべきにはあらずと答へければ、才藏聞きて、然らば人數を殘し給ひ、手廻計り召連れらるべしといふに依つて、直政も詮方なく思ひ、家臣木俣右京に、我が人數を下知すべしといひて、跡に殘し、忠吉・直政四五十騎計り、敵陣に馳近づく。又三成が家人島左近、蒲生備中守本陣に至り、内々仰合されたる所、相違な

きにやと尋ねければ、三成、何事も違變なしと返答す。是は南宮山の下へ馳來る敵を、秀元・吉川廣家以下の味方かと思ひて、三成に斯くは問ひけるとなり。左近いふは、然らば、南宮山の下へ來る敵に、鐵炮を打懸け申さんといひければ、三成同意して、大炮五挺、旗本より先鋒へ遣す。又此時、蒲生備中、三成が耳に付けて、何やら暫く囁きけるが、三成心得たりといひければ、心地善げなる面色にて、兩人先鋒へ馳歸る。斯くて、敵味方、備を立寄せて、鐵炮迫合始まりけるが、内府公の御旗本に、貝の音聞えしかば、關東勢、一同に鬨を作りて馳懸る。中にも下野守殿は、羽柴義弘の手へ馳向ひしが、義弘の軍士松浦三郎兵衞を駈寄せて、一太刀切り給ひけるに、三郎兵衞請流して、忠吉の左の臂、手の外れを切る。忠吉事ともせず、馬上より組んで落ち給ひしを、忠吉の家人加藤孫太郎、松浦を引伏せて其首を取る。下野守殿、立上り給ひて、又敵兵と太刀打せらる。近臣四人・中間一人なれば、甚だ危く懸け給ひけるに、井伊兵部少輔は、手の者を下知して突懸るに、木俣右京・鈴木平兵衞、後石見と號す。屬兵を勵して力戰す。木俣が手に於て、小畑勘兵衞、母衣武者を突伏せて首

を取る。脇五右衞門・岡本半助等、傍輩に越えて能く働く。向山外記を初、討死する者若干なり。此時、松倉豐後守も、井伊兵部が手に付きて、自身の高名あり。忠吉朝臣、此時、馬に放れ給ひしを、直政が家人江坂何某、馳著きて馬を奉る。本多中務大輔次男内記も、島津・小西と戰ひけるが、内記自身太刀打して、敵一人、馬より切つて落す。其家人吉原新助・長野四郎・青山三四郎等首を取る。山田半水・永田覺左衞門・加藤忠左衞門、粉骨の働あり。忠勝は、秀忠公より給はりたる三國栗毛といふ九寸ある馬に乘りけるが、深手を負ひければ、其家人梶金平、己が馬に忠勝を乘せたり。又桑山左衞門佐も、本多忠勝が手に付きて、自身の高名あり。是より先に、石川伊豆守貞政、石田が物見服部新左衞門が首を取る。彼の服部は、關東の御家人服部仲が從弟なり。則ち家康公、御實檢ありて、是を今日の一番首と定めらる。福島正則の兵士渡邊彥助後綱兵衞と號す、石川豆州より先に首を討取りける。其の主人正則の實檢に備へける。其間に、石川豆州高名して、御旗本へ馳參りし故に、渡邊彥助が高名は、一番首にならずとかや。先陣羽柴正則以下の關東勢は、道筋を西向に、秀家

本多忠勝負傷

石川貞政一番首を取る

卿の手へ討つて懸る。備前中納言は、二萬餘人を五段に立てゝ、懸り來る敵を待たれしが、太鼓の丸の旗を差翳し、先手一万二千人、鬨を作らせ懸る。關東勢、相懸に馳合ひ、一足も引かじと相戰ふ。正則家人仙石但馬、一番に首を取る。此外、正則の强兵、我れ劣らじと戰ひけれども、備前勢に馳立てられて、四五町計りも引退く、星野又八返し合せて、薙刀にて敵三人懸倒し、其場に於て討死す。正則の家人、死を致す者、二三十人に及べり。此時、秀家の郎從に高名する者若干なり。正則は、銀の芭蕉の柄葉つき立て、認旗を打立て、二陣に控へられしが、先鋒崩れけるを、甚だ怒つて馬を乘廻し、今日先鋒にありながら、臆病を現す輩、返せ〳〵と下知せらる。福島丹後・尾關石見・長尾隼人等、屬兵を勵ませ、秀家の先鋒を追返す。此時、秀家卿の太鼓の丸の旗と、正則の山道の旗を退く事、二三度に及びたりとかや。

一本に、忠吉朝臣の御働は、島津義弘、關ヶ原を引口の時なりと記す。今按ずるに、井伊直政、內府公の御前にて、今日の御合戰、私より先なる人はあるべからずといひ、又福島正則の家人可兒才藏、井伊直政を咎めたるも、下野守殿を、井伊侍從

福島の紋と島津の紋

先陣に進め給ひし故なりと聞く。然る上は、忠吉朝臣と井伊直政、一番に敵と相戰ひ、忠吉朝臣、自身の御働ありたるが正說なるべきにや。一本に、福島正則の旗の紋は、丸の內に十文字を付け白地なり。然るに、島津氏の旗も、白地に同紋なるにより、正則は、俄に横手を付けてまがり十文字にせられたりと記す。尙古按ずるに、正則に仕へし上月四郎右衞門が物語にも、正則の旗は、白地に黑き山道なりといひ、其外、傳記にも皆山道とあり。十文字は、異說なるにや覺束なし。

又或說に、秀家の一軍は、忽ち破れたりといへり。尙古按ずるに、江州木の下の地藏の別當淨信寺の住持は、石田が使番渥美孫左衞門といふ者の甥なり。彼の淨信寺、予に語りけるは、渥美孫左衞門、關ヶ原にて死を遁れ、近き頃まで存命にて居たりしが、秀家卿の陣所に赴き、口上を演べて其返答を聞き、馬にて二町計り歸りけるが、秀家の先鋒備進むにより、暫く馬を立てゝ見たりしが、程なく敵味方、互に突懸りしに、秀家の先鋒打勝ちて、垂井の方へ四五町計り、追崩されたるを見ながら歸り、具に其旨を告げたりと、常に語りしといへり、然らば、秀家敗

山本只右衛門の高名

小幡勘兵衛の素性

北せられたりといへるは、異説なるべきにや。一本に、本多中務が家來山本只右衛門、敵陣に駈入り、首一つ取りて歸りしに、忠勝、之を見て、急ぎ御旗本へ馳來り、其首を御目に懸け、中務只今、戰を始め申すなりと申上ぐる樣にと、いひ聞かせけるに、只右衛門、御本陣へ馳著き、其旨を申したりしに、右の者は早き高名なり。褒美を中務より受けよ。證人には我等立つべきぞと、仰らるゝにより、又先鋒へ馳歸り、仰の旨を忠勝に述べければ、褒美の事まで仰出さるゝ上は、擱き難しとて、其日彼の著たる一の谷の兜を脱ぎて、山本に與へ、其身は白布の鉢卷したりしと記す。正説なるにや覺束なし。或説に、關ヶ原合戰の日、井伊侍從に隨ひて、一番鑓突きたる小幡（後尾幡と號す）勘兵衛景憲は、武田信玄に仕へ、小幡山城が末子小幡又兵衛（後豐後と號す、）が子にて、幼名松次郎といひたり。勝賴滅亡の時は、八歲なりしが、十二歲の春、秀忠公へ召出されしが、十六歲の時、武者修行の志ありと申し置きて、御家を立去り、信玄の隊長なりし馬場美濃守氏勝が家老、早川彌三左衛門に軍法を學びし故に、小幡氏の門弟、世間に數多あり。彼の早川は、山

本勘助が門弟にて、巨細に軍術を相傳せし者なり。小幡は、大坂御陣の時は、秀賴の扶助を受け城に籠り、京都の所司板倉伊賀守と内通せしに、其内應顯れ、武田榮翁・中島式部、其外數輩、勘兵衞を千疊敷へ召して、内通を糺明するにより、誓詞血判して急難を遁れ、其夜、大坂を立退き、後に關東へ歸參して、二千石を領す。勘兵衞浪人の時、久留米侍從秀包の郎從杉山八藏・村上庄次郎兩人も、浪人にて勘兵衞と因み深かりしが、小幡は江戶へ出で、召出されし後、彼の兩人へ知行二百石宛與へたりといへり。予が古主酒井忠勝、小幡氏が軍法を慕ひ、家來齋藤善右衞門・北條三四郎兩人を付置かれしに、閑五郎兵衞といふ浪人、小幡氏に多年、軍法の城制を學びて、蘊奧を極めたるに、忠勝の副子侍從忠直、彼の五郎兵衞に食祿五百石與へ、與力同心三十餘人預けて、甚だ懇意を加へられたり。彼の五郎兵衞と久しく交りて、尾畑氏の行狀詳に聞きしを、省略して爰に記す。異本に、松永彈正が一族森海老名、大和國片岡の居城に盾籠りし時、細川藤孝父子・明智日向守・筒井順慶・松倉豐後守、隊長の仰を承り、彼城を攻めたりしに、明智が郎等木俣

清右衞門、一番乘して勇功あり。此時より松倉豐後守重政、木俣と因み深し。明智滅亡の後、木俣は井伊直政に隨ひ、關東へ下りし故に、松倉豐州、內府公の御跡より馳下り、木俣を賴み、公の御味方に參りたりと申しければ、豐州は、直政が手に付くべしと御下知あり。十五日の合戰に、豐州自身功名するのみならず、百人首級討取りたり。豐州、島左近友之が壻になりたるは、其始め、島左近・桃谷與次郞・川村與六・松浦左內、此四人筒井順慶が家老なり。豐州と久しく筒井が旗下にて彼の四郞と因み深きにより、左近が娘を、豐州に妻とせりといへり。又異本に、松倉豐後守、家來田中藤兵衞一人具して、御旗本へ來り、大切なる城番を承りしが、御見廻として罷越すにより、先鋒の働少し見申し、早々罷歸るべしとて、先鋒へ馳付け、首一つ取りて馳歸り、合戰御勝利疑なし。大事の城番なれば、急ぎ罷歸るべしといひて、御前を立去りたりと記す。今按ずるに、松倉豐州、何れの城に在番せられたりとも記さず、其上、豐州の家人山本七介が家傳に、關ヶ原にて、始終働きたる證據あり。然らば、內府公、會津へ御發向の後、豐州、御跡より關東

武藤修理の經歷並にその批評

へ馳下りたるを聞き誤りて、此說をなせるにや覺束なし。又異本に、尾州犬山の石川備前守は、居城を出で、勢州淺熊へ赴きしが、又關ヶ原へ來り、十五日の合戰に、本多三彌と鑓を合す。天下治りし後、三彌、公用ありて上京の時、石河宗林に逢ひて、關ヶ原の昔を語りたりと記す。又別記に、本多三彌は、其頃、秀家に仕へたりとあり。今按ずるに、此說と何れが正說なるにや覺束なし。別本に、此時、正則の先鋒して働きたる武藤修理は、其初武田信玄父子に仕へ、鑓を合す事三十七度、分捕高名十三度、信玄・勝賴父子の感狀四十二通あり。但し勝賴滅亡の時は、病床に臥して、其戰には逢はず。其後、北條氏政に仕へ、官を願ひしに、武田家にて高名の聞えある輩、誰々と指を折りて、武藤修理といふ姓名を聞かず。覺束なしとて、取次のなかりしに、武藤、此由を聞きて、我等が若名は、又右衞門といひて、僅二三十貫を領したる小身者なれば、傍輩だにも、聢とは知るべからず。況んや、他家に聞えざるは、理なりと打笑ひ、數十通の感狀を燒捨て、我等が心操は、此後、顯るべしといひたりしに、氏直、之を聞きて又二十貫の采祿を與へられ

けり。其後、佐竹義宣と合戰の時、一戰の間に、七度鑓を合せ、高名六度に及びければ、敵味方、目を驚かす。天正十年、瀧川一益、北條と合戰の時、一日に二度の戰あり。此日も、武藤、七度鑓を合せ、高名三度に及びたり。其頃、關東に於て、人皆無雙の勇士といへり。天正十八年の秋の頃、北條父子滅亡して、其家人離散の時、武藤も、洛陽に浪人して居たりしを、福島正則召出して、三千石を與へらる。此一亂に、岐阜に於て、可兒才藏と先を爭ひ、七度の功名あり。又關ヶ原合戰の日五度の高名して、政則に感賞を受け、元和四年、正則の領地安藝・備後を沒收の時、武藤修理、浪人となり、江州大津に居て、貧窮の餘に、馬の沓を作りて、之を代にし、餓死を免かれしが、沓の作り様上手なりとて、下々共、武藤沓といひならはし、其後、加賀中納言利家卿に、本知三千石にて呼出されしが、一生武功を人に語らず。老年の後、加州にて病死せしといへり。今按ずるに、彼の武藤、正則の家に居たりし時も、戰功を隱したる故か。予が古傍輩上月四郎右衞門、武藤が事を終に語らず。但し岐阜關ヶ原にて、五度・七度の功勞なるに於ては、正則、加增を與へ

らるべきに、始終三千石にて居たるも覺束なし。又正則父子に仕へし輩の名あるをば、五年三年の間に、諸家へ呼出されたるに、彼の武藤の沓を作りて、餓死を遁かるゝ計りに、貧しくなりたるも亦不審なり。總て事を記す者の、實に過ぎて、武藤が戰功を飾りしにや。又別本に、此兵革の始終、福島正則の家老小關石見が手に屬したる浪人に、津田勘八（後勘兵衞と號す）秀勝といへる者あり。彼は織田右馬允信時が二男にて、母は尾州清洲の城主前野小次郎が娘なり。小次郎妻は、信長の父織田備後守信秀の息女なりとかや。彼の勘兵衞、岐阜の七曲口の魁して、高名するにより、正則、其日差されたる備前兼則の刀に、感狀を添へて與へ給はり、其刀、今も勘兵衞が曾孫、津田勘兵衞が家にあり。其後、信長の二男常眞の御計らひにて、勘兵衞は森忠政の臣となり、知行千石に足輕五十人、鐵炮料現米四百石領す。大坂冬陣の時、忠政の陣所仙波にて、能勢伊豫守手へ使に赴きしが、敵の鐵炮嚴しき故、勘兵衞が金の天衝の差物の右の方に鐵炮五つ、左の方に二つ中りけれども、死を遁れて陣所へ歸り、竹牌の外を往來したる武者振、比類なきにより、忠政

津田勘兵衞の武功

感賞して、近臣可兒忠右衞門といふ若者に、勘兵衞にあやかれとて、彼の天衝を讓らせて、勘兵衞には別の天衝を與へらる。其天衝、今に勘兵衞が家にあり。夏陣五月七日に、秀賴の銃頭伏屋飛驒守、手の者を下知して相戰ひしに、勘兵衞、彼の飛驒守を常に知りたる故、詞を懸けて突合ひしが、忽ち突伏せて首を取る。彼の勘兵衞が嫡子勘兵衞、父の家を繼ぎて、作州に居たりしが、故ありて黑田長政の嫡子忠之の家に來り、先知千石給はりて、其子孫、今に筑前に居たりと記す。今按ずるに、濃州岐阜の城主中納言秀信の家老、木造左衞門が屬兵津田勘八、岐阜の武藤つぶらにて、敵を射拂ひたる武功に依つて、左衞門、感狀を與へたりといへり。小關石見が手に付きたる浪人、津田勘八と、同姓同名なるにや。又勘兵衞が嫡子勘兵衞、美作にて家老各務四郎左衞門が喧嘩の時、心操を顯したりと聞く。父勘兵衞が、勇義の志を繼ぎたるにや。或說に、正則の兵士星野又八、此合戰に比類なき働して、討死せしといへり。今按ずるに、正則、川中島の配所にて、物語の序に、星野又八、脇になせんと思ひたるが、勝れたる働して、討たれたるは、

正則は秀吉の從弟

不便なりといはれしに、近習の輩、腋を合するとは、如何なる事にやと申したりしに、汝等は左衞門が配所まで隨ひ來り、後日に武道の物語せんに、左様の未練をいひては、人の譏を請くべし。凡そ一度の武功ありて、又手柄するを、脇を合はするといひ傳へたり。又八、岐阜にて高名せしが、關ヶ原に抽んでたる働ありければ、其志、分明なる故に、斯くはいひたりと答へられしと、人の語りき。又別本に、福島正則の嫡子刑部大輔、此時十六歳なるが、自身の功名せられたりと記す。尙古按ずるに、予が外祖父の弟、田付〔村イ〕新兵衞といひし者は、福島正則の家臣なり。其子田付〔村イ〕四郎兵衞は、父田付〔村イ〕兵庫が家を繼ぎて、大猷君・嚴有君二代の君に仕へ奉り、近頃まで存命して、福島正則の出所を、物語せられけるは、秀吉公の父彌右衞門と、正則父新右衞門とは兄弟にて、秀吉・正則は、同姓の從弟なり。正則、初て秀吉に仕へ、市松といひて、七人扶持より三百石になり、五千石の采地を受け、其後、播州立野〔龍イ〕の城主となりて、五萬石を領し、又伊豫の松山にて十二萬石給はり、關ヶ原御陣の時、尾州清洲の城主となりて、二十四萬石領地せらる。嫡子

刑部大輔は、此時廿一歲なるが、自身高名せられたる事を聞かず。」此冬正則に、安藝・備後五十三萬石を給はり、宰相に陞り、嫡子刑部大輔は、備後國三原の城主たりしが、程なく死去せらる。次男八助は、十七歲にて世を早くせらる。三男備後守忠勝、父の家を繼ぎて少將たり。四男を市之丞といへり。大坂夏冬の御陣に、正則は江戸に召置かれ、備後守在國せられしに、大坂へ出陣の御下知あり。此時、家老長尾隼人、備後守に向ひて、秀頼公の御爲に、急ぎ大坂へ御上り、御籠城然るべしとて、具に其意趣を述べけるに、小關石見同意せず。只關東の御下知に、任せらるべしといひて、互の爭論に時刻移りしが、備後守、又は福島丹後は、小關が論ずる所に隨つて、元和元年五月二日、備後守出陣して、同月七日、攝州尼ケ崎に到り、眞部五郎右衞門を使者として、是まで參陣申したりと申上げければ、兩御所の御意に叶ひ、今日落城に及びし上は、其地に控へらるべしと仰出されし故に、備後守、大坂にて戰功なく、同五年の夏、台德公、御上洛あり。此時に、左衞門大夫は、江戸留守にて、備後守供奉せられしに、六月八日、京都にて久世三四郎・坂部

正則信濃に配流

三十郎兩人を、備後守旅宿へ御使に立てられ、父左衛門大夫、犯禁の罪あるに依つて、安藝・備後を召放され、信濃國川中島にて、四萬石與へ給はるべき御議定なり。其方も、父と一所に蟄居すべしと仰出さる。備後守、此旨を承り、父正則の家老共に、上意を告知されたる飛脚、同月十二日に、廣島に著きければ、安藝・備後の騷動斜ならず。同十四日、辰刻に江戸に於て、牧野駿河守・花房志摩守兩人、正則の居宅に赴きて、台命を申聞けらる。若し左衛門、上意を違背するに於ては、即時に討果すべしとて、表門前蒲生下野守・裏門前鳥居左京亮、芝の下屋敷へは、最上源五郎を差向けらる。三家の郎從等、皆甲冑を帶したり。兩人の上使退出の後、蒲生野州は、家來志賀與三右衛門を使者として、急ぎ居宅を明けらるべしとありければ、正則、彼の使者に逢ひて、仰せらるゝまでもなし。頓て信州へ赴くべしとて、使者を歸し、家來熊澤助右衛門・上月新八を呼びて、出羽・奧州の風俗、常に飾なく、蒲生・鳥居が郎從等、門内へ込入るに於ては、我等が若共、勘忍すべからず。然る時は　事の破れとなるべし。我等、旅行の用意する内は、汝等、門内に控へ

正則と郎従助右衛門

て、其理を盡して申聞かせ、其上も承引せずば馳歸り、其旨を我等に註進せよ。我等、腹切るべしといふ。助右衛門承り、心外の仰にて、畏まり難しといひも果てぬに、正則、例の怒を現し、我等此度、上の御意を背きたる故に、己らさへ侮ると見えたり。彌〻下知に隨はずば、手討にせんとて、膝を立直されしに、助右衛門、更に驚かず、新八に向つて、只今仰聞けらるゝ如く、出羽・奥州の風俗、飾なきは勿論なり。其方、我等立向ひ、理を盡し聞かせたりとも、大方は承引すべからず。其時、御邊と我等、御門より馳歸るに於ては、追立てられたるも同意にて、末代の恥辱なるべし。然る上は、込入る奴原を、腕の限切伏せ、之を御註進となし、君は、兎も角も、御心に任せられ候樣にあらまほし。左なくば、兩人御手に懸るが本意にてなきかといひけるに、新八も同意して、其方が申す如くなりと答へしに、正則、忽ち機嫌直し、兩人が申す所至極せり。幾重にも無事を作り、承引せずば、汝等が心に任せよといはれければ、兩人畏まつて席を立ちて、正則父子、君命に隨ひ奉り、江戸・京を出で、川中島に籠居せらる。此時、廣島・三原の二城を相渡すべ

しと、仰出されたる上使には、本多美濃守なり。其外、毛利長門守・松平阿波守・加藤左馬助・森美作守・堀尾山城守等、數千人を隨へて、安藝・備後の近邊に在陣せらる。正則家老物頭相謀り、永井次郎右衛門を使者として、上使の陣所音戶が迫戶へ遣し、廣島・三原の城は、公儀より左衛門父子に召預けられ、某共は、彼の父子に預りし上は、左衛門父子下知なき內は、一城を相渡し申さん事、本意なきに似たり。然らば、左衛門父子自判の書狀見申し、其下知に隨ひ申度しと願ひければ、美濃守、使者に對面して、家老中が申す所、理なきにあらず。其旨、京都へ註進申すべしとありければ、次郎右衛門承り、御返答の趣、家老共又諸士へも申聞かすべし。斯樣に仰聞けらるゝ以後、左衛門が父子の領內へ、草苅一人なりとも、御入りあるに於ては、勘忍仕るべからずといひたりしに、美濃守、以の外面色を變へ、無禮者なりといはれければ、次郎右衛門、更に屈せず、嘲笑ひながら、是は某の自分の寸志なりといひて、席を立ち、廣島に歸りて、濃州の返答を述べければ、福島丹波・小關石見・長尾隼八、三原の城代大崎玄蕃以下參合して、防戰ひ其後、廣島・三原

の城下を燒拂ひ、大身・小身の籠城して、若主の御恩德に報い奉るべしといひあへり。美濃守は、京都へ飛脚を馳せて、左衞門が家老の願を註進せられしに、其頃、備後守に仕へし家老蜂屋將監を、宰臣の旅宿に招き給ひ、正則の家老中申す所據なし。去りながら、時日移るに於ては、御在京の御妨となり、御機嫌の程量り難し。然らば、備後守殿より、廣島へ御下知あるべき事勿論なり。其方は、如何心得たるぞと問はれしに、將監聞もあへず、父左衞門を擱き、備後一人の心得にて、此事を下知仕るべき樣更になし。縱ひ、書狀を遣したりとも、家老共、其下知に隨はん程も量り難し。若し家老共承引せずば、備後が一生の越度なるべし。備後若輩の過にて、仰に隨はんと申すとも、其諫爭ひて差止むべき職分なり。此所を聞召し分けらるべし、といひ切つて座を退く。其後、正則の書狀、藝州へ來り、廣島・三原の兩城を、上使に相渡すべしとあるに依つて、家老中城を渡して、領內を退く。彼の蜂屋將監が妻は、尙古が母の伯母なる故に、此時の始終を具に聞傳へたり。紀州賴宣卿、將監が此答の節義に叶ひたりとて、其冬、御家に召出されて、采地五

千石與へられたり。正則は、極めて怒り强く、暴惡の聞えありしが、人の感ずる所ありたるか。又は强將の下に弱卒なき例にや。此騷動に、大身・小身ともに、一人も不義の覺悟なし。此故に、家老福島丹後・小關石見は、二君の仕を止めたれども、長尾隼人・大崎玄蕃、其外數百人の輩、二三年の間に、諸將に招出されて、其子孫、今も家々にあり。正則父子は、川中島にて、鷹野・川狩の御免を受けて、安樂に居られしが、備後守は、元和六年九月十四日、廿六歲にて死去せられ、父左衞門、寬永元年七月十三日卒去せらる。行年六十四歲とかや。

關原軍記大成　卷之二十四　終

東西兩軍對陣

細川・黑田力戰

斯くて、細川忠興・加藤嘉明・田中吉政・生駒・戶川以下、小關野の敵と戰はん爲めに、兵士を進めらる。黑田長政は、竹中丹後守に道路を案內させて、岩手山の麓に、相川より栗毛・小栗毛に至り、小栗毛の河原に備を立てられしに、石田が家老島左近、青塚に備を立て、頻に、鐵炮を放つ。長政の銃頭堀平右衞門・菅六之助・野口左助・益田與助・白石莊兵衞（後監物と號す）等、嚴しく鐵炮を打懸けたり。中にも白石莊兵衞、白しなへの背旗さして、先登に進みて、終に敵を追立てしに、內府公、白石が武者振を遙に御覽じて、何者ぞと仰せらるゝにより、黑田甲斐守家來白石莊兵衞と申す者なりと申しければ、比類なき働なりと宣ひしが、其後も、彼が戰功を、殊更感じ仰せられけ

細川奮戰

るとかや。石田三成は、家來荻野鹿之助を、先手へ遣し鬪ふに、討勝つべき時至れり。急ぎ合戰を始むべしと、下知するに因つて、先手の隊長等、兵を進む。田中兵部大輔・生駒讃岐守・戸川肥後守・岡田將監等、驅合ひて戰ひけるが、關東勢、終に戰地をしざる。此時、石田が軍士荻野鹿之助、一番鑓を突きたりとかや。三成、先手の戰、利ありと見て、南宮山栗原の味方、内府の旗本へ突懸るに於ては、必定、勝利なるべしと思ひ、天滿山に相圖の狼煙を揚げさせ、其身は陣所の丸山を下り、鬨を揚げて柵際に迫る。石田が先手の輩、田中兵部を二三丁計り、追立てけるに、加藤左馬助・羽柴越中守・黑田甲斐守三家の軍士、三方より突懸りけるが、加藤嘉明の家人原甚兵衛、一番鑓を合せ、剩へ、東新太夫が首を取る。堀主水は、其頃十歲なるが、是も其場にて首を取る。羽柴忠興の軍士有吉與太郎、鑓下の首を取る。忠興の嫡子與一郎忠隆・二男長岡與五郎興秋・舍弟細川玄蕃頭興元・牧左馬允四人、ともに鑓を合せて首を取る。忠興も敵中へ馬を乘込み、自身太刀討せらる。其家人米田與十郎・香久山少右衛門・牧長三郎・鯛瀬善助・矢野采女・杉原三平等首を取る。黑田長政の手に屬し

黒田三左衛門蒲生監物が首を取る

後藤又兵衛

たる伊丹兵庫入道意頓は、石田が物頭安宅作右衛門と、鑓を合せけるに、安宅健かなる者にて、意頓を突伏せけるに、長政の長臣黒田三左衛門馳付け、忽ち安宅を突倒し、意頓に向つて、其首を取り給へといひて馳通り、又三左衛門は、敵兵蒲生監物と組みて、其首を取る。意頓は首を取るべき爲に、安宅が死骸の上へ上りけれども、深手なれば、首を取らずして終に死す。石田が郎從大橋掃部、黒絲の鎧に十文字の鑓を提げ、驪の馬に乘りて、馳懸りしに、長政の家臣後藤又兵衛、大橋と突合ひしが、終に突伏せて、其首を取る。此時、長政の郎從堀平右衛門・生田小屋之助・野口左助・益田與助・菅六之助・同彌一右衛門・白石莊兵衛・小河五郎・竹森莊介・上原新助・戸田平左衛門・海津市右衛門・杉浦八右衛門・平松金十郎等、其場に於て首を取る。斯かりければ、田中吉政の家老磯野伯耆・清水右近、其外田中玄蕃・宮部對馬・杉田彌一右衛門・田中總兵衛・中村釆女・上坂萬兵衛等、各々粉骨の働あり。中にも中村釆女は、石田が弓長個宗右衛門が首を取る。田中總兵衛は、石田が銃頭高橋權太夫が首を取る。生駒讃岐守の家人脇坂孫右衛門、黒田久六郎・美濃部四郎左衛門・奥村宗右衛門等首

長政、三成と決戰せんとす

を取る。此時、三成が先手追立てられ、柵の前へ引退く。黑田長政は、昨日十四日の夜、家臣の內、究强の者共十五人選び出し、書付を以ていひ出されしは、明日の合戰に、旗本を去らず働くべし。若し拔懸する輩あらば、縱ひ、物頭の首を取りたりとも、高名に立つべからず。始終我等に附隨ひ候はゞ、何より忠節たるべしと、下知せられし故を聞くに、石田は內府の御敵といひ、此一亂の張本人なり。其上、多年遺恨あり。彼といひ是といひ、直に石田と渡り合ひ、組討すべき巧なり。是に依つて、今日戰始まりければ、長政の一手は、猶豫なく石田が備に討つて懸り、長政自身の働ありし時、十五人の輩、粉骨を盡し、終に主人の感賞を受く。中にも菅六之助・野口左助・益田與助・堀平右衞門・生田木屋之助・白石莊兵衞等は、何れも足輕頭なりしが、組の者共引具して、嚴しく鐵炮を打たせ、自身と働あるにより、長政、殊更に稱美せられしとかや。

一說に、黑田長政、敵に向ひし時、旗奉行毛屋主水が方へ、使者を立て、今少し旗を退くべしとありければども、主水一向承引せず。依つて、使者二三度に及びしが、

伊丹意頓、長政に向ひ、旗奉行の申す所、一理なきにあらず。御先鋒を少々進めらるべきかとあるにより、長政承引して、先鋒を進め、旗本と先鋒の間を寛げられたりといふ事、今按ずるに、敵の形勢分明ならぬ間に、先鋒を進め、合戰するも卒爾なりと、長政、思慮せられたるも、謀ある故なるべし。又主水が旗を退けざるは、味方の勢をして、他見の程も覺束なしと思ひたるにや。一本に、黑田長政、此時、細川忠興に向つて、貴殿の戰功は、某見たる上は、其旨、內府へ披露すべし。又我等が骨折も、貴殿見給ひし上は、證據に立ちて給はれといはれしに、忠興、聞きも敢へず、我等はさまでの粉骨なし。又貴殿の戰功をも見屆けざる事なれば、證據には立つべからずと、返答せられしに、忠興の家臣津村才八進み出で、是より後の森の邊にて、敵味方二三千づゝ立合ひ、勝負を挑みける內に、手の者を下知して、敵を追立てたる武者ありしが、今御立物を見れば、長政公と見えたりといひければ、甲州、甚だ悅喜ありて、然らば其方、證據に立つて、我等骨折を內府へ申すべしといはれたりと、彼の津村が筆記にあり。今按ずるに、長政の氣性を

傳へ聞くに、忠興又は郎從津村を賴みて、自分の功を披露すべきにもあらず。其上、内府公、此日の戰功を糺し給はん爲に、諸隊へ御檢使を配り置かれしと聞く。然れば、長政の手に附けたる赤井五郎父子を擱きて、別人に賴み、此時、功勞を申立てらるべき道理なし。彼是に付きて、此說覺束なし。一書に、生駒讚岐守一正は、其頃未だ家督相續なかりし故に、兵士二十騎召具して、微勢なれば、田中吉政の手に附きて、石田が先鋒と戰はれしが、家老脇坂孫右衞門、六十三の老兵なれども、一番に敵を突伏せて、其首を取る。又讚岐守は、常に吃にて、口舌叶ひ難き人なるが、此日、手の者に下〔性カ〕知せられたる言語、常に替りて分明なりといへり。

森岡半三郎に就きての一說

又或說に、加藤典厩の小唱森岡半三郎は、其頃十六歲なる故に、森八藏といふ者を付けて、半三郎に功名させよと下知せらる。半三郎、敵中へ馳入り、島左近と組みて、峯より落ちたるを、森八藏押へて、其首を半三郎に取らせたり。半三郎、後に六千石を領す。半三郎が姊は、典厩の内室となり、息女を一人誕生せらる。南部山城守重直の奧方にせられたりといへり。今按するに、森岡半三郎は、岐阜

にて本間五郎八を討ちたる後、功名したる說を聞かず。其上、島左近は、鐵炮に中りて死にたりと聞く。彼是、此說覺束なし。又半三郎は早世して、其弟森岡主馬が、會津四十萬石の政を、一人して計りたりと、老人の物語なり。采地六千石と書きたるも、森岡主馬が事なるにや。又別本に、誰の兵士とは知らず、本多六兵衞と號する者、島左近が首を取りたりとあり。是皆異說なるべし。又一本に、石田治部少輔は、合戰の勝負區々なるを見て、高野越中・大山伯耆兩人を二將として、北の山手へ廻し、敵の横を討つべしと謀りしを、內府公、遙に之を御覽じて、本多中務方へ御使を立てられ、敵兵、横鑓に突懸ると見えたり。其心得せしやと仰せけるに、中務承り、右備へ寄合衆を差向けたりと申しけるが、彼の輩、高野・大山と戰ひて突頽し、佐久間久右衞門・加藤平內・渡邊筑後守首を取る。高野・大山、旣に崩れければ、石田は旗本二千人を率して、又北の山手へ懸りしに、內府公、又此形勢を見給ひて、本多中務が方へ、御使者を立て給ひ、此手當せしやと仰せけるに、中務某が備にて請留め、討頽すべしと、御返答申したり。此日、內府公の御下知と、中

磯野平三郎は歌人

務が戰隊の運用等符合する如くなりと記す。尙古按ずるに、御旗本より軍使往來して、彼是御下知ある程の時刻、辨へ難し。但し、辰の下刻より合戰始まりて、未の下刻に、敵、敗北せしとあれば、別本に記す如く、石田も、戰隊を分ち、數刻相戰ひしにや覺束なし。一本に、石田が郎從八十島式部は、久しく主人の懇意に依つて、厚祿を請けたる者なり。此日、本陣に居たりしが、關東勢近づく時、只一騎馳出づるにより、人々、何事をするぞと見やりたるに、諸鐙を當て、何處ともなく逃げられたり。時に石田が近臣、一首の古歌を案じ返して、

關が原八十島かけてにげ出ぬと人にはつげよあまりにくさに

と詠みければ、石田も郎從も、一同に笑ひたりと記す。尙古按ずるに、石田が家人八十島介左衞門入道嫡子、助左衞門というて二千石領す。助左衞門は、式部といひたるにや。彼れ或說の如く逐電するに於ては、彼の鎌倉の合戰に、名を流したる島津四郎が行に、等しかるべし。又石田に馴仕へし磯野平三郎は、常に歌詠みたりと聞く。此時の歌も、若し平三郎が詠みたるにや。誰にもせよ。驚意の時節

なるに、取敢へず、一首を口ずさみたるは、彼の敕撰の中に、

　　武士のこれやかぎりの折々もなほわすられぬしきしまの道

と詠みたる歌に叶ひて、戯歌といへど、いと心憎し。但し八十島かけてと、假名に書きしを、今よみ人に替りて文字になし、笑ひ〳〵ことわりを加へて、爰にかいつく。彼の八十島が靈魂の恨は、さもあらばあれ。是も亦、勸善懲惡の類なるべきにや。異本に、石田が兵士安宅四郎右衛門は、黒田甲斐守と突合ひしが、手を負ひて、其場を退きたりと記す。今按ずるに、甲州、數輩突伏せられしと舊記にあり、安宅四郎右衛門、甲洲に渡り合ひて、手を負たるにや。但し甲州の隊長黒田三左衛門が、安宅作右衛門を突伏せたるを誤りて、斯くいひたるも知り難し。又或説に、此日、長政の郎從神谷小助・菅六之助・海津市左衛門・竹森莊助・松浦八左衛門・平松金十郎、彼是七八人、先陣に進みしが、敵兵、鐵炮を雨の如く放つにより、彼の輩、馬の前輪にひらみ付きて進みしに、其鐵炮松浦八左衛門が、馬の頭に中り、馬切れたるを、殘る輩八左衛門を呼懸け、其方は、爰を逃ぐるかと聲々にい

神谷小助

ひしに、八左衞門も馬を乘返して、先鋒へ馳付けしが、小助は馬上より突落され、其外の輩、鑓を突き、皆首を取りたりといへり。今按ずるに、菅和泉が家傳は、始終分明なり。其傳の中に、神谷小助、合渡にて、一番に敵中へ駈入り、續いて六之助駈入りしに、敵兵、小助を鑓十本計りにて、馬上より突落す。六之助は、敵を突伏せて高名せしとあり。然るに、神谷小助、數ヶ所の手を負ひて、十五日の合戰に働くべき樣、更になし。其上、此日の合戰に、長政の一手は、暫時の暇なく戰ひたりと聞く。然れば、神谷小助、戸板に乘りて長政の前へ出でたる時、長政、問答せられたりとあるも、合渡合戰終りての事なるべし。彼是に付きて案ずるに、彼の菅和泉が家傳に記す如く、合渡にて神谷小助、一番に鑓を合せ、敵に突落されてとあるが正說にて、家々の語傳（かたりつたへ）は、相違なるにや覺束なし。又一說に、長政の家臣竹森莊助は、如水の旗奉行竹森新右衞門後石見と號すが嫡子なり。其頃、故ありて豐前國中津より、本國播磨へ上り、彼の國に逗留せしが、長政、岡山に在陣と聞きて、播磨より濃州へ下り、松尾山へ赴きたる大久保伊之助が馬に乘りて、十五日

黒田孝高と加藤又左衛門

の合戰に働ありて、首を取り、彼の莊助が討ちたる敵は、織田長兵衛長次なりと覺えて、鎧に織田の家紋ありといへり。按ずるに、長兵衛、此日合戰せられたりと。衆說にありて、其首を取りたる者の姓名を聞かず。竹森が討ちたる敵、長兵衛なるにや。又一本に、黒田長政の家臣黒田三左衛門一成・後藤又兵衛基次、兩人の傳を記して曰く、三左衛門が父加藤又左衛門は、津の國有岡の城主荒木攝津守村重が家族なり。母は太閤の差使官〔臣カ〕部主馬允宗保が妹なり。天正六年荒木村重、信長公に謀叛の聞えあるにより、小寺加賀守政職、荒木に異見すべしとて、長政の父小寺官兵衛孝高を、有岡へ使に立てられしに、荒木同心せず。剩へ、孝高を禁獄して返さず。孝高、有岡に滯留の間、加藤又左衛門に向ひて、御邊が芳意盡し難し。我れ若し恙なくば、歸國するに於ては、貴殿が子一人、我に得させよ。養育すべしと約束せらる。荒木攝津守逐電の後、三左衛門、其頃玉松というて九歲なるが、孝高の元へ來りしを、約束の如く養育して、黒田氏となして、甚だ懇志を加へらる。天正十二年、長政十六歲、玉松十四歲なり。長政に隨ひ、和泉國岸和

加藤三左衞門の武功

田陣に赴く。是初陣なり。同十三年、孝高に隨ひて、四國陣に立つ。同十五年、筑紫陣の時は、三左衞門というて十六歲なり。日向國耳川にて、强敵二人討取り、同年の冬、豐前の國人、所々にて一揆起りけるに、長政に從ひて、度々手柄あり。中にも、城井谷にて、長政の命にかはるべしと請乞ひ、馬印を望みたる志、人皆感じたり。文祿元年、三左衞門廿二才、長政に從ひて、朝鮮へ渡り、度々の戰功あり。中にも、金海の城攻に、一番乘して武威を顯し、黃海道にて大敵を恐れず、三左衞門一人魁するにより、長政の兵士續いて馳懸り、終に敵を追崩す。昌原の城攻・黃海道の野戰・原安川の軍・巨川の戰・白川の城籠・晉州の城攻・梁山在城の時、全羅道にての合戰・西生浦の軍に、皆勇功を立てたり。慶長五年、三左衞門、日本・朝鮮の働、總べて十八度なり。長政、筑前入國の後、美作となりて、二萬八千石の采地を領す。天性武勇に誇らず、只主君長政の下知にて、戰に利を得たりとのみ人に語り、栗山備後・井上周防・毛利但馬以下の功臣老死の後も、美作は存命しながら、彌〻口を閉ぢて武功をいはず。其故は、昔の事跡を知る者なければ、僞りて功を飾るか

と、人に疑はれんとの愼なり。身の長六尺、常の人に超えたり。豐前の國城井中務は、鹿の角を引裂きたる壯士なり。長政、彼が弓を取寄せて、中津の城に置かれしを、彎く者更になし。然るに、美作は、彼が弓にてまきはらを射たりとぞ。又朝鮮にて、江南人一人、矢三筋手挾みて居たりしを、後藤又兵衞・野村隼人・美作、此三人討止むべしと相爭ひ、又兵衞、一番に馬を乘寄せたりしに、江南人の放つ矢、又兵衞が小腹に中り、鎧の裏かきければ、又兵衞進み得ず。二番に隼人駈付けしに、又矢に中りて、是も働き得ず。三番に美作、間近く馳寄せ、刀を拔きて振上げしに、敵背むけて矢を放つ。其矢、美作が右の手の臂より腕まで、射拔きければ、忽ち刀を取落しけれども、彼の敵を組伏せて其の首を取る。矢三筋にて、三人を射たるは、手だれなりと皆いひあへり。美作、此時、創を被りたる計りにて、一生手を負はず。寛永十五年の冬、肥前の國島原に、耶蘇の一揆起りしに、美作六十八歲なるが、翌年正月下旬、福岡を出陣して、島原に至る。是より先、天下の老臣松平伊豆守信綱、台命を承り、正月、島原に下著せられしが、美作が來るを

聞きて、軍事を相計るべき爲めに、美作を招かれしに、美作、其招を聞きながら、城邊を打廻り、其地勢を見て、豆州の陣所に至り、早々伺公仕るべきを、只今當地へ參り、城の形勢、又は地形を知らざる故に、仰を聞き候ても、御返荅もなり難かるべしと思ひ、此彼と見廻りて、參りたりと申しければ、伊豆守、其功者を感賞せらる。又伊豆守、諸將其外、美作等の家老に向ひて、元日の城攻に、味方成功なく、剩へ、內膳正、深手を負ひて死去せしは、攻手の人數足らざる故なるべし。今斯く、諸家の人數馳集りし上は、近日、城を攻め取るべしといはれしに、美作申しけるは、元日の城攻に、成功なかりしは、あながちに、御人數足らざる故とは申難し。必死の一揆、數萬人楯籠りたれば、城を圍み、玉藥を打ち盡させ、兵糧も乏しくなりて後、御取り然るべし。某、弱年より敵に向ひ、後(おくれ)を取らざる上は、敵に恐れたるには候はず。力攻に御乘取あらば、味方の御人數損じ、憚ながら御爲め如何と申しければ、伊豆守、其外諸將も、美作が申す所、其理、分明なりとて、力戰を止められしとなり。落城の時、美作が嫡子三左衞門、一任太平の石垣へ付きける

に、石に打たれて、石垣より落ちけれども、終に先登して、認旗(まとひ)を城内へ入れさせたる戰功、比類なきにより、主君忠之感狀を給はり、三左衞門が家來加藤長〔七イ〕太夫・新免團之丞・岩田勘左衞門・江見八左衞門・高屋忠左衞門、其外下部八人、能く働きて討死す。同家來萩本忠兵衞・加藤淸左衞門・松田兵右衞門・高橋三郞四郞・楓鹿之助・小野兵右衞門・加藤茂兵衞・和田忠介・新免忠兵衞・杉田金左衞門・岩崎與右衞門・小西太郞介・大庭市右衞門・萩本市右衞門・萩本十五郞・高岡十郞兵衞等、城内へ乘入りて、各疵を蒙り、此跡陣の後、美作致仕剃髮して、睡鷗と名を改む。嫡子三左衞門は、筑前の元老となりて、其子孫、同職を勤め、睡鷗が曾孫美作一利は、今國君の家門に備はれり。睡鷗は、明曆二年十一月十三日、福岡の城下に於て、其家に死す。行年八十六歲。其長(ひと)となり、寬裕にして迫らず、溫柔にして烈しからず。權要に居ても、威福を恣にせず。坐して事なき時は、客に對しても、眠を催さず。其性の穩なる事斯くの如し。既に戰に臨み、敵に對するに及びては、從容として動かず。恰も平日の如し。又人數の下知をなし、自身の働するに至りて

後藤又兵衞の素性と武勇

は、敏疾なる事、人に超えたり。隱居する事十餘年、客を好んで、日夜笑談する者、前に連れり。花月景物を愛し、和書記錄を好み、自適安閑として、終りたりといへり。又後藤又兵衞基次が傳を見るに、父は後藤新左衞門といひ、東播磨別所氏に仕へ、其後、小寺政藏の家臣となりて、病死せり。其頃、又兵衞幼少なるを、官兵衞孝高養育せられしが、又兵衞が伯父藤岡九兵衞逆心あるにより、追放せられし時、又兵衞も、其一族たるに依つて、小寺の家を立退き、仙石越前守に仕へしが、黑田長政に呼返されしを、謀叛人の一族なれば、側近く召仕はんは、遠慮あるべしと、長政の父孝高、申されけるにより、栗山四郎右衞門が與力となし、知行百石與へられしが、勇材人に超えければ、長政選上げて、後に家老と同列にせられ、筑前國嘉〔穗イ〕摩郡大隈の城主となして、一萬六千石與へらる。孝高・長政に隨ひて、所々の戰に逢ひ、武勇世に隱れなし。天正十五年、筑紫陣又は豐前國にて、逆徒退治の時も、其武功拔群なり。文祿元年、朝鮮へ渡り、毛利太兵衞・黑田三左衞門・後藤又兵衞三人、一日替に、長政の先鋒を勤む。後の朝鮮陣にも、亦然り。前

後の朝鮮陣に武功を〔立イ〕して中にも晉州の城の一番乘して、比類なきにより、加藤淸正、其武勇振を感賞せらる。又蔚山にて、長政、敵を擊つべき爲めに、又兵衞を物見とせられしに、川端より引返し、味方川上を渡ると見えて、日本の馬の沓流れ參りし故に、敵の陣形を見計るまでもなく、馳歸りたりと申すにより、長政、頓て川を渡り、戰に功を立てらる。又朝鮮にて、長政の先鋒、山の尾崎を廻りて、敵と合戰せしに、味方打負けて引申すなりと、又兵衞申すにより、長政怪み、何とて左樣にいふぞと問はれしに、鯨波、次第に近く聞えし上は、引口の鬨なるべしと、申したりしが、案の如く、味方、一旦に利を失ひたり。又朝鮮にて、敵の退くを、又兵衞、早く知りたる故に、如何にして、見計りたるぞと問へば、引く敵の武者埃(むしやほこり)は、白みて薄く。懸る敵の武者埃は、黑みて濃き物なり。此黑白にて、敵の進退分明なりと答へたり。是等の機轉數度ありて、長政も稱美せらる。慶長五年合渡・關〔合戰イ〕原〔ナシイ〕兩所の戰功隱れなし。又兵衞、後に隱岐と改む。隱岐が嫡子左衞門、其頃、太郎助といひしが、長政の父如水に隨ひて、豐後陣に立ち、石垣原の合戰に、粉骨を盡

又兵衛、池田輝政に仕ふ

し、其屬兵小栗次右衞門等手柄ありて、如水感狀を與へらる。隱岐は大隈の城に居て、他國へ書通する聞えあるにより、長政、其旨を聞きて、向後、他國の文通、無用なりといはれしに、又豐前と申通じけるが、其露顯すべきを憚りけるか。又は嫡子左衞門、石垣原の武功に誇り、傍輩下野九兵衞に無禮せしを、長政怒つて、左衞門を追放せられし故か。又兵衞、之を恨に思ひしにや。慶長十一年、筑前を立退き、池田三左衞門輝政に仕へ、千人扶持請けて居たりしを、長政、彼が不義を、輝政に告げられしかども、輝政、後藤を惜まれけるにや。暇の沙汰なきにより、松平武州へ、其旨を申入れられければ、隱岐、終に浪人して、慶長十九年の冬、大坂の城に籠りて、再び又兵衞となり、陣將の列に備はり、太閤の著せられし羽織を給はり、今福堤にて武功を顯し、元和元年五月六日、道明寺表にて、關東の御先鋒奥田三郎右衞門が一手を打崩し、其後、伊達政宗の手より放つ鐵炮に中り、深手を負ひしに、屬兵小熊平右衞門、肩に懸けて退きしに、我が死骸を、田の中に埋むべしといひて、死するにより、其下知に任せて、泥中へ隱したりといへり。或

說に、又兵衞、大坂御陣の時、戰死を免れたりといへり。然れども、長政も、後藤が戰死を聞きて、重恩の家を去りたる者なるが、秀賴の爲めに、死を致したるは、殊勝なりといはれたるを、傍に居て聞きたる野口左助が、子孫にいひ傳へ、又後藤が死骸を、泥中に埋めたる小熊平右衞門、越前に居て人に語りたりと、老人のいひし、彼是に就きて、按ずるに、又兵衞、道明寺にて戰死せしとあるが、正說なるべきにや。異本に、長政の銃頭菅六之助正利は、常に練敎へたる鐵炮の者五十人を下知して、島左近が陣を打靡け、左近に深手を負はせ、六之助、又自身の働して、屬首二級を得たりと記す。彼の六之助の傳を見るに、父菅七兵衞正元は、代々美作國に住みて、其先祖菅四郞佐弘・同五郞佐光・同又三郞佐吉等、官軍に屬して戰功あり。七郞兵衞、後に播磨國に來り、揖木郡越部の邑に、小城を構へて居たりしが、嫡子六之助を、小寺孝高の臣となす。孝高・長政、豐前の國へ入部の時、七郞兵衞正元嫡子六之助正利・二男彌一右衞門正周父子三人、中津へ下り、彼の三人、高麗へ渡海して戰功あり。慶長五年、豐後國日田郡隈の城に、毛利民部大輔が留

守の者共楯籠りしを、如水・解を入れて和平になし、七郎兵衞を城番とせらる。其冬、筑前國に於て、七郎兵衞に千三百石給はり、同十九年九月十日、七郎兵衞死去するに依つて、二男彌一右衞門に、父の米祿を與へらる。嫡子六之助、如水に仕へし時は、孫次といひしが、吉田六之助、數十度の働ありて、一所も手を負ひたる事なきに似よとて、六之助と名を改めさせて、吉田六之助は、此時六郎太夫と名づけらる。天正十一年、六之助十七歲なるが、如水・長政に隨ひて、江北賤ケ嶽の合戰に、首二級を獲たり。同十二年、紀州雜賀の一揆、泉州岸和田へ海陸より攻め來り、城主中村式部少輔防戰の時、長政、加勢として彼の地へ發向せられしが、六之助、二番に敵中へ切入り、終に敵を追崩しけるが、敵又取つて返したる時も、六之助粉骨の働あり。同十五年の春、秀吉公、九州へ進發あり。四月、日向國耳川の合戰に、六之助働ありて首を取る。此冬、豐前國六郡を、如水、長政へ給はりしに、城井中務友房、如水・長政の下知に隨はざるに依つて、十月十日、長政、城井谷へ發向せられしが、彼の所さうなき地堅にて、長政の先鋒、利を失ひ、旗本ま

で崩懸り、長政の馬印、木の枝に懸りしに、長政此時、六之助を呼懸け、其馬印を敵に取らしては、末代の恥辱なるべし。汝取つて來れと下知せられしに、六之助、追來る敵の中へ割入り、馬印を鑓にて突落し、其馬印を取つて馳歸る。彼の所左右田の中細道なる故に、長政、深田へ馬を乘落し、進退途を失はれしに、黑田三左衛門馳付け、馬より飛下り、此馬に召して退き給へ。某は、六之助が持ちたる御馬印を給はり、爰にて主君の爲めに、討死せんといひたりしが、如何したりけん。三左衛門が馬、鞦を引外す。兎角する内に、六之助・三宅〔三イ〕山太夫馳來り、長政を六之助が馬に乘せ申し、六之助は又、三左衛門が馬の鞦を懸けて、三左衛門を其馬に乘せ、長政・三左衛門主從を落し、六之助は、長政の馬を、田の中より引揚げて、泥を洗ひて乘りけるに、敵透間なく追懸けしを、六之助返し合せ、屈强の敵兩人突伏せ、其二つの首を、我が馬の左右の鹽手に付けたり。此時、原彌〔彌一右イ下同ジ〕左衛門も田の中へ乘込ますべき樣なかりしに、深田へ馬を駈落し、引けども揚らず、打てども行かぬ、望月の駒の頭も、見えばこそ。こは何とならん身の果と、六之助・彌左

衞門、同音に謠ひければ、敵、如何思ひけん。此所より引退く。六之助が此時の忠節を、長政の父如水、甚だ感賞して、宗貞の短刀を與へらる。文祿元年、朝鮮陣の時、六之助に新知二百石與へて、鐵炮の物頭とせらる。六月十四日、平安川の合戰に、六之助自分の働して、首二つ取り、同十月、漢南人と合戰の時、野村市右衞門、手を負ひたりしに、其家來篠合喜兵衞馳付け、市右衞門を肩に懸けて人に渡し、又敵と渡り合ひて、終に敵を討取りけれども、漢南人二騎馳來り、喜兵衞旣に危かりしに、六之助馳付け、馬上の組討して、彼の敵を討取り、引具して陣所に歸る。其後、長政、六之助に麾を與へけり。六之助は銃頭なるに、兼ねて麾を許されしが、足輕に限らず、先鋒の諸士を下知すべき爲めに、自身手に懸られし麾を與へらる。其麾、今も菅氏が家にあり。又朝鮮にて伏兵となりて居たりしに、敵二人物見に來り、伏兵を見て歸りけるを、六之助馳付け、其敵一人突伏せ首を取るに、其冑の裏表に、兵數又は策を書付たる一紙あり。長政、此謀を打つて戰功ある故に、敵百騎討取りたるには勝れりと深く感ぜらる。文祿三年、和平になり

て、日本勢、過半本朝に歸り、長政は機張の城に居られしが、敵悉く引入るゝにより、二月十三日、長政、虎狩せられしが、又猛虎飛來りしを、長政、再び鐵炮を構へられしに、彼の虎、側に人の群れたるを見て、其方へ馳寄り、六之助が足輕の肩を咬へて、後へ投げ、又一人の足輕の腕を食折りて、投倒しけるが、六之助、其日、朱具足著たるを目に懸け、忽ち食懸りしを、備前吉次の刀二尺三寸一分あるを拔きて、忽ち切伏せたり。今も其刀、菅氏が家にあり。大德寺の善〔春イ〕屋和尙、彼の刀を斃秦と名づけて、なかごに納む。秦は虎狼の國といひし故、虎を斃す意を取れり、其後、林道春、南山と名づけ、晉の周處が南山の虎を切りたる故事を採れり。六之助。此時廿八歲なり。彼の南山の銘に曰く、

曰者豐臣相國之討高麗也、包茅不〔弟イ〕共之罪也。黑田筑州刺史、從命而刊朝鮮之壘。一日會虎食人。見者鬪者無不恐懼而犇殰踐踏。當是之時、刺史之從事菅正利、與其卒二人、自當之。一人乃虎嚙肩而擲之、一人又噉其腕而倒之。於是乎、菅正利乃前秦刀擊斬虎。虎嗥而斃遂爲兩。是行也。若非其人之壯勇、其刀之利

鋭一幾不レ免二虎口一哉。由レ此寶二其斬レ虎之刀一、而藏レ之。往歳使二人需一二余其名一。因號二之南山一、盡取二諸晉周虎殺一二白額一矣。今又价レ人索二其銘一。余敢不レ諾。价者固請愈謹。至二再三一不レ止。余雖レ未レ識二正利一、因二价者之懇到一以作レ銘、且序二所レ聞於右一。銘曰、

節彼南山、山惟創鋭、苛政除去、酷吏逃藏。截レ邪斬レ佞、惟刀在レ箱。惟其言レ虎、失レ色有レ若二眞傷一。傳二之萬世一、爲二子孫常一。

慶長二年、再び朝鮮陣起り、六之助又先鋒を勤む。同年九月七日、忠清道稷山に大敵あり。彼を攻討つべき爲めに、毛利宰相秀元、三萬の兵を率して發向あり。長政、先鋒と爲り、大明の諸將解生・楊登山〔ナシイ〕・牛伯英等と戰ひて追崩す。時に千〔于〕臨李益喬把摠劉過節等、多勢を從へて來りければ、解生、又力を得て旗を返す。長政の軍士等勇み戰ひ、又此度も追返し、暫く休み居たるに、敵の一將と見えて、西の山に備へたり。長政、之を見て是は大將と覺えたり。他の兵を討たんより大將を討取れとて、井上九郎右衛門・栗山四郎右衛門を本道に殘し、長政は屈強の輩を選み、山手へ旗を進めらる。其輩は、黑田三左衛門・後藤又兵衛・野村市右衛門・菅六之助・

林太郎右衛門・堀久七（後平右衛門と號す）・野口藤九郎（後左助と號す）・益田與助等なり。各〻馳向ひしに、敵の内より弓馬の達者と見えて、只一騎、馬を乘寄せて矢を放つ。長政、之を見て、六之助はなきかと問はれしに、六之助は敵を討ちて、其首を實檢に入るべき爲めに、旗本へ馳せ來りしに、長政、六之助に彼の敵を討てと下知せらる。六之助、頓て馬に打乘り馳懸りしを、彼の敵、六之助に向つて矢を放つ。其矢吻（くちわき）に中りけれども、事ともせず、馬を馳付け、乘違ひ樣に、首の脇より乳の下まで擊下げ首を取りて、長政の實檢に入れければ、武運強き者には、矢も立たぬものにやと感賞せらる。慶長三年六月十一日、豐前國宇佐郡蜷木村に於て三百石、足輕三十人加へられ、都て五百石に足輕五十人の頭となる。六之助、朝鮮にて吻を射させたる鏃に、毒ありて皮底に入り、後には色赤く、常に膿血出で、顏色すさまじく、其頃、六之助が名をいへば、小兒も泣止まりしとかや。彼の面の創より膿血出で、人皆汚く（きたな）思ひしに、如水・長政、彼が盃又は濃茶の後を呑みて、年若き者共、汚くとも、彼にあやかれといはれたり。同年三月十五日、筑前國怡土郡にて、采地五

千石與力四人加へらる。此時より和泉と號す。其與力には、菅四郎左衛門三百石・尾上藤五郎三百石・中村孫助二百石・名倉源太二百五十石なり。是より足輕の大頭となる。同四月朔日、騎士十六人、又與力とせらる。其十六人には、進藤十助軍行從者五人・菅與四郎同十人・和田六兵衛同五人・安藤平介同五人・飯田加右衛門同五人・久東藤左衛門同十人・鹽津傳右衛門同五人・重松介太郎同五人・田次與三介同五人・溝口善兵衛同五人・溝部又助同五人・羽仁平助同五人・田部與作同五人・弓削甚左衛門同五人・豐田喜左衛門同五人・津島善兵衛同五人等なり。其後、大組頭となり、家老にせばやと思はれけれども、面相、人に替りければ事止みぬ。然れども、家老と同じく、國中の政務を預ると聞えたり。此故に、長政の書狀にも、家老と連書あり。慶長十九年の冬、大坂御陣の時、長政は在江戸にて、子息左衛門忠之、一萬人を率して發向ありしが、彼の表御歸陣の時、井上周防・小河内藏允・菅和泉三人、兩御所へ拜謁申したり。元和七年十月廿四日、隱居して其采祿を、嫡子主水重俊に給はる。同十一月十五日、隱居領千二百石給はりて、福岡の城南丸の番を勤む。同九年八月四日、長政逝去せらる。此時、和泉落髮して、松隱宗泉

菅六之助病死

生田小屋之助

と號す。寛永六年六月、傷暑(寒イ)を病みて死す。行年五十九歳とかや。又或説に、山中鹿之助・馬路木工之助・深田泥之助・井筒女之助・藪中荊之助・青柳綠之助・生田木(小イ)屋之助、其外此類を擧げて、風流の名を附けたる故に、世の人聞傳へたりといへり。今按ずるに、彼等が姓名の起は暫く置き、黑田長政の家臣となりて、此合戰を勤めたる生田小屋之助重勝が傳を見るに、祖父隅田大膳興秀は、日向の國に居て、大友に仕へ、隊長に備はりし者なり。其子式部、父の跡を繼ぎて大友に屬す。天文の頃、筑前の國も、大友の領地なるが、其家人岩橋備前・齋藤左馬、筑前箱崎の所司たりしが、彼の兩人、大友に背きて、島津氏に心を通ずると聞えあるにより、大友義鎭より、討手として隅田式部、箱崎に馳向ひ、彼の兩人を討果す。其戰功に依つて、式部を箱崎の所司とせられ、其後、日向に給はり、剃髮して多門法師といひ、又伴正と號す。其子隅田小助十六歳の時、傍輩を殺害して日向を立退く。其旅行の時、元服して播州姫路に至り、小寺官兵衛の家臣井上九郎右衛門が家に止宿せしに、其夜、隣家に斬籠りたる者ありしを、小助、忽ち搦捕へければ、九郎

右衛門、彼が弱年の働を感賞して、孝高に其旨を申しければ、卽時に召出して釆地を與へらる。其後、孝高は、秀吉公に屬し、攝州生田の森にて、敵と戰はれし時、隅田小助、敵二人を馬上より切つて落し、盔級二提、彼の敵の差したる短刀を取りて、己が脇に差しけるに、敵兵、之を見て小助を討つべき爲めに、數輩馳懸りしに、小助は、對應すべき樣もなき多兵なれば、彼の二つの首を、左右の手に提げて、速に其場を退く、敵兵、遁さじと追懸しに、本より早道の達者なれば、虎口の難を遁れ、本陣へ馳歸る。孝高は、高き所より小助が働の始終を見物せられしが、比類なき粉骨なり。生田小屋野は、攝州の名所にて程近かりければ、此後、隅田小助を改めて、生田小屋之助となるべしと下知せられ、天正五年十一月、孝高、播州佐用の城を攻められし時、小屋之助、夜中に塀に付き、鋸にて塀板を挽切り、翌朝味方攻懸りしに、彼の塀を踏倒して、一番に乘入りたる働、他人に超えたり。文祿二年六月廿八日、朝鮮晉州の城攻に、黑田長政、一番に城へ攻入り給ひしに、牧使判官屬兵を下知して、寄手を防ぐ。小屋之助、先登す。敵半弓を放ち、小屋之助

田中總兵衞

が左の肘より肩先まで、篦深に射通しけれども、小屋之助、之を事ともせず、其敵を突伏せて、首を取りければ、長政甚だ感賞せらる。小屋之助、播州より此方、奉公の勞ある上に、度々戰功ありけれども、其長なり(ひとゝ)豪〔傑イ〕強にして、人に屈し下らず、武功に誇る心ある故に、長政、筑前入國の時、僅に六百石與へらる。其子十左衞門、父の家を繼ぎて、小屋之助と改む。寛永十五年二月、肥前國島原の城にて戰死す。彼も父に劣らぬ勇士なりとかや。又一本に、田中兵部大輔吉政の郎徒田中總兵衞は、吉政の甥なり。此時、十六歳なれども、甲長なりしが、合渡川の先陣して、武勇を顯し、今日又よく働きて、首二つ取る。兄田中周防・同大膳と同格に仕へ、其後、一萬石を領す。田中の家絶えて後、上州高崎の城主安藤右京亮重長に招かれて、扶助を請けて、田中道達と名を改む。右京亮、彼に千石の采地を與へ、城代とせられしに、食祿心に叶はずして、其家を退きしに、朽木民部少輔植綱、右京亮壻なるにより、道達を據なく招き、百人扶持を與へ、常州土浦の城代とせらる。道達が嫡子治右衞門に三百石、次男田中八右衞門に二百石、與へられしといふ。

上坂萬兵衞と片岡與左衞門

又別記に、秀家敗走の時、田中吉政の軍士上坂萬兵衞、秀家の小馬驗金の傘を取り、其傍輩片岡與左衞門は、秀家の乘馬を捕りたり。又彼の萬兵衞、此日、島左近が幟下にて鎗を合せ、甲首一つ取りて、又首一つ取る。秀家の馬印を取りたる時も、又首一つ取りて、彼の金の傘を、吉政に見せければ、汝が背旗にせよと、下知せられたりと記す。尙古、上坂が家傳を見るに、此日の戰功を書付け、田中總兵衞、又は藤堂大學頭高近の家來平松外記を、證人となす。外記は關ヶ原御陣の頃、田中吉政に仕へ、鳴海六郎左衞門というて、右筆を勤め、首帳を付けたり。失意すべき樣なしと、分明に書きたる上は、正說なるべし。秀家の乘馬を捕りし片岡與左衞門は、酒井忠勝の家臣となり、其子與三兵衞を、忠勝の嗣子忠直の時、鐵炮頭にせられしも、父與左衞門が關ヶ原の心機を思はれしにや。或說に、黑田長政の家臣黑田三左衞門が、自身討取りたる蒲生將監、其始め蒲生氏鄉に仕へしが、氏鄉の子息秀行の采地減少の時、其家人、數多浪人せしに、蒲生備中・蒲生將監・北川平左衞門、此三人を石田治少呼出して、各〻隊長となす。十五日の合戰に、備中

蒲生將監

將監、晴なる討死して勇義を顯し、平左衛門は死を遁れけるに、秀行又、會津六十萬石拜領せられし頃、歸參して家老となり、後に小川土佐といひけるは、彼の平左衛門が事なりといへり。尙古按ずるに、蒲生將監を、石田が隊長と書きたる傳記なし。然れども、武功ある故に、氏鄕の時、蒲生氏を許され、六千石の采祿を受けたりと、舊記にありといへば、石田も、其武功を稱美して隊長に備へしにや。又別本に、田中吉政、石田が先鋒と戰はれしに、敵兵嚴しく突懸りて、吉政の兵士、二町計り戰地をしざり、加藤典厩の諸兵も、引立てられて、頻に典厩、麾を振りて士卒を勵し、忽ち敵を追返されける武功莫大なりと記す。今按ずるに、予が古傍輩吉田彌兵衛・樋口四郎右衛門・團五郎兵衛・奥村武左衛門、加藤の家より出でたる者なり。彼の輩が常に語りけるは、典厩の父加藤三之允は、三河の國士呂の人なりしが、信長公の近臣となり、六條合戰、其外所々にて武功あり。典厩は孫六といひて、少年の時より秀吉公に仕へて、賤が嶽の七本鎗、此外、秀吉御眼前にて比類なき働、十四五度に及びければ、終に伊豫國松山の城主とせられ、高麗

陣には、船手の一將なりしが、度々敵の番船を乘取り、又は順天・蔚山に於て、抽節あるにより、秀吉公御感書を與へらる。其趣に曰く、

其方事、先年於江北柴田合戰之刻、一番鑓仕候に付、爲御褒美御知行一廉被成御加增候。其以後、於朝鮮數度番船斬捕、無比類手柄之段、不可勝計候。殊更今度、順天・蔚山表可引入之旨、連判仕候得共、不致加判神妙之覺悟、御感不斜候。依之、手前御代官所有次第、三萬七千百石爲御加增被下候。本知六萬石三千九百石、都合十萬石、內一萬石は無役、九萬石の軍役可仕候。國持臆病者於有之者、被成御闕所、猶以國主可被仰付候。如斯被仰出上者、全部可有忠節候。自然乘調儀聊爾之働仕、無越度樣に可令覺悟候。猶〔又イ〕以德善院・增田右衛門尉・長束大藏大輔可申者也。

五月三日　秀　吉

加藤左馬助殿

猶以、歸朝候者、直可被上候。被成御對面直被仰聞國可被遣候。

此一亂に、内府公の味方となり、岐阜關ヶ原にて、軍功あるにより、伊豫半國二十萬石を給はり、台德君の御時、奥州會津にて、四十萬石の原祿を與へらる。嘉明は、智勇ある上に、士民をいたはり、賞罰に私せず。都て國政に邪なかりしに、其家人塙團右衞門、主君の恩慮を忘れて、彼の家を退き、福島正則に仕へ、其後、大坂の城に籠りて、終を能くせざりしは、彼が一生の不覺なるべし。其恩惠の一事をいはゞ、或る時重科の者あるにより、藪與左衞門・塙團右衞門兩人に、歩行者に仰せて放し討にせらる。兩人、一二の鬮をとり、彼の科人の家に至り、與左衞門詞を懸けて、斬懸りしに、彼の者頓て拔合せ、暫く斬合ひたり。其日、寒氣强かりしに、二の太刀なりし團右衞門は、傍へよりて火に當り、彼の兩人の方を顧みず、稍〻ありて、與左衞門、何とするぞといひける内に、與左衞門、彼の者を切伏せて、とゞめを刺す。檢使の輩、其始終を申したりしに、與左衞門・團右衞門に白銀十枚づゝ與へられたり。其意趣は、團右衞門が自若として火に當りたるを、感賞せられし故なり。其後、彼の兩人功勞あるにより、與左衞門に千三百石、彼の團右衞

門に千石の知行を與へ、懇志に加へられしを、團右衞門、立身を思ひて仕を返したるは、君臣の義を忘れたる者にやといひし。凡そ君主の善行を述べて、過失をいはざるは、人臣の道たり。但し彼の輩が物語を聞くに、嘉明の美質勇材に於ては、信ずるに足れり。關ヶ原の大功、又宜なるかな。

筑前中納言反忠附奥平貞治戰死

斯かりければ、敵味方、東西より馳懸り、一同に戰を初む。主客の兵數十萬計り、右往左往に入交り、勝負を爭ふ合戰なれば、爰には敵を崩切り、彼には敵に突立てられて、互の死傷、其數を知らず。關東古田織部正・猪子內匠・舟越五郎右衞門・同孫六・佐久間久右衞門・同孫六等、比類なき働あり。小坂助六・安孫子善十郎・稻垣市左衞門・兼松又四郎・西尾藤兵衞・坪內喜太郎・嫡子總兵衞・二男加兵衞・三男佐左衞門・四男太郎兵衞等首を取る。村越兵庫・河村助左衞門等、死を致す。辰の刻より軍始まりて、漸く己午に及びけれども、勝敗未だ分らざりしが、動もすれば、關東勢、戰地

をしざり懸りけれども、筑前中納言、裏切せらるべくも見えざりしが、內府の御家人久保島孫兵衞、御旗本へ馳參り、秀秋未だ裏切すべき旗色も見えず。如何計らひ申さんやというて、內府公の御下知を乞ひたりしが、今朝桃配に、御馬を立てられし時、南宮山の敵、覺束なしと仰せられける由、本多中務承り、彼の手を合すべき謀あらば、山頭より引卸すべきを、今朝に至りて陣所を返す。是れ先鋒する吉川侍從が、內通僞なき故なるべし。其上、吉田侍從・淺野左京大夫以下の抑を召置きたる上は、今更、御氣遣なき事なり。御先鋒の合戰大事なれば、急ぎ御馬を進めらるべしと、諫によりて、關ヶ原へ御陣を移されけるに、久保島が註進を聞召して、秀秋、裏切せざるに於ては、秀元・廣家も違變すべきかと、彼是御不審なきにもあらず。此君、未だ御弱冠の頃より、味方危き時は、御指を咬せ給へる御癖ありしが、此時も頻に御指を咬み給ひ、悴奴に別れて、口惜さよと仰せられ、暫くあつて、家康公、然らば汝秀秋の陣に向ひ、誘鐵炮を打たせて、物色を見よと宣ひて、一年小林源左衞門が捧げたりし驄馬を與へらる。久保島、彼の馬に乘つて、先鋒へ馳歸り、內府公の弓長布施

秀秋の內應

孫兵衞・羽柴正則の鐵炮頭堀田勘左衞門兩人の鐵炮十挺づゝ、松尾山へ向つてつるべたり。此時、奧平藤兵衞貞治、秀秋に近づき、關ヶ原の合戰最中なり。御兼約の如く、裏切せらるべしといひければ、秀秋頓て許諾せらる。又黑田長政の家人大久保猪之助は、豫ねてより、秀秋の陣に居たりしが、平岡石見が側へ近づきて、草摺をむんずと取りていひけるは、戰、旣に始まりて、勝負も未だ區々なるに、裏切の下知なきは不審なり。若し甲斐守に僞を申さるゝに於ては、弓矢八幡刺違へ申さんとて、脇差の柄に手を懸くる。平岡更に駭かず、先鋒を進むる汐合は、我等に任せ置かるべしとて、此彼の戰を見放しもせず、守り居たり。其折節、五文字の指旗さしたる武者一騎、黑田長政の陣所へ馳付け、甲州には筑前中納言の裏切に、相違はなきかと高聲にいひて、長政の側へ馳近づく。諸人之を見れば、內府の御使役山上郷右衞門なり。長政聞きも敢へず、中納言の裏切に相違あるならば、我等も其方と同意に知るべき樣なし。彼れ縱ひ、人質を捨てゝ、我を欺き、浮田・石田が方人して、內府に楯を突くとも、何程の事かあるべき。差向ひたる石田が旗本を、暫時に突崩し、其後、

秀家・秀秋を討果さんに、手間は取るべからず。今になりて、我等が分別鑓先にありと、あらけなく答へられしに、山上兎角の事をいはず馳歸り、長政の返答、内府公へ申したりしに、甲斐守は、常に其氣分ある者なりとて、思の外に御悦喜あり。長政は、山上が馳歸りて後、馬の上にて獨言に、内府の仰といはば、馬より下りて、御返答申す品もあるべきを、己が心得の樣にいひなし、其上、軍中といへど、禮儀は勿論の事なるに、馬上より我等を呼懸けて、甲州々々といひたるは、身の分限を知らぬ無禮者なりとて、甚だ不興せられしとかや。斯くて平岡石見・稻葉佐渡、誘ひ鐵炮にや驚きけん。又は時刻を計りしにや。俄に秀秋の軍使を呼びて、裏切せらるべき御内通あり。急ぎ先鋒の諸隊長に、此旨を申聞けらるべしといひ含め、兩先鋒の陣將稻葉・平岡・鎌田五郎兵衛・谷村茂右衛門等、寶螺を吹かせて、旗を立直す。秀秋の軍使村上忠兵衛は、先鋒の隊長松野主馬に向つて、裏切の下知を傳へければ、松野仰天していひけるは、御下知あらば山下へ下り、差向ひたる敵をかりたて丶、功を立てんと待懸けたるに、思掛なき仰なり。今斯く、勝負區々なるに、裏切せらるに於ては、

秀頼公に對して不忠といひ、取所もなき御行なり。然れば先鋒の諸隊長、裏切の合戰するとも、我等は本意を失はず、關東勢と戰ひて、討死せんといふにより、忠兵衛、松野を諫めて、申さるゝ所は、去る事なれども、豫てより御内通ある上は、今更御違變なり難かるべし。然るに、貴殿、君に背き關東と戰はゞ、夫も亦、君に對して不忠不義なるべし。平に〳〵といひければ、松野、道理に責められて、麓へ人數を卸しけれども、手の者を引纏め、彼の裏切の軍するを、始終見物して居たりしとかや。斯くて秀秋は、一軍の兵士五百餘、雜兵都て八千を、五千は左右の先鋒と定め、三千は旗本組となして、松尾山を下りに雷發せしむ。兩先鋒の主將平岡石見守・稻葉佐渡守、隊長を下知して陣列を調べ、先鋒六百挺の鐵炮を、雨の如く打懸けて、鯨波を作り、大谷が先陣にありける木下山城守・大谷大學・戶田武藏守・平塚因幡守、前なる敵を追捨て、秀秋の先鋒へ向つて備を立つる。大谷吉隆は、旗本の兵士四十餘人・雜兵僅六百人を、一手になし、金の吹貫の認旗、紺地に白餅つけたる旗を打立て、右の方へ引出し、鑓衾を作りて待懸けたり。吉隆は、其日、肌には練衣の二つ小袖、上に

は白布に村蝶を、墨にて書きたる鎧、直垂を著て、朱の佩楯に朱の頬楯して、甲冑をばよろはず、淺葱の絹の袋に、顏さしいれて、頬楯の下にて緒を結ひ、四方取放したる乘物に乘つて、近習の兵士に舁がせたり。敵兵、旣に近づきければ、先鋒と旗本の鐵炮四百挺を放つて、懸り合ひ勇を振つて相戰ふ。吉隆駕籠を乘廻し、今日、秀秋を討首にせずば、骨髓に徹りて口惜からん。汝等、敵を追崩し、旗本を目に懸けて斬入るべしと、大音揚げて兵士を勵ます。平塚因幡守爲廣は、六十餘人を從へて、十文字の鑓を取持ちて、馬上より敵を突伏せ、邊(あたり)を拂つて馳廻り、戸田武藏守重政父子は、五百人を前後に立て、武州も自身鑓を取りて働きしが、馬上より鑓を取落し、太刀打になつて相働く。戸田が中間、落ちたる鑓を拾ひ取りて、主人の側へ駈付け、御鑓を參らせんといひけるに、武州卽時に鬪を止めて、汝は氏もなき下々なれども、用に立つべき者と思ひながら、日頃、面くせ惡きが憎さに、終に刀をさへ、差させざるこそ、我等武道の誤なれ。今更、面目なけれども、之を得さするぞといひて、拔身の太刀を投出し給うて、取替へけるとなり。秀秋の陣將平岡石見・稻葉

佐渡は、勝敗未だ分れざるを思つて、小敵の仇は大敵の擒なり。縦ひ雙なき強兵にもせよ。手に足らぬ程の小勢なれば、息(いき)をも吳れず追立て、大谷父子を討取るべしと、兩人頻に下知すれども、秀秋の先鋒三百騎、死憤の兵に駈立てられ、松尾山の麓へ披き靡く輩廿九人、創を蒙る者五十人に及べり。内府の御目附奥平藤兵衞は、高名して其首を、御旗本へ送り、猶先鋒にありて戰ひけるが、味方の兵士崩るゝ時、比類なき働して討死す。此時、藤堂高虎以下の諸將も、大谷が先鋒木下山城守・大谷大學頭と相戰ひけれども、利を失ひて引退く。

奥平貞治討死

別本に、秀秋未だ裏切なき内に、松尾山の山下に備へたる陣中に、鐵炮の音聞えければ、秀秋一色〔二ノ宮下同シ〕總左衞門を呼びて、今の鐵炮の音は覺束なし。汝急ぎ馳向ひ、事の樣を聞くべしとあるにより、一色、山下へ下りけるに、武者一人、途中へ出向ひ、貴殿は今の鐵炮を御不審ありて、是へ來れるにやと問ふにより、其通りなりと答へければ、彼の兵士、一色にいひけるは、藥しめりたる故に、打拂ひたる鐵炮なれば、少しも御疑なき事なり。其理(ことわり)を申さん爲めに、某、是迄參りたり。此旨、申上げら

れよといひけれども、一色聞きて、中納言家老平岡石見先鋒にあり。彼に對面ありて、其旨申さるべし。某は貴方の御陣所へ參るべしといふ。彼の使者、强ひて一色を止め、唯〻是より御歸あれといひけれども、面々の勤なれば、仰に任せ難しといひて、行別れしが、彼の使者の口上と相違して、實に故ある鐵炮なるを、一色聞屆けて歸りければ、秀秋彼を感賞せり。彼の與總左衞門、千太郞と號して、弱年の頃、織田三七信孝に仕へけるが、何れの陣中にてか、博奕に打負けて、武具・馬具まで剝取られ候ひぬ。相手と差違へ申したき志あれども、益もなく死するのみならず、傍輩を損ひ申すに於ては、彌〻不忠の行なるべし。此上は檢使を給はりて腹切り申度しと願ひければ、三七殿、聞き給ひて沙汰の限なる事ながら、聞所ある訟なりとて、其罪を許し、黃金三枚與へられしに、千太郞、重ねて敵と相戰ひ、鑓下に能き首を取る。其後、金吾中納言に仕へ、秀秋卒去の後、大坂の城に籠り、御宿越前が手に付き、天王寺口にて晴なる討死したりと記す。今按ずるに、彼の一色は、江州の產にて、勇士の啃ありし者なりと聞く。大坂にて討死せしも、義士の志

を顯したるにや。異本に、秀秋の裏切遲滯の時、誘ひ鐵炮を打つべしと、內府公御下知あるにより、藤堂高虎の陣より、鐵炮をつるべ懸けたりと記す。今按ずるに、福島正則の陣所は、松尾山と隔りたるに、正則の銃頭、秀秋の陣へ向つて、鐵砲を打たせたるは、不審なりと思ひて、後人の此說をなすか。但し高虎の備より鐵炮を打ちたるが、正說なるにや覺束なし。一本に、松野主馬、裏切の下知を承引せざるにより、秀秋其外家老の輩も、すべき樣なかりしに、村上忠兵衞進み出で、某、先鋒へ馳參り、主馬に仰を申聞かせ、裏切させ申さんといひて、松野が備へ馳付け、其意を述べければ、松野輕く同意して、大谷が陣へ突懸りたりと記す。今案ずるに、松野が此時、敵と戰はず、某何の御用に立たざる上は、食祿を召放さるべしといひて、秀秋に暇を乞ひ、其後、京に上り、黑谷に居たりしが、秀秋に、備前美作を給はりければ、兩國の仕置を賴むべし。歸參すべしとありけれども、一度仕を返し申したる上は、御免あるべしといひて承引せず。其後、田中筑後守、禮を厚くして招かれければ、田中の家人となり、一萬石の地を領す。秀秋に仕へし時

奥平貞治の素性

春日局

は、食祿五千石なり。田中亡びて後、駿河大納言忠長卿、松野を駿河へ召出され、領地二萬石與へられしが、彼の御家絶えて後、道圓と號して江州大津に居たりと舊記にあり。大谷が陣へ馳懸りて、相戰ひたるは、異說なるにや覺束なし。又舊記に、奥平藤兵衞貞治は、奥平監物貞勝入道道文が五男にて、美作守信昌の弟なり。内府公、藤兵衞が戰死を御憐惜ありて、彼の藤兵衞が母に、江州にて三百石與へられしといへり。又一說に、秀秋の家老平岡石見守は、秀秋、備前・美作を拜領の後、一萬石の地を領して、備前兒島の城主となりしが、其後は如何なる故か、秀秋の鼻をつきて籠城せしを、内府公、山岡道阿彌に仰せて召出し給ひ、濃州の内にて一萬石與へらる。又平岡が同職稻葉佐渡守は、秀秋逝去の後、浪人して大猷君御誕生の時、稻葉が妻を御乳母に召出され、春日局といひたり。其後、其子稻葉丹後守を、天下の老中になし給へり。○異本に、秀秋、裏切を致されぬ内に、武者一騎御旗本へ參り、其旨を申したりと記す。又戸田釆女正覺書と號する書にも、黑絲の鎧著たる武者一騎、馳參りたりとあり。今按ずるに、久保島孫兵衞を見知

らで、斯く書けるにや。又別記に、內府公の銃頭布施孫兵衞、松尾山へ向つて鐵炮を打たせたりと記す。今按ずるに、布施孫兵衞は弓長なり。若し鐵炮二十挺御弓に加へられし故に、其鐵炮を打たせたるにや覺束なし。

關原軍記大成　卷之二十五　終

大谷吉隆の血戰

大谷吉隆自害附戸田・平塚戰死

斯りければ、大谷が先鋒へ向ひたる藤堂佐渡守・同宮内少輔・織田有樂・同河内守・津田長門守等の關東方初度の戰に利を失ひ、戰地をしざりけれども、秀秋の裏切の手を合すべしとて、大谷が左の方へ駈近づく。脇坂中務少輔安治父子は、兼て藤堂高虎を頼み、關東へ内通ありけるが、高虎の陣に旗を振ふと等しく、藤川を渡りて右の方へ兵を進む。之に依つて、一所に備へたる小河土佐守父子・朽木河内守・赤座久兵衞、脇坂と一手になりて馳懸る。是を見て秀秋の先鋒も旗を返し、又令己をあげて討て懸りけるに、大谷が一陣の兵士、又は戸田武州・平塚因州三方に敵を受けて勇を挫かず。秀秋の先鋒を又一町計り追立てけれども、左右より嚴しく揉立てられ

て、列伍漸くしどろになる。然れども、恩に感じ義に服する大谷が手の者なりしかば、一足も退くべき。下河原總左衞門・牧村三左衞門・島左近・疋田覺右衞門・古川太郎兵衞・池澤七郎兄弟・佐久間勘右衞門・若村八兵衞・村木小三郎・平子治兵衞・瀧川彥兵衞・朝倉權內・水野仁左衞門・瀨川又市・森七九郎・上野・岡田・藤野・中小路・田邊・沓見等三十餘人、其外彼是百八十人、枕を竝べて討死す。藤堂高虎の家人、藤堂式部・須知九右衞門・松宮彥左衞門・渡邊八左衞門・渡邊高之助等、儕輩に超えて能く働く。同宮內少輔高吉、家來小野三五郎・鎌田五郎右衞門・堀口長兵衞・小澤傳藏・廣瀨久七等、能く働きて首を取る。爰に津田長門守信成は、戶田武藏守重政を目に懸け、馬を驅寄せ、馬上にて鑓を合せけるが、互に知れる中なれば、尋常に勝負すべしといひて馬より下り立ち、二將暫く手を碎きしが、武藏守數刻の戰に勞れけるにや、下鑓になりけるを、河內守つつと踏込みて突倒す。河州家人山崎源太郎、武州が首を取らんと近付けるに、重政、山崎をはたと睨んで、將たる者の首を取るには法ありと聞く、汝覺悟せしやと咎められて、源太郎少し猶豫せしを、河內守、臆れたるかと言葉

戶田重政戰死

を懸られしかば、承るといひて終に武藏守の首を取る。戸田が郎從鶴見金左衞門、透間をあらせず馳來り、河内守に向ひ、主人の敵は御邊なり。一鑓參らんといふ處を、長孝の郎從矢田太兵衞、横合より鶴見を突伏せて首を取る。其時河州の乘る馬、敵の方へ渡しては、向後口はきかれまじと、武州が首を傍輩に渡し、敵中へ刻込み、終に彼の馬を牽きて味方の陣に歸り、河内守を其馬に乘せ、又平塚因幡守爲廣は、戰ひ勞れて馬を乘退け、息を休めて居たりけるに、秀秋の近臣横田小半助馳付て、因幡守を一鑓突く。突かれて例の十文字を取直し、小半助が鑓の柄をしたゝかに打ちければ、小半助鑓を引取る時、因州左の方へ立ち、馬を柵に取り、横田と暫く突合ひしが、終に小半助を突伏せ、其首を取りて下人に渡し、之は弱輩なる敵なれども、志の者と見えたるに依て、某自身討取りたり。夫へ參らするといひて、大谷吉隆が方へ其首を送る。

或說に、先鋒の合戰是までなり。急ぎ切腹せらるべしと、大谷が方へいひ送りたりといへり。正說なるにや、

平塚爲廣戰死

其後因幡守は、手を負ひて彌、精力弱りければ、畔に腰を懸て居たりしに、小川土佐守祐忠が家人樫井庄兵衞、平塚を目に懸けて馳來り、夫に控へられしは、正しく因幡守殿と見えたり。憚ながら一鑓參らんといひければ、因幡守立上り、其方が見る如く、我等は平塚因幡守なり。いざ來れといひて突合ひしが、樫井は因幡守を突伏せけるに、十文字の鑓を投出し、汝が重寶にせよといひて首を授く。平塚が嫡子庄兵衞、戸田が嫡子內記、比類なき働きして、其場を去らず討たれたり。大谷吉隆は、駕籠を据ゑさせて後陣にありけるが、先鋒の隊長湯淺五助、首一つ取りて馳來り、五助參りたりといひければ、大谷乘輿の外へ出で、合戰の勝敗如何にと問ふ。五助泪を流し、裏切の輩あるにより、味方忽ち利を失ひ、戸田武藏守殿・平塚因幡守殿討たれ給ひ、軍士等數十人戰死仕候ひぬ。大學殿・山城守殿は生殘りたる兵士を下知して、未だ御防戰と見え申す。駐進申さん爲め、暫く一命を存命へて馳參りたりといひければ、吉隆、扨は心得たり、時刻移らば雜人等が手に懸らん事計り難し、急ぎ切腹すべしとて、掛硯より金子を出させ、近習の兵士に向つて、味方敗軍の今に至

吉隆自殺

谷大學

る迄、附纏ひたる志、誠に武士の勇義なり。去りながら、一陣擧つて討死せんも更に益なき事なれば、面々は此金子を路料として、何方へも離散すべしといひ含め、其後五助が方に向ひ、汝介錯して、我首を敵方へ渡すべからずといひて、押肌脱ぎ、腹十文字に搔切りければ、五助首を打落す。行年四十二歳とかや。首を近臣三浦喜太夫羽織に包み、其邊の田の中に埋め、其身も自害せしとなり。湯淺五助は、主人の切腹を見屆け、泣々先鋒へ馳歸りしが、又大敵の中へ馳入りて戰ひしが、藤堂仁右衞門、湯淺五助を討ちたり、高虎は、家人仁右衞門、五助を討ちたりと聞きて、甚だ悅び、其首を持せて御旗本へ註進せられしに、內府公其旨を聞召して、湯淺は名ある勇士なり。五助が首に紛れなくば、恥辱ならんと仰せけるが、御近習の輩彼首を見て、實にもゐぐちなりと申合へり。斯くて木下山州・大谷大學は、主從七八騎になりて、旗本へ引返しけるに、吉隆最早討れしと覺えて、金の吹貫の認旗・紺地の旗も見えざれば、山州・大學淚を流し、いざ討死すべしとて、兩人敵方へ馳入らんとするを、大學が乳母子橋本久八郎、主人の馬の手綱をかなぐり取つていひけるは、味方敗軍する

とも、秀頼公の御大事、今日には限るべからず。然るに御父吉隆公の別れを歎き給ひ、粗忽の御討死あらん事、恐らくは不忠の御行ひなるべし、戰場を御退去ありて、天下の御爲をも謀り給ひ、吉隆公の御弔合戰をも御心に懸けらるべしと、理を盡して諫めければ、兩人橋本に云詰られて戰地を退き、夫より越州敦賀へ下り、城代蜂屋市兵衞と相謀り、籠城の用意ありけれども、迚も其功なかるべしとて、賴繼・吉胤大坂へ登り、秀頼公の扶助を請て居たりしが、山州は程なく病死せしとかや。

吉隆に關する諸說

或說に、大谷大學は、此合戰の後、筑前へ下り、黑田長政の扶助を受けて、法名一齋と名乘り、早良郡鳥飼村に居たりしが、大坂御陣の前に、密かに筑前より馳登りて、城に籠り、忽ち戰死して、父吉隆の忠義の志を繼ぎたりといへり。又一本に、大谷刑部は、此日鳥毛の甲を著て馬に乘りたりと記す。今按ずるに、大谷旨といひ、面色汚き故、袋の如くなる頭巾を被り、乘物に舁れて出たりと聞く。鳥毛の甲を被り、馬に乘りたりといへるは、異說なるにや覺束なし。一本に、大谷氏味方危きを聞きて、手の者共に向ひ、汝等が知る如く、我は旨にて、手の者共の働を見

べき樣なし。晴軍して討死せんと思はゞ、我前に來り姓名を名乘るべしと下知するに依つて、思ひ〳〵に名を名乘り、敵陣へ馳入り討死したり。大谷は常に兵士を憐み、義を勸めし故、屈強の兵士總て四百餘騎討死して、其恩に報いたりと記す。今按ずるに、大谷氏六萬石の分限にて、釆祿ある兵士四百餘騎はあるべからず。知行を得させぬ輩まで、姓名を名乘りて、此時討死するに依つて此說をなせるにや。又別本に、島左近・疋田角右衞門兩人は、木下山城守・大谷大學が手に屬して討たるゝと記す。正說なるにや覺束なし。又一本に、島左近が長子新之丞は、先鋒に、備中島總左衞門・大場土佐・大山伯耆・阿閇孫九郞・蒲生大膳等と一所に討たれ、左近が二男新吉は、大谷刑部に仕へ、其頃二十歲なるが、大谷が陣に向ひたる藤堂高虎の家人、藤堂玄蕃と組討して、其身も終に討たれたり。彼の藤堂玄蕃は、秀秋卿の黃縨十三人の內に選に入りたる者なり。其黃母衣十三人は、田中和泉・長野右近・前野兵庫・藤堂玄蕃・好野主馬・菅備前・池井太郞右衞門・臨川志摩・山田出羽・高山忠右衞門・大山伯耆・白井備後・大場土佐なり。秀秋滅亡の後、藤堂

玄蕃は伯父藤堂高虎に呼出され、會津御陣の時、高虎の留守を承りて、豫州今張に〔治イ〕居殘りしが、高虎の後より馳上り、此合戰に必死を思ひ定めたるが、合渡合戰の日、高虎の與へられし唐冠の甲を被り、忍の緒を切つて戰死する。依つて人皆感稱したりと記す。尙古按ずるに、島左近が嫡子新吉は、采地三千石を領して、始終石田に仕へたりと聞く。但し、石田・大谷二將の陣所其間を隔てたるに、大谷が陣に向ひたる藤堂玄蕃と、新吉組打すべき樣なしと思ひて、後人此說をなせるか。然れども、筑前中納言其外脇坂・小川・朽木・赤座裏切して、大谷吉隆・戶田武州・平塚因州討たれて後、彼の輩と戰ひたる藤堂高虎・織田有樂は、小關野の方へ旗を進めて、石田が殘黨と相戰ひ、島新吉・蒲生備中兩人を討取りたるが、おふやう正說なるべし。又藤堂玄蕃が、忍の緒を切つて戰死したるを、人皆感賞していへる說に疑ひあり。凡そ忍の緒を切つて戰死するは、大切の心得ある事なりと老人の語傳へなり。死を守りて道を能くすると、能くせざるとの邪正ある故なるべし。然るに玄蕃が必死の用意を稱する輩は、忠不忠の本心を詳に辨へ知れるや覺束なし。

一本に、藤堂高虎の隊長藤堂新七郎良勝、此時諸家の一番首を取りたるは、呉子が論ずる所よりいはゞ、犯禁の罪に似たれども、是は諸將先を爭ふの時節故、武勇といひつべし。是のみならず、薩摩陣に島津氏、宮部禪淨坊を責めたる時、藤堂高虎は秀長卿の家人なりしが、高虎其場へ馳付けられしに、其郎從藤堂新七一番首を獲たり。其後高麗陣に、唐島の番船を一番に乘取る。凡そ一代の武功十四度なり。但し彼の番船を乘取りたる事、世に誤つて加藤左馬介なりといひ傳へ、高虎の戰功を普く知らず。凡そ朝鮮陣兩度なり。文祿元年三月、秀吉公朝鮮征伐の爲に京都を御動座ありて、肥前の國名護屋に御在陣なり。加藤主計頭・小西攝津守先鋒として諸將渡海あり。九鬼大隅守・藤堂佐渡守・脇坂中務少輔・加藤左馬介等三萬計りにて船手へ向ひしが、大和中納言卒去の註進あるにより、藤堂佐渡守は歸朝せしが、秀長の死別を歎き、落髪して高野山に登りたり。佐渡守始めは與吉といひて、淺井備前守・阿閉淡路守・磯野丹波守・織田信齋に歷事して、其後秀長の臣となり、三百石を領す。此時與右衛門と名を改む。但馬守一揆退治の

戰功ありて、秀長卿三千石を加へらる。又播磨國三木の城攻・因幡國鳥取の城攻・備中の國冠の城攻・同國高松の城攻・山崎合戰・江州志津嶽の合戰に、皆戰功あるに依つて、秀吉公より千石御加增あり。秀長も三百石を加へ、都合四千六百石を領す。又伊勢國松が崎・尾張小牧にて武功あるに依つて、秀長卿紀伊・伊賀の內にて、五千四百石加へ、都て一萬石にせらる。又紀伊國一揆蜂起の時戰功ありて、湯川に降參させ、又阿波國木津の城攻に、長曾我部が家臣横井隼人と鑓を合せ、鐵炮に中りて疵を蒙る。其頃秀吉公の仰として、丹羽長秀の息、宮內少輔高吉を養子となす。此時秀長卿宮內少輔に新知一萬石を與へ、高虎世を遁れて高野山へ登山の時、

をのが音につらき別れのありとだに思ひもしらで鳥や啼くらん

と、古今を獨吟して又、

旅衣紀の路の（脫字アルカ）哀さにいたくも鳥の音にやなくらん

と、口ずさみて、彼の山に登り、終夜念數して居しが、

身のうへを思へば悔しつみ咎の一つ二つにあらぬおろかさ

と詠みて、月日を過ごされしに、秀吉公據なく仰せらるゝに依つて、彼の山を出るとて、

歸るさの道を違はぬともしかなうき世の闇をてらすばかりに

斯くて秀吉公、高虎を御前に召して、御懇意に仰せられ、戸田民部少輔が采地、伊豫の國宇和島五萬石を給はり、先知を加へて七萬石とせらる。慶長二年六月、又高麗へ渡りしに、敵の番船三百艘、唐島にありと聞えければ、藤堂新七彼の番船を乘取るべしといふに依つて、高虎彼が所望に任せらる。此時織田信澄の遺子、蘆尾小九郎、高虎の側に居りしが、某も新七と共に參り度しと述べければ、高虎、小九郎をも唐島へ渡し、夜中なれども小陰に數百艘の船懸置しを見て、新七鐵炮を打懸け、敵の騷ぎに乘じて船に乘込み、數十人切つて捨てたり。續いて加藤左馬介も馳付けて、其家人塙團右衛門・藪與左衛門・東勘右衛門等能く働きて、典厩も番船を乘取られたり。此戰功を左馬介・佐渡守嚴しく爭ひありしに、秀吉公御目代

馳集りて、兩人をなだめ、番船を一番に乘取りたるは、高虎の家人藤堂新七なり。但し左馬介は自身馳付け、番船を乘取られたる由、秀吉公へも註進あり。其時の目代より佐渡守に與へらるゝ書狀に曰く、

去る十五日之夜、於唐島番船斬取候事、貴所一番無其隱候。猶御前に茂具に可申上候。爲其如斯候。恐惶謹言。

七月廿三日

熊谷内藏允
垣見和泉守
早川主馬頭
竹中源助
毛利民部少輔
太田原飛驒守
福原右馬助

藤堂佐渡守殿
御陣所

斯くて高虎は日本へ註進の爲め、七月廿三日に家來藤堂太郎左衞門を歸朝させられしに、八月廿一日伏見へ著きければ、太閤、太郎左衞門を御前へ召して、番船を乘取りたる始終を御聞きありて、太郎左衞門に御腰物を給はり、高虎へ御書を與へらる。其文に曰く、

七月二十三日之書狀幷同名太郎左衞門差越、番船切取候樣子言上、具に被聞召屆候。其方調義にて可有之與思召之處、如御推量抽粉骨之由神妙に思召候。彌々如先々之被入精、各以相談之上、働等可申付候。隙明候而仕置等之儀、是又各見計可然所令普請、在番衆可入置候。度々如被仰遣候、大明之人數、自然朝鮮之表より五六里も此方へ罷出候はゞ、可令註進候。御渡海被成被討果、大明國迄可被仰付候。同名太郎左衞門御直に被仰聞候也。

八月廿一日　御朱印

藤堂佐渡守殿

其後朝鮮より高虎歸朝せられしに、秀吉公番船を乘取たる功勞を仰立られ、一萬

石御加恩あり。其感書に、

今度於朝鮮表番船切取候刻、粉骨の段神妙被思召候。仍手前御代官之内を以、一萬石の事目錄別紙有之令扶助訖、本知七萬石、合八萬石令可領知候也。

慶長三年六月廿二日　御朱印

藤堂佐渡守とのへ

秀吉の高虎に與へし感狀

高虎始め秀長卿の臣たりし時より、家康公御懇志あるに依つて、聚樂に御館を構へられし頃、御臺所をば高虎造營して參らせらる。內府公の奇才、終に天下をしらせ給はん事を知り、此一亂起るべき萌の時より、無二の御味方して、合渡・關ヶ原にて大功ある故、其冬伊豫半國を賜はり、二十萬石となり、江戶御城の御普請の時、三千石加へられ、其後又二萬石の御加增あり。大坂冬夏御陣を勤めて後、五萬石加へ、又五萬石御加增ありて、總て三十二萬三千石となり、加賀・伊勢を領して、阿濃津の城主たり。寛永七年の冬、七十五歲にて卒去せらる。凡そ高虎の勇氣智謀稱するに堪へたりと記すは、今按ずるに、高虎行狀に於ては無益の議論なる

故、暫く之をおく。但し合渡・關ヶ原の戰功拔群なりと、書きたるに付けて思へば、田中・黑田・藤堂此三將、合渡川を渡りて、石田先鋒を切崩されたりと諸說にあれども、黑田長政・田中吉政の郎從、合渡にて働きたる姓名數多く聞えて、高虎の家人には、藤堂玄蕃宮田村の農夫を數十人切害して、赤坂の町人に安堵させ、又池田久兵衞は、白しなへに、石の字を書きたる敵を討ちたりとのみありて、其外の姓名一人もなし。然るに、合渡・關ヶ原兩所にて、拔群の武功ありと書きたるは覺束なし。又藤堂新七關ヶ原の一番首は、犯禁の罪なしと書きたる說も疑はし。但し、內府公御感ありて、其首を持たせ參りたる使者にさへ、金銀を與へられしとある上は苦しからず。拔懸にや。俗本に、大谷吉隆自害の時、秀秋の陣に向ひ、人面獸心なり。三年の間に祟りをなさんといひて腹切りしが、果して大谷が死靈秀秋の眼に遮り、是より先に秀秋、杉原下野といふ忠臣を村山越中に仰せて討たせしが、彼の下野が死靈出づるに依つて、村山越中に其奇怪を見せらる。越中刀の柄に手を懸け怒を顯せば、靈鬼猶怒る。去に依つて大谷が祟をなす時も、又村山越

中罷出でゝ、始めの如く怒れども、大谷更に恐れず、彌〻奇異を顯しけるが、三年に當る七月十五日秀秋狂亂して、刀を拔きあたりを切拂ふ樣にせられしが、此日忽ち卒去せらる。大谷自殺の時、三年は過ごさじといひて死たりしが、月は替れども日は替らじ、尤も怖るべしと記す。今按ずるに、秀秋は、血の流るゝ病に依つて、慶長七年十月十八日卒去なれば、七月十五日に狂亂して死去せられたりとあるは覺束なし。又大谷刑部・杉原下野が靈鬼、秀秋に祟をなしたりといへるも、秀秋病亂は知らず、然らずば、大樣僞りなるべし。凡そ此類の奇怪を聞きて、世の人多くは懼れ怪しむ。其中に適〻信用せざるもあれども、ひたすら氣を以て破る。故に實に怪むべき物を見ては、其人も終に恐をなす。然れども、彼の明かなる人に、此迷ひ更になき上は、縱ひ其理は知らずとも、怖るゝに足らずと思ひて、誰も怪むまじきにや。又別記に、秀秋郎徒川田八助は、極めて强力の者なるが、此誰合戰に抽でたる高名あり。彼の八助が祖父河田藏人は、細川兵部少輔に仕へし、永正の頃、洛陽東山より手負の古猪京へ出で、老若男女を掛殺し、疵を被る者、數を

知らず。人皆怖れて近付く者なく、心の儘に洛中洛外を徘徊す。將軍義植此旨を聞き給ひ、細川兵部を召して、彼の猪を退治させよとあるに依つて、細川君命を承り、河田藏人に打留むべしといひければ、川田畏りて私宅に歸り用意して、弓にて射殺すは誰もすべき事にてあれば、彼奴めを召捕るべしといひしが、詞の如く組伏せて繩を懸けたりしに、背苦むして小松三本生出で、矢廿五筋立ちたり。將軍家を初、其外の人々是を見て、河田が勇力の程を賞美せらる。其孫八助も、祖父に劣らぬ大力なり。小早川隆景に仕へしが、或は狩場にて隆景、八助を召して、汝祖父の力量傳はりたるに於ては、今日の猪を生捕にせよとありしに、彼も亦其日大猪を生捕りたり。此時十八歳なり。又此日松尾山の麓にて、大母衣懸けて高名を顯し、秀秋の家潰えて後、池田家にありけるが、大坂御陣の時、鐵の大楯を輕々と持ちて、城へ突寄せて天下に名を顯したりといへり。今按ずるに、河田八助・猶崎十兵衛は大力の者にて、兩人共小早川の家に至りて、彼の十兵衛は早く死して、此合戰を勤めざりしにや。

秀家敗走

松尾山の麓に裏切の合戰始りし頃、內府公の仰として、御旗本に鬨の聲を揚げゝれば、先鋒の諸將も一同に鬨を作りしに、山鳴り谷應へて、其聲夥し。此時諸兵勇み進んで相戰ひしに、備前中納言は、筑前中納言の裏切を忿り、先鋒の勝負は兎も角もあれ、旗本組の荒手を以て、裏切の敵を追拂ひ、秀秋が旗本へ一文字に駈入り、彼の悴めと刺違ひて憤恨を晴すべしといはれしに、明石掃部助、御憤はさる事なれど、諸將の進退をも御下知あるべき御身にて、粗忽の御働は如何なり。唯々始終を御謀りあれかしと諫めけるに、秀家猶も承引なく、其方が異見は理なれども、秀秋が逆心を一筋に忿つて、卒爾なる働せんといふにはあらず。輝元豫ての約を違ひ、出馬なきさへ不審なるに、南宮山・栗原山に備たる秀元・廣家も約を變ずる上は、天下傾覆の時節なるべし。然らば今日討死して、故太閤の御恩を報ずべし。馬引寄せよといはれけれども、掃部曾て同意せず、縱ひ大老・奉行の輩、皆關東へ降參すると

も、天下の危難を御救ひありて、兎にも角にも秀頼公の御行末を謀り給へかしと、言葉を盡して諫めければ、秀家も實にもとや思はれけん、然らば其方に任せ置くべしとあるに、掃部助悦びて、近臣二十人計り差添へて、秀家を落し、其身は先鋒へ馳付けしが、勝誇りたる關東勢に突立てられて、秀家の先鋒に限らず、諸將悉く敗北す。爰に於て秀家の軍士内田甚四郎・西山久内・淺井與九郎等、返合せ〳〵、比類なき働をして討死す。其中に、鐵炮頭香地七郎右衛門味方を下知して馳廻りしに、明石掃部是を見て、其方敗軍の折節なるに、勝れたる働なりといひければ、香地、明石に向つて、武士たる者の働きなれば、珍らしからずと返答す。爰に大野修理亮治長は、羽柴正則の手に屬して、先鋒にありけるが、白き切裂しなへの背旗を指し、馬に乘りて先鋒へ馳付くを、香地七郎右衛門を馬上より突落し、其方は何者ぞ、名字を名乘れといひければ、我は備前中納言が鐵炮頭、香地七郎右衛門といふ者なり。早く首を討つて高名にせよといふ。大野馬より飛下りて其首を取る。明石掃部助は、戰地を遁れ、黄門の跡を慕ひけれども、行方知らざるに依つて、夫より近江路へ懸り、京都

へ登りけるとかや。秀家卿には、近臣近藤三左衞門・黑田勘十郎主從三人になり、鎧をば脫捨て、馬を乘放し、江州伊吹山の東の岨傳ひに、美濃の粕川の谷へ越されしに、頻りに雨降り日も暮れければ、少しなる岩陰に立寄りて、雨を止給ひしが、秀家は此程晝夜心を盡されたる疲れにや、黑田勘十郎が膝を枕にして、前後も知らず伏し御在しければ、心ならず時移りて、遠里の鷄も告渡り、秋の夜も漸く明なんとする頃、近藤三左衞門心强くも秀家の眠を覺し、何時まで斯くは御在すべき、御後より敵の來らぬ先に、何方へも落ちさせ給へといへば、秀家さらばとて立出で給ひ、腰物をば三左衞門に持たせ、次の日中山の鄕へ至り給ひしが、關ヶ原の合戰敗れて、落人こそ來りたれとて、其邊の鄕人共、武具衣裳を剝取るべしとて集る。其中に、池田郡白樫村の處士、矢野五左衞門といふ者、鑓を取直し、秀家に馳近付く、黃門、五左衞門に向つて人を憐むを人といふ。汝能きに計へといひければ、五左衞門其體をつく〴〵と見て、位ある人とや思ひけん、鑓を横へて、昨日の雨に道ぬかりて、御步みも覺束なし、人に負せ參せて、某が在所へ誘ひ奉らんと、召連れたる九藏といふ

下人に秀家を負せて、畔傳ひの細道を、白樫村へ赴きしに、又郷人共數多追掛けしに、五左衞門、彼等に向つて、年頃知れる人なるが廻り逢ひたり、幸にそこ〳〵まで誘ひ參らすなり、曲げて免じ給はれといへば、其御方は御邊に任すべし、持たせ給へる腰物は是へ給はり候へといひけるを、近藤三左衞門口惜き事に思ひながら、主人の爲を憚り、兩人の刀・脇差を彼郷人に得させけるが、後に內府公、彼の刀・脇指をば何國にて如何なる者の奪ひたるにやと御尋ねの時、近藤三左衞門、美濃國中山にて、片目なる男に預置きたりと申すにより、彼の者を搜し出すべしと仰出されしかば、程なく露顯せしとかや。斯くて矢野五左衞門は、秀家主從を誘ひて、白樫村の山里へ歸り、二三日は奧の間に置きけるが、人の見る目もありとて、家の後なる岩窟の中に莚を敷きて、主從三人を移し、懇にいたはりけるとかや。

一本に、秀家は歌人なるにより、白樫村の里に御在せし頃、詠じ給ひしとて、七首の和歌を書付けたれども、其歌の樣皆くだけて、歌讀む人の歌とは見えず、されども七首の中に、

山の端の月は昔にかはらねど我身の程は何影もなし
淚のみ流れて末は株〔瀬脫カ〕川水の泡とや消んとすらん

此二首は和歌の樣なれども、若し秀家の心を推量して、人の詠じたるも知り難し。一本に、本多佐渡守が二男、本多三彌正重は、其始め秀吉公に仕へ、眞田志摩之助を斬殺し、御家を立退き、備前中納言に仕へて、十五日の合戰に武勇を顯し、秀家敗走の時も、近藤三左衞門・黑田勘十郞・本多三彌三人供して、白樫村に至り、三彌は內府公へ秀家の罪を陳謝すべき爲めに、是より立別れたりと記す。今按するに、本多三彌は、佐渡守が弟にて、其初、蒲生飛驒守氏鄕に仕へ、豐州岩名の城攻に、軍奉行をして功を立て、其後飛州の氏を給はり、蒲生三彌といひたりと聞く。然るに彼の三彌、其後內府公に仕へて、關ヶ原合戰の時、石河備前と鑓を合せたりと別記にありしも、此時秀秋の家臣となり、敗走の時まで隨ひたるか、此二說更に知難し、但し眞田志摩之助を討ちたるは佐渡守が子にて、今加州の元老、本多安房守が祖なりと聞く、三彌とあるは相違なるにや。今別記に、秀家の家老明石掃

部助は、直家の時、備前兒島の近邊麥飯島の城主なりし明石源三郎が子にて、秀家の家老を勤め、此敗軍の後、一兩年過ぎて、筑前へ下りしに、如水長政憐愍を加へ、二千石を與へ、客人の如くせられしが、關ヶ原にて秀家の先隊を手に屬け、御敵をなしたる者故、關東の聞え如何あるべきかと內意あるに依つて、如水・長政力なく掃部助に暇を遣し、何にても願あるに於ては、叶ひ遣すべしとありければ、筑前へ召具したる澤原仁左衛門・同吉兵衛・池甚太郎・島村九太夫此四人御領內に捨置き申すべしといひて、其身は佐原孫右衛門其外數輩召具して大坂へ登る。嫡子內記・甥八兵衛等と城に籠り、元和元年五月七日落城の時、掃部助は野江にて京極若狹守忠高の家人三田茂左衛門に討たれ、八兵衛は同家人行三左衛門に討たれたり。彼の掃部助が、筑前に捨置きたる四人の輩、長政より知行を與へしといへり。又別本に、秀家主從は、濃州白樫村の農夫矢野五左衛門が家の後なる岩窟の內に、數日居られしが、家人近藤三左衛門を近付け、羽柴兵庫入道惟親父子は、定めて本國へ下るべし、如何にもして我等も薩摩へ赴き、惟親父子と相謀

り、重ねて旗を揚ぐべしといはれければ、三左衞門承り、仰の如く、彼の父子は關ヶ原敗軍の後、薩州へ御下向とやらん承りたり。急ぎ彼の國へ御下りあつて、宜しく御相談あるべきなり。然らば某計略を以て計らひ申さんとて、其趣を語り、年頃御身を放し給はぬ、國次の御腰物を某に賜はるべきやと申しければ、秀家其謀を承引して、彼の刀を近藤に授けらる。三左衞門、黑田勘十郎に向つて、御邊は殿の御行末を水火の中までも見屆奉るべしといひ含め、心中に謀を領して、彼の士を出しが、主從の別懇いはんかたなし。彼の近藤は、下賤の者にて、秀家卒生鷹を臂せられし頃、鳥見の役なりしが、選み擧げられて三千貫の地を領しけるとかや。斯て三左衞門は、內府公へ參り、本多中務に會ひて語りけるは、關ヶ原戰ひ敗れて後、秀家は僅に主從三人に成りて、北國の方へ落給ひしが、石田・小西以下の輩、面縛せられしと聞えければ、今は遁るゝ處なしと自害せしを、或山陰にて煙となし、白骨をば黑田勘十郎と申す者、首に懸けて、高野山に登りたり。某も遁世すべかりしを、淺ましくも是まで參りたりしは、御不審あるべき事ながら、秀

家が行末知れざるに於ては、內府公御心に懸け給ひ、妻子一族を召籠め給はん事疑ひなし。次に此刀は、取替國次と號して、浮田の家に重器なり。是を下劣に渡し申さん事、餘り口惜く本意なきに依つて、內府公へ奉るなり。願はくは秀家が幼息八郎が一命を御助けありて給はるべしと、落涙して訴へければ、家康公此旨を聞召して、彼が主人を見屆けたる心中不便なれば、御扶助あるべしと仰出さるる處、秀家の在所顯れて後、本多忠勝、近藤三左衛門を呼びて、秀家の御在所分明なり。何とて御邊は我等を欺きたるやといひければ、近藤更に驚かず、關ヶ原の落人多かる中に、秀家に似たる者もあるべし。胡亂なる註進は、御承引あるべからずと爭ひけれども、本多證據を顯して頻りに責めければ、近藤今は詮方なさに長嘆して、此上は速に我を誅し給へと申しければ、內府公彼が忠義を御感ありて、終に御家人となし給ひ、三千石の地を與へられしと記す。倚古按ずるに、今關東の御家人に、近藤氏は、彼の三左衛門が子孫なるにや覺束なし。又彼の黑田勘十郎は、其後筑前へ下りしに、長政、彼を劬はり、知行七百石を與へ、黑田專右衛門とい

ひしが、長政の長子忠之の時、故ありて浪人となり、京都へ登りしに、忠之の舍弟甲斐守、彼の專右衛門を呼出し、五百石與へられ、其孫今も秋月に居たりといへり。又別記に、讃岐國に日本武尊を祭る神社あり。大内郡・寒川郡・山内郡・香河郡・此四郡、神の敷地なる故に、彼の所にて鶴を取る者あれば、神の祟りある由いひ傳へたり。然るに備前中納言、去々年生駒雅樂頭に逢ひて、貴殿の領内に鶴の群居する所ありと風聞す。其如くにやと問はれしに、雅樂頭承り、仰の如く鶴多く下り居る所、四郡あれども、神の祟を憚りて、鷹狩を止め候ひぬと答へられしに、讃岐國にては其憚あるべし、他國より鶴を取らせたりとも、いかでか怒あらんや、我が鷹を遣して、鶴を取らせ申さんとあるに依つて、兎も角も御心に任せらるべしといはれければ、秀家頓て鷹の奉行する者を呼びて、其旨を下知せらるるにより、蒼鷹三連に鷹匠共を添へて渡海させけるに、其の輩彼の國の東濱へ上り、明日より鷹をつかはんとせしに、其夜に三据の鷹共皆々落ちければ、鷹匠共怪しく思ひ、備前へ歸りしが、程なく家老訴論起り、今又關ヶ原合戰に利を失ひ、

終に浮田の家亡びたるは、神罪なるべしといへり。今按ずるに、此一亂に滅亡せし輩數多ある上は、秀家に限りて必定神罪ともいひ難し。但し、鬼神の妙用は、人計り難し、秀家妄りに神を侮り、無益の行ひある故に、神罰を受られたるも知り難し。

三成狼狽

石田三成の敗軍

去る程に、羽柴越中守・黑田甲斐守・加藤左馬介・田中兵部少輔・生駒讃岐守・竹中丹後守等は、石田三成が先鋒と戰ひて、勝敗未だ分れざる中に、大谷吉隆が陣を攻破りたる織田有樂父子・藤堂佐渡守馳來りて、我劣らじと勝負を爭ふ。石田が手の者、今日を限りと思ひけるにや、退くとも引返し、開けども又馳合ひて、追つまくりつ七八度戰ひしかば、蒲生大膳・同大炊・北川十郎を始めとして、屈强の兵士百三四十人、枕を竝べて討死す。中にも島左近が嫡子新吉信勝、鍬形に似たる星甲に、緋縅の鎧著て馬に乘り、味方を下知して馳廻りしに、藤堂高虎の甥、藤堂玄蕃は、高虎より賜り

たる唐冠の甲に、鳩胸の胴丸著て、五寸計りある菊額の馬に乘り、新吉と馳合せて無手と組み、兩人馬上より落ちけるが、新吉力や勝りけん、玄蕃を取つて押へ、首掻切つて立上りけるを、玄蕃が小性山本平三郎、新吉を二刀刺て首を取る。蒲生備中・小川平左衞門、一所に床机に居たりしが、味方の崩るゝ時、備中馬引寄せて乘出し、大敵の中へ馳入るを見て、一手の兵士又どつと返し、引組〳〵刺違へて死する者又二三十人なり。備中も自身太刀打ちして、半時計り戰ひけるが、其日乘りたる五歳柴馬・平馬も深手を負ひ、其身も戰ひ疲れければ、馬を乘捨て、歩行立になりて戰ひし故、暫く休み居たりしが、織田有樂入道馳通るを見て、能き敵なりとや思ひけん、拔きたる太刀を後に引きそばめ、蒲生飛騨守が家臣、横山喜内と申す者なり。若し知らせ給はずやといひて歩み寄る、有樂暫く馬を控へて、横山喜内といひしなるは知りたる者なり。我に遇ひたるこそ幸なれ。縱ひ今日まで敵方に居たりとも、內府公へ申乞ひて、一命を助くべし。我に付きて來れといはれければ、備中から〳〵と打笑ひて、信長公の御舍弟とも覺へぬ物哉、今更貴殿の憐みを受けて、一命を助かるべき

やといひも敢へず、走寄りて入道の右の高股を佩楯懸けて礑と斬る。入道は身を引いて左の方へ落馬せらる。郎等澤井久藏、備中を鑓付けんと、透間なく突いて懸るを、久藏が鑓の柄を唯二太刀に切折り、其場を引かせず分入りて、馬の下に切倒す。澤井が下人組付きしを、彼をも刺殺して立上らんとする處を、前後左右より駈合せ、鑓すくめにして突倒す。入道も走寄りて切りしとなり。備中は、度々武功あるに依つて、氏鄕會津に於て一萬石餘祿を與へ、藍川の城主なり。今斯く晴なる討死せしを、皆人憐みけるとかや。斯て石田が陣に向ひたる諸將、敵を切崩し、柵木を引破つて、旗本へ突懸りしに、石田も今は叶はじとや思ひけん、大一大萬大吉の旗を絞らせ、伊吹山の方へ引退く。夫より草野の谷へ懸り、大谷山を經て鳥上山に至る。是まで附隨ひし磯野平三郎・渡邊甚平・鹽野清助等に向つて、我は暫く此邊に身を隱し、其後密かに大坂へ赴き、薩摩へ下向して島津義弘を語らひ、重ねて大軍を起すべし。汝等は是より離散して、時節を待つべしとありければ、磯野平三郎聞きも敢へず、口惜しき仰せを承る物哉、是まで御供申したるも、御大事に逢はん爲な

れば、甚平・清助は兎もあれ、某に於ては罷歸るまじといふに依つて、三成重ねていひけるは、千田釆女は敗軍の後は、必定在所へ歸るべし。彼が住所まで隨ひ來れとおりけるを、又平三郎申すは、御存じの如く千田釆女は、極めて肥えたる者なれば、山路の歩行は心に叶はで討死せしも知り難し。某が兄、此程出家の身となりて、鹽津に住居申すなれば、此者を知るべに鹽津へ忍ばせ給ひ、彼の浦より大津まで御船に召され、夫より大坂へ赴かせ給へといひければ、三成いや〳〵、今の折柄大坂へ旅行は覺束なし。然れば先にもいふ如く、汝等を召具しては中々隱あるべからず、平に、是れより立歸るべし、若此旨にも隨はずば、我等爰にて自害せんと、色々いへるに依つて、三人力なく泪と共に立別れたり。其後三成は彼の山にて日を暮し、少年の頃手習したる、半福寺村の最動院に至り、隱家を求めけれども、門の内へも入れず、疾く疾く何方へも落ちさせ給へといふに因つて、又あたり近き善住院の僧善院に逢ひて、身の行末を賴みければ、彼の僧甲斐々々しく請込みて、其夜を明させけるに、翌日に至り、如何してか他に漏れけん、あるもの來りていひけるは、御僧は落人を隱し置

かるゝと聞く。後日の憚なきにあらず。急ぎ寺中を出ださるべし。然らずば地頭へ訴へ申さんとあらけなくいふに因つて、詮方なくて樵夫の形に出立たせ、簑笠を著せ、鎌を腰に差て、板村・吉村・七曲を過ぎて、又山中に分迷ひ、岩根を傳ひ、日數三日程は人目なき方に立忍び、山田の落穗を拾ひなどして、暫しの飢を助かりけるに、忽ち腹中を煩ひ出して、今はすべき樣なかりければ、昔不便を加へし古橋村の與次郎太夫といふ者の方に至り、暫く爰に隱れ居て得させよとありければ、與次郎太夫安々と事請けして、己が臥所に三成を請し、食物を與へ、深く劬はりけるとかや。

一本に、北川平左衞門は、味方敗北すると見て、戰場を遁れたりと記す。倘古按ずるに、北川も戰功ある者なり。中にも相州小田原にて、蒲生氏鄕の陣へ、稲門寺曲輪より夜打出たる時、氏鄕自身營外へ馳付け、夜討の大將尾張(後兵庫と號す、)と鑓を合せ給ひしに、蒲生右京・同五郎兵衞・佃又右衞門・北川平左衞門も、其場に於て比類なき働あるにより、秀吉公其の功勞を感じ給ひ、氏鄕主從五人を稱して、五本鑓と定められ、其後氏鄕會津拜領の頃、彼の北川を津川の城主とせられしが、氏鄕の

子息秀行の時に至りて、秀吉公采祿を削り給ひしに、蒲生備中・北川平左衞門・蒲生監物等、名ある者ども浪人せしを、石田三成彼輩を扶助して隊長に備置く。然れば彼等は人の知りたる者なるが、備中父子・蒲生監物は討死して、平左衞門は石田が困窮の節といひ、嫡子十郞が討たるゝを見捨て、いひ甲斐なく戰地を引退く。彼は勇ありて義なき者なるにや。但し三成旗本を崩して戰地を退去せし故に、北川が後日を期したるか、又は味方に引立てられ、心ならず戰地を遁れたるも知り難し。或說に、石田が家老島左近は、鐵炮にて討たれたりと聞えければ、三成殊の外悲歎して、共に討死せんとや思ひけん、馬を乘出さんとせし時、近臣數輩馬の口にすがり、左近一人御家來にてあるべからず。然れば御情なき仰せなり。暫く爰を御退去ありて、時節を待ち給へと、據なく諫むるに依つて、三成も諫に隨ひて、竟に戰場を遁れたりといふ。今按ずるに、島左近は、黑田長政の鐵頭、菅六之助が打たする鐵炮に中りて、死亡せしといへるが實事なるべし。又或說に、左近が次男・三男は、戰場を遁れ、其妻子眷族共五六人計り、或る山里に隱れ居けるが、

彼の兄弟母をはぐくみて、十年計りの春秋を送りしに、漸々家の煙も絶えなんとする頃、兄弟密かに相謀りて、弟を左近が子となして繩を懸けて駿府へ參り、兄は御恩賞を請けて住所へ歸る。母を養はん爲なり。兄弟豫て圖りし如く、弟の囚人を召籠め給ひ、兄には御褒美を與へられけれども、彼是兄弟の別れや悲しかりけん、彼の兄暫く駿府に逗留して、夜々牢の邊にさすらひしに、牢を守る人、見咎めて、頓て斯くと訴へければ、其故を御尋あるに因り、遁れ難くや思ひけん、母の飢寒を救はんとて、斯くは計らひ申したり。二人共に島左近が子なり。急ぎ死罪に行はせ給ひ、母に御憐みを垂れ給はれかしと申しければ、家康公、兄弟の孝心を御感ありて、母をも駿府へ召寄せ給ひ、母子三人御扶助ありしといへり。

關原軍記大成 卷之二十六 終

關原軍記大成　卷之二十七

島津義弘父子後殿附豐久戰死

島津義弘入道惟親・子息又八郎忠恒・惟親の舍弟島津中務少輔豐久は、桑波畑に備へられしが、四千人を五百人宛八隊に作り、入替々々戰はせ、勞れたるを旗本へ引取りて息を繼がせ、其進退手足の如し、然れ共、浮田・石田・小西等先鋒利を失ひ、筑前中納言・脇坂・小川以下裏切するにより、味方敗北して、入道の兵士過半討たれければ、今は是迄とや思はれけん、旗本組千餘人一手に作り、差向ひたる敵を追立て〳〵、諸將の後殿して退きけるに、羽柴正則の嫡子刑部少輔正之、義弘父子を討取らんとて、歸路を遮らんとせられけれども、小勢なれば駈立てられて、御旗本の前隊、酒井左衞門尉家次が備も披き靡く、刑部大輔は、手の者敗北するを右に見て、左の方へ馬

島津豊久戦死

河多長泰義弘に代つて戰死

を進めらる。正之の家人梶田五郎左衞門、主人の側へ馳付け、武將たる人の名を嚙碎といふは此時なりといひて、馬の口を取る、是は正之若年なれば、味方の敗北を口惜く思ひ、卒忽の働あらんも計り難し、又は敵兵溢れ來るを見て、正之の乘馬若し物に驚く事もやと、彼是に心を付けしなり、上月平三郎は、正之の馬の前に折敷きて、馳け來る敵を突留る。惡からば討死せんと待懸けたり。然れども、關東勢雲霞の如く群りて、義弘の右の方へ突懸る。島津中務大輔豊久、手の者を下知して戰はれしが、家人毛利覺右衞門等數輩討れて、豊久も終に討死せられしに、小田原浪人笠原藤左衞門豊久の首を取る。義弘も今は是までなりとて、既に大敵の中へ一散に馳入らんとせられしを、河多盛淳入道長泰、惟新の馬の前に馳塞り、一軍の將たる人、粗忽に討死せんと仰せらるゝは、沙汰の限なる御覺悟なり。千騎が一騎になるまでも、今日の戰場を退かせ給へ。近頃恐多けれども、某名代仕らんとて、我が馬の頭を敵方へ向け、薩州の郡主羽柴義弘入道が最期の合戰するぞと名乘り、手の者百五十人を隨へ、群りたる敵の中へ一文字に馳入りて、嚴しく戰ひしに、松

倉豐後守重政の家人山本七助、長泰を馬より突落し首を取る。此長泰は、漢の紀信が節義を守る中に、義弘は伊吹山の方へ引かれけるを、世良田下野守殿・井伊兵部少輔、透間もなく追懸しに、惟親入道の家人、河上左京・同四郎兵衛・押川六兵衛・久保七兵衛・川上久右衛門等返合せ戰ひて、義弘父子の死を助く。中にも河上左京が兵士柏田源太、鐵炮を放ちけるに、井伊直政が腕に中りて、馬より落ちたり。又爰に、伊賀の侍從定次は、二陣に備を立てられしが、其家老中坊飛驒主人に向つて、今少し御人數を進め給へといひければ、味方備立隔て、軍勢進め難しといはれしに、中坊重ねていひけるは、然らば某御先へ參り、地形を見計るべしとて、羽柴正則の右の方なる、田の間の小溝を越して馬を立て、嫡子左近を主人伊賀守旗本へ遣し、御馬を寄せらるべしといふ内に、内府公の軍使馳來り、中坊に向つて、御邊は誰人ぞと問ふに依りて、羽柴伊賀守家人、中坊飛驒守と申す者なりと答へければ、内府此所に備を計るべしと下知なり。貴方の陣所内府の御心に叶ひたりといひて馳通る。案の如く薩摩勢と相戰ひ、飛州が次男三四郎討死して、中坊功勞あるに依つて、其後

義弘父子薩摩へ歸る

關東御家人となし給ひ、奈良の町奉行に仰付けられしとかや。斯くて羽柴義弘入道は、手勢五十人計りになり、石田が方より附置きたる、入江權左衞門を案內者として、一瀨・七岐・多羅尾の山路へ懸り、八日市を經て高宮河原に至り、旗・認旗を立て、敗衆を集め、馬を殺して士卒の飢を救ひて、此所より甲賀谷へ出で、其村の農夫を一人案內となし、水口・三代寺・信樂を過ぎられしに、分部左京が領內の鄉人馳集りて、義弘主從を討たんとせしに、入道の軍士等、一揆を悉く追拂ひ、生虜兩人、首五つ討取りしかば、左京が領內上野近邊に其首を梟竝べて、生捕をば柵木に縛附けて、夫より大河原・島が原・笠置・加茂を經て、十七日の朝奈良に至り、案內せし里民に、義弘のさゝれたる笄を得させ、是を印に薩摩へ下向するに於ては、恩賞與ふべしといひて甲賀へ歸し、彼の所より河內路を經て、攝州住吉に赴きしに、堺の町人田邊屋作庵、住吉に出迎ひて、酒盃を捧げて夫婦出る、義弘は大坂へ出で、內室又は息女を伴ひ、纜を解きて薩州へ下向せられ、入道の嫡子又八郎忠恒も、近江路を經て京都へ登り、道正庵を賴みて是も薩州へ下向せられしとかや。

小西行長に關する諸說

一本に、小西攝州は、島津惟行入道の右の方に備へしが、東兵近付く時、入道彼陣へ使者を立て、貴殿合戰を始めらるゝに於ては、我れ横鑓を入れて突崩すべしといはれしに、攝州一向承引せず、貴方戰を始めらるべし。某も手を合せ申さんと返答するにより、入道默し難く戰はれしに、小西も手の者を下知して馳驅りけるが、忽ち裏崩して戰地を退きたりと記す。今按ずるに、小西氏が右の方に備へし小身の輩まで、各〻兵を進めて戰ひしに、攝州此時、己が左の方に備られし島津惟行に戰を始めらるべしといひて、軍慮の定法を背きたるは更に心得ず。しかのみならず合渡・池尻・關ヶ原三所の戰に、小西が郎從に戰死する高名の姓名一人も聞かず。是の戰を控へたる故ならんか。又小西氏大坂を出馬の時、兵具萬物に札を附け、內府樣と書置きたる一說あり、彼是に付きて思へば、小西氏後日の罪を補はんとせし、奸計分明なり。彼の攝州が父小西彌九郎は、泉州堺の町に居て、藥種を賣し者なり。一年秀吉公の間諜となりて、浮田直家を味方になしたる功勞に依つて、知行千石を與へられ、其子彌十郎（後攝津守と號す）秀吉公の側に仕へ、年

加藤吉成の武功

年加恩を受けて、終に肥後半國の牧となり、高麗の時は、秀吉公の威光を借りたるが、加藤清正と先を爭ひ、武功を顯し、家人にも勇功の者數多ありと聞く。然るに、小西氏此一亂に少しの勇功なかりしは、太閤の御恩を忘れたりとすべし。内府公も彼が不實を憎ませ給ひ、忽ち死罪に行せ給ひしにや。一本に、小西行長敗北の時、其郎從加藤内匠吉成は、屬兵を引纏ひ、徐々と戰地を退く、彼内匠は、攝津國有岡の城主、荒木攝州が家老、加藤又左衞門が嫡子にて、黑田長政の家臣、加藤三左衞門（後黑田美作と號す）が兄なり。幼名九郎太郎といふ。壯年の頃内匠といひ、後に圖書と改む。其始め浮田秀家に仕へ、天正十五年に秀吉公薩摩へ進發の時、日向にて戰あり。薩摩の兵敗走せしかば、黑絲の鎧著たる武者一騎、後殿して味方を引かせけるに、内匠馳付て詞を懸け、組伏せて首を取る。此後小西攝州に隨ひて朝鮮へ渡りしが、行長は難風を凌ぎ、諸將に二日先達て朝鮮へ攻入り、釜山の城を攻取りしに、内匠一番に乘りて、敵三人自身討取り、其外朝鮮にて、内匠が手へ取りたる首數を知らず、釜山より都までの間にて、東來忠州の城攻、又は所々の

迫合にも、内匠が戰功著し。都入の時、敵兵東大門を閉ぢて入るべき樣なし。諸兵惘れて居たりしに、内匠は其日も先手なりしが、力量人に超えければ、側に持たせたる鐵炮を取りて、格子を打破り、自身内に入り、敵を追拂ひ、門を開きて味方を引入れたる働比類なし。太閤記には、此働を城戶作右衞門と書たるは甚だ非なり。又何れの城にてかありけん、敵兵城を堅固に守り落ちざるに依つて、諸兵城邊を去りて遠攻めにせらる。此時内匠、行長が側へ近付き、此間諸將嚴しく攻めけれども、味方の兵士數多討たれたる計りにて成功なし。敵兵此程の勞れに油斷して、夜の守薄かるべし。夜攻に乘取るべし。先づ忍の者を入れて城内の樣子を伺ひ申さんといひけるに、小西同心して忍の者に、内匠が家來の物馴たる淸水覺兵衞を相添へて遣しけるに、彼の輩歸りて城兵の怠りを告ぐる。時に行長人數を二手に分けて、密かに城邊に近付しに、内匠下知して大手より鬨の聲を作らせ、鐵炮を打懸て、嚴しく攻入る樣に見せければ、城兵追手を救はん爲め馳集り、搦手の防ぎ薄きに依つて、内匠は搦手より一番に乘入り、諸兵續いて攻

入りければ、城兵或は討たれ、又は城を落ちければ、此時大功を顯はす。諸將は鬨の聲・鐵炮の音を聞きて、あわたゞしく兵を出しけるが、夜明けて見れば鎧を著る隙なかりし故、すはだの武者多かりしとなり。行長が只一手にて城を乘取る事、內匠が武略に依る。文祿元年七月十五日、大明より朝鮮を救はんとて、祖承訓、史儒兩將、數万人を隨へて安定館まで馳來る。小西が籠りたる、平壤の城を攻むべしと謀りしに、小西逆寄して切懸り、忽ち敵を追崩す。此時も內匠諸兵に先立ちて馳懸り、敵一人自身討取り、殊更大明の隊長と馬上より組て落ち、其首を取り、內匠も三箇所手を負ひたり。同二年の春、大明の大將李如松、數萬の兵を率ゐて、小西が籠りたる平壤の城を攻めたりしに、小西が手の者、命を輕んじ、勇を振ひけれども、荒手の大敵故、利を失ひ、行長も敵中を切拔けて都へ引退く。此時行長が乘りたる馬、勞れて一足も進まざりしに、內匠是を見て馬を乘付けて、行長を我馬に乘せて其場を落し、內匠は步行立になりて後に殘りて、慕ひ來る敵を追拂ひ、難なく退きたる勇氣莫大なり。晉州の城攻に、諸將一同に乘入りしが、內

山本義純

匠は茜の十二段なる差物を差し、小西が手にては、先登して、城中の副將軍といはるゝ程の武將を突伏せ首を取る。關ヶ原合戰に、小西は行方知らずなるにより、此時主從分れ、内匠浪人となり居たりしに、黑田長政彼が日本・朝鮮數度の手柄あるを知り給ひ、其弟三左衞門に命じて、筑前へ呼寄せ、知行千石給ひて、其後又千石を加へ、二千石となし、足輕の大頭にぞせらるゝ、寛永十五年五月廿五日、福岡の家にて病死す。行年八十二歲といへり。又別本に、島津兵庫入道惟行の家人、河多盛淳入道長泰が首を取りたる山本七助義純は、清和天皇七世の後胤、新羅三郎義光の三世、遠江守兼左兵衞尉義定より、十九世の孫、山本左京進義里江州淺井郡山本の里に住居す。其先祖代々佐々木・京極に仕へ軍功あり。後に佐々木・六角の家臣となり。天正十年六月三日、明智日向守光秀が兵、江州觀音寺の城を攻る時、山本左京進義里戰死す。其子山本七助義純は、永祿十一年戊辰江州伊賀に生れて、母は澤田氏なり。義純未だ少年にして大和國に赴き、松倉豐後守重政に仕へたり。此時筒井順慶・松永久秀と度々合戰ありて、松倉豐州は筒井に隨ひし

山本義安

故、義純其手に屬して、毎度戰功を顯す。中にも天正十二年松倉重政に隨つて、筒井伊賀守が手にありて、伊賀の國秋瀬の城へ一番に乘入りて、其城落ちければ、秀吉公豐後守へ感書給はり、豐後守が家人七助に刀を賜はる、又關ヶ原御陣の時、島津惟親の家臣河多盛淳入道長泰が首を取る。此合戰終りて後、七助は豐州の下知を受けて、主人の妻島左近が娘なる故に、父の家にありけるを、智略を廻らし取返したる忠節莫大なり。大坂御陣の時、松倉豐州、藤堂高虎と相備に居て、道明寺口を攻めたりしに、十二月四日、七助、豐州の下知を受けて其口を持堅む、城兵嚴しく鐵炮を放すにより、七助も腕に創を被り、傍輩岡崎與十郎即時に死す。夜に入りて、仕寄を引取るべしと家康公仰出さるゝにより、七助其外の輩、本陣へ引きたるかといはれしに、未だ引取らずと答へければ、豐州甚だ怒り、我等自身其死骸を引取るべしとありける時、七助が長子權兵衞義安、其頃十八歳なるが、某罷向ひ引取るべしと請込み、楯を持ちて城邊に赴きしが、楯に鐵炮二つ、權兵衞が刀にも又鐵炮中りけれども、終に岡崎が死骸を引きて歸りければ、豐州は勿論、

其傍輩天野半之助・吉岡九左衞門・岡野新左衞門等、權兵衞が働を感じける。翌年の御陣に、七助は腕の創ありて出陣せず。權兵衞又豐州に從ひ武功を顯す。七助父子、豐州の嫡子長門守まで彼家に居たりしが、故ありて浪人となりしを、伊豫松山の城主松平隱岐守定行、權兵衞を召出し隊長とせらる。權兵衞が子權兵衞、洛外黑谷に父の石碑を建て、序と碑の銘を人見友元に請ひ、佐々木玄龍之を記す。其序文に權兵衞が武功詳かなり。故に爰に略す。其碑銘に曰く、

義安の碑銘

山本鐵心碑銘

源鐵心山本氏、諱義安、山本義純之子也、母橫田氏、以慶長丁酉五月生于伊賀國名張郡、後號權兵衞尉、其祖先仕于松倉家、父義純從松倉右近、攻伊賀國猪瀨城爲先登、豐臣太閤感之賜狀於右近、使筒井伊賀守賜佩刀於義純以賞其功、其餘戰功不可枚擧、義安性多力、成童好與人角力、畿內稱之、講武習藝、凡騎射槍法劍術等之藝、各極其精妙、慶長十九年甲寅十二月、台德公幕下有難波之役、松倉豐後守重政爲從軍在攻城諸將之列、與藤堂和泉守高虎同營張軍、諸

將相競構柵、重政命義純作軍營、義純以奇計設柵於湟口、招諸將之軍、城中放鐵炮如雨、傷者大多也、義純亦被創、然虜不撓目不逃守之（本ノマヽ）、一日夜軍營不動、締達上聞、感重政之功勞、且有台命、與諸將各罷軍、斯日重政從士岡崎與十郎中鐵炮死之、及諸軍罷還、其骸猶在隍口、日晡重政在軍士列坐之中、問與十郎之骸、僉曰、猶未收之、重政大怒、起坐自往欲收其骸、義安年十八歲、在末席、則奉請收之、重政悦許之、義安提盾奮然疾走、飛鐵炮紛々、中盾如崩、或碎佩刀、義安突之到湟口、負與十郎之骸而歸、重政欣然賞美之、同列之諸士及觀者、悉服其勇猛、元和元年乙卯、難波兵起、夏四月、敵將大野主馬之隊士、放火於大和路、豐後守重政、率兵擊走之、義安先驅獲首級、五月五日重政承台命、與諸將自大和路向大坂城、各張營陣、此道則水野日向守勝成爲總督、堀丹後守直寄爲左軍先鋒、重政爲右軍先鋒、勝成張陣於國分、重政乘夜渡大和川、先進諸軍八町、六日未明、重政之先鋒進登高井田之堤、敵將大野修理・眞田左衞門等出軍、其先軍進于道明寺林端、重政馳馬望之、麾從軍上片山、敵將後藤又兵衞、騎卒率四五千

人出玉手登山、重政勵士卒諭衆曰、此山短松叢生、不使馳驅、山麓有路、汝等見敵軍之半登、而衆皆下山從麓直突敵軍之麾下、則既登之兵不救事能、我軍僅雖千餘人、然與敵之半軍相當、共其麾下之軍敗、則既登之先軍不戰而皆潰耳、我大軍在後、可相踵而進、是必勝之計也、重政即使從騎田中藤兵衛馳告成勝、以可進後陣、而重政分從軍爲二隊、急襲後藤之陣、大坂第一之戰也、時義安兜上挿四尺餘之五輪、先進合鑓、則獲首級、觀者駭曰、是諸軍之一番鑓、而一番首也、義安切敵首之間忽失鑓、望見吾鑓竿之在敵陣、自以爲恥、馳突敵陣遂得其鑓、即提所斬之首、顧重政之旌、馳還欲謁重政不有陣所、偶會藤堂將監良次之來、問曰、重政何在、將監曰、軍中紛々不知之、義安即捧所提之首于將監而請曰、小子先登、一番合鑓一番首級、欲告重政暫來於此、然重政及子重次皆不在於此、自計既戰死之、小子復馳尋其所而欲殉之、伏請、公一度目斯首、爲小子役後之證則幸矣、將監壯之、義安棄其首、馳馬突入敵陣、遇天野半之助可古、誘之以重政之不在本陣、可古亦同馳馬、左廻右旋、會重政父子、力戰斬獲而猶與

敵兵相挑、義安及可古互同挑戰、松倉之族生田伊兵衛・池田佐兵衛家長・井村助兵衛、皆戰死之、後藤之兵敗走、於是諸軍皆戰、大坂之兵大敗、七日城陷、重政之兵入櫻〔樓カ〕門、多獲首膚〔虜カ〕、義安又先登而在戰功、城陷之後、敵軍隊將新宮左馬介遁於熊野、義安追及於和州五條捕之、新宮多力、義安執其手折其指踣之、重政賞之、則賜新宮之佩刀、重政檢問軍士之功、義安・天野可古則以其功之明顯下問之、後義安有故辭祿在大坂、伊豫松山之城主松平隱岐守定行召之、義安到松山、則依其舊功賜采地爲隊將、義安居家有仁惠能睦親族矜僮僕、有良士饑渴者、則顧養之、受其同心者大多、義安有一弟曰義道、養于前前〔衍カ〕川氏、仕爲青山大藏少輔之家臣、寛永十四年丁丑肥州島原賊起、官兵攻之、義通奉青山者之使、馳到島原、正月朔日、突入三城與賊合鐽相擊、遂中鐵炮傷股、不日而愈、及二月廿八日城落之日速入本城、與賊力戰獲首級、大藏少輔賞其功賜狀加其祿邑、義安既老年、平居嗜茶、與同志之友閑坐消日、寛文元年辛丑、義安臥病不愈、八月養病于京師、遂不起、嗚呼、冬十一月十二日卒、年六十五、葬于豫州松山天德

寺、號旌忠院鐵心玄剛居士、初義安娶松倉重政之姪女、有一男、曰義龍、襲父之祿、營在松山、使其長男義純請于余曰、僕父義安履務軍事、世多知之、往歲嚴有大君近侍之臣上聞之、其後元老酒井忠清公召僕懇問之、其名既顯達矣、僕欲立碑於京師、伏請記其事、余感其孝心、敍其始末而作之、銘曰、

松有百尺之勁操兮、梅有香風之魁名兮、嗚吁義安勇兮、志剛忠精、鐵心石腸兮、美譽芳聲、先進拔群兮、難波之城、膂力踣敵兮、首出揮鏈、嗚呼義安兮、名遂功成。

別本に、島津義弘父子は、家人川上左京・同四郎兵衞・押川太郎兵衞・其外近習兵士四十八計にて、多羅尾の方へ引れしに、世良田下野守殿・井伊兵部少輔、百計にて入道父子を追懸く。』中にも忠吉眞先に進み、退く敵に言葉を懸られしに、松浦三郎兵衞取つて返し、互に打合たり。其日下野守殿は、差されたる左文字の御刀にて、松浦が首を切り、肩を懸けて切付られしに、松浦も忠吉の右の手の大指の根を切りたりしに、下野守殿無手と組みて馬より落られしが、忠吉は力量おはしけ

井伊直政負傷

る故、松浦を取つて抑へられけるを、島澤九兵衞つと參り、松浦が首を取る。阿知波嘉右衞門續いて馳來り、野州の御手を取り、創を結びて御肩に懸たり。此時忠吉朝臣は、馬に離れ給ひしを、彼の阿知波、井伊侍從が兵士江坂何某が乘りたる馬を乞ひて乘せ奉る。此働の始終を見たる小栗又市・横田甚右衞門後に物語なり。彼の島澤九兵衞・阿知波嘉右衞門は、忠吉の御徒の者なりしが、後に御取立ありて、其子孫尾州の御家に在り。井伊侍從は、島津父子を討取るべき爲めに、彌〻馬を進めけるに、入道下知して、高き所へ駈上り、腰に付けさせたる種ヶ島十三挺をためさせて、待ちたりしに、只一騎面も振らず馳懸る。入道是を見て、前に來るは大將なるぞ、打落せといひも果てず、一同に釣べ懸しが、川上左京が兵士、柏田源藏が放つ鐵炮、直政が腕に中りて、馬より落ちたるを、從兵助け起しける間、島津父子は牧田筋へ落延びたり。直政は、猶も島津を追懸くべしと勇みける。されども此疵のみならず、前にも二箇所の創を蒙り、下野守殿も手を負はれたりと告ぐるにより、力なく島津を討洩したりと記す。今按ずるに、井伊直政は、內

島津義弘殿戰に關する諸說

府の仰を承り、下野守殿を取餇申さん爲めに、四五十騎を隨へ、大物見と號して、一の御先福島正則陣所を張出して、一番に合戰を初む。此時忠吉朝臣、薩摩の兵士松浦三郞兵衞と太刀打ち・組打ちの御働ありて、薄手を負はせ給ひしに、朝臣の御家臣又は直政の家臣、木俣右京・鈴木平兵衞、馬煙を立て馳付け、其外の諸將も備を立寄せて、思ひ〳〵に二騎計り戰ひて、勝負已に分れければ、島津入道父子數千の敵を切拔けて、諸將の後殿せられしに、忠吉朝臣・井伊直政は、入道父子を追懸けて討果たんさとせしに、直政手を負ひて馬より落ちければ、追討を止たりと舊記にあり。然るに此時、入道の家人松浦三郞兵衞引返して、忠吉朝臣に討たれたりとあるは、前後相違なるに似たり。但し小栗又市・横田甚右衞門兩人、忠吉の御働始終見たりとあれば、必定異說ともいひ難し。若くは是より先の御働を、彼●兩人見たりしにや覺束なし。又別本に、島津入道戰地を退去せられし時、內府公、十文字の附きたる旗を遙に御覽じて、島津を通すべしと御下知あるに依つて、彼の父子を慕はんとする輩、馬を控えたるにより、心靜に落られたりと記す。正

説なるにや。一説に、島津入道、戰場退去の時、子息又八郎は、未だ敵中に居て戰はれしを、入道遙に顧みて、又八郎は早や討たれたりと覺たり。彼に討死させては、何の面目かあるべき、我も引返して死を遂げんといはれしに、忠恒に附置きたる郎從等、大敵を切靡け、又八郎を誘ひて、父の入道に追付き、若殿を是まで御供申したりしは、多年の報恩なりと謙退もなくいひければ、入道甚だ感賞して、頻りに落涙せられたりといへり。一本に、島津豐久戰死の後、其家人山口雲右衞門・佐伯治右衞門、義弘父子の後より追來り、豐久公を見失ひたりといひければ、義弘彼の兩人に向ひて、無興せられたりと記す。正説なるにや覺束なし。別本に、入道の赴かれし伊賀路は、人の通路なき山道なるに、入道兼て退口思慮ありたるか、又は兵道に賢き人にて、此邊の通路を見せ置かれしにや、人馬の妨なく大和路へ出られたり。彼の入道の退かれたる山道を、今も島津傳へといひ傳へたりといへり。又或説に、入道高宮河原にて、家傳の遁甲鬼門を選び、父子別れて伊勢路の社門、近江路の關門に赴かれたり、但關休生の三門は吉門にて、社門は常に凶

門なりとすれども、隱れ遁と號して、敗軍の時用ひ來れる才門なる故に、父子共に恙なく歸國せられたりといへり。今按ずるに、天の時地の利を得て、一旦其利ありとも、人和なくては全功なかるべし、假令伯術に所謂是れと死し、是れと生るの人和なりとも、不義にしては天の祐あるべき樣なし。然るに島津入道は、太閤の舊恩を思ひて、秀家・輝元の下知を違背せず、又常に郎從等心服せしと聞く、是義ある上、人和ありとすべし。然かのみならず、遁甲の吉門を選び、又伊勢路の地勢を知れる故、分部氏の領地上野の農長等、數百人を隨へて、義弘の歸路を遮りけれども、忽ち追拂ひて行路の妨げなく、不日に歸國せられたり。其厚薄は如何にもあれ、良將の重んずる所を、兼て備へられし功驗なるにや。或説に、義弘入道は、堺の町人入江權左衞門を賴み、彼の浦より出船せられしに、大坂買人田邊道與が計らひにて、義弘の內室大坂を出船ありしが、住吉の沖にて義弘の船に行逢はれしとなり。一説には、立花宗茂大坂へ出て、義弘の人質を奪ひ、義弘に渡されたりといへり。何れか正説なるにや覺束なし。また別本に、義弘の笄を與へられし農

夫、薩摩へ下るべしと思ひ立ちけれど、極めて貧しき者なれば、心に任せず打ち過ぎけるに、或の者申すは、道の程の事は我れに任せよ、誘ひて筑紫へ下るべしといふにより、兩人連立ちて薩摩へ下り、彼の筭を捧げて、日外御道知るべせし者なりといひければ、其の者はいふに及ばず、伴ひ來れる男にも、重く引出物せられしといへり。　異本に、義弘父子關ヶ原の戰場を退き、知らぬ山路を踏み迷はれしに、一つの白狐現れて、土岐・多羅尾の山中を行きしが、程なく高宮河原に出られたり。　其の後堺の浦より出船せられしが、或る夜海上闇くして、船をやるべき樣なかりしに、不思議なる火多く出でて、海路を照らす。　彼の不知火の筑紫といへるも此類ひなるべし。　また伊賀の山中にて、道知るべせし老翁あり。　義弘、其の日著け給ひし猩々緋の羽織に、十文字の紋附きたるを彼に與へて、是れを印に薩摩へ下向せよといひ含められしに、彼の翁終に來らず。　其の後大隅の八幡宮の祭禮の日に當り、宮の扉を開きけるに、彼の翁に與へられたる羽織社内にあり。　見る人奇異の思をなしたりと記す。　是れ皆例の流言を傳へて、人をたぶらかすなり。

覺束なし。

諸將拜謁附秀家安堵

去る程に、西方の軍敗れしかば、關東勢敵の散擾をかりて、思ひ〳〵に首を取る。敵の陣所又は柵木の前にて討取りたるを高名とす。其場を踰て取りたる首は、皆追討に定めらる。此日死亡する敵の兵數、凡そ三万二千六百餘人、易に所謂尸を輿つが如し。鞍置きたる放し馬千五六百疋は、三里の外へ馳出たり。味方の創を蒙りたる其數を知らず、討洩らされたる上方の兵士、伊勢路・近江路へ懸り、足を空に行迷ふ形勢、兼ての勢に似るべくもなく、辰より未に至りて雌雄終に別れたり。爰に加藤左馬助は、石田三成を切崩したる其一將なり、敵兵伊吹山の麓へ敗北すれども、左馬助追討の功を貪らず。戰ひを待つて堅く備へらる。是のみならず、左馬助今朝赤坂を出馬せられし時は、家に傳はりける天人の具足をよろはれしが、合戰の期に臨みて、いかにも目に立たぬ鎧を著て、一手の兵士を下知せらる。是は敵味方

家康、長政の殊功を賞す

打込の事なれば、敵若し左馬助を討つべき爲め、紛れ來る事もやと、遠慮せられし故となり。黑田甲斐守は、態と輕く出立ちて、手の者と倶に石田が旗本を突崩し、伊吹山まで追討せらる。是は長政兼てより、石田と組みて勝負を決すべき志ある故なり。自身働あるに依つて、其隊長黑田三左衞門・後藤又兵衞を初、物頭・奉行に至るまで、分捕高名せしとなり。彼の左馬助・甲斐守は、多年謀を合する人なりしが、此時に至りて二將の謀一致せず。其故を聞くに、如水長政、内府公の御前に於て、石田を某討取申さんと領掌せられし故とかや。斯て敵悉く敗北して、人皆安堵の思ひをなしけるに、内府公俄に御頭盔を召されしかば、怪み思ひけるに、勝つて甲の緒をしめるとは此時なりと仰せける。御先鋒諸將、皆甲を脫ぎて高紐に懸け、又家來に持たせて御本陣へ伺公せらる。中にも黑田甲斐守先立て御前へ參り、今日の合戰に、某が手の者拝は、赤井五郞父子能く見申したりと申されければ、内府公長政を御側へ召して、今日の合戰に勝利を得し事、偏に貴方の計策に因れり。其上今に始めぬ事ながら、今日の戰に手を碎き、忠義を勵み、敵の張本石田を追崩されたた

諸將、戰捷を賀す

るは、手柄比類なし。此忠節報じ難し。代々黑田の家に對し、疎意あるまじき由仰せられ、諸人の見る所にて、長政の手を御取り給ひ、戴かせ給ふ。又此日差させ給ひし吉光の御小脇差を、御手づから長政の腰に差せ給ひ、是は當座の引出物なりと仰せらる。諸將御前に列坐ありければ、其功勞御賞美あり。諸將も亦御勝利の事賀し申さる。此時本多中務大輔進み出で、今日の諸將の御働比類なしと申しければ、羽柴正則いふは、中務大輔人數の差引、常々承り及びたるよりは增りたりとありければ、某が差向ひたる敵は、何れも殊外虛弱に候ひしといひて功を覆ひたり。織田有樂は、創を蒙りながら、蒲生備中が首を持たせて參られけるに、老人の似合はぬ働せられしと覺えたり。蒲生備中は、弱年の頃より用ひられたる者にて、不便なれば、其首を貴老へ參らするなり。然るべく葬り給へと仰出さる。本多中書が次男本多內記、差したる太刀の鞘に入り兼たる拔懸にて御前へ參りけるに、內記高名せしやと仰せらる。暫くありて、下野守殿創を蒙りながら御前へ參向あり。手負たるかと仰せければ、かすり手にて候と御返答せらる。續いて井伊兵部少輔、腕を首に懸け

參りければ、内府公御床机を立たせ給ひ、兵部創を如何と尋せ給ひ、御手自ら藥を與へらる。兵部少輔、諸將へ會釋もせず、今日の合戰、某より先なる人はあるべからずと申されければ、汝が軍功今に始めぬ事と仰せらる。又兵部少輔、下野守殿の御働を稱して、逸物の子は又逸物なりと座興申されければ、さればとよ、取飼手がよかりし故ならんと御返荅あり。又結城秀康卿より附置かれたる、眞砂作兵衞・山名與次兵衞高名して參りければ、兩人の働を感じ給ひ、今日の註進として、關東へ馳下るべしやと仰せられければ、兩人共に創を蒙りて、道中を急ぎ申す事なり難く候らはんと申しければ、別人を御使者に立てらるべしとて、島田治兵衞を宇都宮へ遣さる。其後家康公、村越茂助を召出し給ひ、筑前中納言裏切の功あれども、先非をも惶る事ありて、未だ參向なしと見えたり。汝急ぎ馳向ひ、秀秋の案内せよと仰せらるゝに依つて、茂助、秀秋の旗本へ到り、御案内の爲に馳參りたりといひければ、中納言悅喜の餘に、黃金百枚茂助に引出物にせらる、斯くて秀秋は、稻葉佐渡・平岡石見、其外近臣二十人計り召連れて、村越茂助を伴ひ、御旗本へ伺公せらる。黑田長政

秀秋、家康に謁す

披露ありければ、内府公床机を下させ給ひ、御甲の忍の緒計りを御解ありて、中納言殿、弓矢の禮儀是までなりと仰せければ、秀秋芝の上に平伏して、今日の御勝利を賀し申さる。其後内府公仰せけるは、貴殿今日莫大の戰功あれば、向後遺恨あるべからず。是より江州佐和山に到り、石田居城を攻落さるべしと御下知あり。脇坂中務少輔も、秀秋に續いて參向ありければ、是も同じく御言葉を懸らる。又南宮山に控へたる、吉川廣家、黒田長政方へ使者を立てゝ、今日の御勝利を賀し申しければ、内府公聞せ給ひ、御祝著の旨を仰せらる、此時岡江雪御前へ進出て、夜の明けたる樣になり候ひぬ。凱を御上げさせ然るべからんと申しければ、内府公仰せけるは、殿堂に於ては何時も斯くの如く有るべし、然れども諸將の人質敵の中にあれば、凱は上ぐべき時節にあらず、近日大坂へ登り、人質を諸將へ渡して、勝利の證を顯すべしと宣ひければ、諸將、内府公の御懇情を感じて、泪を浮べられしとかや。其晩景に至りて、大谷吉隆が藤川の臺に掛置きたる拾小屋に入らせ給ひ、諸將は其近邊に陣を据ゑ、井伊直政・本多忠勝等の御先鋒は、其夜岩淵に陣を取る、申の刻に至り

朽木元綱の赦免

て、大雨頻りに降出し、食を焚くべき様なかりけるに、御本陣より使馳廻り、諸勢米を食するに於ては、能く洗ひてほとびたるを食すべし、然らずば腹中に中る物なりと御下知ありければ、人皆内府公の委しき御心遣に驚き奉りしとなり。夜に入りければ、朽木河内守元綱、密かに羽柴忠興の營に來り、今度某上方へ與して、内府の御咎め遁れ難し。さりながら、脇坂中務と一手になりて、少しの心操をも顯したる上は、如何にもして御機嫌を直し給はれとあるに依つて、然らば御本陣へ誘ひ、貴方の罪を陳謝すべしと申しければ、元綱甚だ悦び、忠興の後に付きて御本營へ伺公あり。越中守御幕の内へ參られければ、内府公御夜食を召上られけるにより、未だ其斷りなかりしを、元綱幕の外より小聲になりて、頻りに忠興に催促あるに依つて、此度朽木河内守、内府公へ御敵をなし申す事、今更後悔身に迫りたりとて、某を賴み、色色陳謝申す由を演說せられける内に、元綱、御幕の内へ這入りて、只管に御宥免あるべしと申しければ、内府公笑はせ給ひ、其方などは少身なれば、草の靡きといふものにて、敵せられしとても大罪にあらず、本領安堵申付くべしと仰せければ、河内

守有難き御恩德なりと申して、御前を退出あり。又小川土佐守祐忠は、一柳監物直盛が叔母聟なる故、直盛を賴み、一旦敵に與すると雖も、大谷が陣を攻破りし上は、罪を御赦免あるべしと、只管陳謝申しけれども、家康公更に御許容もなく、小川父子は、石田と因ある者なれば、死罪遁れ難しと雖も、監物今度の武功になぞらへて、一命を助けて、則ち直盛に預置かるゝ由仰出されけるとかや。

異本に、關ヶ原合戰の時、內府公御味方する諸將に、物馴たる兵士二人宛山頭に登せて、戰の勝負を見せられけるが、彼の輩一所に集りて、後の爲なれば、衆口一同に面々の主君に申すべしとて、各〻心を付けて見れども、地煙立ちて分明ならず。秀秋裏切までは、足輕を懸て鐵炮迫合なり。裏切の後は、入亂れて上方衆敗北す。此故に、大方追討にて鑓はなし。彼の遠見の輩、一同に其旨を申したり。其後大坂御陣の時、五月七日の合戰に、敵七八十高き所にありてけるを、秀忠公の御先鋒、青山伯耆守が組、土方右衛門・花房又七郎魁して、彼の敵と鑓を合せけるに、味方二人突伏せられ、敵兵溢れ懸りしを、土方・花房兩人は、手負を肩に懸けて引退

聞くにより、土方・花房鑓を突きたりと人々申しけるに、東照神君聞かせ給ひ、七日の合戰總て鑓はなし。兩人の者共鑓を突きたるにはあらずと仰出されしが、千石宛御加恩あり、古は弓箭にて戰ひしに、楠正成異朝の鉾戰をかたどりて鑓を作り始めけれども、猶弓箭といひて鑓とはいはず、武田信玄の時代より、專ら鑓の穿鑿あり。凡そ敵味方備を立寄せ、弓・鐵炮にて迫合ひ、其後せはしくなりて、弓・鐵炮も放し難き時は、必ず鉾鑓にて戰ひ、其時衆に越え、一番に進んで鑓を入れしを一番鑓の高名と名付たり。一騎當千の働、味方の勢を助く、尤も英雄の士の業なり。彼の一番鑓に續いて鑓を入れたる武士は二番鑓なり。或は太刀・弓・鐵炮にて、一番鑓の脇を詰たるを鑓脇といふ。又此時首を取りたるを、鑓下の高名といひ、又此場にて、手負たる味方を肩に懸けて引退き、下人に渡すを場中の高名といひ習はす。又敗軍の敵取つて返して働く敵を突伏せ、首を取りたるをしるしといひて、鑓とはいはず。何れの道にても、強き働を鑓と名付く。近世の合戰に、小豆坂の七本鑓と號して、織田孫三郎返し合せて敵と突合ひ、織田造酒之允、孫三郎

一番鑓に關する故實

に續きて、其外の五人も強き鑓なる故、七本鑓と名付られたり。賤ヶ嶽にて、福島市松一番鑓の御感書を給はり、加藤虎之助・加藤孫六・平野權平・脇坂甚内・粕屋助右衛門・石川兵助・片桐助作是を七本鑓と賞せらる。此七本鑓は、敵兵崩れ色付て、總懸りの鑓なり。又末の森の城攻に、利家の家人山崎六左衛門は小太刀、山崎彦左衛門・野村以下は鑓なり。六左衛門一番に首を取りたるに、利家一番鑓の感狀に一萬石加增せられしに、彦右衛門訴へて、某一番鑓なりといひけれども、利家許容なく、太刀は鑓より短き物故に、先に進みたる事分明なりと批判せらる。又垣越・挾間越・投突は、犬鑓といひて弱き鑓なれども、狹間より鐵炮打出す時、鑓にて狹間を閉ぢたるに於ては鑓とすべし。又垣越も其場によりて品々あるべし。又投突も合渡にて杉原勘兵衛踏止りて、せはしき場といひ、敵は堤の下なる故に投突にしたり。是等は犬鑓とはいひ難し。斯樣の名目を吟味せずば、兵法を知りたりとはいふべからず。彼の關ヶ原合戰に、一向鑓はなしと心得たるは、穿鑿足らず。鑓のなき備もあるべし。又能鑓あるかたもなくてやはあるべき。但し五

月七日は鐽はなしと仰せられたるは御思慮あるべし。大坂御陣は主君ともある人を御計り、殊更此御陣の起は淀殿なる故に、淀殿を相手と仰せられたるにて思ひ計るべし。關ヶ原御陣の御先鋒福島正則に安藝・備後を賜はり、大坂御陣の御先鋒藤堂高虎は、强敵と戰ひけれども五萬石の御加增あり。斯樣に關ヶ原御陣を大事に思召して、大坂御陣はさまで重く仰せられざる御思慮故に、土方・花房を御詞に鐽とは仰られざりしなるべし。總て名將の御一言は、表にあらはれし所計りの事にはあらず。深き御祕計ある事にやと記す。尙古按ずるに、內府公に歸服せられし諸將、いづれも兵士一人宛關ヶ原の山頭に登らせて、合戰の始終を見せられたりと記したれども、福島・池田・細川・黑田・藤堂・加藤・井伊・本多の家傳には其事なく、其外見聞きたる傳記、又は老人の語り傳へも更になし。推量するに武田の家法を說くべき爲め、此發端を作りて說をなすと見えたり。縱ひ其師の免許を請けたりとも、誓約もなき人の爲に、法術を說くべき道理曾てなし。然るに小事といへど、濫りに師說を擧げて才覺に誇りたる筆力、自らはいみじといふ

らめど、いと口惜き事なり。中に就きて、彼を論ずる倒鋒の利害、合戰の事跡に心得難き事數多あれども、論ずるも無益の事にや。別本に、秀秋拜謁の時、石田が佐和山の城を攻めらるべし、一の先鋒は井伊兵部に申付けたり、二の先鋒貴殿せらるべしと仰せけるに、願はくは一の御先鋒を仕りたしと申されければ、御許容ありて、案内の爲めに田中兵部を秀秋に加へて、一の先鋒に定められしと記す。此說の虛實知り難し。又一書に、織田有樂は、蒲生備中が首を持たせて參向あり、公御覽じて、高名せられたるやと仰せけるに、老人の似合ぬ事をとて、慟を謙退せられしと記す。是も正說なるにや。一本に、關ヶ原合戰御勝利の後、藤川の臺に御座を移され、諸將此所にて拜謁せられたりと記す。正說なるにや覺束なし。同本に、井伊兵部御本陣へ參り、今日の合戰某が手より初候ひしは、御先鋒の諸將を出し拔きたるにはあらず、時節宜しきに依つて、是非なく仕懸け申したりと記す。是も亦正說なるにや。又異本に、加藤左馬助御前に參り、某二度目の戰に、佐久間兄弟・平野權平・野々村三十郎・岡田左五郎眞先に駈入り、手柄なる慟なり。某が

手の者も續いて働き、石田が旗本を追崩し、物頭東新太夫、安宅作右衞門を討取り候と言上せらる。佐久間源六馳來り、討取る首共を持たせ來り、久右衞門功名の事を申上ぐ、久右衞門は疵數箇所御座候故參らずと申しければ、甚だ御感ありたりと記す。今按ずるに、石田が物頭安宅作右衞門は、黑田長政の手に屬したる、伊丹意頓と鑓を合せ、意頓を鑓付けしに、長政の隊長黑田三左衞門、安宅を突伏せたりと舊記にあり。其上三左衞門は、意頓・安宅兩人の首を近邊の寺に葬りしに、其寺の住持又は意頓・安宅・三左衞門四人共に攝津國の產れなる故に、彼の寺僧不思議の因緣なりといひたる由、三左衞門が後まで語り傳へて、曾孫黑田三左衞門一春予に語りき。是に依つて思へば、加藤典厩安宅を討取りたりといはれし一說は用ひ難きにや。異本に、內府公御勝利の時、殿堂にては何時も斯樣あるべしと仰せられたるを田土と記す、今按ずるに、林道春の執筆せられし始末記にも、俗語に隨ひ田土と記せり。但し五山寺內に殿堂と號して、出世の僧勅使に對面する堂あり。此故に晴がましく打晴れたる所を、俗家にも殿堂といひ傳へ

たり。內府公其俗語を仰せられしにや。異本に、關ヶ原合戰の翌日、結城秀康卿、其外伊達政宗・最上義光・堀秀治等の諸將へ御使者を立てられ、御勝利の事を告げられしに、秀忠公へは其御沙汰なかりしと記す。今敬んで按ずるに、秀忠公其頃信濃路まで御發向の聞えありしにより、此御勝利の事は近國に、隱れなかるべしと思召して、御知らせもなかりしも知り難し。但し秀忠公の御發、二三日御延引なる故に、聊か御機嫌能からざるにや。又別本に、秀家・三成等が敗北を嘲り、又秀秋の裏切を譏りて、所々に建たる狂歌とて、數多書付けたれども、おかしとすべき一首もなし。其中に、大谷が手に屬したる小川父子栖裏の降參はさもあれ、大谷氏の自害いとゆゝしくとて、

大谷の中に小川はさもあれど辱とする名は流すともなき、

又其頃關ヶ原近邊の賤の女が磨挽歌に、黑田甲斐樣・鳥取小鷹・石田治部殿うづらの鳥よ、一つ蹴られて音を出さずと、唄ひたりと近鄕の土人今も語りあへり。長政、石田が本陣を切崩されし故に、斯くは唄ひしにや。俗本に、去年の春加藤清

正・淺野幸長・黑田長政・彼是七人の人々、石田を誅殺せんと催されしに、內府公是を宥めて、石田を佐和山へ下し給ひしは、彼に此大亂を發させて、忽ち其亂を平げ、天下を御手に入れらるべき御思慮ありしが、今日御本意に任せられしと記せり。今按ずるに、秀家・景勝・輝元以下、石田と同意して此兵亂起るべしと御思慮あるべき樣なし。此說鑿するに似たり。縱ひ此亂起らずとも、內府公の御威勢備はりし上は、上は天下の政道を行はせ給はんに、さばかりの妨あるべからず。慶長四年の春、石田を佐和山へ下し給ひ、同年の秋淺野彈正・大野・土方を退け給ひけるは、秀賴の幼少故に、大坂・伏見の騷動を厭はせ給ひし故なり、とあるが正說なるべし。但し、石田氏佐和山へ下り、兵を擧ぐべき風聞あるに依り、御糺明ありしに、與々陳謝申すに依つて、罪科に行はるべき樣もなかりしが、是より聊御用心ありたるは、衆說の如し。總て此說々神君の御胸中を量り奉るに似て、甚だ恐れあるべきにや。

關原軍記大成 卷之二十七 終

關原軍記大成　卷之二十八

大垣城攻附福原道溫切腹

頃日、大垣の抑に置かれたる西尾豐後守光敎・水野六左衞門勝成・舍弟藤十郞・松平丹波守廣重・津輕右京亮爲信は、江尻村に備へしが、九月十五日の曉に、樂田の柵を打破り、夫より直に大垣の大手傳馬町口へ、旗を進めしに、城兵、彼の町口へ出で、寄手を防ぐ。二丸の北の門は、秋月・相良・高橋、此三將固めけるが、如何思ひけん。町口へ人數を出さず、城內に控へければ、寄手の兵士、北の總門より攻め入りて、町屋に火を懸けし故、大垣の老少男女、皆城中へ逃げ入りたり。大手を固めたる熊谷內藏助・垣見和泉守が手の者は、町口へ出でゝ防ぎけれども、北の總門より、寄手攻め入るに依つて、町口を退きしが、町人共と入交り、混雜して大手の門を立合は

大垣町口合戰

する隙なかりしに、木村宗左衛門重則・同傳藏、續いて父子七度迄突き出で、はなばなしく迫合あり。西尾豐後守は、鳥毛の〔面イ〕麪棒の馬印を立て、大手の脇なる塀の腕木に、手を懸けて乘上り、此手の一番乘なりと名乘る。城兵鑓三本にて突落す。水野六左衛門・同藤十郎も、屬兵を下知して、透間もなく攻め寄せたりしに、木村郎徒飯根三平・長屋儀右衛門等、鑓を合せて敵を防ぐ。長屋の鑓の相手は、西尾が從兵西尾總兵衛なり。其傍輩村田長兵衛・西尾掃部・丹羽彌左衛門等、此所に於て首を取る。此時、水野勝成、自身敵を突き伏せられしに、水野が小性岡田彌源太、其首を取る。福原右馬助、此迫合を本丸の櫓より見て、家來長岡治右衛門を、大手へ遣し、木村父子が戰功するを感賞す。木村、終に寄手を追返し、城内へ入つて、門を打たせけるに、立て出されたる城兵、塀を越えて城に入りけるを、水野が家人河村縫殿・川村新八・塀へ飛入り、向の岸へ馳け上り、塀へ乘り上る敵を引きおろして、兩人ともに首を取る。其傍輩鈴木平八郎・同小右衛門・中山將監・神谷又右衛門、城へ入らんと、堀を越え塀下へ著く。二陣に控へたる松平丹波守・津輕右京亮も、大手へ攻め寄せけ

家康、藤川出馬

れども、城兵、門を打ちたれば、乘入るべき樣なかりしに、丹波守、足輕頭に向つて、鐵炮は、敵を打殺す計りの用にはあらず。城を攻め取るべき兵器なれば、鐵炮を以て、塀を叩き破らせよと、下知するに依つて、大手の南の塀五六間、忽ち打破りければ、寄手、終に三丸へ攻め入りたり。水野が家人松浦六兵衞、三丸にて高名せしが、鐵炮に中りて即時に死す。此時、城兵、嚴しく防戰ひしに、水野が家人鈴木與八郎・神谷又右衞門、一番に懸け合せ、城兵を三丸へ追込む。鈴木・神谷、其の外神谷新七・尾內平右衞門・川村縫殿・同新八等、其場に於て首を取る。水野が隊長上田庄兵衞・中山將監、屬兵を下知して馳廻り、手の者に高名させたり。斯くて、西尾・津輕・水野・松平等の諸將、三丸を攻破り、關ヶ原へ註進申しけるに、內府公、其戰功を御賞美ありけり。其後、寄手の諸將相謀りけるは、關ヶ原合戰、內府公、御勝利となるに於ては、此城、忽ち落ち降るべし。然るを、急に攻めんとせば、味方に手負死人多かりなんとて、攻口を引退き、遠攻にして陣を張る。內府公は、九月十六日の早朝に、藤川を御出馬ありしが、野波村に於て、中村一學が陣代中村彥右衞門・橫田內膳

を召して、汝等は是より大垣へ馳せ赴き、寄手の諸將に、力を合すべしと、仰せらるゝに依つて、兩人、大垣へ馬を返し、諸將に對面せしが、備中丸を堅めたる垣見和泉守は、中村彥左衞門と、一族なるにより、諸將と內談の上、垣見が方へ使者を立て、籠城の利害を說いて、降參然るべしといひけるに、垣見同意して、寄手を城內へ引入るべしと約束す。又、水野勝成は、秋月長門守が家老、秋月三郞左衞門と由緖あるにより、是も密に使者を遣はし、浮田・石田以下、昨日の合戰に利を失ひ、諸將數輩討たれたり。然る上は、此城に籠り、本意に任せらるべき樣、更になし。急ぎ福原右馬助を討つて、降參せらるゝに於ては、本領相違あるべからず。此度、長州に、異見せらるべしとありければ、三郞左衞門、此由を長門守に述べけるに、降參不義の名を流さんより、腹を切るべしといひけるを、御家の爲めなれば、唯々御降參然るべしと、諫むるに依つて、終に秋月も同意して、相良・高橋兩人と語らひしに、相良は、未だ大坂を出でざる內に、內府公の味方すべき爲に、其意趣を述べて、家來經松吉助を、小山の御陣所へ下し、頃日又、郞從宮原新助・大童三郞兵衞を、井伊直政が岡山の陣所へ遣し、此

城を攻めらるゝ時、裏切して、御忠節すべしと申すにより、直政、家人勝野五兵衛を、檢使の爲めに、相良が方へ差遣す。是に依つて、秋月が內談を甚だ悅び、兼ねて、內通したりし旨を語る。兩人にて、高橋に降參を勸めければ、高橋も同意するに依つて、彼の三人、十六日の夜、松平丹波守・水野六左衛門方へ書狀を送り、今度、內府の御敵となり、此城に楯籠りたる罪科を、御宥免あるに於ては、如何にもして、福原に腹切らせ、其外の輩をも殺戮して、反忠仕るべし。此由、宜しく沙汰せられ、內府公、御許容あらば、各〻の誓書を給はり、此方、又本意に任せたる時、門を開き麾を振るべし。味方討なき樣に、旗一二本、城中へ入れらるべしといひ遣す。水野・松平、此書狀を披見して、江州永原の御陣所へ、註進申しけるに、彼の三人の輩、反忠するに於ては、御赦免あるべしと、仰せらるゝに依つて、十七日の夜に入りて、水野が方より、誓紙を添へて、內府公の仰を城へ傳へたり。斯くて、三人の輩相談して、井伊直政よりの檢使ある上は、相良が役所にて、垣見・熊谷・木村父子を討果すべし。早々其討手を定む。箕田甚兵衛・宮原新助・尾形半右衛門・經松吉助・東傳五郎・犬童半之助・

別府六右衞門・豐永五助等、皆相良が郎從にて、屈强の者なり。翌十八日、備中口〔丸イ〕を固めたる垣見・熊谷・木村が方へ、使者を立て、御相談申し度趣あり。此方は、寄手の陣所近き故、一暫も、彼の所退き難し。是へ御出あるべしといひ遣り。木村宗左衞門は、此書狀を、不審に思ひけるにや。姉子傳三を、垣見・熊谷が方へ遣し、二丸へ參らるゝ事、暫く御控あるべしと、差止めけるに、垣見和泉守は、內々、中村彥左衞門方へ、內通の返事せしにより、反忠の相談かと思ひ、又、熊谷も二心ありて、此招を幸に思ひしにや。早、二丸へ赴きしに、二丸の門を固めたる相良が家來、井口權兵衞・犬童角右衞門、垣見・熊谷に向つて、城內の事なれば、御手廻り計りにて、御通りあるべしといふにより、兩人、理なりとて、近臣四五人宛召連れ、相良が小屋へ至りしに、家老相良淸兵衞は、同役丸目藏人が弟子にて、劍術に長ずる者なりしが、彼の兩人、座に著くとひとしく、ひし〳〵と、兩人ともに、手の下に切伏せけり。其家來共は、兼ねて定め置きたる九人の輩、能く働きて忽ち討果す。木村宗左衞門・其子傳藏、此騷動を聞いて、手の者を從へ待懸けしに、相良・秋月が屬兵、透間もなく攻懸け

攻懸け、嚴しく相戰ひて、木村父子、其外數十人、忽ち切伏せたりければ、相良長安が家老相良兵部は、兼約の如く、垣見・熊谷・木村父子四人の首を、羽織に包み、門を明けて麾を振りければ、水野勝成、家人鈴木與八郎に、旗二本持たせて、城內へ入りけるに、松平丹州・中村彥左衞門が手の者も、我れ劣らじと馳せ入りて、本丸を攻めたりしに、福原右馬助は、兵士二百五十人を從へて、本城を守りしが、二百人を五十人宛四手に作り、四方を守らせ、其身は、兵士五十人召具して、城を馳廻り、門を堅く閉ぢて、嚴しく防ぐに依り、即時には成功なかるべしと、各、本丸より引退き、相良・秋月・高橋等も、二丸を捨てゝ城中を出でたり。其後、西尾豐州、本丸へ矢文を射させ、相良・秋月・高橋等、本領安堵すべき爲め、垣見・熊谷・木村を討つて、反忠すると雖も、御邊は何の補もなく、殊更、數日籠城なれば、內府公、御赦免あるべき樣なし。誠やらん。加賀井彌八郎が嫡子を、本城に置かれたりと聞く。彼の者等、水野兄弟に渡し、城を退去せらるべし。然らば、縱ひ、本領滅するとも、一萬石の采地は、水野・我等、申乞うて參らすべし。此上にも疑あるに於ては、人質に誓詞を相添へて、遣は

すべしとありければ、福原答へけるは、我等は、石田治部と間近き縁者なれば、一命を助かるべき樣、更になし。去りながら、此間、身命を限りに働きたる手の者を、悉く討たせんも不便なり。城を渡して、渠等が命を助くべし。然る上は、誓詞と人質とを給はれとあるにより、西尾が家老谷清兵衞に、誓詞を持たせて遣しければ、加賀井を、水野兄弟に渡し、福原は剃髪して、道溫と名を改め、九月廿三日の晝、城を出でけるに、西尾、重ねて使者を立て、數日、籠城せられし憚あれば、是より伊勢國朝熊へ赴き、暫く蟄居せらるべし。重ねて御左右申さんとありければ、福原、頓て谷清兵衞を相具して、大垣の大橋より出船して、程なく朝熊に至り、彼の所より清兵衞を歸すべき爲めに、此間の一禮を述べて、關兼光の脇差を與へ、豐州へは、一通の書狀を送る。其文に曰く、

昨廿七日、朝熊へ致ニ參著一、則今日、清兵衞送之衆、返進候條、令レ啓候。被レ入ニ御念一候由に候間、路次泊々、傳馬以下に至迄、無ニ殘所一馳走共に候也。彼是以、御芳志難レ報候。度々如ニ申上一、内府樣御前之儀、彌々以、奉レ賴計りに候。猶以、拙者所存之

通、爲レ可ニ申上一、使者を相添進入候間、被ニ聞召屆一、御分別を以、如何樣共御馳走所レ希候。頓而御左右奉レ待候。恐惶謹言。

九月廿八日　　　　福原右馬助入道
　　　　　　　　　　道　溫

西尾豐後守樣
　人々御中

福原、本城を退出して後、西尾豐州、其外の輩、井伊兵部少輔方へ、飛脚を馳せて、落城の由を申送り、福原が一命を、御助けあれかしと、願はれけれども、內府公、更に御許容なく、福原、縱ひ、法體染衣の形となり、今度の罪を陳謝するとも、重罪なれば免すべきにあらず。急ぎ切腹申付けらるべしと、仰出されしかば、西尾、重ねて檢使を遣し、內府公、宥免なき上は力及ばず。此上は、覺悟せらるべしとありければ、福原、更に驚かず、斯くもあるべき事なりとて、見るもゆゝしく切腹したるを、人々惜みたりとぞ。斯くて、大垣へ向ひたる諸將は、內府公の御下知に依つて、松平周防守に城を守らせ、各、彼の地を引拂ひて、大坂へ參向せられしとかや。

一本に、木村宗左衛門が兵士長屋淺右衛門、よく働きて、西尾豊後守が家人西尾總兵衛を突伏せて、其の首を取る。此の總兵衛は、豊後守が親族なり。福原右馬助、本城の櫓より長岡治右衛門を遣し、黃金一枚、淺右衛門に授く。彼の長屋淺右衛門、後に本多能登守忠義に仕へたりと記す。又、別記に、西尾豊州家來西尾總兵衛・同掃部・佐地久左衛門・松岡兵左衛門、南の門へ馳付けて、城内へ入りたりしに、彼の四人を、城兵、味方かと思ひける程に、寄手、跡より攻め近づきければ、先登して城へ入りたるも、敵と見えたり。討取れと、犇めくに依つて、西尾掃部・松岡兵左衛門引返して、味方と一手になり、西尾總兵衛・佐地久左衛門、敵に紛れて居たりしが、總兵衛は見咎められて、終に討たれ、久左衛門は、木村宗左衛門が軍士に知る者ありて、渠を語らひて、搦手を固め、鐵炮を放し居たりしが、夜に入りて城内より馳せ歸りたりとあり。今按ずるに、彼の西尾總兵衛を、木村が兵士長屋淺右衛門、城内にて突伏せたるにや、覺束なし。一本に、福原右馬助、本城を退去の時、加賀井彌八郎遺子を、水野勝成の陣所へ出だすにより、勝成、渠を誅戮せら

れたりと記す。今按ずるに、一年、水野滄浪といふ者、勝成の城下に來りて、我等は、日向守殿浪人の時、備中の國にて、召仕はれたる妾の產みたる子なりとて、其證據を語るにより、さもあるべしと思ひけるに、勝成の家老上田玄蕃、彼の滄浪に逢つて、きやつが眼中覺束なし。謀〔反イ〕言ある者ならんとて、其從者二三人を引付けて、嚴しく拷問せしに、加賀井彌八郎が子なりと、白狀するにより、彼の滄浪を、忽ち殺害せられたりと、老人の物語なり。若し、彌八郎が次男生殘りて、勝成を兄の敵と思ひ、斯く狙ひしにや、覺束なし。彼の滄浪が亡父彌八郎は、隱れなき勇士なり。一年、江州伊吹山に、異者〔妖怪イ〕住みて、旅人を惱ます聞えありければ、彌八郎唯一人、夜更けて彼の山へ附入りして、案の如く鬼形の者四五人、彌八郎に立向ひしを、二三人棒にて打殺すにより、殘る鬼共、皆逃げ失せて、彼の打殺したる者の死骸を見るに、鬼の面を被り、異形の出立なり。〔脱カ〕盜人共、人をおどかして、鬼の形になり、衣服を剝ぎ取りけるとなり。彌八郎は、斯く健なる氣分ある故、池鯉鮒にて、水野泉州を只一太刀に切伏せけれども、堀尾帶刀に、組伏せられて

討たれたるは、天命なるにや。異本に、福原直高、籠城の成功なきを知つて、城を開きたるは、士卒の命を助くべしといひしは仁なり。總て智と勇とを、兼ねたる士と記す。二・三の丸落ちて後、本城を堅固に守りしは勇なり。今按ずるに、此說疑あり。福原、罪科遁れ難きを知りて、淺ましく城を明けて、誅戮に逢たる、先智もなく、勇氣もなきが如し。又、備中丸を堅めし木村父子が、急難を助けざるも心得難し。又實に、郎從の一命を助くべしと思はれば、其趣を述べて自害せんに、いかで其兵士を殺害せらるべき。是れ偏に、士卒の憐をいひたてにして、己が命を貪りたるに似たり。但し、二・三の丸落ちて後、本城を堅固に守り、其外、彼是の下知に於ては、取所ありとすべきにや。又同本に、西尾豊州の家來谷清兵衛、朝熊を出で、明星が茶屋に暫く休息せしに、別路より朝熊へ赴きたる檢使の輩、福原が首を持たせ、あわたゞしく通りし故、人々、哀を催したりといへり。或說に、上野國箕輪の城主、長野信濃守が家より出でたる、上泉伊勢といふ者、會津惟高の弟子にて、世間に隱れなき劍士なり。相良長安が家老丸目藏人、上泉に劍術

の祕傳を受け、同職の相良清兵衛に傳へたり。清兵衛も亦、良士にて、垣見・熊谷を忽ち切伏せけるが、其功に誇りて、己が領地に、別業を城の如く構へ、常に主君を蔑にする罪に依つて、相良氏の誅戮に逢ひたり。其子内藏は、人質として、多年、江戶に居たりし故、罪を遁れて浪人となる。彼の內藏も、父が行業を受けて、擊劍を學び、其子喜平次に傳へ、喜平次、安部總左衞門に一流を授く。總左衞門、後に剃髮して夢翁といふ。夢翁が嗣子總左衞門、父の傳を受けて、劍士の名あり。總左衞門は、予が同邑の士にて、殊更、因ある故に、一流の傳來を、詳に聞く事あれども、略して記さず。彼の喜平次、後に內藏允となり、薩摩の小君に仕へ、其子孫、今も薩摩にありといへり。又別本に、大垣の本城に、矢文を射て、福原に降參させたる西尾豐後守が祖父兵庫頭光秀は、元來、丹後の地頭波多野右衞門大夫秀治が旗本なり。信長公在世の時、明智日向守等、度々、丹州へ攻め入つて、龜山を攻取りし後、年々に戰ひあり。丹後・但馬も、波多野が領地なりしに、旗本の國人小野木・竝河・松田以下、信長に降るにより、右衞門大夫、終に亡びたり。

其時、西尾兵庫は、籾井兵庫といひたりしが、故ありて、三河國に下り、西尾に居住して、是より氏を西尾に改め、其子西尾伊豆守信光、美濃野口に移つて、今の豐後守光敎迄相續す。光敎後には、同國揖斐の城主となり、其頃は未だ西尾小六郞といひて、野口三千貫を領し、氏江常陸介が旗下なり。然るに、美濃三人衆氏江・稻葉・安東、信長に降參の時、小六郞を改め、與左衞門となる。信長、渠が度々の功勞を感じ給ひ、二萬石の地を與へらる。其後、秀吉公に從ひて、始終忠節あるにより、從五位下豐後守に任ぜられたり。此一亂に、內府公の御味方するにより、增田右衞門、渠を憎み、大垣に置きたる子を、誅戮せんと謀りける時、彼の妻女は、近衞殿に內緣ありて、御所中へ逃入りけるを、懇に隱し置かれたり。內府公、豐州が此時の忠節を感じ給ひ、二萬石の御加增を給はり、四萬石となりしが、其後、子孫絕えて、五千石給はり、今に相續すといへり。

宰相秀元退去附長束・安國寺敗走

宰相殿のから辨當

爰に、南宮山に備へたる長束政家は、石田が狼煙の相圖を見て、秀元の方へ、使者を立て、諸將を下知して、關東へ御旗を進めらるべしとありけるに、秀元、此時の合戰に、手を合すべしとや思はれけん。旗本を進められけれども、吉川廣家、一向に旗を立直さず。此故に、先鋒を踏越えて、山下へ下るべきやうもなく、又麓に備へたる押の大將、戰を待つて控へければ、秀元の軍士等、進退途を失ひ、兵糧をつかふ眞似して、時を移す。之を時の人、宰相殿のから辨當といひたり。

或說に、秀元は關ヶ原合戰終つて後、南宮山の麓へ、陣を移されしに、德永法印、戰を挑む故に、暫くためらひ、軍勢に兵糧をつかはせ、時刻を移されたり。之を世に、宰相殿のから辨當といひたりといへり。何れか正說なるにや覺束なし。

やゝありて、秀元より長束・安國寺が方へ、軍士を馳せて、當家の先鋒吉川藏人・福原式部、旗を進めざるに依つて、我等、力に及び難し。此上は、兩人相談ありて、然るべく御計らひあるべしといひけるに、長束・安國寺は、一向、上方一味なれども、秀元・廣家を後になして、合戰すべき樣もなく、彼是と時を移す内に、關ヶ原の勝負分れ

しとなり。其後、秀元は、吉川・福原を先鋒となして、山下へ下り、上方へ馬を向けられけるに、内府公の御本陣より、秀元の行軍に向つて、黑具足に、金の腹卷付けたる武者一騎、馳せ來る。宰相の一旗天野六郎左衛門、秀元に向ひ、此使者の口上に依つて、味方の安否を究むべし。暫く御馬を控へらるべしといひけるに、彼の使者、程なく馳せ付くるを、諸人、之を見るに、内府公の口上を述べて曰く、此間、數日の在陣、御苦心なり。委しくは、重ねて申承るべしと、あるにより、秀元の一軍、安堵の思をなす。斯くて、秀元、上方へ軍馬を進められ、吉川侍從は、堀尾信州の家來、案内者として、近江路へ懸り、内府公の御陣へ降り著きける。十五日の夜に入りければ、長束・安國寺・長曾我部・鍋島以下、南宮山・栗原山を下し、十六日の未明に、彼所を退散せしに、吉田侍從・德永法印・市橋下總守・横井伊織父子三人、多藝口より牧田筋へ打出で、長束・安國寺を追立てしに、安國寺の家老島十郎左衛門、兵士を勵して戰はんとせしが、元來、出家を主君となし、利欲に迷ひたる輩なれば、一支もせず、亂立つて、蜘蛛の子を散らす如く敗北す。此時、長束政家が郎從松田金七秀宣といふ者

長束安國寺敗走

松田秀宣討死

松田金七と蒲生氏郷

天下一のひけ者

〔熊手イ〕狐棒を持つて、敵を引寄せ〱、數輩刺し殺して、其場を去らず討死す。天正の中頃、蒲生氏郷、勢州松坂へ入部せられしに、彼の松田金七、松坂へ來り、某、奈良の具足屋と、口論する事ありしに、あたりの町人馳來り、棒ずくめにすべき氣色なるに依つて、無事に調へ候ひぬ。是れ若し、武士の瑕瑾にならずば、御家來になし給へかしと、訴へけるに、氏郷、心ある人にて、韓信が昔を思ひ出でられけるにや。彼の金七を召出して、采地五百石與へらる。金七、四半の背旗に、天下無雙のひけ者と書付けたり。是れ武士の恥辱あるを、ひけといふ俗語ある故なり。其後、氏郷の家を出で、長束に仕へ、此日、晴なる討死せしとなり。此時、德永法印・横井父子、敵兵八十人・雜兵六十三人討取り、摺鉢峠に於て、內府公の實驗に備ふ。中にも、横井作右衞門は、水牛の盔旗を懸けて、兜を切割られながら、御前へ參りけるに、其方は、今に始めぬ手柄者なりと仰せらる。此横井氏は、尾張の國民なるにより、直に與力に仰付けられ、其子孫、今も尾州の御家にあり。爰に、山岡道阿彌は、福島掃部が加勢として、勢州長島の城に籠りしが、九月十六日の早朝に、福島正則の使者久米藤

山岡道阿彌の奮闘

氏家内膳正桑名城を退去

左衛門、長島へ馳せ來り、昨日、關ヶ原合戰に、備前中納言・石田以下、敗北したりと告げければ、山岡道阿彌は、手の者七十餘人相從へ、船にて〔香取イ〕加藤の里の南なる大鳥居へ上り、兵を進めけるに、長束政家父子、岡が鼻より、領地水口へ歸陣するに、ひしと行逢ひたり。道阿彌、甚だ悅喜して、無二無三に切入りしに、長束父子、立足もなく崩れしを、道阿彌、勝に乘つて追詰め〳〵能き首百餘討取る。夫より同國桑名へ旗を進めけるに、氏家內膳正・弟志摩守・寺西下野守、城に籠り防ぎ戰はんとせしに、山岡、使者を立て、關ヶ原にて、浮田・石田以下敗北の上は、急ぎ城を渡さるべし。然らば、我等、今度の御恩賞に替へて、本領安堵させ申さんといひければ、氏家兄弟承引して、各〻城を出でければ、山岡は、手の者に、桑名の城を守らせ、又神戶へ馳せ向ひしに、城主羽柴下總守は、氏家兄弟に劣らず、武勇の聞えある者なれども、內府公の御威勢に、恐れけるにや。城を退去するにより、入道、番人を城へ入れ置き、また龜山へ赴きけるが、城主岡本下野守は、常に勇氣の嗜なき者にて、速に城を出でければ、此の城にも、在番を据ゑて、彼是註進申しければ、內府公、山岡が武勇を感賞せられし

長束安國寺敗走に就ての說

とかや。

一本に、南宮山の押に置かれし池田輝政の家臣、淺野右近・淺野右衞門等、關ヶ原合戰の最中に、兵を進めて、長束・安國寺・長曾我部等と相戰ひしが、宰相秀元・侍從廣家、山頭に備へし故、各〻敗北せしと記す。今按ずるに、長束・安國寺が敗走は、十六日の朝なりと、舊記にあり。但し、予が古傍輩伊東嘉右衞門・武宮與一兵衞は、池田の家より出でたる者なり。彼の兩人も、此戰を、十五日の樣に、語りたるかと覺ゆ。若し、十五日の迫合は、勝負逼にて、十六日の朝、長束以下敗走せしにや。又吉川の家傳に、福島正則・黑田長政兩人の使者、十五日の未明に、廣家の陣所へ來り、池田・淺野・井伊・本多等、南宮山の押なりと、廣家に語りしとあり。按ずるに、始めは井伊・本多も、此押、仰付けられ、後に關東の御先鋒となりしにや、覺束なし。一書に、安國寺長老、關ヶ原合戰の後、兼首座といひし出家を、宰相秀元の陣所へ遣し、今日の合戰に、御手合なき上は、此後、御覺悟覺束なし。若し、秀賴公に對して、御別心なきに於ては、拙僧も、御陣所へ參り、御內談申すべし。然らずば、

長束と安國寺との優劣

石田、浮田等關ヶ原に利を失ひたるに就ての說

陣所を退きて、大坂へ參り候べきかと伺ひて、げに、此上は、御邊の覺悟に任せらるべしと、返答ありければ、安國寺、其夜、山下へ下りしが、南宮山へ上り、侍從廣家の陣所へ、使者を立て、斯くなり行く上は、拙僧に切腹を申付けらるべきかと、問ふにより、努々、左樣の下知あるべからず。急ぎ武具を除き、出家一分の出立になり、此地を退去せらるべしとあるにより、安國寺、頓て彼の山を下りて、近江路より、京都へ馳せ上りたりといへり。今按ずるに、廣家、此時、安國寺を謀り寄せて搦取り、內府公へ忠節せらるべきを、出家といひ、一軍に連りたる者故、斯くは答へられしは、仁心ありとすべし。又、安國寺が、此時、秀元・廣家の返答を聞いて、戰場を退きたるも、其勇氣、長束には遙に增さるべきにや。又或說に、浮田・石田・大谷等、關ヶ原の合戰に、利を失ひたるは、筑前中納言の裏切、又は吉川廣家・福原廣俊が所爲なりと、其頃の人々いひたりしに、廣家、其旨を聞いて、此合戰の前日に、誓紙血判をして、內通を堅め、剩へ、兩人の人質を出し、翌十五日に至り、違變すべき樣もなきに依つて、長束・大藏・安國寺等、合戰の用意せしを、面白おかし

くいひなして、時を移させたり。縱ひ、石田・浮田が方人して、合戰の勝負を、相謀らんとするとも、十五日の朝は、霧深く、十五六間の間さへ分らざるに、南宮山の麓に、二萬計りにて控へたる押の諸隊を、切り靡けて、四五十町隔てたる關ヶ原へ馳付け、嚴しく手を合はすべき樣もなかるべし。但し、長束・安國寺、爰に戰功を勵むに於ては、家來に相談なくとも、關ヶ原へ馳赴き、石田・浮田に、いかでか合力せざるにや。既に、勢州阿濃津へ發向の時、八月廿四日に、城邊に近づき、廿五日に仕寄を付けて、廿六日に攻め入るべしと、議定せしに、長束一人の才覺にて、此方へ相談もなく、俄に町口へ攻め懸けし事は、人々の見たる所なり。然るを、今に至りて、恣にいひなせるは、我等心中も、其時の始終を知らぬ巷說なるべし。扨、承引せざりしとなり。尙古按ずるに、吉川の家記にも、粗、此說ある上は、後人の附會とは、いひ難きにや。舊本に、土佐の國主長曾我部土佐守元親は、去年の夏、死去にて、嗣子宮內少輔盛親は、父の家督繼ぎしが、一向に秀賴の御爲めを計り、備前中納言、其外、增田・石田・長束等が催促に隨つて、美濃の國へ下り、栗原

山に陣を居ゑたり。 其家人吉田備前・同次郎左衛門・久武肥後・久武內藏助・中島大和・中島右京・桑名藏人・同丹後・江村備後・吉田伊賀・國吉甚左衛門・姫倉豐前・南岡左衛門・福富飛驒・馬場因幡・江村源左衛門・同掃部・桑名彌次兵衛・野田甚左衛門・吉田彌右衛門・山川五郎左衛門・桑名太郎左衛門・桑名將監・十市新右衛門・横山三郎左衛門・同九郎兵衛・姫倉太郎左衛門・中西源兵衛・大西上野・谷忠兵衛・細川源左衛門・安田左京・長曾我部左近・澤田太郎左衛門・豐永三郎左衛門・安田三彌・同又左衛門・十市備後・左田備中等は、世に隱れなき武功の者なり。 此時、彼の輩の內、數輩、盛親に具せられて、栗原山の陣所に至りしが、一手の主將毛利宰相秀元、兼約の如く、戰の下知せらるゝに於ては、山頭より下り、關ヶ原へ馳せ赴き、浮田・石田と立挾んで、一時に勝負を決せんと、議定して、南宮山の法螺の貝音を、今や〳〵と待ちたりしに、秀元の從者吉川侍從廣家、關東へ內通して、合戰の期約相違するにより、盛親、郎從等と相計らひ、敵中を切拔けて、本國へ下向ありしに、內府公、其領地を沒收せられしにより、其家臣、皆本國を立去り、桑名彌次兵衛、藤堂高虎に

長曾我部氏の來歷

仕へて、先鋒の隊長となり、大坂御陣の時、盛親は又秀賴の味方となり、河內國にて、藤堂高虎と戰ひしに、桑名彌次兵衞、古主に敵する事を、本意なく思ひ、忽ち討死せしといへり。今按ずるに、長曾我部は、秦氏にて、數年の名家なり。其初、長曾我部といひしが、土佐國長岡郡に居住するを、長曾我部といひ、同國香美郡に居住するを、香曾我部といひたり。天正の中頃、長曾我部元親・香曾我部親安兄弟、秀吉公に歸服して、元親に羽柴氏を免し、侍從に任じ、懇志を加へられしにより、盛親、父の志を續いで、秀賴公の御爲めを謀りたるも、故なきにあらず。但し、丹羽長重・立花宗茂の如く、內府公の御宥免を願ひ、其家を立てたりとも、終に不義とはすべからず。然るに、御赦免の願疎略にて、內府公、御許容なかりしは、盛親も家臣も、足らざる所ありとせんか。其後、大坂御陣の時、太閤御恩にて、成立ちたる輩の如く、盛親、又、秀賴の方人して、忽ち滅亡せしは、盛親又は、其家人吉田內匠・十市縫殿等が、時勢を辨へ知らざる故か。又は秀吉の御恩を思ひ誤あるべし。又桑名彌次兵衞、古主に敵するを、本意なしと思ひたるは、人臣の道

を知るに似たり。但し、長曾我部盛親、八尾久寶寺へ發向の時、古主と戰ひ難き意趣を述べて、先鋒を辭退するとも、據なき訟といひ、武功ある者といひ、後難、更にあるべからず。然るに、屬兵數十人討たせ、其身も忽ち討死して、高虎には不忠なるべし。或説には、高虎、其頃、渡邊勘兵衞を招き、二萬石與へ、甚だ懇意にせられしを、藤堂新七・藤堂仁右衞門・藤堂玄蕃・桑名彌次兵衞、是等を初、勘兵衞と武功を爭ひ、無二無三に駈入り討死せしを、高虎、勘兵衞が、彼の輩を見殺したりとあるにより、勘兵衞、高虎を恨み、終に其家を立退きたりといへり。是れ正説なるに於ては、藤堂・桑名等が不忠の罪重かるべきにや。鍋島信濃守勝成は、内府公、赤坂へ御著陣なき内に、濃州岐阜へ使者を出し、内通せられしが、伏見の城を攻めたる罪に恐れ、長曾我部と同時に、山を下りて大坂へ赴き、其後、本國へ下向せらる。此外、秀賴公の近臣、又は弓・鐵炮の者、彼是數十人、伏見・大津・阿濃津の城を攻め、關ヶ原南宮山に備へて、勝負を挑みし輩、内府公の御機嫌を憚りて、大坂へ逃歸り、知らぬ顔して、居たりしとかや。一本に、彼の桑名の城主氏家

氏家に就ての說

內膳正行廣は、氏家卜全の二男なるを、搦手より、秀吉公、近習に召置かれしが、兄左京亮早世して、父の家、旣に絕えたりしを、秀吉公、不便に思はれけるにや。一旦に城主となし、懇意を加へられし故、本多忠勝、桑名へ使者を立て、內府公へ味方せらるべしといひけれども、我等は、太閤の御恩を蒙りし故、關東へ內通なり難しと、いはれしとかや。又或說に、內膳、秀吉の近臣たりし時は、采祿、僅に一萬石なり。京極修理亮・朽木兵部少輔も、內膳と、官祿等しきに依つて、秀吉公、相州小田原へ進發の時、京極・氏家・朽木、此三人同宿して、關東へ下りけるに、江州草津の驛にて、宿の主を召出し、湯を吞まして、此三人の內、何れなりとも、此度天下の御意に叶ひ、立身すべき者を目利して、盃を指すべしと戲れしに、亭主、暫く辭退せしを、三人、頻にせめければ、其時、亭主、內膳が前に來たり、頃日、勢州桑名に城主なし。貴公必ず、主君の御意に叶ひ給ひ、彼所の城主となり給はんと、いうて盃を指す。果して、小田原陣中に、桑名の城を、內膳に與へ給ひ、五萬石を加恩せらる。氏家、桑名へ入部の時、彼の草津の亭主、桑名に來りて、初入の賀儀

を述べけるに、内膳、さのみ祝著せず、なみ〳〵の引出物するより、近習の輩、怪しく思ひ、草津の亭主は、御首途を祝ひ、不思議に申當てたれば、一廉、御恩賞あるべきにやといひければ、內膳、更に承引せず。渠が首途の一言は、適〻當れるものなり。稱すべき由來なき事なり。若し、彼に恩賞を得さする程ならば、父兄の御時より、當家に勳功ある輩には、何を施してか飽きたるべき。此故に、輕くもてなしたり。されども、一宿の因に、空しくもなり難し。幸ひ、草津は、上方往來の宿驛なれば、いつも我等が宿せよと、申聞かすべしとあるに依つて、各〻感歎せしとなり。內膳が父氏家常陸介、又稻葉伊豫守・安東伊賀守は、美濃の三人衆といひて、智勇の譽ある者なり。彼の輩、信長公の旗本に屬して後、信長公、氏家が嫡子を、左京亮と名づけ給ひ、其方と稻葉右京亮は、其父常州・豫州に劣らぬ者共なれば、戰場に於て、左右の手の如く、賴もしく思召す由仰せらる。氏家が二男內膳も、父兄に劣らぬ者なるに依り、家康公も、賴もしく思召しけるにや。一亂程なく治りて後、其采祿を沒收せられけれども、內膳・其子左近・內記父子三人を、

緣者なれば、京極高次と、羽柴輝政に預け置かれ、內膳は、若狹・播磨を往來して、年月を送りける程に、大坂冬御陣に至り、家康公、內膳を召出さるべしと、御內意ありけれども、某、不肖の者といひ、殊更、十四五年、弓馬の道を捨て候ひし上は、武道に於て、何程の事をか仕るべき。御免あるべしと、仰に從はず。又翌年、夏御陣に兩御所よりの御內意として、拾萬石の軍勢を預け給はるべし。唯〻大坂へ、參陣すべしとありけれども、此時は、御請にも及ばず、大坂へ赴いて城へ籠り、五月八日、秀賴滅亡の時節、母公淀殿を介錯して、其身も自害せしとなり。內膳、浪人の後、男子兩人出生せしを、三男は、比叡山南光坊の弟子となし、四男を八丸といひて、未だ幼少なりしかども、父內膳、籠城せしに依つて、嫡子左近・次男內記・四男八丸、三人共に、京都妙覺寺に於て、死罪に行はれしといへり。此切腹の形勢を見たりし醫師齋藤玄可語りけるは、虎落の中に、敷皮を敷き、兄弟三人座に竝ぶ。左近は廿四五、內記は廿餘なり。八丸九歲、何れも無雙の美男なり。八丸、未だ幼少なれば、不覺の事もあるべきかと、思ひけるにや。嫡子左近は、八丸に向

ひ、お八は、我等に先立ちて、切腹すべしとありければ。八丸いひけるは、某は、未だ腹切る者を見ざる間、何樣に切つて、宜からんとも辨へ難し。願くは、御兩人御腹ありて、見せ給はれ。某も、其如く切り申さんといふにより、左近、實も理なり。然らば、我等が腹の切樣を見て、汝も眞似をせよと、いひ聞かせ、左近・內記、押肌ぬぎ一文字に引廻はして、首を討たしむ。時に、八丸、面色をも變へず、身繕ひして、肌押ぬぎけるに、見物の老若、見るに物憂く思ひ、皆聲を立てゝ泣き乍ら門外へ逃げ出づる。其時、八丸、脇差を取つて、弓手の脇に突立てけるを、引かせも立てず、首を落す。又、彼の三男は、南光坊にありけるが、大御所、二條の城へ入らせ給ひしかば、南光坊、彼の小僧を具して、京へ登り、家康公の御前に出で、氏家內膳正、御敵となりたるに依つて、其子供を殺害せらるゝは、御理なり。但し、此小僧は、拙僧が弟子になしたる上は、ひたすら、御免あるべしといはれしに、家康公、此旨を聞召し、氏家は主君の恩を報ずべき爲めに、一命を捨てたれば、出家させたる子供迄も、罪を懸くべき道理なし。心安く、思ひ給へと仰出さる。其

瀧川長門守と岡本長門守

後、年を經て、南光坊、彼の小僧を誘ひて、武江〔州カ〕東叡山に入院あり。其頃、寛永寺の地中に、一人の浪人ありけるが、俄に狂亂して、刀を拔き、本坊へ切り入るに、兒渇食等はいふに及ばず、年たけたる僧も、逃げ走りけるに、內膳が三男の若僧、彼の狂人を組伏せて、刀を奪ひ取る。曾祖父卜全が、勇の血脈連續したる所著し。後に、山城國愛宕山康樂寺の住持となりたるは、此僧なりしとかや。又、氏家兄弟と同じく、桑名の城に籠りたる寺西下野守は、一萬石を領して、小身なれども、代官地の德用ありて、甚だ富人なるが、此時、領地を召放されしかども、安樂に一生を保ちけるとかや。又神戸の城主羽柴下總守は、其始め、織田信雄に仕へて、瀧川三郎兵衞といひたり。此一亂に、內府公の御敵となるにより、領地を沒收せられ、其子勘右衞門に、二萬石與へられしが、是れより先、石川備前守聟になりたるを、御咎ありて、采地を召放され、其子孫、僅に家を續いで、本氏に復り、瀧川長門守と號す。又龜山の城主岡本下總守は、始めより內府公の御心に叶ひ難き者といひ、此時、御敵をなしたる故は、信長公の三男神戸三七信孝に、此下野守を附けら

れ、其頃、太郎左衞門といひしが、秀吉と信孝鉾楯の時、岡本は、秀吉に隨ひて、信孝に弓を彎き、同役の幸田彦右衞門は、尾張の國野間の内海にて、主君信孝と、同時に亡びたり。斯く不義の行ある者は、家康公、常に憎ませ給ひし故なりといへり。又別記に、山岡道阿彌は、景行天皇の苗裔伴大納言善〔男カ〕卿九世の孫、伴四郎兼資が末に至つて、伴資業といふ者、江州甲賀郡大原に居住、其末孫太郎景廣、江州毛牧に居ける故に、毛牧太郎といひたり。是れ山岡氏の祖なり。但し、山岡を氏とする事、何時の頃とも知らず。山岡信濃守、同國瀬田に居住して、彼の毛牧太郎が末孫なれども、火災に遇うて、其系圖燒け失せたり。其子山岡因幡守も、同じく瀬田に住す。其子景信に、男子四人あり。嫡子山岡美濃守景隆・二男對馬守景佐は、同國膳所に居たり。三男備前守景友、慶長の始め、剃髮して宮内卿法印道阿彌と號す。四男は、石山世尊寺の住持なりしが、還俗して、山岡甫庵といひたり。此兄弟四人、内府公へ心を寄せ、天正十年、明智光秀謀叛の時、家康公、泉州堺より、三河へ御歸國ありしに、山岡兄弟三人、明智が下知に隨はず、勢田の橋を燒き

落し、家康公の御供して、路次の一揆を追拂ひ、信樂より伊賀堺を、口峠まで送り奉り、此爭にも、道阿彌、忠を顯はし、舍弟甫庵も、伏見の城に籠つて討死したり。但し此時は、甲賀作左衞門といひたりといへり。又別本に、山岡道阿彌は、十月六日に、伏見へ赴きたりと記す。或説には、山岡道阿彌、九月十八日、氏家内膳兄弟を召連れて、江州八幡の御陣所へ參り、彼の兄弟の御宥免を願ひけれども、御許容なく、内膳は、羽柴三左衞門、志摩は、羽柴左衞門大夫に、預けられたりといへり。尙古按ずるに、内府公、九月下旬、大坂へ御座を移されたるに、山岡道阿彌、十月六日、伏見へ參りたりとあるは、覺束なし。或説に出でたるは、八幡の御陣所へ、九月十八日に馳參りたりとあるは、正說なるべきにや。

西尾豐後守光教　　三丸　秋月長門守種忠
水野六左衞門勝成　　高橋右近大夫長行
舍弟藤九郎　　相良左兵衞尉賴定（宮内少輔共）
松平丹波守康重　　福原右馬助直高（大垣本丸）

津輕右京亮爲信

中村式部少輔一氏

陣代子息幼少に付き彦左衞門初

式部少輔子息
中村一學一忠

中村彦左衞門一榮

關原軍記大成　卷之二十八　終

關原軍記大成　卷之二十九

宗茂・秀包出馬附二將退去

立花宗茂去就を議す

柳川侍從宗茂は、上方騷動の軍のありし頃は、柳川に在城せられしが、七月十五日、大坂よりの廻文を見て、急ぎ參陣せらるべしと、あるに依つて、家臣を集めて、評議せられしに、小野和泉申しけるは、此度、內府公、諸將を相具して、關東へ發向ありと雖も、上杉・佐竹は、大敵なれば、速に其功なかるべし。其間に、上方一統して、東西より敵を惱すに於ては、家康、縱ひ、智謀ありとも、いかで勝利を得候べき。然らば、箱根山を限り、關東を持堅めらるゝ迄の事なるべし。家康は、纔に其領地を持ち、味方は、天下一同に、秀賴公の御下知を承るに於ては、終に關東を攻め仆らん事、掌の內なるべし。急ぎ大坂へ、御發向ありて、大老奉行の下知を受け給はん事、然

るべしと申しければ、一座の輩、多くは泉州が謀を信じけるに、立花三河入道賢賀は、暫く相談を聞き居たりしが、各〻の評議の上に、兎角を申すは、如何なれども、大切の折柄なれば、愚意の趣を申すなり。聊か事の様を按ずるに、智將は形なきに勝つといへり。今、各〻の議する所、形の上を論ずるに似たり。內府は、弱年の昔より東にては武田信玄・北條氏政、越前の朝倉・江州の淺井等の大敵を引受けて、兵法に詳しく、未萌〔發イ〕を制する智將なれば、會津へ出馬なき以前より、上方の大亂を、大樣に覺悟せらるべし。然れば、上杉・佐竹を捨てゝ、軍を返し、武勇の諸將を隨へて、上方へ發向あるに於ては、秀家・輝元、其外、五奉行の輩、縱ひ、秀賴公の仰として、諸大名を下知するとも、其志一定せずして、戰、勝利なかるべし。九州にて、黑田如水・加藤清正は、石田・小西と不和なれば、必ず內府の方人せらるべし。然れば當城に栖籠り給ひ、如水・清正と御內談ありて、功戰の謀をも、御定あらば、御家長久の基ならんと、申しければ、一座の輩、又、此謀に心服して、評議一定せざりしに、宗茂、其の時申されけるは、感悅淺からぬ所なり。然れども、我等は、勝負に拘らず、義の當然に任す

宗茂、西軍に味方す

べし。其方達も知る如く、年來、太閤の御恩深く、輝元の因も捨て難し。然れば、幼君秀頼公の御味方となる輝元卿の差圖を請けて、一方を承り、相應の心操をも顯はすべしとて、終に出陣すべきに定めらる。

或説に、上方騒動の聞えありし頃、宗茂、家老を集めて内談せられしに、各、評議區々なるを、其時、宗茂申されけるは、今、秀頼公御幼稚なれば、萬づ、内府の下知を請けて、公務を計る勿論なり。然れば、我等は勝負に拘らず、内府の旗下に屬すべしとて、家人山田庄兵衛を使者として、其旨、内府公へ註進せられしに、其頃、大坂より廻文來り、秀頼公の御爲めに、此一亂發りたりとあるにより、忽ち宗茂、志を飜して、上方に同意せられしといへり。

宗茂出陣

斯くて、柳川侍從は、三千五百人を從へて、七月十七日、柳川を出馬あり。久留米侍從秀包も、其頃、在國なりしかば、大坂よりの廻文、七月十四日に、筑前名島へ來りければ、中納言秀秋、彼の廻文を、其日、久留米へ送り、近日、出馬せらるべしとあるにより、秀包も、宗茂と同意して、久留米を出陣せらる。又頃日、松浦法印・宗對馬守・

秀包出陣

五島淡路守・大村新八（後丹波守と號す）も、大坂よりの催促に隨ひ、長門の赤間ヶ關迄出馬して、彼所の名主佐用傳兵衞が宅に、各〻參會ありしが、內府公の御憤を憚り、彼所より歸陣せられしに依つて、內府公、彼の面々へ御書を給はる。其趣に曰く、

今度、上方衆逆心の刻、不被同心儀、忠節之段令祝著候。然者、向後爲寺澤志摩守取次一手に有之、萬事可被相談候也。

九月廿八日　家　康

松浦式部卿法印

或說に、宗對馬守は、病氣と稱し出馬なし。其家老柳川豐前守、陣代として出馬せしといへり。正說なるにや、覺束なし。

斯くて、宗茂・秀包は、七月下旬に、大坂に到り、其後、輝元・長盛の下知を受けて、大津の城を攻め落し、暫く人馬の息を休めて、濃州へ馳せ下らんとせしに、關ヶ原の合戰敗れて、味方の諸將討たれ、或は行方知れずと聞えければ、宗茂は、大津の城を捨てゝ、京都へ上り、三條御幸町に馬を立て、木下肥後守家定の方へ、使者を立て、

味方敗軍の聞えありける故、定めて高臺院を御誘ありて、大坂へ下向せらるべし。然らば、其御供申さんとなり。彼の木下肥後守は、太閤の後室、高臺院の舍兄なるに依つて、其頃、高臺院のおはせし上立賣の館を、守護せられしが、肥州は、豫ねて家康公へ、心を寄せらるゝ人なれば、侍從の使者を祝著せず、御邊は、先へ赴き給へ。我等は、後より下向すべしと返答あり。宗茂の使者、彼の館へ入ると等しく、敵の寄せ來る樣に、犇めきあへり。使者歸りて、家貞の返答と、館の騷動とを告げければ、此上は力なしとて、大坂へ馳せ下り、天滿橋に軍勢を揃へ、輝元・長盛の方へ、使者を立て、籠城の御覺悟あるに於ては、某も、一方を承るべしとありけれども、兩人、元より籠城の覺悟なきにより、相談の上、是より御返答申すべしとありければ、宗茂、打笑つて、今更、何の相談をかせらるべき。所詮、此表を引拂ひて、領地柳川へ下り、時の變化を見るべしとありければ、老臣諫めけるは、太閤の御恩、又は輝元卿の御因も、是迄なり。此上は、一向に、内府の御宥免を御願ありて、御家を、御保ち候へかしといひければ、宗茂も、此旨を承引ありて、誰をか使者に申付くべきとあ

りければ、立花賢賀が弟薦野左衛門進み出で、某、內府の御陣へ參り、如何にもして、御機嫌を計らひ申すべし。 あはれ、御免あれかしと申しければ、宗茂悅喜して、然らば是より罷歸り、當家の安否を計るべしと、下知せらる。 其後、宗茂は、大坂に居られし老母來雲院を誘ひ、川口へ下り、誰が船ともいはせず、取り乘つて、九月十七日に、大坂を出船せらる。

或說に、此時、大子島〔奈イ〕の番人、宗茂の下向を留めんとせしに、悉く追拂ひて船を出し、藝州蒲苅の浦に、船懸せられしに、浦人、侍從の船を見て、すはや、落人こそ來りたれ。 萱の穗にも、恐るゝ勢なるぞ。 武具衣裳共、皆剝ぎ取れとて、聲々に訇りあへり。 宗茂、味方の船に向つて、本船に法螺を立てざる內は、一人も陸へ上るべからず、物音をもすなと、下知せられしが、一揆の伴類數十人、渡邊に出でて、船に近づく。 宗茂の軍士等、相圖の法螺を聞くと等しく、一同に陸へ上り、彼の群類を撫切にして、頓て船を漕ぎ出したりといへり。

宗茂は、同月廿一日の晚、筑前國遠賀郡若松へ、著船せられしが、如何なる故にか、

宗茂、柳川歸城

常に往來せられし志摩の郡、八町越をば通らで、宗像郡赤間の海邊へ懸り、香椎の浦より、名島の城へ、使者を立て、今度、中納言殿には、内府公へ反忠せられし聞えあり。然る上は、我等をも、敵になし、此所に於て遮らるべきか。其返答、聞くべしとありければ、秀秋の留守の者共承り、縱ひ、城中を御通ありとも、更に御歸城の妨すべからずと、答へければ、宗茂も、内々は明くる日の出に、打立つべしと、手の者に觸れられしが、如何思はれけん。其夜戌の刻計りに、俄に彼所を打立ち、各〻名島の大橋へ、馬を進められけり。其頃、新橋成就して、秀秋、未だ渡り給はぬ間は、往來の人を渡さじとて、虎落を結びて、番人を附置きたるに、宗茂、足輕に仰せて、虎落を除けさせて、新橋を渡り、箱崎の松原へ出で、夫より席田郡へ懸り、宰相海道を經て、筑後へ馬を進められしが、常に往來せられし大久保の渡へ懸らず、川上へ横ぎれ、神代の渡を越えて、府中へ赴かれしに、柳川より兵士數十人、迎の爲めに出でけるを、前後に從へて、同月廿三日の昏刻に、柳川へ歸城せられしとかや。

或說に、秋月の處士奥膳善入といふ者、此時、途中へ飛脚を出して、鍋島加賀守殿、

秀包、大坂退去

佐賀より軍勢を出して、御歸國を妨げらるべき風聞あり。御用心あるべしと、告ぐるに依つて、川上へ馬を進められしといへり。正説なるにや、覺束なし。又一本に、名島の城代は羽柴下總守なりと記し、別記には下野守とあり。按ずるに、太閤の御時、羽柴氏を許されて、下野守といへる人を聞かず。又羽柴下總守は、其頃、勢州神戸の城主にて、彼の地を守りたりと、傳記にあり。但し秀秋、弱年なるにより、秀吉公、山口玄蕃を、後見とせられしが、山口氏、加州大聖寺の城主となりて後、大老・奉行相謀り、下總守を後見とせられし故、勢州神戸の城に、留守を置きて、筑前へ下り、此名島に到りしにや。

又久留米の侍從秀包は、關ヶ原合戰敗れたりと聞きて、是れも大津より、大坂へ軍を返されしに、宗茂歸國の頃、秀包に逢ひて、各〻我等も、太閤の御恩を蒙りし故に、此度の催促に隨ふと雖も、强ひて內府の敵となるべき道理なし。然れば、此より使者を遣し、內府の宥免を願ひ給へ。我等も、其心得すべしと、色々異見ありけれども、秀包承引せず、貴方の異見は、さる事なれども、我等は貴方に替りたり。輝元と相談

して、內府の赦免を願ふべし。左なき內は、我等一人の心得にては、其沙汰に及び難しとて、大坂に逗留せられたり。鍋島信濃守・筑紫上野介も、其頃、大坂を出船して、程なく歸國せられしとかや。

或說に、鍋島信州は、家人甲斐彌右衞門を、黑田甲州の陣所へ遣はし、內府公の御宥免を、願ひ申されけるに、長政、頓て井伊直政と、圓光寺諳長老を語らひ、信州の願を、內府公へ奏達せられしといへり。正說なるにや、覺束なし。

又、紀州新宮の城主堀內安房守は、此兵亂起りし時、秀家・輝元の下知を請け、兵船二三十艘にて、勢州に到り、九鬼大隅守と戰ひて、鳥羽の城を守りけるが、關ヶ原合戰に、味方討負けたりと聞えければ、安房守、鳥羽の城を出で、新宮へ歸る。爰に、桑山法印は、其頃、紀州和歌山の城主なりしが、其頃、修理大夫・同左近大夫を呼んで、我等は此城を守るべし。兩人急ぎ兵を出して、新宮の城を攻落し、內府公へ、忠節をせよとあるにより、兩人手勢千餘人を從へて、新宮へ發向あり。杉原主殿頭・桑山兄弟と一手になり、東西より城を取り圍む。城主堀內安房守も、聞えある者にて、

堀内行朝は行家十六代の後胤

屬兵を勵し、防ぎ戰ひしが、輝元・長盛等の大老・奉行を始め、味方の諸將、家康公へ降參する由、聞えければ、堀内、城を明渡し、熊野の山下に籠居す。其子若狹守行朝・其弟堀内主水、大坂の城に籠り、落城の時、若狹守は、阿州五條邊を通りしに、松倉豐後守、其近邊を領地するにより、若狹守を召捕るべしとありければ、山本七助が嫡子權兵衞、一番に馳付け、傍輩大野牛之助も、是に續いて、終に若州を搦めたり。此旨、京都へ註進申しければ、兩御所、松倉重政が計らひを、御稱美あり。松倉も、若狹守が刀と脇差を分けて、刀は山本權兵衞、脇差は大野牛之助に授く。斯くて、淺野但馬守長成、兩御所へ申乞ひて、若狹守を磔に懸くべしと議せらる。是は、若狹守が下知として、紀州新宮に、一揆發りたる故となり。然れども、若狹守が弟主水、秀賴公の御簾中を、刑部卿局と相謀り、城外へ出し奉りたる御忠節に依つて、若狹守が罪科を御赦免あり。但し、秀賴公の御簾中は、渡邊山城守、城内より出し奉りたりといへるは、非なり。其後、堀内主水は、關東へ召出され、舍兄若狹守は、浪人となりて、道也と名を改む。彼の堀内行朝は、賴朝卿の叔父十郎行家より、十六代の

後胤なりとかや。

或説に、彼の堀内道也が子、堀内新五左衞門は、幼少の時、父に離れ、年經て後、若州小濱の城主羽林忠勝の臣となり、拾遺忠直の時迄仕へけりといへり。尙古按ずるに、堀内は、古傍輩といひ、殊更、亡父の友なりしが、罪を受けて浪人したり。其故は、堀内が傍輩に、加藤伯耆守といふ者あり。彼も秀賴に仕へて、官位に陞りし故、陪臣となりて、僅千石を領しければ、自ら伯耆守と名乘り、常に白小袖を著たり。伯耆守が嫡子縫殿といふ者ありしが、小濱の祭禮に、妨をなしたる科により、忠勝、國を退けらる。忠直、家督を續いで後、伯耆が嫡子縫殿が、若州へ出入を、御免あるべしと願ひければ、忠直老父、忠勝へ内談ありけるに、忠勝宣ふは、伯耆、已に、老年に及びたれば、嫡子を懷しく思ふも、不便なり。願の通に申附けらるべし。去りながら、縫殿が人柄を察するに、父の殃となるべき者なりと、いはれしなり。斯くて、縫殿は、忠直の赦免を蒙り、父伯耆が無官の時、九兵衞といひたりし故、縫殿を改めて、九兵衞となり、京都・若州の間を往來せしが、或時、九兵衞、伯耆

が、宅に逗留の時、伯州が二男左門が臥所へ、誰とも知らず音信れて、伯州、持病起り給ひたりと、告ぐるものあるにより、左門慌だしく、臥所を出でけるが、奥の間へ通る廊下に、人ありて、左門を只一鎗に突殺す。夜明けて後、伯州が從者、左門が死骸を見付けて、主人に、斯くと告ければ、伯耆、大に驚き、九兵衞と三男齋宮を呼んで、此事を穿鑿せよと、下知するにより、家來の男女を集めて糺明す。左門が傍に召仕ひたる女を呼び、左門を呼出したる者の聲を、聞き覺えたるかといふにより、是より段々吟味せしが、終に三男齋宮が所爲なりとなし、左門を呼出したるも、齋宮が召仕ひたる女と見えたり。左門を殺して、おのれ父の家督を繼ぐべき爲めの邪謀と、鏡に懸けたる如くなりと、九兵衞、辯舌に任せて、父に語りければ、伯耆、齋宮が惡逆を怒り、死罪に行ひ申したしと訴へければ、兎ゝ角も、父の心に任すべしとあるにより、伯州、九兵衞に申付け、齋宮に腹切るべしと下知せしに、齋宮も、力なく切腹の座に居りしが、常に因ある傍輩月崎助十郎といふ者を呼んで、密に語りけるは、我れ何故に、左門を殺すべき。然れども、

父兄の命なれば、すべき樣もなしといひて、淚を流して、助十郎に介錯を賴み切腹す。父伯耆は、此事を聞いて、悲愁に老病重く、終に死去せしが、嫡孫なれば、九兵衞が長子數馬に、家督を相續給はるべしと、遺言するにより、九兵衞が嫡子數馬に、祖父の本領を與へらる。斯くて、九兵衞は、數馬が後見して居たりしが、數馬十七八の頃、鞠を好みて、度々、鞠の會を催す。或時、鞠の友退出せしに、數馬が脇差なきにより、此處彼處尋ぬる所に、九兵衞、其座へ來り、脇差の見えざる事を聞いていひけるは、日外杉本助之進、彼の脇差の鐔を所望せしが、故ある鐔なるに依つて、我等、暫く押へ置きたり。然れども、助之進、此鐔を、强ひて所望すべき爲めに、正しく取りて歸りしならん。人を遣して、取返すべしといふ。數馬、承引せざるにより、堀田新五左衞門・山中三太夫といふ者兩人を呼び、九兵衞、此兩人に、脇差の失ひたる事を咄し、正しく杉本助之進、鐔を望にて、脇差ともに取つて歸りしなるべし。使を立てゝ、取返すも如何なれば、山中氏、彼の宅へ到り、宜き樣にいひなして、鐔をば杉本に與へて、脇差をば、御返しあれといふべし。堀

内は、粗忽の事と思ひて、同心せざるを、九兵衛、三太夫と同意なり。心安き間なれば、少しも遠慮なき事なりと爭ふにより、堀内がいふは、然らば、彼の脇差の見えざる事を語り出し、若し助之進、知らぬ顔ならば、能き様に會釋して、歸らるべしといひ含めて、三太夫を杉本が方へ遣しけるに、山中は、日頃、輕忽なる者にて、加藤數馬、脇差は失はれしが、貴殿、鍔の所望にて、脇差ともに取つて、歸られしと見えたり。鍔をば留置きて、脇差をば返さるべしといふ。助之進、大に仰天して、安からぬ事をいふ人かな。加藤が脇差に於ては、努々、我等は知らぬ事なり。此上は、御裁許を受くべしとて、翌日訴狀を捧ぐるにより、是より雙方訴論になり、度々論談に及びけるが、終に至つて、山中、相手の杉本に向つて、其方、數馬所より歸る時、我等は、何某が門前に居て對面せしに、袋に入れたる脇差を、僕に持たせたるを、慥に見たりといひければ、杉本聞きて、其時、數馬が宅を出で、天神の森へ懸りて、馬場を通りて歸宅せり。其途中にて、何某に逢ひたりといふにより、其逢ひたりといふ傍輩の吉田仙右衛門・加藤覺之丞といふ兩人を呼んで、家老

の輩いふは、其日、助之進に逢ひたるかと問ひければ、疑もなく、其通なりといふにより、山中、忽ち負けて、是れ皆、九兵衞に賴まれて、僞を申したりといふにより、九兵衞を、島田十郎左衞門數馬・深柄大藏といふ組頭に、預け置かれしが、忠直、此事の罪科を定むべしとあるにより、家老の面々謀りけるは、助之進が身の上に曇なしと雖も、脇差の有る所、知れざるに依つて、訴論邪正分明ならず。其上、加藤・堀内、名ある者にて、殊更、御家老の加藤又左衞門を始め、近き緣者共多し。願くは、死罪を御免ありて、加藤食祿を召放し給ひ、堀内に、逼塞させ申すべきにやといひけるを、忠直、更に承引なく、助之進が身の上に曇なき上は、あながちに、脇差の有る所聞くに及ばず。小身なる者とは雖も、杉本に惡名をいひ懸けて、爭ひたる罪科遁れ難し。加藤・堀内、たとひ故ある者にて、當家の歷々・緣者ありとも、刑罪に私すべからずとて、加藤九兵衞・其子數馬・其弟兩人、死罪に行ひ、九兵衞が弟に、道龍といへるは、聾なるものにて、此相談を聞かざるにより、一命を助け、堀内新五左衞門に、暇を出し、山中三太夫も、國中を追拂ふべしと下知せらる。忠勝

忠勝の先見

始めに、九兵衞は、父の殃となるべき者なりといはれしが、先見の智を稱する人のいふは、九兵衞は、極めて奸惡なる者と見えたり。伯州が二男・三男を害するに於ては、縱ひ、其身は家を相續せずとも、己が嫡子數馬に、祖父の家督を繼がせて、自由の行をなすべき爲めに、奸惡を廻らし、左門と齋宮を殺したるにや。又其後、數馬が脇差の失ひたるも、不審なり。是れも亦、九兵衞が、隱惡より出でたる事にやといへり。又、彼の加藤・堀内が、家の亡びたるに付きて、老人の語りけるは、大坂の城に籠りたる將より士卒に至る迄、關東へ内通すべからずと、約をなしたる中に、加藤・堀内等の筋目輩は、秀頼公の氏神生玉〔魂カ〕の神水を呑み、城を枕にすべしと誓ひしが、彼の兩人、城を出でたりし故、斯く神罰を蒙りしにやといへり。

土佐國傾覆

長曾我部宮内少輔盛親は、關ヶ原の合戰勝負分れて後、陣所の栗原山を下り、德永法印・横井父子に驅け立てられて、戰地を退き、其後、伊賀路・大和路を過ぎて、泉州

長曾我部盛親、家康に宥免を乞ふ

堺に馬を立てしが、井伊侍從と、常に交通あるにより、内府公へ、罪を謝すべき爲めに、家來立石助兵衞・横山新兵衞を、側に近づけ、我等、今度、一向に内府の味方すべきを、秀家・輝元・增田・石田以下、秀賴公の御爲なりとて、據なく催促するにより、心ならず、内府の御敵となりたり。此旨を、井伊兵部に申すべしと、具々いひ聞かせ、攝府を出で、本國土州へ下り、家老其外一族の輩に、今度の始終を語り、井伊直政の返答を待ち居たり。

異本に、長曾我部歸國の時、泉州岸和田の城主小出播磨守、兵を出して、石津に於て暫く戰ひしが、長曾我部、利を失ひて、同國堺へ引取りたりといへり。正說なるにや、覺束なし。又舊說に、長曾我部元親元服して後、宮内少輔と號す。元親・泰親兄弟は、秀吉公に、暫く歸服せざりし罪に依つて、阿波・讃岐を召放されしが、後其家を立て給へり。泰親は、疾く死去し、元親は、土佐守となりて、國主の列に入りたりと記す。今按ずるに、宮内少輔盛親を、土佐守と書きたる本あり。又土佐守死去の後、名を改めたるにや。

斯くて、立石・横山兩人は、井伊直政に就きて、主人の罪を陳じ申しければ、内府公、其旨を聞召し、盛親、急ぎ大坂へ登り、其罪を謝すべき由、兵部少輔より申送るべしと、仰出さるゝにより、直政が家人川手内記・梶原源右衛門兩人を、土州へ遣す。盛親、内府の御内意に隨つて、大坂へ上るべき爲めに、既に居城を出でたりしに、盛親が近臣久武内藏助申しけるは、津野孫次郎殿は、藤堂高虎と無二の親友なれば、高虎の計らひにて、孫次郎殿、土佐半國を知給はん事、疑なし。急ぎ孫次郎殿を切腹させて、其後、大坂へ御登りあれかしと、諫めければ、盛親、此旨を承引して、津野孫次郎に切腹させたり。彼の津野孫次郎は、盛親が兄なれども、亡父元親が下知に依つて、津野を繼がせしとかや。斯くて、盛親は、十一月十二日、大坂へ上り、天滿の學校寺に寄宿せしが、内府の仰に依つて、伏見の居宅に移りしに、頃日、家康公、高虎を召して、津野孫次郎は、土州に居るかと宣ひけるに、高虎承り、孫次郎、内府公へ、心を寄するとて、長曾我部盛親、切腹申付けたりと、御返答申しければ、家康公、御氣色ありて、盛親を死罪に行はるべきかと、御沙汰ありしを、井伊兵部、色々申宥め、盛親が身上に於ては、

某に任せ置かるべしといひて、盛親が居宅に到り、内府の御氣色を語り聞かせ、御本國を、某、暫く預り申さんといひければ、盛親許諾して、直政が家臣鈴木平兵衛後石見と號す、に、我が家人を添へて、本國へ遣し、城々を鈴木平兵衛に、引渡すべしといひ送りければ、家老の輩、主命背き難きにより、城を明渡すべしと、相定むる所に、一領具足といふ小身の輩、盛親の所存を知らず、井伊直政が謀と思ひけるか、平兵衛が具したる三百計りの人數を、雲溪寺へ移し、六七百にて彼の寺を守らせ、其餘の輩、五千七百人、浦戶の城に栖籠りて、城々を渡さじと相定む。斯くて、盛親が家臣相談して、十一月晦日、浦戶の城へ押寄せ、謀を廻らして、其夜、浦戶の城を攻め落し、翌十二月朔日、敵味方相戰ひけるが、一領具足の輩打負けて、其隊長行田又左衛門・福浦助兵衛等に腹切らす。此時、盛親が家臣蜷川新右衛門親長・同次郎左衛門親備、家康公へ忠節をなすべき爲めに、傍輩四五十人を語らひて、鈴木平兵衛が手に屬し、終に一揆を攻め落し、國中平均に治りければ、家康公、蜷川に食祿五百石與へらる。此蜷川氏は、物部守屋より出で、親長が父、光源院義照に仕へしが、義照滅亡の後、土州

へ下り、長曾我部に屬しけるとなり。又盛親は、内府公に、御不審を蒙り、本國を沒收せられければ、秋夢と名を改め、京都に籠居せしとかや。

一本に、一領具足の輩、主君の爲めを思ひ、家老の下知を聞かざるは、合戰の勝負は如何にもあれ。忠義なりと記す。今按ずるに、家老又は其家の歷々同意して、城を明渡すべしと議定せしに、小身の者共同意せず。剩へ、戰ひたるは、強ち忠義とはいひ難し。但し宮内少輔、家老と談合して、津野孫次郎を、腹切らせたるは知らず。左なくては、孫次郎も元親の子なるに、盛親と同意して、罪なき孫次郎を殺害する樣、更になし。斯樣の計らひを、小身の輩怒つて、家老、其外の歷々の輩と戰ひたるか。一書には、家老其外の輩、内府公へ内通して、宮内少輔を欺きて、大坂へ登せたる故に、盛親は、忽ち罪科に行はれたりと、風聞するにより、此戰、起りたりと記す。是れ正說なるにや。正說に於ては、末々の輩、家老と戰ひたるも、故あるに似たり。又蜷川新右衛門、内府公へ内通申し、只一人、危難を遁れたるも不審なり。總て、此時の始終を知らでは、議論なり難きにや。別本に、

長曾我部氏の祖先

桑名彌次兵衛の祖

長曾我部が先祖を記して曰く、昔、中夏の三使、日本に渡り、其内一人、日本に留りて、鎌足大臣に仕へしが、信濃國を分ち給はり、姓を秦と稱す。十七代を經て、應永の頃、秦の元勝といひしが、先祖の領地を、何時となく、人に掠め取られて、無念に思ひ、秦氏を興復せん爲めに、本國を出で西國へ赴く。此時、舊臣久武源藏・中内八郎兩人に、從者少しく召し加へたり。此久武は、元勝が同姓にて、元弘の頃、一宮帶刀・秦武文・同久武が末孫なりとぞ。斯くて、元勝は、美濃・尾張を經て、勢州桑名の驛に著く。宿の主、元勝が唯人ならぬ體を見て、貴客は、何國より何方へ御通の人ぞといふにより、我等は、西國へ下る者なりと答へしに、某も、從者になして、給はれといひしを、元勝を始め、久武・中内承引せず。渠が旅行を制して、留めけれども、一向願ひて、終に君臣の約をなす。是れ桑名彌次兵衛が祖なり。元勝は、彼の輩を具して、京都へ登り、其後、紀州へ下りて、暫く此國に逗留せしが、中内八郎は、元來土佐の者なる故に、案内させて、土州へ渡りしに、國主細川氏、武威衰へて、國中の諸士、彼に從はず。此時、江村郷の地頭江村備後

一條房家土佐の國司となる

土佐の地頭

守、彼の元勝を助はりて養子となし、長岡郡曾我部に城を築きて、元勝を城主とす。是にて、氏を曾我部に改めて、代々此所に居住せり。然るに、文明二年の頃、後土御門院〔後花園カ〕崩御あり。殊更、其頃、山名・細川確執起りて、帝都騒動あるにより、一條太閤兼〔良カ〕房公、南都へ下り給ひ、前殿下教房御父子は、西海に漂泊して、攝州兵庫の浦におはしけるが、教房公・御子房家は、土佐國へ渡り給ひ、秦元勝十六代の末流、長曾我部兵部丞文兼を御頼ありて、其館に寄宿せられしに、文兼、房家を敬ひ、翌年、幡多郡中林の故壘を繕治して、彼の城に移し申したり。文明四年三月、山名入道宗全、病を請けて京都にて死去す。同五月、細川右京大夫勝元も死去して、洛中靜謐するにより、房家公、將軍義政へ使者を立て給ひ、安住の御願ありしに依り、義政、其旨を執奏せらるゝに依つて、勅許ありて、房家を土佐の國司となし、一萬六千貫の領知を給はり、七郡の地頭へ、義政より御教書を與へらる。其七郡は、幡多郡・吾河郡・土佐郡・香々美郡・安喜郡・長岡郡・高岡郡なり。其の地頭は、本山・安喜・太平・山田・津野・吉良・長曾我部等、各〻三千貫を領す。其外、森・岡澤〔寺イ〕・戸

屋・蚊〔散イ〕井田等、二千貫を領して、其近邊に居たりしが、此輩、房家卿を、主君と崇めけるに、彼本山氏、一條殿を侮りて、吉良・山田・大平を語らひ、永正五年五月、長曾我部元秀が居城、江村郷岡卷へ攻め寄せけるに、元秀防ぎ戰ひけれども、寄手多兵なるにより、利を失ひ切腹す。其子千王丸、此時、六歳なるを、元秀が家來近藤何某、密に城を落し、中村の城に至りて、一條殿へ、此旨を訴へければ、不便を加へられ、十五歳の時、元服させて、宮内少輔元國と名づけて、父が本領を與へ給へり、岡卷の城へ還入せり。元國が子六人あり。一女は本山式部が妻・次は元親・三男親貞・四男親泰・五男鳥山彌九郎・六女波川玄蕃が妻なり。但し元親は、天文八年五月、岡卷の城にて誕生す。其後、天文二十年、元國、長岡へ軍を出し、山田丹波守が城を攻め落し、父の仇を報いたり。又弘治二年六月、元國、永濱の城を攻め落し、城主本山玄蕃に切腹させ、元親に此城を守らせて、元國は居城へ歸りしが、重病を請けて、五十四歳にて卒去せり。此時、元親、十八歳なるが、父の家督を續いで、程なく大泉寺の城を攻落し、大泉寺大和守を討取り、永祿五年四月中旬、元親、兵を

出し、朝倉の城を攻めて、本山式部に降參させ、掃部が嫡子式部は、姉聟なるにより、朝倉の城主となす。同六年、又元親、三千人を從へて、吉良駿河守が城下へ働きしに、駿河守、門外へ出でて戰ひけるを、元親・弟親貞、諸兵を下知して、敵を駈け立て、其夜、元親、此城へ攻め入りければ、駿河守、城を捨てゝ讃州へ引退く。此時、親貞を、此城へ入れ、城主となし、吉良左京進と名を改めたり。此歸陣の時、香々美郡香曾我部景好は、元親方へ使者を立て、元親が弟親泰を乞うて、聟養子となす。元親が子十人あり。長子彌三郎信親、秀吉筑紫陣の時戰死す。次男、香川の養子となりて、程なく死す。三男孫次郎・四男右衛門太郎盛親後宮内少輔と號す・五男右近大夫・六女一條殿簾中・七女吉良左京進親貞が子左京進親實が妻・八女は吉松十右衛門妻・九女佐竹藏人妻・十女早世す。但し三男孫次郎は、津野大膳大夫が家を繼がせて、是より氏を改め、五男右近大夫、盛親が浪人の時、内府公、加藤清正に預け給ひ、後に切腹す。斯くて、元親は、吾河郡太平の城へ、兵を進めて戰ひしが、主太平氏、利を失つて、阿波國へ落ち行きければ、吾河郡も、元親が手に入りた

元親、一條兼定を殺さしむ

元親、秀吉に降る

元親に就ての批判

り。其後、吉良左京進、親貞・元貞と相謀り、一條兼定の家人佐竹信濃守・平尾新十郎・土居治部大輔・沖彌藤次等を語らひ、兼定を追落す。兼定は、豐後へ下り、大友を頼み、府内におはしけるが、其後、旗を上げて、豫州迄發向せられしに、元親、家人入江左近を遣し、寢殿にて兼定を刺殺す。左近、夜中に逃げ歸りしに、道にて狼共群り、忽ち喰殺す。是より土佐七郡、元親が領地となりければ、多兵を從へて、阿波・讃岐へ働きて、後々、彌、猛威を振ひしが、天正の中頃、秀吉公、元親を退治あるべしとて、秀秋・秀長、四國へ渡られ、元親・親泰兄弟相謀り、秀吉の先手と戰ひけれども、始終の成功なかるべきを計り、秀吉に降伏して、其後、羽柴氏を給はり、侍從に任じたりと記す。尚古按ずるに、宮内少輔元國、重恩の君命遁れ難きにより、父元秀を殺したる本人、本山が嫡子式部を聟になし、後に娘を取返し、父の仇を討つべしと相謀り、山田丹波・本山玄蕃を討ちたるは、故ありとすべし。其子元親、父の遺命を受けて、吉良・太平を、攻め討ちたるも名義あり。但し朝倉の城を攻め圍み、本山掃部を引下して命を助け、其子式部に姉を返し、本領安堵

長曾我部盛親の誅罪は元親積惡の餘殃

させたるは、心得難し。本山は、祖父の仇といひ、縱ひ、其姉悲歎するとも、父の取返したる姉を、式部が方へ返すべきやうもなく、父祖の仇と倶に、天を戴くべき道理もなし。其後、元親・親貞兄弟相謀り、一條兼定を殺したる罪惡、いはん方なし。又阿波・讃岐へ攻め入つて、過なき城々を屠り、辜なき人を、幾らも殺して强大になりたる邪謀、議するに足らず。程なく嫡子彌三郎、敵に討たれ、〔三カ〕二男孫次郎殃を請け、宮内少輔盛親、終に誅罪に遭うて、長曾我部三十代の家絶えたるも、元親が積惡の餘殃なるにや。又別本に、人皇十四代仲哀天皇の御宇に、長曾我部が先祖、日本に來朝す。是れ秦始皇帝より六代の後裔なり。武を備へ文を兼ねたる故、天皇召して、秦氏とせられ、勅命重かりければ、日本に止りたり。十五代の後、秦の大臣川勝、斧鉞を給はりて、守屋を誅す。其末孫秦能俊、土佐國江村郷並に左枝郷・野田・吉原四箇所を領す。綸旨を受けて、參內の時、忝くも天盃を賜はりしに、盃中に鳩の巣草一葉浮べり。能俊、是を拜領して、家の紋となす。夫より十一代秦信吉、足利尊氏に屬して、戰功あり。元親迄三十五代、土佐國に住

して、武名盛なりといへり。今按ずるに、長曾我部二傳、何れを正說ともいひ難し。二說を考へて、大體、其系圖備はるべきにや。又別本に、太閤御在世の時、元親、京都より國に下り、家老一門を呼んで、嫡子彌三郎は、筑紫にて討死したる上は、〔四カ〕三男右衛門太郎に、彌三郎が娘を嫁して、家督に立つべし。汝等は、如何思案するぞと問ひけれども、右衛門太郎が不肖なるを知つて、返答する者、一人もなかりしに、元親が姪にて聟なりし吉良左京進親實進み出で、信親の御息女を、右衛門太郎殿の奥方となし、嗣子にせらるべしとあるは、御嫡子の筋目立に似たれども、〔三カ〕御次男津野孫次郎殿は、秀吉公も知らせ給ひ、御器量も亦、備はり給へり。然る上は、津野の家を、別人に御繼がせありて、孫次郎殿を、御家督に定め給へかしと、諫めけるに、元親、聞きもあへず、我等は、長久を思ひて、右衛門太郎に、家督を渡すべしといふなりとて、中々機嫌惡かりしに、元親が機嫌を憚らず、左京進が申す所、御家長久の金言なり。唯々御思案を替へらるべしといひければ、元親、更に承引せず、眼を瞋らかして、奥に入りたり。其後、佞臣、元親が側に集

ひ、左京・掃部はしれ者なり。孫次郎殿に、謀叛を進め申すべし。御用意あれと申しければ、元親、終に此旨承引して、天正十六年十月四日、早朝に横山修理・中島吉左衛門を呼んで、汝等は、掃部・左京が隱謀を聞かざるや。急ぎ掃部に、腹切らすべしと下知するにより、兩人承り、讒者を引合はせて、御糺明なくば、必ず御後悔あるべしと答へしに、元親、以の外怒り、汝等も、兩人と內通するかと、頻に責めければ、横山・中島、力なく掃部が居宅へ赴きて、件の旨趣を述べければ、掃部、之を聞いて、平生の如く打笑ひ、昔より忠と不忠と、君の疑あるは珍しからぬ例なり。今度、我々諫めたる事、御承引なく、剩へ、死罪に行はるゝ事、偏に我等が不幸なり。各〻は幸ありて、今、此使を勤めらるゝ上は、幾重にも、御子孫の長久を計り給へ。是れ第一の遺言なりといひて切腹す。又元親、桑名彌次兵衛・宿毛甚右衛門を召寄せ、汝等左京が宅へ赴き、切腹させよとあるにより、兩人諫むるに術盡きて、座を立ちしが、左京は武勇隱れなき者といひ、殊更、今朝掃部が切腹せしを聞きて、縱ひ忠節の志ありとも、必ず覺悟すべしとて、兩人の郎等六七百

人に、鎧を著せて兵器を備へ、左京が宅へ馳せ赴く。此時、大坪與兵衞を呼んで、一宮の神主飛驒守は、左京と因ある者なり。此風聞を聞きて、左京が館へ馳せ著くべし。汝、途中へ出向ひ、飛驒守を誅戮すべしと、下知するにより、與兵衞、手の者を召具して馳せ向ひしが、案の如く、飛驒守早馬にて、左京が方へ馳せ付けしに、與兵衞も、馬を乘寄せ、行違ひざまに、詞を懸けて、はたと切付くるに、飛驒守も切合ひて、與兵衞を一太刀切りけれども、與兵衞が郎從共、飛驒守を忽ち切伏せたり。斯くて、桑名・宿毛は、左京が門前に馬を控へて、兩使を立て、此上は急ぎ切腹せらるべしと、告げたりしに、左京、此兩使に逢ひて、我等は君に恨なし。然る上は仰をも承り、又各〻へも今生の暇乞すべし。是れへ入り給へと、使者を添へて門外へ出しければ、桑名・宿毛も、流石の者なる故、少しも猶豫せず、門内へ入つて席に著く。其時、左京對面して、仰は如何にと問ふにより、今度の御陣、御意に叶はず、切腹させよとあるにより、我々、是れ迄罷向ひたりとありければ、左京、涙を流し、凡そ人の臣として、露計りも君を惡しかれと思はんや。右衞門太郎殿御

器量にては、御家の行末、覺束なく思ひて、諫め申したり。然るに、殿は智計備はり給ひ、他國稱美する御身にて、諫を御同心なく、今此仰を承るは、御家運も、末になりたる様にて心變し。右衛門太郎殿、彌〻御家督に立給はば、今、我が斯様に語れる趣を、有の儘に申述べて、御心得にもせらるべし。彼是と時移りては、御機嫌彌〻恐ありとて、家來羽山安之丞に介錯させ、ゆゝしく切腹するにより、兩人も涙を押へて歸り、左京が切腹の始終を述べければども、元親、更に不便ともいはず。其後、右衛門太郎を家督に立てたりしに、斯くては、御家の長久計り難しとて、人々眉を顰めたりと記す。尙古按ずるに、左京・掃部が忠義の切なるに感じて、泪を浮べり。但し此兩人が、元親を諫めたる趣、傳記に詳ならず。推量するに、兄信親が娘を、弟の盛親に嫁すべしといひたるも、彼の兩人信用せざるなるべし。凡そ古代には、此例あれども、聖賢の敎を知つて以來、兄弟の娘は勿論の事、姉妹の娘をも、妻となしたる例を聞かず。又津野孫次郎殿、人の養子となして、其家を繼ぎたりとも、左京がいひけん様に、別人に其家を繼がせて、孫次郎を嗣子とせんに、

元親が誤あるべからず。彼是を思ひて、此兩人諫め爭ひしを、元親更に承引せず。剩へ、腹切らすべしといひたりしに、左京も掃部も、更に怒れる氣色もなく、死する時まで、主君の爲を圖りし心操、彼の召公が人の臣に告げて、君險しけれども、讐とし懟まず。怨むれども怒らずと、說きたるに叶ひて心憎し。又左京が父親貞は、兄元親を勸めて、重恩の一條殿に背きし者なりと聞く。然るに、其子親實、始終恩義を忘れざる事も、犂牛の子に角ありて、且つ騂きが如し。元親、此兩人に腹切らせたるは、己が兩手を切るに似たり。其後、盛親が兄津野孫次郎に、故なく詰腹切らせたる頃、彼の兩人居たりせば、此兩人、諫め爭ひて、其邪曲を止むべし。然るに、却つて久武內藏が、盛親に兄孫次郎を切害させたるは、主君を損ひ、先祖を穢す。彼は、議するに足らぬ下士なるにや。

關原軍記大成　卷之二十九　終

關原軍記大成 巻之三十

佐和山城攻 附 原清成等自害

石田隼人原清成等佐和山に籠城

頃日、石田治部が佐和山の城下本丸に、嫡子隼人・老父原隱岐守清成入道圓齋・兄石田木工頭重成・其子右近大夫朝成・長男宇多（本氏尾藤）下野守頼忠・其子河内守・尾藤善四郎・長谷川右兵衛佐〔衍カ〕秀秋・赤松上總介則房等楯籠る。但し、長谷川に鐵炮五十挺、赤松に弓五十張、秀頼公より添へられたり。筒尾山に山田上野、北の丸に川瀬左馬が父川瀬織部、中の丸に養壽院、彼是二千八百人籠りしが、筒尾口、微勢なりとて、赤松上總介を加へたり。

家康、永原に著陣

内府公、九月十六日、正寶寺山を御出馬ありて、永原に御陣を移されしが、兼ねて、佐和山へ發向の諸將を、御議定あるにより、彼の輩、摺針〔鉢峠イ〕鳥居より佐和山へ發向あり。

諸將、佐和山を攻めんが爲めに發向

一番筑前中納言秀秋・清洲侍從正則・田中兵部大輔吉政・藤堂

佐和山城攻の部署

佐渡守高虎・池田備中守長能・脇坂淡路守安治・小川土佐守・朽木河內守元綱、二番羽柴越中守忠興・黑田甲斐守長政。三番堀尾信濃守忠氏・淺野左京大夫幸長。四番井伊侍從直政・石川左衞門等。三方に分れて兵を進む。內府公も、此日、佐和山の近邊平田山に、御陣を居ゑらる。是は御先手の攻戰を、御下知あるべき爲めなり。簡尾口へは、田中兵部大輔、松原口へは、內府公の御家人井伊直政・石川左衞門等向ひたり。寄手、三方より攻め寄せけるが、秀秋の家老平岡石見守・稻葉佐渡守、其外、鎌田五郎兵衞・谷澤茂右衞門等、手の者を下知して攻め近づく。此時、城兵數百人、城外へ出でて待懸けたり。秀秋は、紫下濃に桐菊の裾金物打ちたる甲を著け、白星の吹返に、三星に一文字の金紋付けたるを被り、正平皮に、獅子に牡丹を染めたる脇立をはき、十王頭の臑當、金裝横刀に、虎の皮の尻鞘かけ、白浪と號する赫白馬の七寸計りなるに、梨地蒔繪の鞍置かせ、紅の厚房の鞦懸けて乘られたり。二時計りの迫合に、城兵若干討たれ、山田上野は、城を出でて落失せ、赤松上總は、本丸へ逃げ入りたり。

長谷川右兵衞東軍に內通

長谷川右兵衞は、籠城叶はじとや思ひけん。秀秋の家老平岡石見守に內

直政、城中の諸將に籠城の利害を説かしむ

通して、裏切せんといひ遣す。原圓齋、長谷川が二心ある事を知りて、彼を討たせんとせしに、右兵衛、頓て手の者を召具して、秀秋の手へ馳せ入りて、死を免れ、水の手へ向ひたる田中吉政も、城内へ攻入り、石川左衛門が與力石川雅樂助は、旗九本松原口より城中へ進めたり。先手の軍馳せ歸り、此旨を、内府公へ申しけるに、雅樂助民部は、石川左衛門に附け置きたる與力の〔十イ〕七人の内にて、殊更、用に立つ者なりと仰せらる。斯くて、井伊侍從は、船越五郎右衛門を呼びて、今は城中の輩に、利害を説くべき時節なり。貴殿才覺せられよとて、其意趣を述べければ、船越、頓て城内に到り、石田が家來津田仙吉父子を呼び出し、石田殿、關ヶ原に於て討死せられ、諸將敗北したる上は、運を開かるべき樣、更になし。城中の歷々、皆切腹せらるるに於ては、其妻子、又は士卒の命を、助けらるべしと、語りけるに、津田父子も、此旨承引して、本丸へ歸り、圓齋父子に、件の旨趣を述べければ、彼の輩、此儀、如何あるべしと、各〻相談して、城内の女童、又は士卒の一命を助くるに如くはなかるべし。然る上は、原圓齋・石田木工頭・宇多河内守三人、城外へ出で腹切るべし。相殘る者

佐和山落城

共の一命を、助け給はる樣にと、津田仙吉にいひ含めて、城外へ出しけるに、脇坂淡路守が手の者、此旨を知らず、忽ち仙吉を搦め捕りたり。圓齋・木工頭等、之を聞きて、扨は最前の船越が口狀は、謀と覺えたり。今は城内の者共、一人も遁れぬ所なり。心靜に、妻子を刺殺して、我々切腹すべし。其間に、寄手攻め入るに於ては、堅く防ぐべしと、諸卒にいひ聞かせ、原圓齋・石田木工頭・同右近切腹せしを、上田桃雲、其首を討ち、又石田三成が妻子を刺殺し、鐵炮の藥を、彼の骸が死骸に置きて、火を懸け、其身も忽ち切腹す。宇多河内守父子も、切腹せしを、其一族尾藤善四郞介錯す。寄手の先陣秀秋、其外、脇坂・小川等、手の者を下知して、攻入りしに、尾藤善四郞、河内守父子の屬兵を隨へ、城内にて嚴しく相戰ひ、一方を突破り、落失せたり。此佐和山は、地勢宜しく、城郭も堅固にて、親類骨肉必死の籠城なれば、速に成功あるべからずと、人々相計りしに、只一日の内に攻落され、將士、悉く滅亡せしは、思の外なりと、いひあへりければ、城の在番は、筑前中納言・黑田甲斐守兩人の手の者に、申付けらるべしと仰出さる。彼の脇坂が手へ、生捕られたる津田仙吉は、

石田に就きての批判

一命を助けられしとかや。
一本に、石田が兵林庄左衛門、大音新助に心を通じけるにや。又は才覺だてにや。米倉に火を懸けし故に、圓齋・木工頭等、彌〻籠城叶はじとて、自害したりと記す。今按ずるに、彼の兩人、寄手に內通して、米倉を燒きたるに於ては、議論するに足らず。假令、必死を示さん爲めなりとも、城主の下知もなきに、此計らひ、甚だ不覺なるべきにや。或說に、石田治部、大垣を出で、小關山に陣を居ゑたるは、佐和山の城へ、二重引にすべき爲めなりしが、敗軍の時、如何なる故にや、江北へ退きたりといへり。今按ずるに、石田が、後日の成功を謀りたるは、智計あるに似たり。但し、主君の爲めに、必ず成功あるべしとは、先見の智にも及ぶべからず。然るに、內府公も、石田は、必定、佐和山の城へ駈入るべしと、仰せられたる御推量にも違ひ、父兄妻子の身の上滅亡するを圖らず、佐和山の居城を捨てゝ、あらぬ民家に隱れ居たるは、孝貞戀の道を、失ひたりとすべきにや。又別記に、石田が嫡子隼人は、其頃十三歲なるが、近臣何某を近づけ、凡そ武將の子たる者、十二

石田隼人の最後

三歳になれば、戰場に赴き、身命を限に、敵と相戰はん事勿論なり。然るに、我等、少年なりとも、此城に殘され、關ヶ原の合戰勤めざるは、返すく無念なり。急ぎ切腹すべしと、いひたりしに、彼の近臣、更に隨はず、仰は然る事ながら、密に高野山へ上り給ひ、彼の山にて、時節を御待あるべしと、頻りに諫め爭ふ。口侍隼人主從四人、城外へ出で、大坂へ赴く。國寺に一兩日止宿して、其後、紀州へ旅立ちけるに、彼の近臣、瓜生野は何國ともなく失せたり。隼人主從三人は、葬者の杖を失ひたる如く、道の傍に佇みしが、兎角して、高野山に上り、淸涼寺に隱れ居けるに、一山の僧徒等相談して、此兵亂の張本人石田が遺子を、此寺に隱し置きては、後難計り難し。所詮申出づべしとて、其旨を訟へければ、京都にて誅戮せられたりと記す。尙古按ずるに、一書には、隼人が近臣生田、小屋野にて、逃げ失せたりとあれども、道筋覺束なし。何れにもあれ。彼も亦、五大院右衞門が、利害を選びたる不義に等し。佐和山〔脫アルカ〕隼人を諫めしも、忠あるに似て、己が身命の危きを圖りたりとすべし。但し、彼の近臣の姓名を、記者の除きたる事

も、惡名の世に傳はるべきを、忍び難く思ひたるも、知り難し。又高野山の僧徒等、後難を恐れ、御糺明なき内に、隼人が在所を申出でたるも、慈悲を忘れたりとすべし。又予が母族森吉寛が語りけるは、石州濱田の城主吉田兵部大輔重恒の足輕に、石原八左衛門と號する者あり。彼の八左衛門、城門の番を勤めけるに、或時、兵部大輔、外へ出で、夜更に歸城ありしに、八左衛門熟睡して、門を遲く開けたりし科に依つて、誅戮すべしと下知せらる。足輕頭富田九郎左衛門に向つて、我等は、石田治部少輔が猶子なり。今更名乘るは、如何なれども、一人の女子を持ちたり。彼を愍み給はれといひて、由々しく首を討たせたりといへり。今按ずるに、佐和山の城に於て、石田が一族、悉く滅亡せしとあれども、若し木工頭が果、ながらへて、祖父の名字と、父の名字とをかたどり、石原八左衛門といひしにや。

斯くて、家康公は、九月十七日の午の刻に、永原へ御陣を移されしが、田中兵部大輔を召し給ひ、石田治部、佐和山に籠城せざる上は、何國へ落ちたるも知り難し。貴殿は、江州の案内者なり。急ぎ江北へ馳せ赴き、石田を搜し出さるべしと、仰せら

家康、禁中を守護せしむ

る。又、清洲侍從・黑田甲斐守・淺野左京大夫を召し給ひ、各、急ぎ京都へ上り、洛中・洛外に制札を立て、非常を戒め、禁中を守護せらるべし。又御家人奧平美作守、其外、板倉四郞右衞門（後伊賀守と號す）・加藤右衞門・大久保十兵衞も、穿鑿の爲め、京都へ登り、伊奈圖書・近藤登之助・加藤源太郞は、京都の道筋に番所を構へ、往來の人を改むべしと、懇に仰せ含められ、翌十八日、八幡山へ御陣を移されしが、羽柴左衞門大夫・黑田甲斐守、御下知を受くべき事ありて、途中より書狀を捧げられけるに、內府公、御返書與へらる。其趣に曰く、

書狀委細披見申候。中國之儀、入御念尤に候。吉川・宍戸被相留候由、尤に候。福原に相殘衆中、明日、大坂へ被相遣事尤に候。安國寺事者、何卒而生捕に被成候而尤に候。只今未刻、八幡山に陣取候。大坂之押道之儀は、宇治・田原口、能御座候半と存候。中納言殿は、備前之牢人共添、備前へ遣候而能御座候半と存候。恐々謹言。

九月十八日　家康

清洲侍從殿

黑田甲斐守殿

秀元の膂力

頃日の事なるにや。羽柴左衛門大夫・黑田甲斐守は、宰相秀元を、相留めらるべき爲めに、間道を經て先へ廻り、道の傍に座を構へて、秀元の方へ、使者を立て、申入れたき趣あり。是へ立寄り給へとありければ、秀元、頓て入來せらる。正則・長政內議して、秀元に酒を進め、其間に、吉川・宍戸を待ちつけて、秀元の滯留を、異見すべしとせられしに、秀元は、祖父元就、又は實父元淸に相續きて、壯力の聞えある人なるが、酒興に事寄せて、正則の手を犇と取り、近日、大坂にて對面申さんといひ乍ら、正則を突き退けて、退出ありしが、正則の腕しびれて、暫くは叶はざりしとかや。

或說に、安藝中納言、其頃、口く內府公へ、とり〴〵の交通もなく、殊更、大坂の城內に居られし故に、宰相秀元を、人質に召さるべしと、福島正則・黑田長政に、御內意ありけれども、彼の兩人、秀元を手あらく、押へ置くべき樣も、なかりしといへり。今、敬んで按ずるに、輝元・秀元の親族吉川藏人、又は輝元の家老福原式部、內

通無二の御味方となりし上、彼の兩人を、輝元・秀元の人質に召置かれし福原を、大坂へ御返しありたるは、彼の者に輝元を諫めさせて、大坂を無事にすべしと、思召したる御智計にや。又或說に、吉川が人質粟屋十郞兵衞を、御返しありしが、長柄の鑓二本、十郞兵衞に與へられ、其子孫、今も持ち傳へたりといへり。按ずるに、福原が人質福原左近も、此時、返されたりと傳記になし。兄式部、大坂に赴きし故に、人質は、暫し御陣に召置かれしにや。

長束父子切腹幷石田・小西・安國寺等面縛

又頃日、南宮山に備へたる長束大藏大輔・同伊賀守は、領地水口へ馳歸りて、籠城せしを、內府公、池田備中守・龜井武藏守を召し給ひ、兩人急ぎ、水口へ馳せ向ひ、長束父子に切腹を申付けらるべしと、仰せければ、池田・龜井、水口の城邊に陣を居ゑ、政家が方へ使者を立て、貴方、彌籠城の覺悟あるに於ては、內府、必ず、其根を絕ち、葉を枯し給はん事、必定なり。速に退去ありて、罪を謝し給へとありければ、長束、

長束父子切腹

忽ち同心して、領内櫻井谷の民家に移りしに、池田・龜井兩人は、長束父子切腹すべしとて、櫻井谷へ向ひけるに、長束も、今は遁れ難くや思ひけん。家人奥村左馬・西川兵庫を使者として、各〻是へ御出の上は、父子共に腹切らん事、勿論なり。去ながら、少し時刻を延べて、給はるべしとあるにより、池田・龜井、其使者に逢ひ、御心靜に用意せらるべしと、返答あり。良〻ありて、長束伊賀守、廣庭に疊を敷かせて、其上に直り、檢使に挨拶して切腹せしを、郎從林長藏、主人の首を打落して、首を洗ひて檢使に渡し、其身も切腹せんとするを、傍輩取付きて、自殺を留め、刀・脇差を奪ひ取る。其後、父政家は、最期の事共取認め、家人奥村左馬・西川兵庫・小西治右衛門・長束與十郎等に、形見を與へ、其身は、白装束にて出立ち、切腹の座に直り、池田・龜井に向つて、是迄の御出、御苦勞なり。さらば、今生の暇を給はらんとて、切腹に及びけるが、長束、重ねて兩人に向ひ、某家來奥村左馬は、身近く召遣ひたる者なる故に、冥途の供すべき覺悟ありと見えたり。然れども、無益の事なれば、殉死を御留めありて、給はるべしと、懇にいひ置きて切腹せしを、奥村左馬、介錯して其刀を、腹

に突き立てけれども、備中守家人武藏掃部・瀧川織部、透間なく取付きて刀を奪ひ、色々敎訓するに依り、奧村、力なく承引せしを、寺澤志摩守召出して、領地千石與へられしとかや。長束切腹の時、認め置きたる目錄を以て、水口へ著き、城内へ殘し置きたる金銀兵器を點檢するに、黃金五千枚・銀三百貫目・金熨斗付の刀・脇差千腰、其外、珍物數多ありしを、内府公、池田備中に、悉く與へられしとかや。

或說に、長束父子、南宮山より水口へ歸り、暫く城に籠りけれども、郞從等、一味せざるにより、密に城を出で、櫻井谷に隱れ居たるを、池田・龜井馳せ向ひ、彼の父子に切腹させたりといへり。正說なるにや、覺束なし。又、彼の長束政家は、丹羽長秀に仕へて、武功ある者なり。秀吉公の選擧に逢ひて、水口の城主となり、剩へ、五奉行の其一人たりしが、此亂に處して、政家、一事の譽もなし。是より先、阿濃津の城を攻めたりし時、伊勢浦の漁火を見て、吉川廣家の陣所に到り、是れ皆、敵兵の陣所なるべしとて、殊の外、駭きたるを、廣家は、淺ましく思ひたりといへり。今按ずるに、政家、漁火に驚きたるが、實說なるに於ては、秦の符堅が、八

政家に就きての批判

公山の草木を見て、勁敵なりといひたる例、思ひ出されて、いとあさまし。

去る程に、田中兵部大輔は、石田三成を、捜し出すべき爲めに、北近江に至り、其身は井口村に居て、彼所より諸方へ手遣あり。田中、此時、手の者に向ひ、治部は風流を好みたる者なり。若し途中に、匂の止りたる鼻紙あらば、心を付けよと下知せらる。石田は、古橋村の與次郎太夫が憐を請けて、一兩日を過しけるに、其村の又左衞門といふ者、與次郎太夫が家に到り、御邊は石田殿を隱し置きたりと聞く。田中兵部殿、昨日、井口まで御越ありて、此邊、嚴しく穿鑿なれば、如何に隱し置きたりとも、顯はれて御咎に遇はん事、必定なり。其心得せられよといひけれども、與次郎太夫、曾て驚かず、さらぬ樣にもてなして、彼の者を返しけるに、三成、物蔭より之を聞きて、與次郎を近づけ、汝が懇志は、去る事なれども、運命、旣に極りたれば、一命を惜くに置所なし。此上は、田中が方へ註進して、我等を引渡すべしとあるにより、與次郎太夫、淚を流し、御情なき仰かな。何とて、殿を田中殿へ渡し參らすべき。此所より何方へも、落ちさせ給へといひけるを、三成押返して、いふ所は

石田三成捕へらる

祝著なれども、我等は煩重ければ、僅の步行もなり難からん。兎角して、捜し出されては、必ず汝が身の爲めにも惡しく、我等も覺悟なき樣なれば、唯、田中に、告げ知らせよとあるにより、與次郎太夫、力なく其旨を訴へけるに、兵部大輔、甚だ悅ひ、家來野村傳左衞門・澤田庄左衞門等に下知して、石田を召捕るべしとあるにより、彼等、與次郎太夫が家に込入り、野村傳左衞門、先立ちて石田を引立て、乘物に乘せ、井口へ歸る。兵部大輔、此時、途中へ出向ひ、三成に對面して、貴殿、此度、一方の武將となり、四國・九州の諸將を手に付けて、勝負を爭ひ給ひし事、誠に末代の聞えなるべし。凡そ合戰の勝敗は、古今珍しからぬ御事なり。十五日の戰に打負け給ひ、御謀、忽ち空しくなるとも、今は御後悔を止めらるべしと、慇懃に挨拶ありければ、三成面色打解けて、事新しき樣なれども、我等は、太閤の重恩を受けたる故に、秀賴公の御爲めを計り、秀家・景勝・輝元以下と相談して、天下の安危を計ると雖も、一戰に利を失ひ、敵に頭を擡げさする事、言語に絕えて無念なり。去りながら、斯くなり果つるも、皆報恩の爲めと思へば、さまでの後悔なし。又今日までも、身を離さで、殊に

祕藏せし脇差は、先年、太閤より給はりたる切刄〔丹イ〕貞宗の名刀なり。形見に進らするといひて、田中に授く。斯くて、兵部大輔は、三成を誘ひて、井口村の農長が家に歸り、家人宮部善八に萬づ裁許させ、田中善兵衞・國友與左衞門・森毛甚七郎を、馳走人に付けて、懇に饗應ありけれども、三成、曾て食事を爲さず、一刻も早く、刑戮に遇はんとありけるを、三人の輩、御志は理なり。去りながら、兵部大輔心得としては、其沙汰に及び難し。其程は、未だ餘日あるべし。御食事をも聞召し、御氣力を補ひ給ひ、御最後の嗜を、專ら御心に懸けらるべしといひければ、然らば、此程、痢病を煩ひ出したり。其保養の爲めに、韮雜炊といふ物を、給はるべしとあるにより、急ぎ彼のまうけして進めけるが、兵部大輔、猶所勞覺束なしとて、醫師を付けて、藥を勸めけれども、三成、曾て同心なく、今、此身になりては、藥を、服用すべきにあらず。田兵とも、覺えぬ事を、承るものかなといひければ、兵部大輔、仰は然る事なれども、更に御命を救はんとするにもあらず。暫く御病苦を安めん爲めなれば、唯、藥を參らるべしと、强ひて進めければ、石田も、承引するにより、九月十八日より同二十日

石田捕縛に就きての說

の朝まで、彼所に逗留して、保養を加へけるとかや。
一本に、淺井郡脇坂村の葺〔葦カ〕原の中にて、田中氏の家人野村傳左衞門、石田を搦取りたりと記す。今按ずるに、是れ正說なるに於ては、與次郎太夫が諫に從ひ、古橋村を出でて、葺〔葦カ〕原の中に隱れ居たるを、野村傳左衞門、搦め取りたるにや。又一書に、石田を隱し置きたる夫を、野をといひ、妻をばむもといひし者なるが、彼のむも、夫を色々勸めて、三成を敵方へ渡しけるが、其年の冬、夫婦共に熱病を煩ひて、死したりと記す。按ずるに、彼の與次郎太夫夫婦の異名を、野を・むもといひたるにや。但し、彼の夫婦、熱病にて死したるを、怪しく〔脫字アルカ〕者なせると思ふに足らず。又別記に、三成、常に田中兵部を、田兵と稱へ、いかにもおとなしめ〔おとしめカ〕きたる挨拶なりしが、此囚となりても、あしらひは、日頃に變らざりしといへり。今按ずるに、三成、囚となりて、田中兵部に對面の時、少しも屈せず、平生の如く、田兵といひたるは、流石に、秀吉の御選に遇ひて、官祿備りし人に相應せり。然るに、太閤御在世の時、伏見の城にて、家康公と田中兵部、二碁を挑みしに、三成、太閤の御

前を去りて、其傍を通り懸り、立ちながら、碁を見物せしが、家康公に助言する人あるを、此碁は、敵多き程に、田兵の負になるべしと、いひ捨てゝ表へ出たりと聞く。是れ己が權威に誇りて無禮なし〔か、カ〕人の愛憎を知らぬ過失なるべし。但し、其頃、大名・小名の中に、石田と因む人ありて、郎從と親附せしとある上は、惡人ともいひ難し。所謂彼處に明にして、此處には闇しとすべきにや。

隊長後藤又兵衞は、其頃、佐和山の町口を堅めけるが、九月十九日の晩、草津の御陣所へ、飛脚を馳せて、石田をば己が生捕りたる樣に、申しけれども、引續きて、田中兵部大輔の、件の註進あるにより、後藤が僞、忽ち現れたりと記す。尙古按ずるに、後藤も黑田長政の家にて、流石の者なれば、かばかりの私曲はあるべからず。若し、此僞あるに於ては、長政怒りて、後藤を罪科に處せらるべき事、勿論なり。推量するに、田中兵部、石田を搦め取らせたりと、佐和山の城下へ聞えしに依り、又兵衞、先づ飛脚を馳せて、此御知らせ申したるを、末々の輩、聞き誤りて、此說をいふにや、覺束なし。

小西行長捕へらる

石田、既に捕はれて、彼の方人せし輩も、皆身を隱すべき所なし。中にも、小西行長がなれる樣を聞くに、關ヶ原の合戰に打負けて、伊吹山の東、糟川に落行きけるに、其頃、相川村に林藏主といふ禪僧の還俗せし者あり。彼の林藏主、小西に向ひ、御邊は、如何なる人ぞと問ひけるに、我等は、小西攝津守なりといふにより、林藏主、頓て地頭の竹中丹後守へ、此旨を告げしかば、竹中郎從伊藤半右衞門馳來り、小西に繩を懸けて、九月十七日、江州八幡山の御陣所へ參りければ、御褒美として、竹中丹後守に、黃金百枚、又小西が差したる光忠の刀、林藏主には、黃金拾枚與へ給はり、小西は、村越茂助に預けらる。草津の御陣所より、丹州に賜はる御狀に曰く、

小西攝津守召捕給ひ候。精を被入之段、祝著之至に候。猶期後音候。恐々謹言。

九月十九日　家康御朱印

竹中丹後守とのへ

別記に、小西行長は、關ヶ原の戰場を遁れて、美濃の粕粉谷といふ山里の辻堂に、隱れ居たり。其外、落人數輩、彼の辻堂に入りて、小西と一所に居たりしに、相川

村の林藏主、農夫數十人語らひて、彼の辻堂を取卷き、此內に、大將分の人あるべし。御出なくば、忽ち燒殺し申さんとて、薬を夥しく積廻し、火を放つべき用意をなす。落人共、誰を尋ぬるぞと問ひければ、備前中納言・石田治部少輔・小西攝津守・長束大藏・安國寺、此輩を搜し出づべき旨、今朝、田中兵部殿よりの御下知なりといひけるに、落人共、攝津が方を見やりければ、行長、今は遁るゝに、所なしとや思ひけん。辻堂より出でゝ、我等は小西なり。殘る者共は、然るべき武者にもあらず。助けよがしといひて、繩を懸けられたり。彼の辻堂に居たる者の中に、一色主膳といひし者、虎口を遁れ、加賀へ下りて、二千石領したりといへり。今按ずるに、小西は、美濃の糟川にて、林藏主に搦め取られたりと、衆說にあり。但し、別記に出でたる辻堂の中に、居たりとあるが、正說なるべきにや。

又或說に、小西攝州、林藏主を近づけ、我等は小西攝津守なり。內府の陣所へ召具して、褒美を受けよといふにより、小西殿は、さばかりの强將なりと聞く。いかで、自害の御覺悟なきやといひしに、近年、耶蘇の門徒になりしが、自害を禁ずる

掟ありて、心に任せ難しと、語るにより、林藏主、頓て此旨を、竹中丹州に告げたりといへり。今按ずるに、武家に限らず。凡そ人の死すべき時到りて、自殺する事、勿論なり。然るに、小西、宗門の掟に泥みたるも謂れなし。但し、内府の御免を受けて、一命を助かるべしと思ひて、淺ましく繩にかゝりしにや。

斯くて、田中吉政は、井口村に滯留して、石田が痢病の保養を加へ、少しく驗あるにより、九月廿一日に、石田を召具して、彼所を立ち、廿三日の晩、大津の御本陣に至り、石田を具して參りたりと、申入れられければ、內府、甚だ御悅喜ありて、石田を、本多彌八郎正純に預けられ、嚴しく守護すべしと仰出さる。其後、田中兵部を、御前へ召され、貴殿、今度、合渡・關ヶ原・佐和山にて、武功を立て、今又、石田を召具して、是へ參り候事、一方ならぬ手柄なりと、仰せければ、吉政、石田を召捕らせたる始終の樣子、又は石田が申したる趣を、御物語の御序に、切刄貞宗の名劒を、彼が與へたる事を申出し、囚人の引出物なれば、請け難き事なりと、いはれしにより、內府公、其旨を聞かせ給ひ、石田が志といひ、其上、太閤の手に觸られし物とあれば、我等が

石田、本多問答

指圖に任せて、其方所持せらるべしと仰聞けらる。又三成、此頃、痢病を煩ひ出したりと、御聞きありて、其療養の爲めに、醫師を付け給ひ、やうやう夜寒になりたればとて、御小袖を與へらる。其夜、本多正純、内府の御内意を承り、三成に對面して、今、秀頼公御幼稚なれば、奉行・老中相計り給ひ、天下靜謐なる樣にと、御心を盡さるべき事なるに、却りて益なき兵亂を起し、唯、一戰に、利を失はれたるは、愚痴なる者の計ひに似たり。此張本人は、誰殿にて、如何なる御思慮ありてにやと、いひたりしに、石田、此旨を聞きて、其方、陪臣なれば、井の中の蛙大海を知らぬ類にて、天下の安危を計るなどは、覺悟もなかるべきに、此企の始終を思案して、分明に申聞けらるゝ趣、此方の及ばぬ武略なり。秀家・景勝・輝元を初、德善院・右衞門尉・大藏大輔に至るまで、自然と御邊の心に叶ひて、暫く同心なかりしを、我等、頻に諫め爭ひて、終に此亂を起したる上は、糺明せらるゝまでもなく、張本は我等一人なり。此上は、人々の罪科を宥められ、我等が首を刎ねらるゝ樣に、内府へ申されて給はるべし。斯くいへば、一向謀を知らで、大事を企てたる樣なれども、既に合戰の時

至りて、或は反忠の爲めに、裏切をなし、或は旗を進め兼ねて、節を失ひたる輩あれば、打勝つべき樣、更になし。若し彼の輩、兼約を守り、鑓先を竝べて突懸らば、御邊が武略も、徒になりて、恐くば敗北せらるべし。然るを、引替へて利を失ひ、今凶人の身となりて、御邊達が手に渡りたれば、淺ましく負を取りたる樣に、批判せらるるも理なり。去りながら、反忠の輩ありて、味方、あら〳〵になるまでも、秀家を初、大谷刑部・羽柴義弘・我等などは、陣列を亂さず馳懸つて、敵を東西へ追ひ靡けたれば、不覺の負を取りたるにもあらず。此上に、若し強ひて、我等を口黑く譏る人あらば、われ心に於て、恥づる所なしと、答へけるを、正純、更に承引せず、御辯舌は承る事なれども、彌〻此仰疑あらん。凡そ智將は、人情を計り、機微を察すると承り候へば、嗚呼がましき申事ながら、內府は、鳥居・內藤が註進を聞きて、野州小山より引返し、直に出陣あるべきに、思の外、遲滯せられしは、衆情を窺ひ知るべき爲めなり。各〻は、諸將の心をも計らず、卒爾に馬を出されしに依つて、終に裏切に遇ひ給へり。然るに、末に至りて、反忠の輩なくば、今度の合戰に、打勝たんものをと、仰

せらるゝも心得難し。又秀家卿・貴殿・長束殿に至るまで、濃州へ御出馬の日より、討死の御覺悟あるべきを、大谷殿を棄殺にして、引退かれしのみならず、貴方の生捕になり給へるも、策にやといひければ、其時、三成打笑ひて、實に御邊がいへる如く、諸將の心を知らざりし故に、裏切の變に遇ひたれば、今は兎角をいはん樣なし。但し、大谷を敵に討たせて、秀家と我等が退きたるも、不覺の樣に申さるゝは、御邊がはたはり狹き心に任せて、恣に、此論をなすといふものなり。大谷は、多年の病者にて、後日期すべき身ならねば、死を急ぎたるも、故なきにあらず。秀家と我等が退きしは、時節を待つべき謀なり。次に、田中が家人、我等が旅宿へ推參せし時、其輩を刺殺して、自害せんは易かりつれども、此上は敵の手に渡りて、尋常に首を討たせばやと思ひ、又關ヶ原合戰の日は、手前鬪しかりしに依つて、人々のなれる樣をも、曾て知らず、其働の善惡をも語り聞かする人あらば、泉下に於て、太閤へ其物語申さん爲めに、暫く浮世に存命へて居れり。今は御邊と差向ひて、問答するも益なき事なり。此後は、口を噤むべしとて、一向、挨拶をせざりし故に、彌八郎も席を

石田審問に就きての說、竝にその批判

退きけるとかや。

一本に、石田を、本多彌八郎正純に預けられ、其後、御本陣の白洲へ引居ゑけるに、內府公、御覽じて、合戰の勝敗、古今珍しからず。治少、不運なりと仰せければ、石田承り、更におくれたる氣色なく、天運に盡きて斯くの如し。疾く〱、首を刎ねらるべしと申して、御前を退きけるに、本多忠勝を御使として、此企の意趣を御尋ありしとて、其返答を記す。今按ずるに、石田を、御前へ召し給ひたる說を聞かず。但し、重盛の義平に對面せられし例を、思召し出されたるも知り難し。其後、本多忠勝を、御使に立てられ、此企の意趣を問はせ給ひたりと、あるも亦審ならず。又同本に、內府の御味方せし福島・黑田・淺野、其外の諸將、石田に對面して、貴方、忽ち自害せず、囚人になりたるは、不覺なりといはれしに、治部、聞きもあへず、各〻は將たる者の志を知らざる故に、不審あり。我等自害せざるは、いかにもして大坂へ赴き、輝元・長盛と談合して、今一度、晴なる軍せんと思ひしかど、運盡きぬれば、力なし。其上、我等は卑賤の中より選出され、官祿備はりたるも皆、

故太閤の御恩德なり。然るに、內府天下の御後見は、幼君の御爲めになり難しと思ひたるは、愚腹の誤なるべきか。然れども、此企を爲し、今斯く、敵の手に渡るも、皆故太閤への報恩なり。各〻も君の御恩を受けて、今、秀賴公へ弓を彎き給ひ、故太閤へは、何を申譯にせらるべきと、答へければ、各〻口を噤みたりと記す。尙古按ずるに、本多正純と、石田三成問答の外に、對談したる人を知らざる由、本多正純に仕へし老兵のいひたりと、語る人あり。是れ正說なるに於ては、石田と對談の說に僞なるにや。又別記に、石田が、田中吉政に授けたる一尺三寸の短刀は、切刄兼直なりと記す。按ずるに、彼の短刀、貞宗が作にて、今に、江戶の增上寺にあり。兼直とあるは、異說なるにや。又別本に、田中吉政、石田を召されて、大津へ參り、御本陣の門外に疊を敷き、其上に、石田を坐せしめて置かれけるに、羽柴左衞門大夫・淺野左京大夫、其外、諸將、石田が前を過ぎられしが、羽柴正則、馬上より石田を顧みて、其方、無用の亂を起し、今、其體になりたりと、あらけなくいはれしに、石田、忽ち怒を顯し、己を召捕りて、我等が如く繩を懸けざるは、運

命の盡くる所なりといひけるを、正則、聞かぬ振して馬を進めらる。やゝありて、黑田長政も、御陣へ參向せられしに、石田が坐したる所にて、馬より下り、貴方、不仕合にて斯くなり給ひぬ。之を召せとて、長政、其日の道服を、石田に著せ給へり。是れ實說なりと記す。倘古按ずるに、黑田長政の老臣黑田睡鷗、此時の始終を、長政に聞きたりとて、年經て後、主君忠之に物語せしを、傍に居て聞きたる明石素白、予に語りけるは、石田治部、繩を懸けられ、跪坐して居たる所を、福島・淺野、其外二三輩通り懸に、何やらん高聲に物いひかはして、過ぎられし後より、長政行懸り、馬より下りて、石田に近づき、治部殿も不仕合にて、今、斯くなり給ひしといはれしに、石田も、流石の者なる故に、長政と多年の不和を、忽ち翻し、面色を和げて、毛利が腰を拔かして、節を失ひたりと荅へたり。是は南宮山に備へたる吉川侍從、內通申したるを知らで、斯くはいひしなるべし。彼の高聲に物いひたるは、福島と石田が問答なりと、後に人の語りたる由、長政仰せられたりと語りて、福島其外の輩、石田と問答せられし事、又は長政の羽織を、石田に著せられ

たりとは、睡隠が物語に聞きぬといへり。是れ皆、後人の附會なるにや。但し、福島・淺野以下の人々、大津にて、石田が前を過ぎられたりとあるは、覺束なし。如何にとなれば、正則・長政・幸長等、内府公に先立ちて上り、直に大坂へ下向せられたりと、傳記にあり。推量するに、石田を京都へ上せて、誅戮せらるべきに定り、大津の城の門前にて、引据ゑて置きたる時、彼の輩、石田が前を通り過ぎて、彼の問答ありたるにや。別記に、鳥居元忠が二男久五郎後土佐守と號す成次を、内府の御前に召し給ひ、石田は、汝が父の敵なれば、其方に與へ給はるなりと、仰せ出さるゝにより、其夜は、鳥居が方より番人を据ゑ、石田を嚴しく守護せしが、翌日、御斷を申して、又本多正純が手の者に、石田を守らせたりと記す。今按ずるに、元忠が嫡子左京亮に、石田を與へらるべきに、久五郎に給はりたる説は、覺束なし。但し、別本に、左京亮は、宇都宮の城を、始終守りたる一將なりとあり。是れ正説にて、二男久五郎に、石田を與へられしにや。皆見たる異本には、石田は、天下の罪人なるが、鳥居に給はるべき樣なし。是れ虚説なりと記す。按ずるに、鳥居元

忠が忠義を思召して、石田を暫く鳥居に給はり、鳥居も亦、公の御心中を計り奉りて、翌日、石田を差上げたるも知り難きにや。

安國寺捕へらる。

又安國寺惠瓊は、關ヶ原の合戰敗れて後、南宮山を下り、多良口へ退きけるが、本道は危かるべしとて、江州那須の里より引返し、朽木谷へ懸り、山城坂を打越え、八瀬・小原を過ぎて、鞍馬へ赴き、自照院に隱れ居たり。是より先に、内府公、吉川が人質栗谷十郎兵衛を御返ありしが、如何にもして、安國寺を搦め取り申すべしと、仰出されしにより、十郎兵衛、京都へ上りけるに、安國寺此旨を聞き傳へ、彼の寺を忍び出で、六條の道場に隱れ居たり。爰に、佐々木家の浪人北村五郎左衛門と號する者、其頃、剃髮して樂鎭といひしが、彼の者、京都に居て、安國寺が住所を聞き出し、奥平美作守に、斯くと告げけるにより、作州、家人鳥居庄右衛門に、手の者を添へて差向けしに、安國寺も、事の樣を、覺束なしとや思ひけん。平井藤九郎・長坂長七兩人を召連れ、其身は、張輿に乘りて、東寺の方へ出でけるを、樂鎭、跡に引續きて、奥平が手の者に、安國寺が乘輿を敎へければ、信昌が兵士、安國寺を取り卷きけるに、平

井藤九郎、主人を敵に、渡さじとや思ひけん。乗物ごしに一刀刺し、長坂長七兩人共に、能く働きて討死す。安國寺は、創を被りたりしかども、死なざりけるを、奥平の兵士鳥居庄右衛門、此時、十六歳なるが、惠瓊を乗物より引出して、繩を懸けしに、作州、頓て手の者を付けて、大津の御陣に送りければ、酒井右兵衛大夫に預けられ、樂鎭には、黄金拾枚與へられしに、樂鎭、金子を拜領せず、某、惠瓊が在所を申出でたるは、御褒美を受くべき爲めにあらず。先年秀次公滅亡の時、石田治部・安國寺等、故主六角義郷を支へて、代々の領地を召放され、義郷は勿論の事、我等如きの家來共、皆浪人して、斯く淺ましくなり行きたる事、骨髓に通りて無念なり。此故に、遺恨を晴すべしと思ひ、訴人に出でたりといふにより、美作守、之を聞き、やさしき申様なれども、御褒美は、天下の定法なり。唯〻申受くべしとあるに依つて、樂鎭、力なく御褒美を受け、其金子を靑銅に替へて故郷に歸り、農夫共に分ち與へければ、其懇志を悦びて、樂鎭を深く勞はりけるとかや。

一本に、石田・小西・安國寺に、時服を與へられしが、小西は、是れ程までの御芳情

[illegible]に預るべしとは、露思はざりしといひて、恥しき粧をなし、安國寺は、兎角をいはず、石田は、取次する人に向ひ、此小袖は、誰より給はりたるやと、いふにより、上の御恵なりと荅へければ、石田、から〳〵と笑ひ、秀頼公の外に、上様といふは誰人ぞ。心得難しといふにより、人皆、憎みたりと記す。今按ずるに、石田が、此時までも、秀頼公をのみ主君と思ひし故、斯くいひたるは、人臣の道にあたりたるを、人皆憎みたりとあるは、世に追從する人々なるにや。

又、尾州犬山の城主石川備前守數正は、關ヶ原の合戰敗北の後、是も杤木谷を經て、京へ上り、虎屋といふ町人を頼み、隱れ居けるが、忍び難くや思ひけん。懷中せし黃金十枚、虎屋に與へ、夫より龍安寺の山に分入りて、一日一夜隱れ居けるが、妙心寺の塔頭養德院は、石川が先祖の寺なるによりて、九月廿日の夜、彼の寺に到り、住寺を頼みけるに、周室憐みて、何時までも、此寺に居給へと、いひけれども、又、彼の寺を出で、播州へ下り、舍弟掃部頭と相談して、羽柴輝政を頼み、罪科を陳じ申しければ、則ち御許容ありて、剃髮して宗林と名を改む。彼の宗林は、其前、家康公に仕

へて、石川伯耆といひしが、天正の中頃、三州を出奔して、秀吉公へ召出されたり。今又、石田と一味して、家康公を失ひ奉らんと、謀りし者なれば、假令、其罪を陳謝すとも、御宥免なかるべしと、人皆推量せしに、內府公、如何思召しけん。死罪一等を宥められしとかや。

或說に、石川は、極めて富人なる故に、黃金千枚、內府公へ捧げて、罪を贖ひたりといへり。今按ずるに、石川兄弟は、重罪の者なり。假令、數千枚の黃金を捧げたりとも、御宥免なかるべし。然るに、其の弟掃部は、誅戮に遇ひ、兄備前は、一命を助かり、剩へ、京都に居て、安樂に一生を保ちたるは、格別の故あるにや、覺束なし。

關原軍記大成 卷之三十 終

關原軍記大成 卷之三十一

勅使下向附秀忠公御上著

勅使綸言を家康に傳ふ

家康の奉答

斯くて內府公は、九月十九日の晩、草津へ御陣を移されけるに、彼所へ勅使下向あつて、綸言を述べ給ひけるは、今度天下の兵革起り、叡慮頻りに安からず。然るに、內府上方の亂を治むべき爲めに、關東の强敵を捨てて馳上り、先日膽吹山の麓に於て彼の大敵と相戰ひ、忽ち雌雄を分けし事、古今稀なる大功なり。彌〻國土豐かなる樣に沙汰せらるべしとの趣なり。內府公勅答ありけるは、上にも知召さるゝ如く、秀賴幼少なるに依つて、逆臣天下の亂を起すと雖も、味方の諸將戰功を勵み、凶徒を退け候上は、諸國の殘黨旗を卷いて、四海穩かならん事疑ひなし。此旨宜しく奏聞あつて給はるべしとありければ、勅使彼の所を退出せり。又秀忠公は、信州妻子

酒井忠利井伊直政口諍

にて關ヶ原合戰の御勝利を聞き給ひ、彼所を御出馬ありて、此日草津へ著かせ給ひ、直ぐに御本陣へ御參ありけるが、內府公、御持病の寸白起らせ給ひたりとて御對面なし。秀忠公、扨は關東より遲く上りし故に、御意に背きたりと御推量ありて、迷惑に思召しけるにや、幕の外へ御出の時、聊か御落涙ありしなり。此時秀忠公に從ひ奉りて馳上りたる、榊原式部少輔・本多美濃守・大久保相模守・本多佐渡守・酒井宮內少輔等の御家人、皆御本陣へ伺公申しけれども、秀忠公にさへ御對面なきに依つて、一人も御前へ召し給はず、下陣へ罷歸るべしと仰出さる。井伊兵部少輔仰せを述べて後、彼の輩に向ひ、秀忠公關東より遲く上らせ給ひ、大事の合戰に御逢なかりしは、各〻までの不覺なりと、あらけなくいひけれども、內府の御機嫌惡しく御在したりければ、返答する者一人もなく、各〻席を退出せしに、其始め三州西尾の城主たりし、酒井雅樂介正親が二男、備後守忠利は、弱年の時より、內府公御前ともいはず、所存を申す者なりしが、兵部少輔が出語を聞きて思ひけるは、秀忠公の御舍弟下野守殿は、兵部少輔が壻なるにより、先日關ヶ原の合戰に、直政下野守殿の御後見と

して、倶に戰功ありしと聞く、是に依て直政妄りに秀忠公の御上り遲きをいひ立て、下野守殿の御手柄を風聞するかと怒を含み、其座に居殘りていひけるは、兵部殿の先の一言心得難し。いかんとなれば、秀忠公遲く上らせ給ひたるは、仰分けられある事なれば、内府公いかで御機嫌惡しかるべき。然るを若き殿の御憤りを輕からず、粗忽の事を申さるゝは、如何なる心中にやといひければ、兵部少輔あざ笑ひて、我等は、返らぬ事ながら、秀忠公天下の人口に懸らせ給はん事の口惜さに、悔み申すなりといふに依つて、備前守屈伏せず、秀忠公例ば實の御誤にて、内府公御機嫌宜からずとも、格別の時節なれば、御父子御對面ある樣に、貴殿申直すべきを、其計ひなきのみならず、今更無益の批判をいひ、此上にも我等と爭ひて、秀忠公の御背議をすべき所存あらば、兵部少輔覺悟せよといひて進み寄る。時に本多豐後守・牧野右馬允・高力左近大夫、御本陣へ參懸り、口論を相止む、兵部少輔は、其頃内府公の御家にて官祿備はり、肩を竝ぶる者もなかりけるに、備後守頻りに怒り罵りて、始終嚴しく爭ひければ、人皆酒井が勇氣を稱して、彼れ戰功多かりし中に、駿州持

秀忠遲參に關する諸說

船・信州九子・尾州盤江の働は人の知りたる武功なれども、舌戰も夫に劣るべからずといひあへり。　家康公も備後守が此口論に御憤りなく、又兵部少輔も更に遺恨とせず、却て彼は器量ある者と御議定ありて、其頃武藏國川越にて三千石給ひしを、翌年の春駿州田中の城主となし給ひ、一萬石を與へられ、其後又武州川越に於て、三萬七千石の領地を給はり、大猷君・嚴有君の御時、天下の大老たりし酒井讚岐守忠勝は、備後守が嫡子なり。　斯くて家康公・秀忠公は、九月二十日の晝大津の城へ入らせ給ひ、彼の城中に於て、御父子御對面ありければ、御家人喜悅の眉を開きたりかや。

異本に、內府公大津へ御陣を移されし時、彼所へ勅使御下向とありて、勅使又は傳奏の姓名なし。今按ずるに、草津へ勅使を立てられしとあるが、大樣正說なるべきにや。又一本に、秀忠公九月十七日信州妻子に於て、關ヶ原合戰の御勝利を聞かせ給ひ、翌十八日、彼所を御出馬ありて、濃州落合の驛に御馬を立てられしに、此邊苗木は川尻肥前守が領地なり。　其身は大坂に居て、家老關治兵衛を居城に置きけるが、秀忠公の御旅行を聞きて、本道の山際より、川を隔てゝ鐵炮を打懸しかども、

秀忠公、道を急がせ給ひし故に、彼の敵に御取合なかりければ、敵も亦入りたり。其晩可兒の大寺に御止宿、十九日赤坂に御止りありしに、大垣も昨日落城せしと聞えければ、御供の人々、一日遲かりしとて無念に思ひたり。二十日高宮、廿一日草津に御著ありければ、內府公に供奉せし輩御迎に出たりしが、下野守殿は、御鎧に血の付きて、御手には藥も付けられ、御幟も切れたるを持たせて御出であり、井伊侍從も、手負ひながら罷出で拜謁あり。其外の輩皆手にあひて、突折り切られたる鑓・長刀・甲冑・背旗まで授けたる粧ひ、由々しく見えければ、秀忠公に從ひ申したる人々は、武具・馬具新しく、金銀を鏤ばめ、衆を晴と立出でけるが、今は却りて、打損じたるが浦山しく思ひたりと記す。尙古按ずるに、濃州苗木の城は、是より先き落たると聞く、假令此時まで城を守りたりとも、關ケ原合戰御勝利の後といひ、小身なり川尻が留守の者共、秀忠公の行軍を妨ぐべき樣更になし。此說曾て用ひ難し、又秀忠公の御迎に出られたる下野守殿・其外井伊侍從以下の輩、此時甲冑をよろひたるも異說なるべし。其上內府公には、九月二十日に大津へ御陣を

移されたりと傳記にあり。然れば下野守殿、其外内府公の御家人、大津より此所まで御迎に出づべき樣もなし。本文に記す如く、秀忠公十九日に草津へ著給ひ、内府公も未だ彼所に御陣を据ゑられ、其御家人秀忠公の御迎に出たるを、斯く誤りて書きたるにや。或說に、内府公の仰せに依つて、秀忠公此日大津より醍醐へ御陣を移されたりといへり。正說なるにや覺束なし。又別記に、家康公江戶を御出馬ありし頃、道中より秀忠公へ御使者を立てられ、今月十日頃、美濃・尾張へ御在陣あるべしと仰せ入れられけれども、御上り御延引あるによりて、暫く御機嫌惡しかりしが、大津にて秀忠公へ御對面の後、道中より秀忠公へ遣し給ひたる、御使者山本新五左衞門・大久保市十郎兩人の誤となりて、釆地を召放されしと。年經て後、秀忠公彼の兩人を召出されしといへり。又一本に、秀忠公、草津に三日御逗留ありけれども、内府公御對面もなし。是は一日も早く御登あるべきを、上田程の小城に御手間を取られ、其上御家老中に任せられ、小諸の御在陣故、甚だ御腹立ありしと記す。尙古按ずるに、秀忠公上田の近邊深谷平に御馬を立てられ、

攻戰の御下知あり。然るに小諸にのみ御在陣とあるは、異說なるにや。其上草津に三日御逗留とあるも亦不審なり。又同本に、草津にて榊原式部、內府公の御前に參り、御立腹はさる御事なれども、秀忠公を御待付け、大手の御合戰あるべきを、左なきのみならず、江戸を御出馬の後、御左右なきにも心得難し。是は御子を出拔かれたると申すものなりと、憚なく申しければ、內府公聞召して、八月晦日大久保助左衞門を使者として、急ぎ上方の手合せあるべしといひ遣したりと仰せられしに、榊原承り、御使者九月九日小諸へ來り、夫より上田の堅、其外御下知ありて、彼の所を立たせ給ひ、一日もあだなる御發向はなし。一日に十四五里、或は十六七里程宛御發向ありけれども、難所といひ、雨降り續き、路次惡しくして、御登り御遲滯なりと申しければ、御使者は何とて左樣に遲かりしぞと仰せられて、大久保助左衞門御機嫌に背きけるが、程なく御赦免あり。大久保が江戸を出でて後、大雨故川々洪水にて、三日逗留せし故に、必ず延引したりとなり。縱ひ三日逗留したりとも、斯くは延引すべき樣なしとて、人々大久保を譏りたりと記す。今按

ずるに、此時內府公東海道より秀忠公へ參らせられし御使者は、山本新五左衞門・大久保市十郎なりと舊記にあり。助左衞門を其頃市十郎といひたるか、又內府公江戶を御出馬の後、道中より御先鋒の諸將へ與へられたる御書中にも、秀忠公に御使者を立てられたり。十日頃には其表へ御著陣ある樣に書かせ給へり。然らば內府公江戶を御出馬なき中に、唯一度秀忠公へ御使者を立てられしとあるも覺束なし。又同本に、康政重ねて申しけるは、唯々御機嫌を直させ給ひて然るべし。其故は、平生は如何もあれ、合戰の道にて御家督の若殿に御不審ありては、天下の評判に懸らせ給ひ、武家の御瑾となり申すべし。さるに於ては、公も後難を受けさせ給はん事必定なり。第一秀忠公、上田の城を不日に攻取るべしと仰出されたるは、人々の存ずる所なり。然るに本多佐渡守、頻りに御異見申すに依り、御心に任せざる上は、若き殿の手延なる御下知にもあらず、幾度も申す如く、幸の御合戰待合せなきも、憚ながら御誤なるべし。此所を御思慮なく、暫くも御勘當は歎き入りたる御事なりと、再三申しければ、內府公御許容ありて、同廿五日伏見にて

御對面の上、關ヶ原合戰の物語、又は上田表の事をも聞かせ給ひて、御中直りありければ、諸人喜悅の眉を開きたりと記す。今按ずるに、秀忠公は九月十九日草津の驛に御著、翌二十日大津にて內府公に御對面なりと舊記にあり。同日黑田長政京都より秀忠公へ書狀を捧げられし其御返事も、大津より與へられしと聞く、然るに廿五日伏見にて御父子御對面とあるは覺束なし。彼是正說なるにや。又別記に、伏見にて御父子御對面は、悉皆榊原康政が計らひなり、康政は勇あり、智あり、忠ありとて、人皆彼を稱美したり。秀忠公も、彼が計ひを御喜悅ありて、御直筆の御書を給はり、此忠節御子孫まで御傳へらるべしと、書かせ給ひたりと記す。今按ずるに、此說の眞僞知り難し。又一書に、本多上總介草津にて內府公の御前に參り、秀忠公御上りの御延引は、父佐渡守が越度なり。彼を死罪に處せられ、秀忠公の御誤なき旨を、人々に御知らせあれかしと申して、御機嫌を直しけるに、秀忠公、本多上總介正純が內府公へ申上げたる趣を聞せ給ひ、彼が厚志を御一生御失念なかるべしとて、御自筆の御書を給はりしに、或時、安藤帶刀直次朋友に逢ひ

安藤直次本多正純の滅亡を豫言す

て、本多上總介は終に滅亡せんといひたりしが、引違へて御加增ありければ、朋友の曰く。貴殿はいつぞや本多氏を滅亡せんといひたりしが、却つて御加恩を請けたりといひしに、安藤誤たる氣色なく、終を見て評判せられよと返答せしに、又野州宇都宮を給はりて、再び祿二十萬石を領しければ、帶刀が親友、又安藤を責めて、返す〲貴殿の誤といひければ、安藤が曰く、滅亡既に近付きたり。今見給へと返答せしに、果して正純亡びしかば、御邊は如何なる先見の知ありて、斯くはいはれたるぞやと怪みけるに、帶刀重ねていひけるは、正純先年秀忠公より與へられたる御書に誇りて、五十萬石の食祿を〻給はるべしと思ふ氣色、面に見えたり、然れども、彼が思ふ樣には御下知あるまじき事なれば、我と殃を作り出して、亡びなんと推量せしが、よからぬ事をいひ合せて、却つて心變しといへり。倘古按ずるに、本多正純、假令內府公の御機嫌を直すべき一實にて、父佐渡守を死罪に行はるべしと、假りに申したりとも、不孝の罪遁るべからず。殊更此時秀忠公の御身の上、必定危かるべき樣なし。又佐渡守に限らず、御家老榊原式部大輔、其外、

歴々の數輩秀忠公の御供して登りたるに、佐渡守一人の罪なりといひしも心得難し。又秀忠公の御書に誇りたるもいはれなし。彼是に付きて安藤・本多が行末を殃あらんとは語りしならん。其孫本多忠左衞門小身になりて、駿府の町奉行せられし頃、江戸にて唯一度對面せしに、其方浪人の中は、駿府へ來りて安住せよ、我等取計らふべしと具々いはれし恩あるに、其先祖を評論するは、心なき様なれども、遙に隔りたる昔を議するは、あながちには憚なしとすべきにや。又或時内府公の老中參會して、物語の席に、井伊侍從、榊原康政に向ひ、貴殿上田にて、敵を恐れず、一人本道を通りたる勇敢、又眞田父子出づるに於ては、附入りに城を乘取るべしと謀りたる智謀、又草津にて内府公を諫め申し、御父子の御中を直したる忠節、比類なしとありければ、康政も快く見えたりしに、忠勝聞きも敢へず、侍從の仰せらるる如く、一々至極せり、此中務などは及び難き所なり。但し康政一の聞えざる所ありと戯れしに、康政笑ひて、何事にもあれ申聞けられよといひしに、中務が曰く、井伊・本多・榊原は、當家は勿論の事、他家にも人に知られたる三人なるに、

家康、嗣子の選定を宿老に圖る

本多佐渡が尻に付きて參られたるも心得難く、其上上田にて、御邊秀忠公の先鋒となり、一時に城を攻め拔き給はぬは、御思慮ある事にやといひければ、康政も返答に詰り、是れは我等が誤にて、殘念少からずと答へたり。彼の兩人弱年より睦じく、常に斯樣に評論ありけれども遺恨なく、此時の問答も、康政憤りなき面色なりと、井伊侍從が語りたりしを、かたへの人書留置たりといへり。今按ずるに、本多・榊原兩人の問答も、亦眞僞知り難し、但し草津にて內府公を康政が諫めたりとあるも覺束なし。又上田の城を一時に攻拔かざるを、榊原が誤りなりと答へたるも不審なり。然れども、井伊直政此問答を人に物語せし時、傍て書留たりとあれば、正說なるにや。又別記に、家康公猶も御愛子下野守殿を、御嗣になし給はんと思召しけるにや。或時井伊兵部少輔・本多中務大輔・榊原式部少輔・本多佐渡守・大久保相模守・平岩主計頭六人を召し給ひ、御賢息數多まします中に、何れか御家を繼がせ給ふべき、其御器量を相計りて申上ぐべしと仰出さる。一同に大切の御內意なれば、御前を退きて評議をなし、重ねて御請申上度しと願ひけるに、家康

公御許容あるにより、彼の六人御次の座へ出で相談せしが、佐渡守は結城秀康公を御嗣になし申度しとて、其御威光の並びなき事を語る。相模守は秀忠公の御器量を稱して、此君ならではと強ひて爭ひ、兵部少輔・中務大輔・主計頭は、忠吉朝臣の武勇を褒めて、詮議區々なるにより、此上は老君の御思案に任すべしとて、六人の輩御前に參り、各〻所存を申す中に、相模守諫め申して云く、三河守殿は、太閤の仰せに依つて、結城の家を繼がせ給ひし上は、武藏守殿御家を繼がせ給はん事勿論なり。殊更此殿は寛仁大度の御器量ありて、間然する所更になし。下野守殿は、武勇の御譽はさる事なれども、亂世に處して敵の國郡を攻取るには、武勇に如くものあるべからず。國家を平治するに至つては、必ず文武の徳に歸すべし。然るを御愛子に惑はせ給ひ、彼の文武の位を兼備へられし秀忠公を廢し給はば、外樣の大名より御家人に至るまで、中納言殿を慕ひ奉りて、御家の行末も危からん。此大事にかこつけ、若し御贔屓を申すに於ては、忽ち神罰を蒙るべしとて、あらけなき誓言を加へ、憚る所なく申しければ、式部大輔も、此時に相模守

と同意になりて、大久保が諫め申す所理にやと申しけれども、家康公如何なる故か、御氣色ありて御座を御立ありけるが、一兩日過ぎて、又六人の輩を召され、相模守が申す所を存じて、斯く御許容あるべしと仰出さる、是れ正説なりと大久保が家傳にあり。倚古敬んで按ずるに、草津にて井伊兵部少輔と、酒井備後守が口論の起りより、此御嗣の御内談に至るまで、皆秀忠公御心よからぬ御事なり。若し並々の御氣質なるに於ては、縱ひ御父家康公には御恨なくとも、井伊兵部少輔には御不審を蒙るべき事なるに、露ほども惜み給へる御氣色なく、却りて彼が身まかりし時、深く惜ませ給ひしと聞く。又其御舍弟忠吉朝臣御嗣に備り給はざるは、大久保忠隣が計らひなりとて、御近習の輩は憤りけるを、忠吉朝臣御承引なく、我等は秀忠公の弟に生れて、才智も遙に劣りたる上は、いかで御家を相續すべき。然れば、大久保が今度の諫言は、甚だ忠節なりと仰せられて、深く悅び給ひ、其後江戶へ御參府の時は、何時も大久保が芝の家に御逗留ありしが、天なる哉、命なる哉、御歲二十八の春、計らずも勞はり出で給ひて、大久保が芝の宅にて失せ

給ひぬ、彼の御兄弟、關ヶ原御陣の頃は、未だ御弱冠の御事なるに、斯く朴なる御心操は、御仁徳を兼ね給ひし君子なるにや。

斯くて秀忠公、九月二十日の晝、大津に於て內府公へ御對面ありけるが、御座を立たせ給ひて後、京都へ登りたる淸洲侍從・吉田侍從等の諸將に御書を給はる。中にも、黑田甲斐守は、京都より飛脚を馳せて、秀忠公へ書狀を捧げられしに、御返書を給はる。其文言に曰く、

御懇書本望之至令存候。路次中日夜相急ぎ申候得ども、節所故遲々迷惑御推量可被下候。扨々度々御手柄共難申盡次第候。何樣上著之刻、以面上可申述候。恐々謹言。

九月二十日　武藏守 秀忠

黑田甲斐守殿 御報

伊奈圖書切腹

伊奈圖書の部下狼藉

内府公、大津の城へ御座を移されたりと聞えければ、頃日京都に居られし清洲侍從註進申す事ありて、家來佐久間佐左衛門を召出し、註進の旨を申聞かせ、大津へ赴くべしとあるにより、佐左衛門、大津の御本營へ馳參りしが、内府公の御家人伊奈圖書・近藤登・加藤源太郎は、兼て仰せを承り、日の岡に番所を立て、往來の人を改む、其日は伊奈圖書當番なり。　其與本根來組の足輕、正則の使者佐久間佐左衛門に立向ひ、其方は如何なる狼狽者にて、御番所の前を乘打するや、沙汰の限りなり。　下馬せよと咎むるにより、　我等は羽柴左衛門大夫御註進の事ありて、　内府公の御本陣に參る者なれば、他人の樣に下馬すべき樣なしと答へけるに、　足輕數輩馳來り、しやに物いはせず叩き落せと犇めく中に、　佐久間は馬より下りて番所を通り、　大津に到つて正則の口上を述べ、御返答を承りて京都へ歸り、内府公の仰を正則に傳へて後、福島丹波につ就て訴へけるは、此間内府より据ゑ置かれし番所の前を通りしに、伊奈圖書が足輕の者ども、　下馬せざるをあらけなく咎むるにより、　我等は羽柴左衛門大夫御註進の使者なれば、別人の如く下馬すべき樣なしと答へけれども、番

人更に承引なく、却て狼籍をなしけれども、内府公の御番所なり。無禮の行ひあるに於ては、自分の越度ならんも覺束なく、其上御用を承りたる某なり、御返答を申さでは、公用を輕くして、私用を重くするに似たりと思ひ、おめ〳〵と下馬仕候ひぬ。然れば武家の恥辱を請けたるものなり。兎も角も御下知を承り、覺悟仕り度しといひければ、正則聞きて、彼れが公務の爲めに私を忘れ、恥辱を忍びたる所忠節を感じ、急ぎ切腹せよ。三日の内に伊奈圖書が首を獲つて、汝が追善にすべし、此事に於ては、我等身命に懸て相違あるべからずといはれしに、佐久間承り、かばかりの御厚恩を蒙るべしとは思ひも寄らず。但し某體の匹夫に御身命を懸らるべき事却て歎入る、さるに依つては骸の上の不忠なり。返す〳〵御短氣なる事は、思召し留り給へといひて切腹せしに、佐久間が首を首桶に入れさせ、安食數馬を使者として、日の岡の御番所へ遣し、某が家來の內、屈强の者、圖書殿に對し存念ありとて切腹仕りたり。其首實檢せられ、其心得あるべしとなり。圖書大いに驚き、使者に向ひ、其時の始終を問ひければ、數馬有の儘に演說す。圖書頓て與力同心を召して穿鑿

するに、數馬が口も少しも違はず。是れにより彼の足輕共を召籠置きて、同役の近藤登・加藤源太郎を招きて、此事如何あるべきと內談せしに、正則既に家來の首を送りたる、相手を取るべき爲めなるべし。私として計らひ難し。老中へ申入るべしと相計り。此方より御返答申さんといひて使者を歸して、井伊侍從・本多中務方へ其旨を告げたりしに、兩人、內府公へ此趣を申しければ、圖書を大津へ召し給ひ、御詮議を加へられしに、圖書が知らざるに極りたり。然れども、左衞門大夫家來に切腹させて、其首を送りたるに、番人一人斬りたりとも承引すべからず。其時立向ひたる足輕悉く誅戮して、福島が方へ遣すべしと御內意あるにより、本人根來大膳院・其外本鄕庄右衞門・山崎一乘坊・伊藤左近右衞門・今泉仙右衞門・小川喜兵衞、總て六人の首を斬り、首桶へ入れて、其蓋に銘々の名を記し、圖書が與力鳥居彥左衞門・同家來安田六右衞門を使者として、彼の首を正則の方へ持たせ遣し、某が手の者、御家來に對し、無禮を行ひたる旨、昨日仰聞られ、驚入りたり。御家來切腹の上は、此方の當人死罪に申付くべしと雖ども、御無禮を憚り、立向ひたる者ども悉く首を刎候ひ

ぬ。此旨侍從へ仰入れられ給はるべしとありければ、正則一向承引せず。凡そ武士の官祿に貴賤ある事勿論なり。然るに我等騎兵の相手として、足輕の首を給はるべき樣なし。此度我等相應の戰功を立てたるも、全く自分の功名にあらず。當家の軍士の身命を抛つが故なり。されば佐久間が解死人に足輕を取るに於ては、我等軍士は悉く輕卒に類すべし。次には首數によるべからず。我等家來も只一人なり。其心得あるべしとて、六つ首を返し、彌憤りあるにより、井伊・本多相談して、此解がひの爲めに、成瀨小吉・米津清右衞門を京都へ遣し、解を入れけれども、正則曾て同心なく、凡そ手の者に過失あるは、皆其頭の越度なるに、圖書が知らざる事とあるもいはれなし。其上家來に腹切らせたる時、申聞かせたる一言あれば、弓箭八幡も照覽ましませ、更に承引すべきにあらず。斯く御理り申す上は、兎も角も内府公御同心なければ力なし。さればとて大切の一言を徒になし、家中の者に見限られては、いかで天下の御用に立つべき。所詮是より高野山へ登り、出家遁世の身となりて、佐久間が跡を弔ひ申さんとあるにより、兩人此旨を聞きて大津へ歸り、

井伊侍從に斯くと語りければ、直政、內府公の御前へ參り、淸洲侍從今度の武功に誇り、憚りを申すと見えたり。若し福島申す如くに、圖書に切腹仰付けらるゝに於ては、御威光も薄きに似たり。某一人に任せ置かるべし。宜しく計らひ申さんと諫めけれども、內府公更に御許容なく、關ヶ原の合戰に打勝つと雖も、大坂に大敵あり。其外遠國の兵亂治らず。然るに福島、我等に背き、戰とならば、再び大亂となるべし。然る上は、忠節の爲めに圖書に切腹させよと仰せらるるにより、圖書畏りて切腹す、時に廿八歲なり。彼の圖書は、大須賀五郞左衞門康高が弟にて、伊奈氏を御次、小性の時より才智も人に勝れしかば、七千石を賜り、其頃百人組の頭を勤めたり。斯りければ、圖書が首を井伊・本多兩人の方より正則へ送りしに、侍從大いに悅び、是偏に直政の計ひにて、我等生前の本意を遂げたりとて、忽ち心とけたりとかや。

一本に、京都の町人龜屋永仁・茶屋新四郞、大津の御本陣に參り、合戰今度の御勝利の事を賀し奉る序に、洛中物騷の由を申すに付きて、吉田侍從・淸洲侍從・其外彼是京都へ參り、洛中の物騷を治むべしと仰出さる。福島は先達て京へ登り、池

田輝政の方へ家來小島助之進を途中より返されたる時、伊奈圖書が番所を通り懸りしに、足輕の者共無禮なりとて、小島が脛を薙ぎたりと記す。尙古按ずるに、池田・福島以下の諸將は、八幡山に御止宿の時、京都へ上せられたりと傳記にあり。然るに彼の人々大津より上京せられたりとあるは相違なるべし。又正則の使者は佐久間作左衞門なりと、彼の家に居たりし松田元心・上月德仙子に語りし上は、小島助之進とあるは異說なるにや覺束なし。一書には、正則京都を打廻り、山城より御註進せられし時なりとあり正說なるにや覺束なし。又一本に、彼の佐左衞門は、正則の長子刑部少輔に隨ひて、京都へ上りしが、其途中にて伊奈圖書が足輕と口論に及びたりといへり。此說も亦覺束なし。又別本に、此時內府公大津に御陣を据ゑられ、福島正則は膳所に在陣せられしと記す。是も亦異說なるべし。異本に、伊奈圖書が首は、井伊侍從京都へ持參して、正則に和議をなしたりと記す。今按ずるに、井伊侍從、輕々しく此使者を勤むべき樣更になし。但し、圖書が首を持參せし使者の姓名を聞かず。若し成瀨小吉・米津淸右衞門又此時の

使者を相勤めしにや。別記に、或時内府公の御前にて、御近習の輩、圖書が切腹の事を申出し、彼は勇氣なる者なりしが、彼の時少し後れたるか、自害遲滯に及びたりとて評判せしに、公聞かせ給ひ、圖書は我等に重恩を請けたる故、主君の用に立ちて命を捨つべしと思ひ、時節延引と見せて、更に後れたるにはあるべからずと仰出されければ、各、仰を感服せしといへり。又或説に、此日加藤源太郎當番なりしが、用事ありて圖書と當番を差替しに、此事ありて切腹するにより、源太郎甚だ迷惑せしといへり。又彼の上月德仙が予に語りけるに、我等は其頃幼少なるが、其後の評判を聞きたるに、佐久間佐左衛門堪忍なり難きに於ては、其時の使者を勤めて後に、圖書を打果すべき謀あるべきを、慾強き正則に告げて、主君に苦勞をかけたるは、聊か誤あるに似たり。其後も亦此類ひあり。一年山城宮内少輔、正則の方へ來り、某、本多藤四郎と口論に及びしを、人々解けて和談せしに、藤四郎其座退する時、彼の鞘某が鼻に中りて、衂僅に流れけれども、夜中の事なれば、一座の輩はいふに及ばず、藤四郎も大方は知らぬ體なり。然れども彼が心

中知り難し、太閤の御時より御懇情を受けたる某なり。貴方の御差圖を承りて、生死を定め申度しとありければ、正則暫く思案して、衂の出る程稍の中りたるを、藤四郎が知らぬ事はあるべからず。假令誤て鞘を當たりとも、己が親しき友に逢ひて、山城宮内が生づらを、刀の鞘にて突きたりと、嘲弄せんも量り難し、急ぎ切腹して本多に謝し給へ、若し御贔屓の御沙汰ありとも、我等に任せ置けよと挨拶ありければ、宮内少輔悦び勇み、終に切腹して謝しければ、本多にも切腹仰付けらる。彼の本多藤四郎は、上州高崎の城主安藤右京亮が實父なり。若し本多が切腹滯るに於ては、正則の身命危からん。是偏に山城宮内大切の密談せられし故なれば、心得あるべき事にやと、老兵議論せしをいへり。尙古按ずるに、此論故ありとすべし。但し、佐久間佐左衞門、圖書を打果すべき爲めに暇を乞ひたる一說あり。實事なるに於ては、正則に苦勞を懸けたりともいひ難し。又山城宮内本多が刀の鞘中りて疑惑せしも理あるに似たり。凡そ義不義の論、分明ならぬ人は、此類ひの事に遇ひて、決斷なり難しと見えたり。只管格物して古今通行の定

義を辨へ知るべきにや。
去る程に、家康公大津に御逗留ありけるが、寂高院門跡・智積院門跡・妙心寺・本願寺等の諸山の僧徒・其外神官・町人に至るまで、毎日御本陣へ馳集る。是れ關ヶ原の合戰御勝利の事を賀し奉らん爲となり。御家人永井右近大夫・西尾隱岐守・城織部・山口勘兵衞、替る〳〵其旨を披露申しければ、彼の輩に御對面あつて、是までの來儀祝著なりと仰せらる。中にも本願寺の隱居敎如を御前近く召して、殊更に御懇の仰せあり。其故を聞くに、本願寺の前住光如上人に二人の子あり。兄を敎如といひ、弟を准如と名付く。天正の頃、光如遷化して敎如後任たりしに、秀吉公、准如の母を御寵愛の餘に、押して敎如を隱居させ、准如を本願寺の住持となし給へり。然るに、家康公會津へ御出陣ありければ、敎如・准如相俱に御見舞として關東へ下向ありしを、石田治部、家人松井又右衞門・三葉右四郎左衞門を使として、今度内府を退くべき企なり。各〻は御出家の御事なれども、關東へ御下向然るべからず、急ぎ道中より歸京せらるべしとあるにより、准如は江戶へ使僧を下し、其表へ御見舞申さ

家康、東本願寺を創む

ん爲に、道中まで罷り下りたれども、上方騷動の聞えあるにより、宗門の譁を鎭むべき爲に、是れより立歸り申すなりとて、准如は歸洛ありけれども、敎如は曾つて同意せず。終に本武へ下向ありければ、內府公御對面ありて、是迄の御下り祝著なり。急ぎ歸京せらるべしと宜ふに依つて、敎如程なく歸洛に赴く。石田は敎如が憚りなく關東へ下りしを憤り、彼の僧京都へ歸らば、道中に於て召捕らせ、秀家・輝元の下知を請けて、流罪に行ふべしといひ合へり。此事內通する者ありければ、敎如驚きて岐阜に至りて、秀信に對面して、我等關東へ下りたるを、石田治部殊の外に憤り、歸京する道にて召捕られ、流し者にせらるべき聞えあり。貴殿御計ひにて此難を遁れ、京都へ立歸り申度しとなり。中納言は、本願寺の門徒なるに依つて、石田方へ此理り(ことわり)をいひ送り、石田承引するに依つて、江州四十九院といふ所まで手の者を附けて、敎如を上方へ返されしなり。此故に家康公大津に於て敎如に御對面の時、今度の一亂治りたるは、御邊の幸ならんと仰せけるが、程なく板倉四郎右衛門に仰せて、六條に一寺を御建立ありて、東本願寺と名付けて、三河より東にある

家康、前田玄以の内應を卻く

一向宗の寺々、敎如上人の門徒に仰付らる、敎如最前本願寺の裏に庵を結び、隱居せしにより、今は西本願寺を表といひ、東本願寺を裏といひならはす。又前田德善院は、其頃家康公へ心を寄せ、此時兵亂起りけれども、身は敵中にあつて、心は關東へ通じけるに、家康公御許容なくして仰せけるは、德善院我等に歸服すると雖も、間近く京にありながら、鳥居・內藤以下を捨殺し、田邊・大津の急難を救はず、都て今度の一亂に於て、玄以が志の顯れたること一度もなし。去りながら、若し人知れず心を盡したる證據あらば、重ねて具に聞屆けらるべしとて、其領地を召放さるべき御內談あり。此時北條左衞門大夫氏勝・息新左衞門繁廣を、玄以が領地丹州龜山の城番に遣さるべしと仰せ出さる、北條金吾父子、始めは三州岡崎の城を守り、夫より尾州犬山に到り、今又此御意を承るとかや。又小堀新助正次も、其頃上方にありけるが、兼てより內通申すに依て、本領を賜る、新助嫡子早世して、二男作助父の家督を繼ぐ。近世茶禮に名を顯したる、小堀遠江守正一是れなり。

前田利長家康に謁す

羽柴利長參向

加賀中納言利長は、土方勘兵衞・青木右衞門佐を同輩して、大津の御陣に參著せらる。家康公、利長・土方を御前へ召され、利長の手を取らせ給ひ、今度上方の諸大名、多くは敵に與する中に、貴殿は兼ての約束の如く、始終御違變なきのみならず、大聖寺の城を攻落し、敵の搦手より攻上らんとせられし事、雙ぶ方なき御覺悟なれば、闕國を分ち參らせて、さばかりの大名になし申すべし。又土方に、此間彼是と心を盡されたり。但し其方小山より金澤へ著陣せられし頃は、利長出馬の後になりたるにより、小松・大聖寺の敵地に於て、御邊の武功すべき樣なし。更に心にかくるまじと御挨拶ありて、其後、中納言殿、御舍弟利政は如何沙汰せられたるやと宣ふにより、利長御返答申されけるは、大聖寺の城を攻めたる頃は、能登守無二の御味方として粉骨を盡し候ひしが、其後領地へ引籠り、内府公の御下知を背くに依つて、其罪遁れ難しと雖も、兄弟の因(ちな)み捨て難し、又は御安否も覺束なきに、利政退治

利政、封を奪はる

の謀を止めて、上方へ出陣仕りたり。今斯く凶徒等退散の上は、利政が所存徒になりて、罪を謝し申さん事疑ひなし。彼が大聖寺の軍功になぞらへ給ひ、罪科を御赦免あれかしと願ひければ、家康公仰せられけるは、故大納言殿御病中、貴方・利政の行末を我等に賴置き給ひ、其上今度の一亂に、貴殿の懇志淺からざる上は、能州假令重科ありとも、いかで其罪の儘に計るべき、心安く思ひ給へと仰せられけるが、其後利政の罪狀を御糺明ありて、其年の所務又は金銀重寶を能登守に給はり、能州の十萬石を、舍兄利長に與へらる。此故に利政は浪人となりて京都へ登り、能登守を改めて又前田孫四郎になり、道訪ふ人あれば、能登一國にかへたりし一曲を聞せ申さんとて、三味線を調べ、今樣を唄ひて、心の儘に行はれけるが、孝心や人に超えたりけん、利家の事を語り出だしては、見るも哀に落涙して、慕はれけるとかや。

又大津にて、肥前守、家康公へ申されけるは、此度羽柴加賀守、敵の方人仕ると雖も、早く先非を改むるに於ては、罪科を御赦免あるべしと、內々仰聞らるゝに依つて、先日人質を取替し、今度小松の城邊にて、降參の一禮を請申したれば、彌〻寬宥の御沙

家康、長重を罪せんとす

汰あるべきにやと申されけるに、內府公仰せられけるは、加賀守先日飛脚を馳せて、今度の罪を陳ずるにより、其旨を各〻へ告知らせて、兎も角も相談せらるべしといひ送りたれども、北國を治むべき爲の謀なれば、實に罪科を宥めたるにはあらず。此間つら〳〵思案するに、長重が罪、死に當るべし、其故は、父越前守癪の煩ひに堪兼て、天正の中頃自害せしを、武將の所爲にあらずとて、其御氣色ありし上に、長重も亦法度に背きし事あつて、其釆祿を削り給ひ、既に微少の身となりしを、我長秀が因を思ひ、又長重も年若くして、主君の鼻を突きたるが不愍さに、我等養子となして、痛りし事は各〻も知る所なり。其後長重小松を給はりて、加賀守になり、剰へ宰相に歷任せしも、我等取なしを申したる故ならんか。然るに長重其恩を忘れ、貴殿と勝負を爭ひたるは、手飼の犬に喰付かれたるといふものなり。若し此憤り無理なるに於ては、異見せられよと宣ふにより、利長重ねて申されけるは、仰せ兎角申難し、尤もながら、長重先日人數を出し、利政が手の者を僅に討取りたる後は、御恩を思ひ出たるにや、關ヶ原の合戰未だ御勝利の聞えなき內に、降參を乞

申したれば、假令御赦免ありたりとも、御國政の御誤にはなるまじきにやとありければ、家康公猶御承引なうして仰せけるは、貴方最前出馬の時、長重が方へ使を立て、異見せられしをも承引せず、剩へ弓を彎きたるに、斯く理を申さるゝは、緣者とはいひながら、近頃殊勝の事なれば、兎も角も心に任すべき事ながら、長重先日人數を出し、味方の士卒を討取りたる、其多少にはよるべからず、唯憎むべきは彼が志なりとて、彌〻御氣色あるにより、利長も土方も、兎角の御挨拶もなかりしに、秀忠公仰せけるは、長重、內府の御下知に背き、土方と一味するにより、御憤はさる事なれども、秀家卿·輝元以下の輩、秀賴公の御爲と號して、諸將を催促するにより、長重、太閤の御恩を思ひて、同心せしも理なきにはあらず。其上近年長重と交りて、彼が氣象を測り候に、武用に立つべき者なりしが、果して利長の大軍を遮り、勝負手痛く爭ひたるは、日頃の覺悟に相應せり。然れば假令領地を沒收せらるゝとも、末々は御家人になし給ひ、一所懸命の地をも給はるに於ては、御爲にも宜かるべきかと、誠に餘儀なく仰せければ、家康公默止難くや思召しけん、以來の事は兎も

長重の封地を削る

角もあれ、大法なれば其領地を召放さるべしとあるにより、利長・土方兩人より、加賀守方へ使者を馳せて、家康公・秀忠公御出語を具に傳へられしかば、長重城を退出して、再度丹羽五郎左衞門と名を改め、翌年の春、江戸へ下り、芝に蟄居して寄

再び長重に采地を與ふ

寄御免の願はれければ、同慶長八年の春、常州古渡にて采地一萬石與へ給ひ、元和五年に、古渡近邊にて御加恩あつて、二萬石になし給ひ、同八年奥州棚倉の城主となして、五萬石與へられ、寛永四年に同國白川にて、十萬石の采祿を給はり、同十四年の春、江戸に於て卒去せらる、行年六十七歳とかや。

丹羽長秀の武勳

彼の長重の祖父丹羽將監長忠は、尾州兒玉に住して、數代武衞に仕へし人なり。長重の父長秀は、尾州兒玉の產にて、幼名萬千代といひしが、天文十九年、長秀十五歳にて信長公の近習となり、元服の時五郎左衞門と名付け給ひて、信長公の御姪壻となし給ひ、元祿五年、信長公江州へ發向の時、評定の人數に加へ給ひ、同十一年、信長公の御下知を請けて、江州箕作の城を攻落し、同十二年、勢州大河内の城を拔きて軍功あり。元龜元年淺井長政の陣將、磯野丹波守が楯籠りたる、江州佐和山の城を攻圍み、對城を築きて在陣せられし

が、坂本合戰の註進あるに依つて、大事の戰なりと思ひ、長秀對城を捨てゝ、坂本へ參陣せられしに、其途中にて一揆起りしを、悉く追拂つて、此時も亦戰功あり。其翌年、磯野丹波守、佐和山の城を開け退きければ、則ち長秀を佐和山の城主となして、五萬石與へらる。此後一兩年は、江州に於て度々の武功あり。其後攝州中島の城を〔脫字アラン〕功勞あり。又其後江州堅田の城に、朝倉勢楯籠りしを、長秀一手を以て攻落し、朝倉亡びて後、其家に傳りたる木枯丸・壺の茶入を信長公より長秀に與へらる。天正元年・同二年、勢州長島の一揆を治め、同三年長篠合戰歸陣の節、信長公御下知として、姓を惟任に改め、同時に御紋を與へらる。同五年荒木攝州退治の時も戰功あり。同十年織田信澄と長秀、大坂の城代として居たりしが、信澄は明智が壻なるに依つて、明智が方人せられしを、長秀の計ひとして、信澄に腹切らせ、夫より攝州伊丹へ出張して、悉く敵を追拂ひ、其後秀吉公と一手になつて、山崎合戰に忠功あり。是に依つて信雄・信孝・其外信長公の家老相談ありて、長秀に若狹一國、又は江州志賀・高島・大溝を與へ給ひ、江北の諸大名を長秀の與力に定めらる。此

長重の經歷

時居城は江州坂本なり。其頃信忠公の御子三法師幼少なるに依つて、柴田修理亮・池田勝入、羽柴筑前守・丹羽五郎左衞門相談して、國政を沙汰せらる。同十一年志津ヶ嶽合戰の時、長秀は坂本に在城せられしが、急に柳ヶ瀨へ發向して大功あり。秀吉公、其勳勞を稱し給ひて、越前・若狹加賀半國を給ひて、近國の諸大名を長秀の旗本へ屬せらる。同十三年卯月十六日に卒去なり。行年五十一歲とかや。其子長重は、元龜二年未の春、濃州岐阜の城下に生れて、幼名を鍋吉といひたり。天正十年長重十二歲の時、秀吉公の仰せとして、信長公の御息女を妻に給はり、同十一年志津ヶ嶽合戰の時は、父長秀の人數を下知して、越前敦賀口へ馳向ひ、勝家敗軍の後は、父長秀と一手になる。其後、長秀越前守と號するに依つて、長重は秀吉公の御下知を請て、五郎左衞門と名を改む、其後秀吉公の御不審を蒙りけれども、漸々年の長ずるに及びて、父長秀に劣るまじきものなりと御沙汰ありて、終に加州松江を改めて、同國小春を給はり、宰相に任せられ、家康公・秀忠公も、長重の罪を宥め給ひ、家光公は、長重と立花宗茂が、一年御敵をなしたるは、恩儀を思ふ故なりとて、彼の兩人を

青木一矩以下を追放

御咄の衆に加へ給ひ、常に御懇遇ありしとかや。又大津に於て、肥前守は家康公へ申されけるは、青木紀伊守一矩野心を構へ、計策をなしたる風説あれども、其謀發覺せしにもあらず、殊更關ヶ原合戰御勝利の後は、一向御理り申すに依りて、人質に出したる青木が嫡子右衞門佐を召連れて馳せ來りたりとありければ、内府公御返答ありけるは、青木一矩此度敵に與せずば、大谷刑部少輔が北庄に數日逗留し、北國表の下知、すべき樣更になし、但し一矩貴方と交を結び、我等方へも書狀を送りて、暫く時を窺ひたるは、今度の勝負計り難く覺へし故なるべし。流石に智計ある樣なれども、此程下劣のいひ傳へたる内股膏藥といふものにて、青木には似合ぬ計ひなり。然れば羽柴長重が、貴殿と勝負を爭ひたるには、遙に變りて賴母しからず、此上は彼の青木を初、其外羽柴長吉・青山修理・丹羽備中・江原小五郎・四天王勘兵衞等、越前の國人急ぎ領地を退散せよ、然らずば人數を差向けて、一人も殘らず刈拂ふべき由、各〻より下知せらるべしと宣ふにより、肥前守又御言葉を返し、右衞門佐は若輩にて、父に隨ひたるは過ちなり、殊更是まで馳參りたれば、僅の領地を

與へ給ひて、其家を御立てあれかしと、懇に願はれけれども、兎角御許容なきに依つて、利長・土方御前を退き、右衛門佐に逢ひて、内府公の仰を述べ、又越前へ使者を遣して、青木紀州以下の輩に、内府の御譴責を傳へられしかば、各〻力及ばずとて、皆領地を退散あり。　御家人保科肥後守正光を、北庄の城番に遣され、保科は兼て遠州濱松の城を堅めけるが、今又越前へ趣きけるとかや。

別記に、丹羽長重の小松の城より出で、利長・利政の行軍を妨げられしに、利長大津の御陣所に參り、今度長重御敵となり、能登守が兵士を討取りたりと雖も、關ヶ原合戰御勝利の前に、先非を改め候ひし上は、御宥免あるべしといはれしかば、能登守始めは内府の御味方となり、後に違變せられし故に、彼が兵士を討取りたりと申すに於ては御承引もあるべし、如何にもして、長重に本領安堵させたしと、思はれし故なりと記す。　今按ずるに、此說故あるにや。　又或說に、秀忠公大津にて長重の罪を御宥免あれかしと仰せられば、異議なく、其後に寄々此願あるにより、長重を召出されしといへり。　又或說に、近年京都の町奉行勤めたる前田

丹後守は、德善院が末孫なりといへり。按ずるに、德善院父子の領地召放されしかど、一向に御敵とならざる趣、其後御聞ありて、子孫を召出されしにや。

關原軍記大成 卷之三十一 終

關原軍記大成　巻之三十二

細川忠興丹州福知山發向附小野木縫殿切腹

細川忠興福知山城を攻む

玆に羽柴越中守忠興は、十五日の合戰事終りて後、領地丹後國へ飛脚を馳せて、關ヶ原の戰、內府公御勝利の旨を註進ありけれども、老父幽齋田邊を退去せられしとありければ、忠興御本陣へ參りて、申されけるは、先日小野木縫殿、近國の諸將を相語らひ、某が領國へ亂入仕りたる遺恨あれば、福知山の城を攻圍み、小野木に腹切らせ申すべし。　其道筋なれば、前田主膳正龜山の城をも攻落し申したしとありければ、內府公仰せけるは、御邊の今度の先陣として、岐阜關ヶ原にて家中の者骨折りたれば、福知山へは別人を遣すべしと內々議定するとは雖も、一申さるゝ所も理あれば、所望に任せて馳向ひ、遺恨を散じ給へと仰せらるゝに依つて、越中守嫡子與

木下元次忠興の軍に加はる

幽齋龜山城に居る

市郎・二男與五郎・舍弟玄蕃頭・同與十郎を伴ひ、二千八百人を從へ、福知山へ發向せらる。此時播州姫路の城主木下右衞門大夫元次は、內府公へ志あるにより、病氣と號し、居城へ引籠り、世間のやうを窺ひけるに、羽柴忠興福知山へ發向の聞えありければ、右衞門大夫手の者四五百人召連れて、忠興に出向ひ、福知山へ赴きて、相應の忠節申したしと願はれけるが、忠興は內々一手を以て、福知山を攻落すべき所存なりけれども、右衞門大夫わりなく所望あるにより、內府公へ其旨申入れられければ、則ち右衞門大夫寄手の中へ加へらる、

或說に、谷出羽守・藤懸三河守・川勝右兵衞等も、忠興と一手になり、福知山を攻めて、丹後へ働きたる罪を補ひたりといへり。正說なるにや、覺束なし。

斯くて忠興は、丹州龜山より、十町計此方なる馬城村に到り、前田主膳正が方へ使者を立て、城中を退去なきに於ては、忽ち攻落すべしと案內せらる。是れより先、幽齋は、田邊の城を退かれけるに、前田が家老小池淸左衞門途中へ出向ひ、主膳正豫てより、內府へ志ある上は、龜山の城へ御立寄ありて給はるべしといふに依つて、幽

前田主膳正、忠興の軍に加はる

中津海次兵衛

齋所望に任せられけるが、越中守馬城村へ著陣の時、幽齋は家人井戸利政を龜山に殘し、三刀谷監物を召連れて、馬城に到りて、子息越中守に對面あり。前田主膳正田邊へ發向すると雖も、兼て我等に內通ありたる由物語ありければ、越中守、然らば主膳正を是れへ御招あるべしと申されければ、幽齋より其旨を告げられけるに、主膳正近臣十人計召連れ、忠興の陣所へ參向あるに依つて、幽齋・忠興又は忠興の弟興一郎孝元同座ありて、主膳正に對面あり。主膳正、此時忠興に向ひて、福知山の先鋒を承り、相應の心操をも顯はし申したしとある事なれば、忠興承引あるに依つて、主膳正は先達て龜山を出馬あり。其後忠興は福知山に到り、長田野より二手に分れ、蛇が鼻・江戸坂へ取懸る、城兵蛇が鼻へ鐵炮の者を出し、忠興の先鋒を惱すによりて、仕寄を付けて城に迫る。夜に入りければ、忠興の兵士中津海次兵衛、忠興の下知を請けて城邊に到り、蛇が鼻の要害を見巡りけるが、首一つ取つて馳歸る。忠興彼れが、塹切の木柵を越えて敵に近づきて、剩へ張番の者を討ちたる事を褒美せらる。次兵衛は若州大飯郡中津海村の農夫なるが、早道・輕業、人の及ばぬ者なりと

て、越中守扶持せらる。　或時忠興宮津城にて猿樂興行せられしに、當日に至りて、脇能高砂のみかつきなかりしかば、此事に預る輩驚きて、彼のみかつき田邊の城にあり。　行程五里を隔てたれば、取りに遣るべきやうもなし。　如何すべきと云ひたりしに、中津海次兵衞請がひて田邊に到り、一時餘りに彼の面を取りて歸る。　此時、次兵衞が出行の速きを見る者、常に深く怪しみけるとなり。　常に鑓の柄を杖に突きて、七八間の所を飛越ゆるによりて、田邊の城の内堀其頃八間ありける。　次兵衞が飛越ゆる聞え如何なりとて、十間に廣められしとぞ。　又次兵衞一尺計りの鯉鮒を頭より呑むにより、忠興豐前へ入國の時、次兵衞を召出して、魚を呑む事を所望ありしが、鯉の魚を易々と二つ迄呑みたりしに、今一つ飲めとありしにより、小さき鯉を取上げしかば、忠興とてもの事に尾の方より飲みて見せよとありしかば、承り候とて、尾の方より逆に飲みたりしが、其夜吐血して、翌朝忽ち死にけるとなり。凡そ德を語りて力を語らずと戒めあれば、益もなき事ながら、彼の次兵衞が物語は、予が生國若州に知る人餘多あり。　故に爰に記す。　去程に、福知山の城兵蛇が鼻を

小野木、福知山城に入る

退き、城に籠りければ、寄手の勢城を圍む、城主小野木は、先日丹後を引拂ひ、其後大坂へ赴きて、安藝中納言・增田左衞門尉に下知を請ひて、濃州へ馳下らんとせしに、關ヶ原の合戰事終りて、程なく羽柴越中守、福知山へ攻寄する由聞えければ、小野木大坂を出て、領地へ歸りけるに、敵早や城を攻圍みて、城内へ入るべきやうなかりけるに、小野木才覺ある者にて、從兵を民家に隱して、其身は裂織といふ賤が衣服を身に纏ひ、篠つとに魚の入りたるをかたげ、敵陣を通り、終に城中へ入りしなり。翌日忠興家老の面々を召集め、城の形樣見計るに、昨日に變る所あり。若し近國より後詰するか、然らずば城主小野木が外より紛れ入りたるやらん。何れにも計策を以て功を立つるに若くはあるまじとて、軈て城中へ使者を立て、我等此地へ馳向ひたるは、國の方角をしたがふ定法なり。貴方先日諸將を語らひ、老父幽齋を攻めたりし遺恨を晴らすべき爲にあらず。然らば、我等が異見する所を疑はで、承引せらるべし。關ヶ原合戰敗れて後、遠國は知らず、上方に於て臂を張る者一人もなし。御邊は假令武略に長じ、堅固に城を守るとも、力となる者更にあるべからず。急ぎ

福知山開城

小野木自殺す

城を退出し、罪科を陳謝せらるべし。左あるに於ては、内府公も情ある人なれば、必ず宥免せらるべし。兎にも角にも、御邊の事は我等に任せ給へとあるにより、小野木則剃髪して城を渡し、其邊の民家に入りければ、忠興重ねて使を遣はし、其方重科遁れ難し。切腹すべしとありければ、小野木近習の輩に向ひて、先年北條氏政が、おめ〳〵と城を明渡し、忽ち首を刎ねられし時は、父氏康ならば、城を守りて尋常に討死せらるべきに、父に劣りたる弱將かなと、爪彈して笑ひつるが、前車の覆るを後車の戒とせず、今又城を明渡し、忠興に坊主首を斬らるゝ事、末代迄の嘲たるべし。然れども、始終籠城して寄手と戰ふに於ては、日頃情を懸けし手の者共、枕を共にせん事疑なし、是れ憐むべき所なり。されば誤を飾るやうなれども、昨日城を出でたる時、老臣を召寄せて、申聞けたる趣あれば、我等唯今切腹すとも、忠興に對し遺恨をなさず、急ぎ退散すべしとて、終に切腹したりとぞ。又小野木が妻は、石田三成が家老島左近が女なるが、縫殿介既に切腹したりと聞えければ、彼の妻自害すべき氣色なるに依り、宮仕する女房、吳々制して其側を去らざりしに、夜更人の

靜まり、鷄の鳴く頃、竊に守刀を拔きて、自ら咽を突き泪みてうせたりしが、一首の辭世を書置きたり。

鳥鳴きて今ぞ越え行く死手の山關あるとても我なとゝめそ

斯かりければ、福知山の城には、忠興の家人飯田〔川イ〕豐前・牧左馬在番して、其冬有馬玄蕃頭豐氏へ引渡す。又同國龜山の城主前田主膳正も、終に領地を召放たれしかば、兼て仰を蒙りたる、北條左衛門父子龜山の城番を勤む。又内府公龜井武藏守を召給ひ、御邊は因幡・伯耆へ馳向ひ、宮部兵部・南條中務が居城を請取るべしと仰せらるるに依りて、武州彼地へ馳赴く。爰に但州竹田城主齋村〔本姓赤松〕左兵衛佐廣秀は、兼て内府公へ味方すべき志ありけれども、催促に從ひて丹後國へ軍を出し、其後領地へ歸りけるが、龜井武州、鳥取へ發向するを聞きて、若し宮部が郎從、城を守るに於ては、軍功を顯し、田邊の城を攻めたりし罪を補はんとて、鳥取へ軍を出し、龜井氏の先鋒として、栗谷口へ向ひしに、宮部長房の家老多賀三郎左衛門・土肥一玄・伊吹三郎左衛門諸士を下知して、龜井齋村と度々相戰ひしが、宮部兵部書狀を遣し、城を渡す

べしとありければ、留守の輩、龜井武州に城を渡す。此迫合の度々に、宮部が郎從十七人、殊更粉骨あるによりて、多賀三郎左衛門彼の十七人に證文を與へしとかや。

かくて龜井武州は、鳥取の城番を置きて伯耆に赴き、南條忠成が羽衣石の城を請取り、其外木下備中守・垣〔恒イ〕屋隱岐守が在所〳〵を請取りて、番人を入置き、其旨を大坂へ註進申すに就いて、齋村左兵衛佐が鳥取へ向ひたる趣を述べて、御宥免願はれけれども、左兵衛佐は備前中納言が妹聟といひ、田邊の城を攻めて、其罪重きによりて、御許容なかりければ、十一月廿八日、終に左兵衛佐に切腹さす、行年三十三なりとぞ、遺言に依て、其家人野村彌市郎、主人の首を龜井武州に渡しけるが、彼の野村は、赤松家にて人の知りたる者なるに依つて、龜井武州食祿を授くべし、といはれたれども、野村一向承引せざりしなり。此赤松は、則祐入道より十世の後胤なりとかや。

又彼の赤松氏の家臣に、平井善右衛門と號する者あり。彼は廣秀の父赤松下野守政秀の弟、備中守村利が子にて廣秀と從弟なり。主人赤松氏切腹の時、兩人の子ありしを、彼の平井善右衛門誘ひて筑前へ下りけるに、黒田長政、彼の平井に食祿千

石與へらる。其後長政の下知によりて、赤松氏の娘を嫡子傳左衞門が妻となし、男子は世間を憚りて落髮させて、高野山へ登つて、赤松院の住持となしたりとかや。斯くて龜井武州は、大坂へ參向せられたり。始終の計らひ御意に入りたりとて、本知壹萬參千石なるを、此時五萬石になし給へり。彼の武藏守は、出雲國主尼子氏の家人、山中鹿之助が弟にて、度々武功ありし人なりとかや。

別記に、彼の平井善右衞門は、黑田長政の知れる者なる故に、長政を賴み、廣秀の罪を陳謝せんとて、此時大坂へ登りしに、其跡にて、廣秀切腹せしが、其の後長政、彼の善右衞門に廣秀の遺子を誘ひ、筑前へ下るべしと下知せられしにより、廣秀の男子・女子を具して筑前へ下り、女子は長政の下知にて息婦となし、男子は鞍馬郡淸水寺にて出家させ、其名を二位といひしが、程なく播州書寫山に登り、其後還俗して齋村右京と名乘り、肥後國にて死すといへり。正說なるにや。又別本に、廣秀は龜井氏の讒言にて切腹せられたりとあり。異說なるにや、覺束なし。

輝元隱居附毛利・吉川二傳

内府公江州草津の驛に於て、大野修理亮治長を召し給ひ、此度の兵亂は、妖僧安國寺・佞臣石田三成等が胸臆より出で、御幼少の秀頼公、又は大廣院殿の曾て御下知なき事なり。然れば彼の御兩人に對し、更に御恨なし、御邊は先達て大坂に到り、此旨を申入れらるべしと宣ふによりて、治長是れより大坂へ赴き、御母堂又秀頼公の近臣に内府の仰を傳へければ、上下悦喜斜ならず、此御一亂又は秀頼公の御行末を彌〻頼み給はん爲め、大野修理亮・柘植大炊門國、大津の御陣に伺候し、御母堂の仰を申し・ければ、仰聞らるゝ迄もなく、太閤の御遺言と云ひ、秀頼公御幼稚の御事なれば、更に疎略なかるべしと仰せられ、同時に安藝中納言・増田左衞門尉、罪を陳じ申して曰く、今度秀家・景勝又は石田・長束・安國寺等去り難く催促仕るに依つて、心ならず人數を差出すと雖も、元より兩人共に内府の御敵と成るべき所存なきによりて、秀頼守護の爲め、大坂にあつて出馬もせず。中に就きて宰相秀元・侍從廣家、濃州關ヶ原に於

て一方の武將に列ると雖も、矢一つも射ざりし忠節あれば、安堵の御裁許を願ふ所なり。此上は、大坂の城中を出でて、面々居宅に蟄居仕るべしとありければ、家康公此事決斷成り難しと、重ねて御下知あるべしと仰せけるが、井伊兵部少輔・本多中務大輔・松平下野守を召給ひ、汝等は大坂へ赴き、先鋒の諸將相共に彼の地の靜謐を計るべしと仰せらる、是に依つて井伊兵部少輔・本多中務大輔・松平下野守等、九月廿二日の早天に、大津を立ち大坂に到る。

井伊直政等大坂に到る

或說に、井伊・本多兩人は、御用の事ありて、內府公の御出馬の頃迄、大津に留まれりといへり。

淸洲侍從・吉田侍從・淺野左京大夫・黑田甲斐守・藤堂佐渡守・有馬玄蕃頭は、井伊・本多に先達て、京都より大坂へ下向せられしが、淸洲の侍從・黑田甲斐守兩人より、安藝中納言輝元へ使者を立て、貴殿の御分國相違なかるべし。急ぎ西丸を御退去あつて然るべからんとありければ、輝元甚だ悅喜せられ、正則・長正の方へ誓書を遣さる。

一、今度之儀御取成を以被ㇾ思召分ㇾ之段忝候事、

一、我等分國無ㇾ相違ㇾ安堵可ㇾ仕之旨誠大慶存事、

一、於ㇾ此上ㇾ者西丸之儀渡可ㇾ申候、以來之儀彌〻可ㇾ然候樣に賴存候、對ㇾ御兩所ㇾ向後表裏別心不ㇾ可ㇾ有候事、

右於ㇾ僞者

梵天・帝釋・四大天王、總而日本國中大小神祇、殊愛宕大權現・八幡大菩薩・天滿大自在天神、別而嚴島大明神御罰可ㇾ蒙者也。仍起請文如ㇾ件。

慶長五年九月廿二日　　　安藝中納言輝元

羽柴左衞門大夫殿

黑田甲斐守殿

斯かりければ淸洲侍從・黑田甲斐守、大津の御陣所へ飛脚を馳せ、大坂靜謐の趣を註進せられしに、內府公、兩人に給はる御狀に云く、

御折紙令ㇾ得ㇾ其意ㇾ候。昨日如ㇾ申はか行候樣尤候。恐々謹言。

九月廿三日

清洲侍從殿

黑田甲斐守殿

又此時黑田甲斐守書付けを捧げて、安藝中納言西丸退出仕るに於ては、清洲侍從を暫く西丸に召置きて、然るべきかと伺はれしに、內府公御返事書を與へらる。

書狀之通令ㇾ得二其意一候。先書に如ㇾ申はか行候樣尤存候。西丸ゟ羽柴左衛門大夫殿被ㇾ移之儀尤候。何樣之儀茂今迄之事候間、法度以下被二仰付一尤に候。恐々謹言。

九月廿四日　家　康

黑田甲斐守殿

內府公は、大坂の安否、第一輝元の退去覺束なく思召して、德永法印を大坂へ差向けられしに、黑田長政又書狀を奉り、近日西丸を請取り申すべしと註進せられければ、御返書を給はる。其御文言に云く、

書狀具披見申候。其元之樣子、德永法印如ㇾ申早々御濟、御請取尤に候。諸侍町人

法度以下、最前如レ申可レ被二仰付一候。恐々謹言。

九月廿五日　家　康

黒田甲斐守殿

斯て安藝中納言輝元は、大坂の城中を出で、木津の下屋敷に蟄居せらる。是に依りて内府公の御下知に任せて、清洲侍從西丸へ移り、吉田侍從・黒田甲斐守・淺野左京大夫・藤堂佐渡守・有馬玄蕃頭等の家人、城の門々を固む。去程に、内府公大坂へ御座を移さるべしとて、先づ秀忠公御出馬ありて、其日、伏見に御止宿ありけるを、先鋒の諸將へ御書を與へらるゝ中にも、黒田長政、合渡・關ヶ原にて戰功あらはせし其上、秀秋・廣家を内府公の御味方となし、關ヶ原の御合戰御勝利になりたるを、感じ思召して、御懇切の御書を給はる。其趣に云く、

昨晩到二伏見一參著候。路次中無二油斷一罷上候得共、節所故令二遲滯一候。以二面上一萬々可二申述一存候所、先鋒御座候ニ付不レ能二其儀一、所存之外候。然ば大坂之儀相濟候樣承及候。其分ニ御座候哉、今度依二御粉骨一天下平均罷成、誠御手柄共ニ候。軈而遂二

面談可㆓申述㆒候條、不㆑能㆓一二㆒候。恐々謹言。

九月廿四日　中納言秀忠

黒田甲斐守殿
御陣所。

家康、秀忠大坂に到る

其後内府公、松平甲州・大須賀出羽守を大津の城に留め給ひ、同廿六日彼所を御出馬ありけるが、伏見の藤の森にて、酒井河内守・同備後守兄弟を召し給ひ、大津は要樞の地なれば、若輩の者計りにては覺束なし。兩人是より馳歸り、彼の地を堅く守るべしと仰出ださる。秀忠公は伏見に御逗留ありしが、此時家康公へ御對面ありければ、明日大坂へ御下向あるべしと仰せける。内府公は、其日淀に御止宿ありて、翌廿七日大坂に到らせ給ひ、西丸に御座を居ゑられければ、秀忠公は三丸に入らせ給へり。此時内府公、安藝中納言輝元の罪を御糺明ありしが、其一族吉川藏人、關東へ使者を立て、此企輝元は知らざる事なりと申しけれども、中納言本國より大坂へ上りて、西丸へ移り、其後四國へ人數を渡し、又は輝元・長盛連判にて諸方へ廻文を出したる證據分明なり。然るを輝元が知らざる事といひたるは、廣家が心中も心

長政、誓紙を廣家に與ふ

得難しと仰せられて、甚だ御氣色ありけるに、福島左衞門大夫・黑田甲斐守兩人相談して、井伊侍從を賴み、此企は石田・安國寺等謀議を廻らし、秀賴の御爲なりと申すにより、輝元も是非なく大坂へ馳登りたり。況や吉川侍從は、會津御陣の御催促に任せ、本國出雲より大坂に上りしに、安國寺此企に密談を申すと雖も、廣家一向承引せざるにより、徒黨の徒忽ち廣家を打果さんとするに依て、表向は彼の輩と一味をなし、內府公へは別心なき趣を甲斐守方迄申送り、輝元は知らざる事なりと申したるも、强ち僞を申したるにはあらず。其後勢州阿濃津の城を本意ならず攻落し、濃州へ著陣の後は、南宮山へ陣を据ゑ、秀元又は輝元が家老福原式部を相語らひ、一向に內府公の御爲を計りたる事顯然たり。然る上は、廣家に御不審あるべからず。只管此旨御承引あるやうにと、福島・黑田頻りに願はれければ、內府公聽て御許容あるにより、黑田長政誓紙を認めて、吉川侍從に授けらる。其趣に云く、

起請文前書

一、御身上之儀向後內府樣不ㇾ可ㇾ有₂御疎意₁候事。

一、萬一虛說之族被及聞召候者、實否可被相糺候、理不盡之御沙汰有間敷候事、

一、於御進退之儀、井兵少申談、我等請がひ申上ハ、一切不可有心疎事。

右於僞者

梵天・帝釋・四大天王・日本國中大小之神祇・嚴島大明神・春日大明神・八幡大菩薩・愛宕大權現・大社大明神・熊野三社權現・天滿大自在天神可蒙御罰者也、仍神文如件。

慶長五年九月廿五日　黑田甲斐守　長　政血判

羽柴藏人殿

四五日過ぎて、井伊侍從、內府公の仰を承り、福島正則・黑田長政に語りけるは、吉川廣家赤坂に於て人質を出し、別心なき證據表すにより、輝元の領地相違なかるべき旨、內府公の御內意を請けて、某等誓約をなすと雖も、輝元別心の罪に於ては更に許容あるべからず。此上は輝元の領地を一國に沒收せられ、吉川藏人には、中國に於て一二箇國給はり、近日內府の書附を廣家に給はるべき議定なり。此旨甲州より吉川方へ御內意あるべしとなり。吉川も輝元の安否覺束なく思ひ、長政へ頻りに

交通あるにより、其返答には井伊侍從が內談を書狀に調へて吉川に與へらる。其趣に云く、

長政、廣家に送りし書狀

先日兩度御使者被ㇾ指越ㇾ候得共、相違候而不ㇾ能ㇾ御返答ㇾ候。

一、輝元御身上之儀、羽左太申談、隨分取持候ひつれども、奉行共御一味候而、西丸ヘ御移、諸方廻狀數通中納言殿御判惜に候上、尙又四國へ人數被ㇾ差渡ㇾ候條、旁以不ㇾ及ㇾ是非ㇾ儀共ニ候。

一、貴所樣御律儀之事者、井伊兵部御前之御取成共無ㇾ殘所ㇾ候。中國之內ニ而爲ㇾ押一二箇國之間貴所樣ヘ可ㇾ被ㇾ下之旨御議定候由ニ候。此上は內府樣御直之御墨附取候而可ㇾ進候、井兵少堅請あひ申候。

一、井伊兵部少より被ㇾ呼候者、早速可ㇾ有ㇾ御出ㇾ候、御供之御馬廻計三四人之間被ㇾ召連ㇾ可ㇾ然存候。鑓共は御無用ニ候、雖ㇾ此節之儀ニ候ㇾ拙者儀對ㇾ貴所樣ㇾ同御身上をはめさせ申儀御座有間敷候。爲ㇾ御分別ㇾ令ㇾ申候。恐惶謹言。

右於僞者

日本國中大小之神祇之御罸立所可ㇾ蒙者也。

十月二日　　長　政

廣家樣

翌日井伊侍從、吉川を招き、中納言殿今度の御覺悟沙汰の限なるによりて、其領地を召放たれ、周防・長門兩國を貴殿に與へらるべき內意あり。其心得あるべしと告げたりしに、吉川一向承引せず。中納言一旦石田・安國寺等に語らひ入られたりとも、某兼て御內通申し、宰相秀元其外家老共を、內府公の御味方になし申したる上は、一國なりとも、輝元に與へ給はり、毛利の本家を立てらるべき事勿論なり。然るを某に過分の領地を給はるべき御內意に於ては、憚ながら幾度も御斷申さんと言切つて退出ありければ、黑田長政又吉川へ示されたる書狀に曰く、

尙々於ニ此度一者、兎も角も井兵少・羽左太我等三人に御任せ置可ㇾ然存計に候、更に此外無ニ御座一候以上、

扨も扨も中國の御安否、今明日に相究候。御方樣御分別迄に候、井兵少ゟ被ㇾ仰切

候御覺悟共は不ㇾ及二是非一候。急度御申切は御無用に候。乍去拙者心底之儀は無二殘所一可二申入一候。中國之內せめては貴所樣計成共御殘り候はゝ、輝元の御爲是に過間敷候。中納言殿へ御屆候事、一重二重迄は御尤に候。貴所樣御身やぶれ候はゞ、輝元の御爲にも成間敷候。能々御分別無ㇾ之は無ㇾ曲〔由カ〕候。恐惶謹言、

十月三日　　黑田長政

吉藏樣　參

斯りけれども、吉川氏終に承引なく、福島・黑田兩人へ起請文を以て云く、

起請文前書

一、案の外の逆亂失二計方一候。付而先達而御理申上候處、御兩所樣依二御氣遣一私身上之儀者被二聞召分一御惠之御內意共御座候、假令は今生は不ㇾ及二申上一、後世迄も忘却仕間敷候事。

一、此度之儀、輝元心底より出不ㇾ申、安國寺調義を以て、奉行衆任申分西丸に被二罷出一奉ㇾ對二秀賴樣一御忠義之樣に相心得候段は、輝元心底ねれたる分別無二御座一故、

本家の存續を請ふ

各〻如ニ御存知一無ニ是非一次第御座候。雖レ然向後對ニ内府樣一無ニ野心一、御忠節可レ仕段は全別意御座有間敷候。毛利と申名字計なりとも御立置被レ下候樣、御氣遣賴存候迄御座候。輝元御理聞召分無ニ御座一、私儀於レ蒙ニ御免一は、先達而關東迄御理申上候ゑ私一分之身上氣遣仕候而、本家を見捨候樣に御座候。此段非ニ本意一候。輝元心底者不レ及レ申、他人之見聞迄も無ニ面目一次第に御座候、兎も角も輝元同罪に被ニ仰付一候樣に、幾度も御理可ニ申上一覺悟他事無ニ御座一候事。

一、此度御惠を以て、毛利一家を御立置於レ被レ下候はゝ、向後逆意之殘黨御座候共、於ニ輝元一全此度之御惠忘却仕間敷心底に御座候。千萬一毛頭も不屆之心底於ニ御座候一者、其節者私一分之才覺を以て、本家之儀に御座候共打潰し候て、驗を差上一途に御忠義可レ仕候事。

右於ニ僞申上一者

梵天・帝釋・四大天王・總而日本國中大小之神祇・別而氏神八幡大神・愛宕・摩利支天・住吉大明神・天滿大自在天神・嚴島兩所大明神之御罰立所可レ蒙者也。仍神文如レ件。

廣家

慶長五年十月三日

福島左衞門大夫殿

黑田甲斐守殿

正則・長政、此誓書を內府公へ披露せられしに、吉川が自家の繁昌を捨てゝ、一向に本家の相續を願ひたる志、甚殊勝に思召すにや、軈て吉川を御前に召され、此度の逆亂に、始終心底を變せず、毛利秀元其外輝元が家老共に異見を加へ、南宮山の諸勢を押へて、十五日の合戰に手合を留めたるは、廣家が忠節なれば、以來御忘却あるまじきなり。其上廣家誓紙にての斷の旨に任せられ、輝元が罪を宥めて、防長二州を輝元父子に給はるべしと仰せられて、千壽院の御脇差を廣家に與へ給はりければ、廣家安堵の思をなして御前を退出あり。尙又井伊兵部少輔迄仰出されたる趣は、藝州を福島正則に給はりて、廣島に在城すべきなり。廣家は防州の內上方口に居城して、正則と心を合せ、中國靜謐の謀を廻らし、忠勤を抽んづべしとなり。其後內府公より、輝元父子に與へられたる御誓紙に曰く、

家康、輝元父子に誓紙を與ふ

敬白起請文前書之事

一、今度周防・長門兩國進レ之置候事。

一、御父子進退異議有間敷事。

一、虛說申掛候者可レ遂二糺明一事。

右於二僞申一者

梵天・帝釋・四大天王・總而日本國中六十餘州大小之神祇・八幡大菩薩・富士・箱根並三島大明神・天滿大自在天神可レ能二蒙御罰一者也。仍起請文如レ件、

慶長五年十月十日　家　康

安藝中納言殿

毛利藤七郎殿

輝元、赦免に關する一說

或說に、輝元卿・增田・石田・長束・安國寺等に唆されて、大坂の西丸へ移り、增田と連判の廻文を諸方へ送り、剩へ豫州へ兵を遣はし、其後伏見・大津・阿濃津の城を攻めさせ、恣に內府公の御敵をせられしかど、防・長の二州を給はり、增田は連名

の廻文と、伏見・大津の城を攻めたる迄の罪科なれども、領地を永く召放たれたり。是偏に毛利は名家と云ひ、大名なる故、罪を宥められしとかや。尙古謹みて按ずるに、輝元の家族吉川侍從、其身の御恩賞に代へて本家相續を願はれたる始終を知らず。異說なるべきにや。如何にとなれば、吉川廣家の妻室は、備前中納言の姉にて、秀吉公の御養女なりしを、廣家に給はり、御懇意を受けたる人なれば、必定上方の方人なるべきに、智謀ある人にて、早くより兩使を下して御內通申し、南宮山に在陣の時、輝元の家老福原式部と相謀り、宰相秀元其外の軍に、利害を說きて、十五日の合戰に手合を留められしは、莫大の御忠節なり。然るに廣家大坂にて神文を捧げて、內府公を御馳走申したる意趣は、自家の存亡に拘らず、一向に本家相續の爲計りなり。若し輝元が領地を一圓に沒收せらるゝに於ては、某も同罪に處せらるべしと、あらけなくいはれし故、據なく思召寄、防・長の二州を輝元・秀就に給はり、御誓紙迄添へられしかど、又輝元に御不審殘り、やう〳〵にして直りたりと傳記にあり。內府公さばかりの明君なる故、廣家の誓紙にて御

斷申上げられたる眞實を御稱美ありて、兩國を輝元・秀就に給はりたる處は、御異變なしと雖も、輝元に於て猶も御疑ありし故、吉川侍從安藝境に在城して、福島左衞門大夫と心を合せ、中國靜謐を手遣すべしと仰出されたるは、輝元を押の御智計なるにや。

又頃日黑田如水、筑紫より吉川氏に示されたる返書に云く、

去月廿二日の御狀、昨三日に拜見申候。

一、從ニ先年一隆景・元春申談、彥右衞門拙者中國之儀御馳走申、其積貴殿隆景無ニ御忘却一候。殘衆は備前中納言御同前の御覺悟候き。　雖ニ小身候一林肥前は先年之筋日無ニ忘却一、去年於ニ京都一拙者に申理候。（私曰く、彥右衞門は蜂須賀なり。）

一、今度中國御家の續候事、貴殿御律儀故羽左太・甲斐守被ニ仰談一御家再興中々不レ被レ申候。中國以下唯今可レ存ニ當一事。

一、彌ゝ羽左太・甲斐守御入魂肝要候。兩人迄輝元幷貴殿御事御馳走候得と申遣候事。

一、宰相殿御幼少の節、別而馳走申候き、元春先年より無二御等閑一故申談候。又久留米藤四郎殿儀、是又貴殿御存候事に候。兩所より近年文通不レ被レ下候、只今申候而は不レ入儀に候得共、貴殿御事は、最前之馳走無二忘却一之段奉レ感候故、兩人之儀を申事に候。

一、上方於美濃口御取相、當月迄も中國へ切上り、見知返して一合戰可レ仕と存候に、早く内府御勝手罷成殘多候。

一、於二九州一者、奉行方之者は、島津・立花逃下有レ之事に候。内府樣ゟ得二御意一置候間、被二仰出一次第、兩人之者共卽時に討果、無レ程罷上以二面上一萬々可二申承一候。恐惶謹言。

十月四日　　圓清

廣家樣　貴報

尙〻小倉への儀、輝元加番入候由候間、一岐へ不レ渡候樣可レ被二仰付一候。

抑彼の毛利氏の起りを聞くに、平城天皇の御子、阿保親王の御子、備中守本主より

吉川氏の祖先

出て、其子音人始めて大江の姓を給はり、其子式部權大夫千古・中納言維時・式部大輔重光・式部大輔匡衡・式部大輔擧周〔擧イ〕・大學頭成衡・權中納言匡房・式部大輔維光・大膳大夫廣元・民部少輔廣親・左衛門尉時廣・掃部助宗元・左近將監貞親・陸奥守親茂・治部少輔廣房・備中守光廣・備中守照光・治部少輔豐元・備中守弘元・少輔太郎興元・右馬頭元就・備中守隆元・右馬頭輝元・長門守秀就迄、大江音人より都べて廿九代なり。但輝元實子なきに於ては、叔父伊豫守元淸の子息秀元を養子とすべき志あるにより秀吉公も秀元に羽柴を許し、宰相に任ぜられしが、輝元實子誕生して、やう／＼成長せられしにより、伊豫守秀元は、長府五萬石を知行して甲斐守と號す。輝元程なく隱居して、宗瑞と改名せられしとかや。又彼の吉川氏の先祖を聞くに、大織冠鎌足公・右大臣不比等・左大臣武智麻呂・兵部乙麿・是公・大納言雄友・伊賀守弟河・陸奥守高快・上總介淸夏・常陸介維義・遠江守爲憲・從五位下時理・駿河守時信・右馬允維淸・山城權頭淸定・右馬允元景・兼馬三郎景義・吉川三郎經義・此經義は賴朝卿の御時、駿河國吉川の邑に居住して、是より氏を吉川と號す。經義の子に、小次郎友兼・其子左

衞門尉維兼・其子吉川左衞門尉經光の子・次郎經高藝州に下向す。其子五郎次郎經盛・駿河守經秋・左兵衞尉經見・治部少輔經信・左衞門大夫元經・掃部介經基・治部少輔國經・治部少輔元經・治部少輔興經迄、世々相續せられしが、興經實子なきに依て、毛利元就の次男、駿河守元春を養子とせらる。但、興經の祖父國經の女、元就の內室となり、父元經は元就の妹婿なり。此故に、興經と元春は從弟なるに依つて、元春を子とせらる。元就の三男は、小早川の家を繼て、小早川左衞門佐隆景と號す。元就の嫡子備中守隆元・次男吉川駿河守元春・三男小早川左衞門佐隆景を毛利の三家とし、各所々にて戰功あり。太閤秀吉の御時、元春に筑前國、隆景に伊豫國を與へらるべき御內意ありけるが、元春卒去せられしによりて、隆景に筑前國を與へ、大老職となして任ぜられ、元春の子息藏人は、出雲の國を與へ、羽柴氏豊臣の姓を給はりて、侍從に任ぜらる。其後、備前中納言秀家卿の姉を、秀吉公の御養女となして、廣家の內室とせらる。此一亂の後、內府公、輝元公父子に周防・長門を給はり、廣家は周防國岩國に居住して、國政・軍事を相計るべしと仰出されしが、廣家多病にし

て勤め難きにより、御願申上、隱居剃髮して法名を如見といひしとかや。

或說に、輝元の罪を御糺明の時、其家老堅田兵部高野山に登り、内府公を調伏申したりと、各〻語りけるに、假令彼等、我等を調伏したるにせよ、鐵炮を打懸けたるよりは、却て延々の謀なるに、取わきて憎むべきやうなしといへり。今謹みて按ずるに、内府公寬大の御氣象、彼是につきて思ひ見るべきにや。又一本に、天正十九年の春、秀吉公、毛利三家の領地を定められたりとて、其御朱印を記して云く、

安藝・周防・長門・石見・出雲・隱岐・伯耆三郡・備中半國・

右之國々檢地任帳面百十二石之事、相副別紙宛行訖、全可ㇾ有二領地一也。

天正十九年三月十三日　御朱印

羽柴安藝宰相どの

知行〔方イ〕高目錄の事

一、寺社領之事、二萬石支配不ㇾ入寺社之儀、其方次第之事。

一、七千石　　京遣方之事

一、六萬六千石　　羽柴小早川侍從

內一萬石無役、輝元於近所

一、十一萬石　　羽柴吉川侍從

伯耆三郡、有次第、其外出雲國富田之城、伯耆方に片付、都十一萬石相渡、富田居城可然否之事。

一、隱岐一國　　羽柴吉川侍從

一、十萬石　　輝元國々臺所入

一、八萬三千石　　京都臺所入

合十八萬三千石臺所入

一、七十三萬四千石　　軍役

右之內二十三萬石無役、八十九萬石之軍役、並小早川・吉川相加可レ務也。

天正十九年三月十三日　御朱印

羽柴安藝宰相どのへ

輝元、再び不審を蒙る

其後黑田長政は、筑前の國を給はりて、筑紫へ下向すべき爲に、霜月十七日大坂を出船せられしが、其頃又輝元に御不審起り、毛利の本家危しと聞えければ、吉川廣家、飛脚を黑田長政の方へ下し、其身の安住も、覺束なしとありければ、長政返書を與へらる。其趣に云く、

御書中拜見仕候。貴所樣御事は、更に新敷不ㇾ及ㇾ申候。於ㇾ樣子ㇾ者一々德永法印に申置候。御知行抔之儀ハ、前廉之首尾於ㇾ相違ㇾ者、拙者内に而成共可ㇾ進置ㇾ心中に候條、御氣遣被ㇾ成間敷候。尙追々可ㇾ申述ㇾ候間不ㇾ具候。恐惶謹言。

中冬十八日　長政

吉藏樣 貴報

增田長盛逼塞附渡邊了簡

其後内府公は、藤堂佐渡守・本多中務大輔を召され、增田右衛門尉は、秀賴守護の爲に、大坂城内に居て、我等に敵せざる由、陳謝すると雖も、下の者を下知し、伏見・大津

増田長盛高野山に蟄居す

渡邊勘兵衛郡山城を指揮す

の城を攻めさせ、其上安藝中納言と連判の廻文を諸方へ遣したる事分明なり。急ぎ領地郡山に蟄居させよと仰せらる。兩人此旨を增田に申聞かせければ、右衛門尉力なく大坂を出でけるに、內府の御家人數百人、道の左右に立並び、木津邊迄其中を通しけるが、又俄に內府公の御下知として、高野山に籠居すべしとあるにより、長盛兎も角も仰に任すべしとて、高野山に赴きたり。是より先に、內府公は、羽柴伊賀守其外和州を領する小身の輩を召給ひ、增田左衛門が郡山の城へ發向せらるべしと仰せらる。是によりて、伊賀侍從は笠置と奈良の間へ陣を据ゑ、其外の輩は、菅井筋より兵を出して、玉水に陣を取る。增田が城代橋與兵衛〔頭イ〕・鹽屋法順・其外家老の輩相談して、渡邊勘兵衛を本城へ移し、貴殿は武功ある人なれば、此方へ憚なく萬づ下知せらるべしといふによりて、勘兵衛仰に任すべしと返答す。初二三日が程は、鄕人郡山へ亂入し、城下の商家を騷がし、女童の衣服を剝取るに依つて、渡邊勘兵衛四五百計にて打廻り、彼の狼籍する鄕人を每日二十三十づゝ〔四五十づゝイ〕切捨てければ、城下一里の內へ往來する者一人もなし。或夜城下へ夜盜來り、侍屋敷二軒燒

立てけるを、勘兵衞二三百人にて馳付け、追拂ひける故、重ねては火付も來らざりしとかや。其後頻に敵寄來る聞えありしかば、家老・頭人相談して、城下の町を燒拂ふべしといひたりしに、渡邊がいはく、自ら燒くは時節ある事なるに、町家を燒拂ひ、町人共の批判に懸らんこと口惜し。手先を堅固に抱へ置きて、敵間を見計らひ自燒せんといふに依り、各〻是に從ひけるが、其後城を開け渡すにより、圖らずして勘兵衞が下知宜しきに定まりたり。其頃郡山の城中に籠りたりし兵士三十餘人、其外雜人七八百、挾間をくゞりたるに、渡邊が家人一人も逐電せず。依つて人皆法度の締りたる事を感じたり。又兵士百四五十人連判して、十人計に甲冑を著せて、使者となして城代其外家老の方へ訴けるは、天守に置きたる金銀を面々へ配分せらるべし。然らずば城を退去するより外はなかるべしといふにより、家老各、相談して、人數を退散させざる爲なれば、其心に任すべしと返答せしに、勘兵衞曰く、主人の下知もなきに、此計らひ沙汰の限りなり。勘兵衞に於ては同心なしといひければ、宮本新太郎も勘兵衞と同意して、此事成るまじといひければ、彼の輩

勘兵衛に對して爭ひけれども、終に承引せざりしとなり。斯くて勘兵衛、三丸の持口へ歸り、父右京と母妻を相具して、本丸の天守へ上り、城代橋與兵衛に向ひて、御家中の面々、非法の相談心得難し。我等手の者二百人計りにて、本丸をば堅固に守るべし。缺落すべき輩は心に任すべしと申し放ちたり。此故に我等が人質を其方へ渡し申すなりといひて、持口へ歸りけるに、勘兵衛と同意の輩十一人、人質を出すに依つて、本丸堅固に締りたり。其後勘兵衛其外人質を出したる輩に、長盛感狀を與へて其志を稱しけるとなり。爰に田中覺之丞と號する者あり。兼て武功もありけるにや、隊長に備はりけるが、此時熟〻思ひけるは、運を開くべき御籠城にあらず。然れば子孫斷絶すべしと、幼少の子に妻を相添へて、竊に城外へ出しけるが、渡邊以下の輩、妻子を本丸に出したる後につきて、譏る者多きにより、田中男をやめけるとかや。其後藤堂佐渡守・本多上野介・船越五郎右衛門・侍従の陣代伊木清兵衛等、郡山へ寄せ來り、右衛門尉は、高野に於て切腹したりと風聞あり。其頃大坂より右衛門尉人數馳來り、彼是凡べて九千計りあるに依つて、只備城を守るべき爲

郡山開城

に、手々に分つて持口を定む。此時も亦勘兵衞萬づ下知すべしと各〻申すに依つて、渡邊城を乘廻り、塀裏を守らせけるに、下知に背く者更になしとかや。然る處に、右衞門尉家來高田遠江・山川半平、增田が書狀を高野山より持來り、城中の金銀諸道具目錄にして、藤堂佐渡守・本多上野介兩人に城を相渡すべしと下知するに依つて、城に籠りたる大身・小身、此上は力及ばずといへり。かゝりければ、城門の鑰を橋與兵衞・鹽屋法順が方より請取つて、藤堂・本多兩人に渡しければ、其家來門々を差堅め、他家の輩本丸へ往來するにより、渡邊が曰く、城中の諸道具、一物なりとも紛失するに於ては、後日の理り立つべからず。併し城を渡し申さぬ內は、鑰は御返しあつて給はるべし。此方より門々を堅め申さんといひければ、兎も角もの返答なきによりて、勘兵衞下知して、兵士を遣し、手荒く鑰を取返へす。其後城を渡しければ、勘兵衞諸士を下知して、旗差物を卷かせ、大手柳町より人數を繰出し、奈良へ出し、夫れより東西へ別れ去る。始め彼の城を守りし時、勘兵衞方へ書通して、內府公へ左右するに於ては、御家人となして御恩賞重かるべしと言送る人多しと雖も、

勘兵衛、藤堂高虎に仕ふ

渡邊更に承引せず。重ねて申聞けらるゝに於ては、其使の首を切るべしといひて使を返し、又は使者を搦め置きて、城を渡して後、返したるもありとなり。勘兵衛既に郡山を退きたりと聞えければ、彼を御家人になし給はんと宣ひ、堀尾吉晴も城地分ち授くべしといはれけれども、郡山にて藤堂高虎と先約するに依りて、其冬豫州へ下りければ、郡山にての采地一萬石を倍して二萬石になし、嫡子長兵衛に三千石與へらる。其後故あつて、嫡子長兵衛を彼の家に殘し、勘兵衛は仕へを返して京都へ上り、推庵と名を付け、寛永の頃亡くなりし故、勘兵衛は予が知る者にあらずと雖も、其三男渡邊不誰〔推イ〕近くまで洛外東山に居たりしが、二三箇年程あつて交通して、度々對面せしが、折に觸れて父勘兵衛が行跡を聞く事あり。

渡邊勘兵衛の武功

弱年の頃は、阿閉淡路守に仕へけるが、信長公、荒木御退治の時、攝州吹田表に於て、阿閉が兵士二百人計、敵陣へ馬を入れて首六つ打取りけるに、勘兵衛は此時十七歳なり。早く乘込、首六つの內、一番に能き首を討取りければ、阿閉が此時の旗頭木下藤吉秀吉より、山葉文藏といへる黃母衣の衆を添へて、信長の本陣へ渡邊を遣し給ひけるを、信長御前

へ召し給ひ、汝が今日の働比類なし。何をか褒美に得さすべきと仰せければ、近習の輩、干鮭を田邊〔島〕子の二重に入れたるを差出しけるに、是を給はりて御前を退く。翌年の冬、荒木居城有岡の外郭を、信長公攻破り給ひし時、一手の内にては、一番に塀に乘上り、鐵炮にて城中へ打落されて創を蒙る。阿閉淡路守、吹田と有岡の高名を稱して、其家にて五人七人武功ある者、殘らず幅一丈に鶴の丸付けたる母衣を許す。此時勘兵衞十九歲なり。翌年信長公、伊賀國へ出馬せられし時、彼の國長田・法花兩所を阿閉攻めけるに、勘兵衞主從首數多く討取る。此時阿閉の家にては、雙ひなき働に相定まる。其頃阿閉淡路守家來に、森甚五郎と號する者あり。兼て武用にも立ちたる者にて、淡州千石の領地を與へけるが、彼の甚五郎と渡邊と口論に及ぶ事ありしに、したゝかに辱められて、忍び難くや思ひけん。打果さんと企てしが、渡邊が勇氣に恐れけん、竊に出奔したりしとかや。其後秀吉公、備中國糠山を攻め給ひし時、勘兵衞と福島市松を召出し、勘兵衞に百人扶持、市松に七十人扶持與へ給ふ。是は勘兵衞が、攝州吹田の働を感じ給ひし故となり。其御自筆の御

賤ケ嶽の戰功

判物、今も渡邊が家にあり。彼の糖山にて、中村式部少輔・加藤遠江守・堀尾帶刀・渡邊勘兵衞一組として城を攻めたりしに、彼の城俄に燒上りしかば、勘兵衞仕寄場より素肌にて駈出で、三町計り駈付けしが、加藤遠州は、馬にて乘付くるに依つて、そこは越えられけれ共、塀下へは一番に付きて、狹間を閉ぢさせ乘込みたる働、一組の面々秀吉公へ披露ありける故にや、廿日計りの內、秀吉公の御養子、次丸殿へ附け給へり。此時勘兵衞廿一歳なり。秀吉公、瀧川一益を攻給ひし時、勢州矢田山へ敵四五百取登りけるに、三好秀次諸將を下知して、矢田山の敵を追拂はんとせられし時、勘兵衞行懸り、高田豐後と云ふ人、川を渡りけるに、後より尾藤次郎三郎・田中久兵衞も馳加はりけるに、四五人にて四五百の敵に馳向ひしに、矢田山より中井へ續きたる堤へ、敵の人數引取りけるに、四五人の跡慕ひけれども、味方の兵續く者なく、敵數十挺の鐵炮を放つに依つて、終に鑓合の勝負はなしと雖も、敵間十間計に迫りたる武者振、人皆感じけるとなり。秀吉公、江北志津ケ嶽發向の時、渡邊勘兵衞・淺井喜八郎・赤尾孫助・西脇彌五郎立並び、佐久間が兵を追立つる、其後福島市

松・加藤虎之助・加藤孫六・片桐助作・脇坂甚内・粕屋助右衞門・平野權平鑓を合する時、渡邊勘兵衞・淺井喜八郎・淺野日向も其場にて各首を取る。又秀吉公の阿州にて加勢の時、一宮の本城と出丸の間を、勘兵衞取切るに依つて、敵兵出丸を捨て、本丸へ引退く。此時勘兵衞廿四歲なり。又次丸殿御家人に、村瀨兵左衞門といふ者あり。彼は其頃人の知りたる勇士なるが、出陣の期に後れたる咎に依りて、勘兵衞、次丸殿の仰を請けて、泉州千石城にて、放し打に誅戮す。其外渡邊が心操の働あり。依つて渡邊を常に寵遇ありしが、次丸殿早世せらるゝにより、勘兵衞浪人となり、其後中村式部少輔一氏に仕へけるが、秀吉公、北條父子を誅罰せらるべき爲に、關東へ進發あり。此時豆州山中の城を仕寄攻にすべしと議定せらる。中村式部少輔・木下美濃守此日の先駈として、塞より此方七八町此方に備へけるに、渡邊勘兵衞、式部少輔に相議して、城の形氣を見張るべき爲め、只一騎乘出し、一町計り此方に馬を立てけるが、仕寄迄もなく、乘取るべき見取りあるによりて、式部少輔を麾にて招きければ、一氏手勢を率ゐて、勘兵衞が馬立てたる下一町計り下迄來りしかば、勘兵

山中城に於ける戰功

衞本陣へ歸り、平攻に攻取るべしといひけれども、式部少輔承引なく、他家の軍勢攻懸るに於ては、其方心に任すべしとあるによりて、渡邊が曰く、十町より內には味方なし。こゝは某覺悟に任すべしといひて馳歸る。外郭を乘破りしに、成合平左衞門・堺兵右衞門・高田助八郎・吉田武左衞門、彼是四人勘兵衞に相續く。渡邊新右衞門・赤井久左衞門も馳付けしが、二人ながら鐵炮に中つて創を蒙る。秀吉は、勘兵衞が城へ乘入るを御覽じて、鳥毛の天衝は、中村式部少輔が家人と見えたり、捨てゝも一萬石は取るべき者なりと宣ひ、總攻の貝を吹くべしと下知せらる。此貝の音を聞きて、諸勢一同に山中の塞を攻破る。勘兵衞は、諸勢に先達て、三丸の簀戶を取固めければ、堺兵右衞門・渡邊源七郎後より來つて創を蒙り、中川金平・中村三治・土方孫次郞・古田久左衞門等も、勘兵衞に言葉をかけて乘付けしが、鐵炮に中つて四人共に命を殞す、城兵爰を先途と防ぎけるに依つて、簀戶の前にて死傷する者、五六十人に及べり。然る所に、木村常陸介の家人、大崎玄蕃・稻葉內記、靜々と簀戶口へ攻懸りければ、寄手の兵士搦手へ入廻る頃、大手の狹間より打出す鐵炮

山中城陷落

の煙薄くなるに依り、勘兵衛出來て簀戸を乘越えけるに、城兵三丸二階門を堅固にかゝへしかども、門脇を押破り、三丸へ攻入りければ、城兵二丸へ引取る所を、つけ入にして又二丸を破る。此時城の乾の方より、鐵炮を放つによつて、彼の處を本丸と思ひ、塀の矢切より内を見れば、敵二百計り群り居りし所へ、勘兵衛唯一騎馳懸る。是を見て、城兵櫓の壇へ引上りしかば、勘兵衛彼の敵に追迫る、此時渡邊藤右衛門・瀧孫作も馳加はり、敵と突合ひけるが、程なく味方四方より乘込みたれば、櫓の壇へ引取りたる敵、一人も殘らず討死して、城主は自害せしとなり。其後勘兵衛、家來成合平右衛門を遣して、主人の馬印を取寄せて、本丸の角矢倉に立てさせ、中村式部少輔城を乘取りたりと名乘らせけるとかや。其後秀吉公、小田原に於て中村式部少輔を召給ひ、山中の塞を攻破りたる功勞を、御褒美ありて、唐織の羽織を給はり、手づから一氏に著せられけるに、又勘兵衛を呼びて、秀吉公の御感賞も、皆其方の計らひなれば、此御羽織の兩袖を解きて得さすべしとありければ、是は御家に傳へらるべき物なりと、勘兵衛固く辭するによりて、連錢鹿毛と號する、雙びなき良馬

を渡邊に與へらる。程なく式部少輔に、駿河一國を與へられしが、勘兵衞故ありて一氏の家を退き、關ヶ原御陣の頃は、増田長盛に仕へ、其後大坂冬夏の御陣に、藤堂高虎の先鋒して、拔群の戰功あり。中にも五月六日、藤堂和泉守は、河州八尾村より四十町計り東なる、千束村に本陣を居ゑ、先鋒の諸隊長飯森海道を十町計り道明寺の方へ繰出しけるに、長曾我部盛親、數千の兵を隨へ、八尾・久寶寺迄馳來るを見て、勘兵衞戰を決すべき爲に、兵士を控へさせけるが、高虎其外家老の輩迄使を馳せて、何とても其邊に備へたるやとあるによりて、勘兵衞しか〴〵の由を返答す。又勘兵衞旗本へ申送りけるは、四筋の道を西向に進めらるゝ兵士の内、南二筋の人數は、西の横堤にて踏留させ、北二筋より馳出る味方と一手になり、列伍を整へ合戰を始むべし。但、北二筋の御人數しどろになる樣子なり。高虎彼の手へ御越しあつて、御下知然るべしと勘兵衞諫めければ、高虎も承引せられしが、其間に北二筋の道を向ひたる輩、勘兵衞に先をせられては、口惜しからんと思ひしにや、西郡村迄はら〳〵と駈付けしが、長曾我部が先鋒の隊長、吉田内匠十郎縫殿兵士を進

めて相戰ひ、藤堂新七・藤堂玄蕃・其外騎兵六十人討取つて、旗迄奪ひ取りけるに、藤堂仁右衞門・桑名彌治兵衞・藤堂宮內・渡邊掃部等も旗を立て、無二無三に馳懸りけれども、忽ち利を失ひて、仁右衞門・彌次兵衞・其外騎兵六十人討死す。勘兵衞は、旗を五町計り後に退けて、鳥毛の天衝を其夜俄にかへて、手島莚に黑餅を付けたる認旗を馬前に立て、弓・鐵炮・甲士の行列を整へて馳懸けし故に、差向ひたる敵を追立て、藤堂新七・桑名彌次兵衞等を擊取つて、追擊する敵を橫討にして、首二十二擊取りければ、大坂勢は八尾の方迄引退く。勘兵衞又手の者を下知して、敵に向ひたるに、敵兵二千餘人、旗五本計り打立て備へたる所まで、二三十間にしかけ、追合ひけれども、十分一の小勢なれば、堤の方へ馬を返しければ、敵慕ひ來り、堤を越えて兵を進めけるに、勘兵衞が嫡子長兵衞も、此日敵四人突伏せ、郎等に首を取らせたる働著し。斯くて勘兵衞は、堤の下に備を立て、敵退くに於ては、追擊して長曾我部を討首にせんと相謀りしに、泉州八九度迄軍士を馳せ、引取るべしと下知せらるれども、勘兵衞下知に從はず。今朝四人の隊長、其外甲士六七十人討たれ、旗二本敵に取

勘兵衞が子不誰に關する一說

られし事、世間に隱れあるべからず。冬の御陣にも申す如く、天下の御先鋒を勤めらるゝ上は、莫大の御武功を立てらるべき事肝要なり。然るに今朝の戰に利を失ひすご〳〵と引取申しては、公儀の思召惡しかるべし。御旗本を寄せらるゝに於ては、大坂迄追擊して、便よくば城を乘取り申すべしと答へしかど、泉州曾て承引なきに依つて、力なく思ひけるが長曾我部八尾を引取りければ、勘兵衞味方を下知して、平野より二十町計り北まで追擊して、首三百餘級を獲たり。朝の合戰に四人の隊長其外數十人討たれけれども、首二百餘級打取る故に、都て五百餘級の首帳を公儀へ捧げらる。勘兵衞此時五十三歲なり。彼れが勇功多かる中に、八尾・平野にて勝負の得失を計り、始終進退の節を失はざる全功に於ては、前々の功勞には遙に勝るべし。高虎の家を退去の時、他家にて五萬石を知行するに於ては、御障を用捨あるべしといひ置きしが、年經て後、尾州・加州に召出さるべき御內意ありけれども、成瀨・本多と同格の采地如何あるべきと、公儀の御沙汰あるにより、一生浪人にて終りけるとかや。

一說に、彼の勘兵衞が三男渡邊不誰、堀田上州招かれし時、家中の輩承引せず、父

勘兵衞は少しの働ありと聞く。不誰は何の骨折りたる事なく上座ばるにやと、人皆譏りたりといへり。尙古按ずるに、予が古傍輩野々口丹波も、上州に仕へし者なり。不誰が傍輩に譏られたる事を終に語らず。流石推庵が子といひ、恥なかるべしとて、人皆興深く思ひたる趣を語りぬ。彼の一說必定妄說ならんといひたりしに、其一說實に故ある事なり。我等佐倉へ下りし時迄、左の上座に長岡内匠、右の上座に深水縫殿居たりしに、縫殿は内匠が次に直り、不誰は右の上座たるべしと下知せらる。是は左の次の座と、右の上座と對になるべしと沙汰せられし故と聞ゆ。然るに縫殿、此座列を心中に承引せず。動もすれば勘兵衞が働をさせる事なき樣にいひなし。剩へ我等に向つて、御亡父の推庵老、八尾・平野にての差引具に聞きたりとあさはかに語りければ、我等は上州に招かれし時も、父勘兵衞が筋は其時代珍しからず、又其流矢の一筋も拾ひ申すに於ては、仰に任すべしと再三辭退せしが、據なく申開けらるゝ故に、關東へ見物の爲に下りしかば、〔脫字アルカ〕縫殿も爭はん心なかりしかど、父勘兵衞が八尾・平野の戰に、藥庵を

振つて諸士を進退させたる働とを、己が堀丹州が手に付て、嚴しく戰ひたる骨折と、對々に思はば拙しとせんか、第一座列を心に叶はずば、如何でか彼の家を去らざるやと思ひ、彼是疑ひしに、父勘兵衞が八尾・平野の骨折は、岡本彌市右衞門が見たる趣を始終聞きたりと返答せらるゝに依りて、彌市右衞門は、知らぬ事を知らぬとせざる男なり。泉州の旗本千塚と、八尾・平野は二十四五町隔ち、殊更三時計りの對陣せりあひ、其外品々ある事なれば、彌市右衞門唯一度使に來て、其儘馬を返し、何事をか眼前に見たるや覺束なしとあらけなくいひければ、縫殿口を噤みたりしと不誰の物語なり。上州の家絶えて後、深水は初め八郎兵衞といひし頃、手にかけたる働あるに依つて、加州の御家人となりて、五千石の食祿を受け、不誰は仕を求めず。又京へ上りて居たるに、青山幸利の厚志を受け、三十人扶持京都にて給はり、幸利在城の年は、折々尼崎へ下りしに、賓客の待遇にて、甚だ寵逍せられける。尚古播州明石に居たりし時、不誰內談する事ありとて、尼崎より明石へ來り、人丸大明神の拜殿にて終日語りしも、昨日今日の樣に覺えて

いと哀れなり。彼の不誰、三十郎といひて、弱年の時兄三郎兵衞江戸へ下り、千石の采祿にて本多能州へ出でけるが、不誰京都より書狀を遣はし、兄長兵衞殿は、據なき儀ありて、一生三千石領地せられたり。貴殿僅か千石の扶助を請けられし事、父の武功を徒になし、某に對しても御情なき御覺悟なり。此方の分限計り知られたる上は、男を止め申すなりといひて、髮を下し不誰と名を改む。三郎兵衞も、不誰が此存念を恥悔いしにや、一生妻妾を持たず。養子せず。忽ち子孫を絕ちたり。不誰も堀田上州にわりなく招出されて還俗せしか、されとも又、三郎兵衞が志を痛みしにや、京都へ歸り、其後魚鳥をば喰ひけれども、出家のやうにてありしなり。尙古多年不誰と因みありて、心を置かず物いひ交はす中なる故に、此事を語りけれども、三郎兵衞を譏る中、忍び難くや思ひけん、此說似たるやうにて意味替りたりと答へし。彼の不誰を堀田上州呼下し、名作の刀・脇差を與へて、三百人扶持を授けて、御上洛の時五千石、出陣前に一萬石となし、平生は金銀等入用いさゝか輕からで、金奉行より請くべし。其旨申付置きたりといは

れけれども、三百人扶持の外、少しの願もいはざるにより、兵器・衣服・金銀等、折
折與へられしとなり。

關原軍記大成 卷之三十二 終

大正五年十一月十日印刷
大正五年十一月十三日發行

國史叢書
關原軍記大成 三
定價金一圓

複製
不許

編者 黑川眞道
發行者 小瀧淳
東京市本郷區駒込林町一八三番地
印刷者 楢山定吉
東京市神田區三崎町三丁目一番地
印刷所 友文社
東京市神田區三崎町三丁目一番地

發行所
東京市本郷區駒込林町百八十三番地
振替貯金口座東京二七〇二四番
國史研究會